

松山市地域防災計画

地震災害対策編

(令和〇年〇月修正)

松山市防災会議

松山市地域防災計画（地震災害対策編）

目 次

第1章 総 則

第 1 節 計画の主旨	1
第 1 計画の目的	1
第 2 計画の性格	1
第 3 計画の構成	2
第 4 計画の修正	2
第 5 他の法律との関係	2
第 6 松山市国土強靱化地域計画	3
第 7 計画の習熟	3
第 8 細部計画の策定	3
第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第 1 松山市	4
第 2 愛媛県	5
第 3 愛媛県警察本部（松山東・西・南警察署）	5
第 4 指定地方行政機関	6
第 5 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊）	8
第 6 指定公共機関	8
第 7 指定地方公共機関	9
第 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	10
第 9 住民・事業者	11
第 3 節 市の災害環境	12
第 1 松山市の概況	12
第 2 主な地震災害	18
第 4 節 地震被害の想定	19
第 1 基本的な考え方	19
第 2 想定地震及び津波被害	20

第5節 地震災害シナリオ	32
第1 シナリオ区分	32
第2 災害・被害シナリオ	33
第6節 防災ビジョン	38
第1 防災ビジョンの基本目標	38
第2 災害に強いまちづくり	39
第3 災害に強いひとづくり	39
第4 災害に強い体制づくり	40
第5 ビジョンへの道筋づくり	41
第7節 地震防災事業計画	45
第1 地震防災緊急事業五箇年計画	45

第2章 災害予防計画

第1節 防災活動の啓発	49
第1 防災思想・知識の普及	49
第2 地震防災訓練	54
第3 調査研究	56
第2節 防災組織の整備	57
第1 市の組織	57
第2 県の組織	58
第3 防災関係機関の組織	58
第3節 防災体制の充実	59
第1 災害対策本部の設置	59
第2 市業務継続計画の策定・運用	60
第3 業務継続マニュアルの作成	60
第4 専門的知識を有する防災担当職員の育成と確保	60
第5 職員用の備蓄物資の整備	60
第6 受援体制の整備	61
第7 防災行動計画（タイムライン）の作成	61

第4節 自主防災体制の整備	62
第1 住民の果たすべき役割	62
第2 自主防災組織の充実強化	63
第3 自主防災組織の果たすべき役割	64
第4 マンション・事業所等での自主防災活動	67
第5 地域での自主防災活動の推進	68
第5節 ボランティアの防災活動	69
第1 ボランティアの受入れ・育成等	69
第2 ボランティアの活動	70
第3 三者連携の構築	70
第6節 防災都市づくり	71
第1 都市計画の推進	71
第2 市街地の整備	72
第3 道路施設の整備	73
第4 都市公園施設の整備	75
第5 建築物等の耐震・不燃化	76
第6 地下空間の浸水防止	78
第7 液状化対策の推進	78
第7節 津波災害・水害予防計画	79
第1 海岸保全施設の整備	79
第2 河川管理施設等の整備	79
第3 水防危険箇所等の把握	80
第4 消防力（水防）の強化	80
第5 伝達体制の整備	81
第6 地下空間浸水災害対策の強化	81
第7 津波災害警戒区域内での警戒避難体制の整備	82
第8 津波対策の強化	84
第8節 土砂災害予防計画	86
第1 土砂災害警戒区域等の指定	86
第2 土砂災害警戒区域等の把握等	87
第3 防災事業等の実施	87
第4 土砂災害警戒区域内での警戒避難体制の整備	88
第5 砂防ボランティア協会との協働	90
第6 大規模盛土造成地の安全対策	90
第7 盛土による災害防止対策	90

第 9 節 消防に関する計画	91
第 1 出火防止・初期消火	91
第 2 消防力（消火）の強化	92
第 3 消防水利の整備	94
第 10 節 市民生活の確保計画	95
第 1 避難計画	95
第 2 物資供給体制の整備	100
第 3 食料及び生活必需品等の確保	101
第 4 飲料水の確保	102
第 5 医療救護体制の確保	103
第 6 防疫・保健衛生体制の確保	104
第 7 災害廃棄物処理等の体制確保	104
第 8 防災上重要な施設の管理者の留意事項	105
第 11 節 要配慮者の支援対策	106
第 1 要配慮者の定義	106
第 2 要配慮者に対する支援体制の整備	106
第 3 高齢者対策	107
第 4 障がい者、難病患者等対策	107
第 5 外国人対策	107
第 6 社会福祉施設等管理者の活動	108
第 12 節 避難行動要支援者の安全確保計画	109
第 1 避難行動要支援者の定義	109
第 2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等	110
第 3 避難行動要支援者への配慮	113
第 4 避難行動要支援者支援対策マニュアルの活用	114
第 13 節 広域応援体制の整備計画	115
第 1 県内応援体制の整備	115
第 2 広域応援体制の整備	115
第 3 消防相互応援体制の整備	117
第 14 節 通信施設の整備計画	118
第 1 情報収集・連絡体制の整備	118
第 2 通信施設の整備	119
第 3 通信施設の運営管理	120

第 1 5 節 ライフラインの保安計画	121
第 1 水道施設	121
第 2 下水道施設	122
第 3 電力施設	123
第 4 ガス施設	124
第 5 電信電話施設	125
第 6 廃棄物処理施設	126
第 1 6 節 公共土木施設等の保安計画	127
第 1 海岸保全施設	127
第 2 河川管理施設	128
第 3 港湾施設	128
第 4 漁港施設	129
第 5 農地・農林業施設	129
第 6 防災上重要な施設	130
第 7 文化財施設	130
第 1 7 節 危険物施設等の保安計画	131
第 1 危険物施設	131
第 2 高圧ガス施設	132
第 3 毒物・劇物施設	132
第 4 火薬類貯蔵施設	133
第 5 放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）	133
第 1 8 節 海上災害予防計画	134
第 1 関係機関の活動	134
第 2 排出油の防除に関する協議会の活動	135
第 1 9 節 災害復旧・復興への備え	136
第 1 平時からの備え	136
第 2 複合災害への備え	137
第 3 災害廃棄物の発生への対応	137
第 4 各種データの整備保全	138
第 5 地震保険の活用	138
第 6 保険・共済の活用	138
第 7 罹災証明書交付体制の整備	138
第 8 復興事前準備の実施	138
第 9 復興対策の研究	139

第3章 災害応急対策

第1節 応急措置の概要	143
第1 市のとるべき措置	143
第2 県のとるべき措置	143
第3 住民のとるべき措置	144
第4 関係機関のとるべき措置	144
第5 企業・事業所のとるべき措置	144
第2節 応急活動体制	146
第1 活動体制の区分	147
第2 警戒体制	149
第3 非常体制	152
第4 特別非常体制	157
第3節 情報活動	161
第1 情報活動の強化	161
第2 情報の収集・伝達	163
第3 気象庁の地震・津波関連の情報	166
第4 県（災害対策（警戒）本部）への報告	173
第5 直接即報基準に該当した場合の報告	174
第6 大規模災害時の行政機能の確保状況の把握及び報告	174
第4節 広報活動	175
第1 広報事項	175
第2 広報の活動体系	176
第3 広報の実施方法	176
第4 報道機関への発表・協力要請	177
第5 市民が必要な情報を入手する方法	177
第6 広報の実施体制	178
第7 安否情報の提供	178

第5節 地震災害時の避難活動	179
第1 避難指示等の発令・伝達	179
第2 避難誘導等	183
第3 指定避難所の設置	185
第4 指定避難所の運営管理	186
第5 広域避難	189
第6 避難状況の報告	189
第7 学校、社会福祉施設等での避難対策	189
第8 旅行者等帰宅困難者の避難対策	190
第6節 津波災害時の避難活動	191
第1 避難指示の発令・伝達	191
第2 避難行動要支援者等の避難誘導	192
第3 指定避難所の開設	192
第4 避難誘導実施者の津波からの安全確保	192
第5 避難指示の解除	192
第7節 緊急輸送活動	193
第1 緊急輸送の配慮事項	193
第2 緊急輸送の対象	193
第3 緊急輸送の段階別対応	194
第4 緊急輸送体制の確立	194
第5 緊急輸送の応援要請	195
第8節 交通確保対策	196
第1 陸上交通の確保対策	196
第2 海上交通の確保対策	199
第9節 災害拡大防止活動	200
第1 消防活動	200
第2 水防活動	205
第3 地下空間浸水災害対策活動	207
第4 人命救助活動	207
第5 建築物等の応急危険度判定	210
第6 被災宅地の危険度判定	210
第7 建築物等の措置	210

第 1 0 節 生活救援活動	211
第 1 飲料水の供給	211
第 2 食料の供給	213
第 3 生活必需品等の供給	214
第 4 物資拠点の設置・運営	215
第 5 応急仮設住宅の確保等	216
第 6 災害相談の実施	218
第 7 動物（犬、猫等）の管理	219
第 1 1 節 避難行動要支援者救援活動	220
第 1 災害時の対策	220
第 2 指定避難所生活等の対策	221
第 3 応援要請	221
第 1 2 節 医療救護活動	222
第 1 医療救護の実施体制	222
第 2 傷病者等の搬送	224
第 3 収容医療機関等	224
第 4 医薬品等の確保	224
第 5 関係機関との協力体制	225
第 6 住民及び自主防災組織の活動	228
第 1 3 節 遺体の捜索・処置	229
第 1 遺体の捜索	229
第 2 遺体の検案及び安置	229
第 3 遺体の火葬・埋葬	230
第 4 県への応援要請	230
第 5 協定締結先への協力要請	230
第 1 4 節 防疫・保健衛生活動	231
第 1 防疫活動	231
第 2 保健衛生活動	232
第 3 住民の活動	233
第 1 5 節 災害廃棄物処理	234
第 1 災害廃棄物処理	234
第 2 し尿の収集処理	236
第 3 ごみ等の収集処理	238
第 4 障害物の除去	239

第 1 6 節 広域応援活動	241
第 1 県又は他の県内市町に対する応援要請	241
第 2 応援協定等に基づく応援要請	242
第 3 愛媛県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請	242
第 4 応援隊等の受入れ体制	243
第 5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の受入れ体制	243
第 6 広域応援の受入れ	243
第 7 外国からの応援活動	245
第 8 他都市への応援活動	245
第 1 7 節 自衛隊の派遣要請	246
第 1 自衛隊の活動	246
第 2 災害派遣時の権限	247
第 3 災害派遣要請	248
第 4 自衛隊の自主派遣	248
第 5 派遣部隊の受入れ体制	249
第 6 派遣部隊の撤収要請	249
第 7 経費の負担区分	249
第 1 8 節 ボランティア活動の支援	250
第 1 ボランティアの需給調整	251
第 2 ボランティアの活動	251
第 3 ボランティアの受入れ	252
第 4 ボランティアへの支援内容	252
第 5 県への要請	252
第 1 9 節 通信施設の確保	253
第 1 通信連絡手段	253
第 2 通信施設の運用等	254
第 2 0 節 ライフラインの確保	256
第 1 水道施設	256
第 2 下水道施設	258
第 3 電力施設	259
第 4 ガス施設	260
第 5 電信電話施設	261
第 6 廃棄物処理施設	263

第 2 1 節 公共土木施設等の確保	264
第 1 道路施設	264
第 2 海岸保全施設	265
第 3 河川管理施設	265
第 4 砂防等施設	265
第 5 治山等施設	265
第 6 港湾施設	266
第 7 漁港施設	266
第 8 農地・農林業施設	266
第 9 都市公園施設	266
第 1 0 空地利用計画	266
第 2 2 節 危険物施設等の安全確保	268
第 1 危険物施設	268
第 2 高圧ガス施設	269
第 3 毒物・劇物施設	269
第 4 火薬類貯蔵施設	269
第 5 放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）	270
第 2 3 節 海上災害応急対策	271
第 1 実施機関	271
第 2 関係機関相互の通報連絡	272
第 3 関係機関の活動	273
第 4 貯木・在港船舶対策	274
第 5 陸上施設事故対策	275
第 2 4 節 文教対策	276
第 1 学校施設の応急措置	276
第 2 応急教育	277
第 3 学校施設の応急復旧	279
第 4 文化財の保護	279
第 2 5 節 社会秩序維持活動	280
第 1 警察機関の活動	280
第 2 住民等への広報	280
第 3 県に対する要請	280

第26節 原子力災害応急対策	281
第1 松山市の事務	281
第2 市の組織動員	281
第3 災害情報の収集・伝達	283
第4 避難等の対策	284
第5 広域避難の受入れ	285

第27節 災害救助法の適用	286
第1 災害救助法の適用	286
第2 被害状況の把握	289
第3 被害状況の報告	289
第4 救助の種類	290
第5 その他の災害救助活動	291

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興体制の確立	295
第1 災害復旧・復興方針の決定	295
第2 復旧・復興本部体制による復旧・復興	295

第2節 災害復旧計画	298
第1 被災施設の復旧等	298
第2 被災者台帳の整備	299
第3 義援金の受入れ	299
第4 義援物資の受入れ	300
第5 義援金品の配布及び配慮	300
第6 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進	301
第7 風評被害への対応	301

第3節 復興計画	302
第1 復興計画の作成	302
第2 防災まちづくりを目指した復興	303
第3 罹災（届出）証明書の交付	304
第4 復興財源の確保	305
第5 被災者の生活再建等への支援	305
第6 経済復興等の支援	308

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則	313
第1 推進計画の目的	313
第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	313
第2節 災害対策本部等の設置	314
第1 災害対策本部等の設置	314
第2 災害対策本部等の組織及び運営	314
第3 災害応急対策要員の活動体制	314
第4 地震発生時の応急対策	314
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	316
第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ...	317
第1 津波からの防護	317
第2 津波に関する情報の伝達等	317
第3 避難指示等の発令基準	317
第4 避難対策等	318
第5 消防機関等の活動	321
第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係	321
第7 交通対策	322
第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	322
第9 迅速な救助	323
第5節 関係者との連携協力の確保に関する事項	325
第1 資機材、人員等の調達手配	325
第2 他機関に対する応援要請	325
第3 帰宅困難者への対応	325
第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	326
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の災害応急対策	326
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の災害応急 対策	326
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の災害応急 対策	330
第4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の対応	331

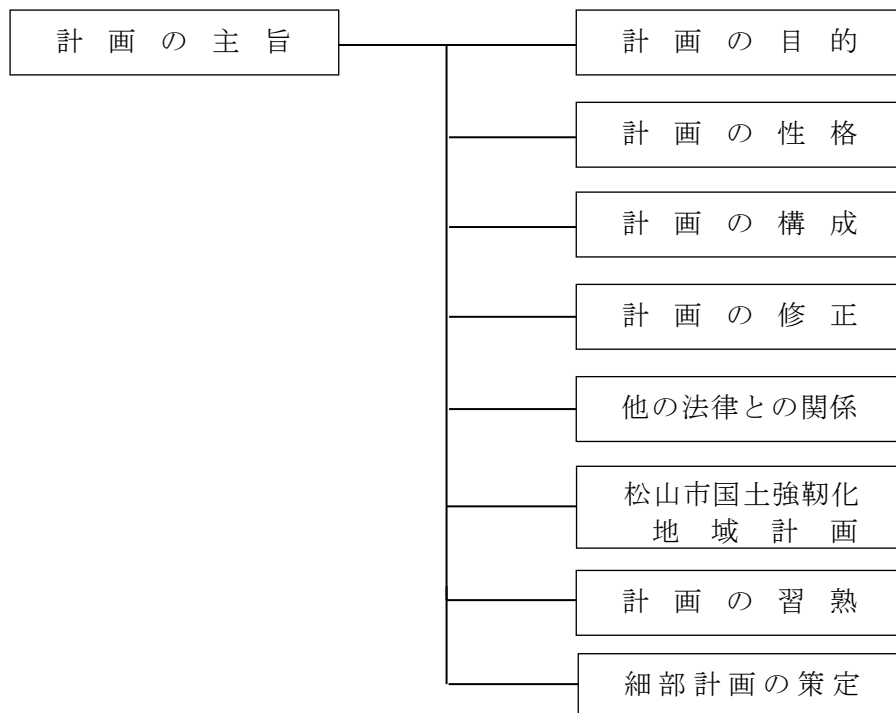
第 7 節	防災訓練に関する事項	332

第 8 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	333

第1章 総 則

節	項 目
1	計画の主旨
2	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
3	市の災害環境
4	地震被害の想定
5	地震災害シナリオ
6	防災ビジョン
7	地震防災事業計画

第1節 計画の主旨



第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、松山市（以下「市」という。）の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域を除く。）に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に対し、総合的かつ計画的な防災対策を推進するとともに、市民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等、市民の自主的な防災活動の誘発を促しつつ、災害による人的、経済的被害を軽減する減災への備えを充実し、市民の生命、身体及び財産の保全を目的とする。

また、災害対策においては、県、市、防災関係機関、民間事業者、住民それぞれが役割を分担し、相互に連携、協力して防災活動に積極的に取り組む必要があることから、この計画に基づき、その実践を促進する市民防災運動を展開し、地域防災力の充実強化に努める。

第2 計画の性格

この計画は、「松山市地域防災計画」の「地震災害対策編」として、市防災会議が作成する計画である。

また、市の地域（以下「市域」という。）に係る防災に関し、市の処理すべき事務及び業務を中心として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が、処理すべき事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画及びその他の多様な主体の

参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じて見直しを行う。

この計画は、「防災基本計画」に示される防災対策及び方針に則り、市の実情に合わせて作成するとともに、市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にし、各機関の事務又は業務を有機的に統合する計画である。

第3 計画の構成

この計画は、次の5章から構成する。

○ 第1章 総 則

この計画の主旨、防災関係機関の事務又は業務の大綱、災害発生の条件等、計画の基本となる事項について定める。

○ 第2章 災害予防計画

平時の教育、訓練、施設の耐震性の確保、市民生活の確保対策等の予防計画について定める。

○ 第3章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の応急対策について定める。

○ 第4章 災害復旧・復興計画

地震災害発生後の復旧、復興計画について定める。

○ 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る防災対策について定める。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年見直しを行い、必要があると認めるときは、市防災会議においてこれを修正する。

したがって、防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を市防災会議に提出する。

第5 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理する。

第6 松山市国土強靱化地域計画

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき作成された国土強靱化地域計画である「松山市国土強靱化地域計画」は、松山市総合計画との調和を図り、各分野の計画に対して、国土強靱化に関する指針となるべきものとして定められている。

このため、市は、松山市国土強靱化地域計画の基本目標である次の事項を踏まえ、松山市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興が図られること

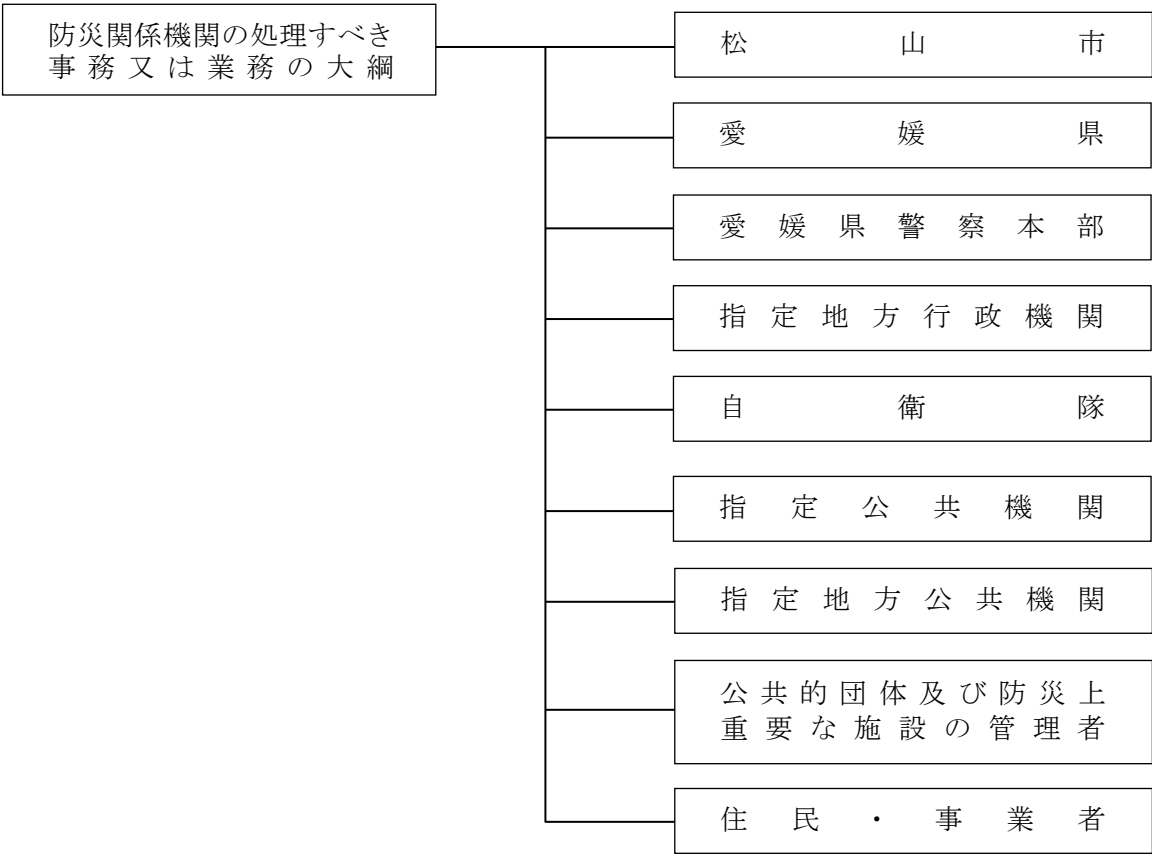
第7 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たって、それぞれの責務を十分に果たすよう、平素から、自己又は他の機関と協力して調査研究を行い、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努める。

第8 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動の展開に必要な細部計画（地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載したマニュアル等）については、本市各部局等においてあらかじめ定めておき、防災訓練等を通じ、必要に応じて適宜修正・見直しを行っていくこととする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱



防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 松山市

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
松 山 市	1 地域防災計画の作成 2 南海トラフ地震対策推進計画の作成 3 津波からの防護、安全な避難路、避難地の確保及び円滑な避難等に関する措置 4 地震及び津波防災に関する組織の整備 5 防災思想・知識の普及 6 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定 7 自主防災組織の育成指導、その他市民の災害対策の促進 8 防災訓練の実施 9 地震及び津波防災のための施設等の整備 10 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査 11 被災者の救出、救護等の措置 12 高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	13 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び指定避難所の開設 14 消防、水防その他の応急措置 15 被災児童、生徒の応急教育の実施 16 清掃、防疫その他の保健衛生の実施 17 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施 18 災害時における市有施設及び設備の点検・整備 19 食料、飲料水、医薬品その他物資の備蓄及び確保 20 緊急輸送の確保 21 災害復旧の実施 22 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第2 愛媛県

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
愛 媛 県	1 地域防災計画の作成 2 地震及び津波防災に関する組織の整備 3 防災思想・知識の普及 4 人的被害等軽減に向けた減災目標の設定 5 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進 6 防災訓練の実施 7 地震及び津波防災のための装備・施設等の整備 8 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査 9 被災者の救出、救護等の措置 10 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の避難支援対策の促進 11 避難指示、緊急安全確保措置の指示に関する事項 12 水防その他の応急措置 13 被災児童、生徒の応急教育の実施 14 清掃、防疫その他の保健衛生の実施 15 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施 16 災害時における県有施設及び設備の点検・整備 17 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保 18 緊急輸送の確保 19 災害復旧の実施 20 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整 21 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第3 愛媛県警察本部（松山東・西・南警察署）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
愛媛県警察本部 （松山東・西・南警察署）	1 警察行政の調整 2 災害警備活動 3 管内防災関係機関との連携 4 各警察署及び防災関係機関からの情報収集及び報告連絡

	5 警察通信の確保及び統制 6 警報等の伝達

第4 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
四国総合通信局	1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設・無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器の供給の確保 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四国財務局 松山財務事務所	災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整
愛媛労働局	1 事業場における地震による労働災害防止対策の周知指導 2 事業場等の被災状況の把握
中国四国農政局 愛媛県拠点	1 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置 2 自ら管理又は運営する施設・設備の保全 3 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導 4 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備 5 防災に関する情報の収集及び報告 6 災害時の食料の供給 7 災害時の食料の緊急引渡措置
四国森林管理局 愛媛森林管理署	災害復旧用材（国有林材）の供給
四国経済産業局	1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 2 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 3 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等
中国四国産業保安 監督部（四国支部）	1 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策 2 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応 3 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導
四国地方整備局 松山河川国道事務所 松山港湾・空港整備 事務所	管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 1 災害予防 (1) 所管施設の耐震性の確保 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (3) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (4) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 2 応急・復旧 (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (3) 所管施設の緊急点検の実施 (4) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	(5) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）及び災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の被災地方公共団体への派遣 (6) 漂流物の除去等による緊急確保航路等の啓開 3 所掌に係る災害復旧事業 4 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施 5 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導 6 流出油防除等海上災害に対する応急措置
四国運輸局 愛媛運輸支局	1 陸上輸送 (1) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること (2) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせん 2 海上輸送 (1) 非常時に使用し得る船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立 (2) 旅客航路事業者の行う災害応急対策の実施指導
大阪航空局 松山空港事務所	1 空港（航空通信、無線施設等を含む。）及び航空機の保安 2 災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保
国土地理院 四国地方測量部	1 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 3 地理情報システム活用の支援・協力 4 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 5 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言
大阪管区气象台 松山地方气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
第六管区 海上保安本部 松山海上保安部	1 防災訓練 2 防災思想の普及及び高揚 3 調査研究 4 警報等の伝達 5 情報の収集 6 海難救助等 7 緊急輸送 8 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援 9 流出油等の防除 10 海上交通安全の確保 11 警戒区域の設定 12 治安の維持 13 危険物の保安措置 14 広報 15 海洋環境の汚染防止

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国四国地方環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援
中国四国防衛局	災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整

第5 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊）	1 被害状況の把握 2 避難の救助及び遭難者等の搜索 3 水防活動、消防活動、道路及び水路の啓開 4 応急医療、救護及び防疫 5 通信支援、人員及び物資の緊急輸送 6 炊飯・給水及び宿泊支援等 7 危険物の保安及び除去

第6 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便株式会社 四国支社	1 郵便業務の運営の確保 2 郵便局の窓口業務の維持
日本銀行松山支店	1 銀行券の発行及び通貨、金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 愛媛県支部	1 救護班の派遣又は派遣準備 2 被災者に対する救援物資の配付 3 血液製剤の確保及び供給のための措置 4 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導
N H K 松山放送局	1 防災知識の普及 2 地震・津波情報及びその他地震・津波に関する情報の正確迅速な提供による市民への災害応急対策等の周知徹底 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報
西日本高速道路株式会社四国支社 愛媛高速道路事務所	西日本高速道路株式会社が管理する道路等の維持、修繕、災害復旧その他の管理
四国旅客鉄道株式会社（松山駅）	1 鉄道施設等の保全 2 災害対策用人員の輸送の協力 3 災害時における旅客の安全確保 4 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
日本貨物鉄道株式会社松山貨物駅	1 鉄道施設等の保全 2 災害対策用物資の輸送の協力 3 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
NTT 西日本 株式会社四国支店	1 電気通信施設の整備 2 災害時における通信の確保 3 災害時における通信疎通状況等の広報 4 警報の伝達及び非常緊急電話 5 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配
株式会社NTTドコモ 四国支社愛媛支店	
NTT ドコモビジネス 株式会社	
日本通運株式会社 松山支店	
福山通運株式会社 四国福山通運株式 会社松山支店、松山 東支店、松山引越セ ンター	
佐川急便株式会社 松山店、松山空港営 業所	災害対策用物資及び人員の輸送の協力
ヤマト運輸株式会社 愛媛主管支店	
四国電力株式会社	
四国電力送配電 株式会社	
KDDI 株式会社	1 電力施設等の保全 2 電力供給の確保 3 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保 4 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
ソフトバンク 株式会社	
楽天モバイル 株式会社	
独立行政法人国立 病院機構（中国四 国グループ）	重要な通信を確保するために必要な措置
イオン株式会社	1 災害時における国立病院機構の医療班の派遣又は派遣準備 2 広域災害における国立病院機構からの医療班の派遣 3 災害における国立病院機構の被災情報収集、通報
株式会社セブン- イレブン・ジャパン	
株式会社ローソン	
株式会社ファミリー マート	
伊予鉄道株式会社	1 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達 2 災害対策用物資の供給
一般社団法人愛媛県医師会	1 災害対策用物資及び人員の輸送の協力 2 災害時における旅客の安全確保 3 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
一般社団法人愛媛県薬剤師会	
公益社団法人愛媛県看護協会	
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力	

第7 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
伊予鉄道株式会社	1 災害対策用物資及び人員の輸送の協力 2 災害時における旅客の安全確保 3 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
一般社団法人愛媛県医師会	救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力
一般社団法人愛媛県薬剤師会	
公益社団法人愛媛県看護協会	

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人 愛媛県歯科医師会	1 検案時の協力 2 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力
南海放送株式会社	1 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による市民に対する防災知識の普及 2 災害に関する情報の正確・迅速な提供 3 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 4 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力 5 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
株式会社テレビ愛媛	
株式会社あいテレビ	
株式会社愛媛朝日テレビ	
株式会社エフエム愛媛	
株式会社愛媛CATV	
株式会社愛媛新聞社	
四国ガス株式会社松山支店	1 ガス施設等の保全 2 ガス供給の確保 3 被害施設の応急対策及び復旧
一般社団法人愛媛県バス協会	1 関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保 2 災害対策用物資及び人員の輸送の協力
一般社団法人 愛媛県トラック協会	
石崎汽船株式会社 (愛媛県旅客船協会)	
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	1 災害ボランティア活動体制の整備 2 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人松山市医師会	1 医療助産等救護活動の実施の協力 2 医師会救護班の編成及び連絡調整 3 災害時の医療救護に関する拠点施設としての協力
土地改良区	土地改良施設の整備及び保全
農業協同組合	1 共同利用施設等の保全 2 被災組合員の援護 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力
森林組合	
漁業協同組合	
商工会議所	1 被災商工業者の援護 2 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力
商工会	
危険物施設管理者	1 危険物施設等の保全 2 プロパンガス等の供給の確保
プロパンガス取扱機関	
一般社団法人 愛媛県建設業協会松山支部	災害時における建設機械等の応援
社会福祉法人 松山市社会福祉協議会	1 災害ボランティア活動体制の整備 2 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金 3 義援金品の募集

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社会福祉施設等管理者	1 施設利用者等の安全確保 2 福祉施設職員等の応援体制
病院等経営者	1 災害時における負傷者等の医療・助産等 2 被災時の病人等の収容、保護 3 避難施設の整備と避難等の訓練
その他関係機関	それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧

第9 住民・事業者

1 住民

(1) 住民

- ア 自助の実践
- イ 地域での自主防災組織等の防災活動への参加
- ウ 非常持ち出し品の準備
- エ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄

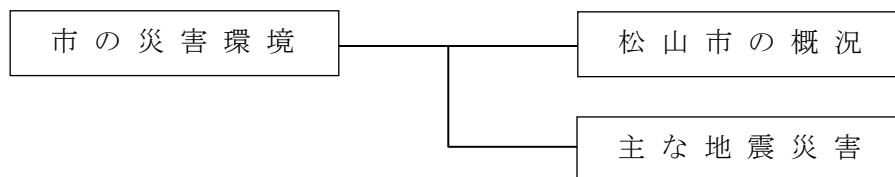
(2) 自主防災組織

- ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発
- イ 地域での安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施
- ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施
- エ 県又は市が実施する防災対策への協力

2 事業者

- ア 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保
- イ 災害時に事業を継続することができる体制の整備
- ウ 地域での自主防災組織等の防災活動への協力
- エ 災害応急対策の実施
- オ 県又は市が実施する防災対策への協力

第3節 市の災害環境



第1 松山市の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

市は、愛媛県のほぼ中央部に位置する県都であり、瀬戸内海に突き出した高縄半島の西部及び忽那諸島等から構成されている。

市街地は、三方を高縄山系や石鎚山系の 1,000m級の山岳に囲まれ、石手川、重信川が貫流する松山平野の北部を中心に形成されている。

市域は海域を含み、東西 40km、南北 43km、面積は 429.35 km²となっている。

また、市役所は東経 132 度 46 分、北緯 33 度 50 分に位置している。

(2) 地形、地質の概要

市の東は四国山脈を背景に、西は瀬戸内海に面し、島しょ部を有している。

平野部には、1級河川重信川、石手川が東西に流れ、これを囲む一帯は沖積層からなる地味肥沃な松山平野を形成している。また、市内には松山城のある分離丘陵を中心に南東には緩やかな山地丘陵が広がっている。

市西部は比較的穏やかな海岸線となっている一方、島しょ部は変化に富んだ海岸線を形成している。

地質構造は、徳島県吉野川の北岸沿いから愛媛県法皇山脈、石鎚山脈の北麓から松山平野の南部、伊予市双海町上灘で瀬戸内海を経て、九州に連続する「中央構造線」が形成されている。本市はこの南北の内帯（日本海側）と外帯（太平洋側）にまたがっているため、多くの地層が分布している。

特徴を示す地質としては、湯山の杉立から溝辺、松山城、大峰ヶ台、弁天山等をとおり北吉田の忽那山、北は花崗岩地帯であるのに対し、これより南は和泉砂岩帯で、その接触地域は変成岩地帯となっている。

また、御幸寺山、港山、興居島の小富士、経ヶ森、潮見山等には安山岩の岩脈があり、周囲の花崗岩よりも侵蝕抵抗が強いため、分離丘陵となっている。

県は地質学的に4つの地帯に大別される。（図－1「四国の地質図」参照）

北より領家帯、三波川帯、秩父帯及び四万十帯と呼ばれ、それぞれの帯の境界はほぼ東西に延びる中央構造線、御荷鉾構造線、仏像構造線で区切られている。

特に中央構造線は、内帯（日本海側）と外帯（太平洋側）とに区別される大断層であり、四国の北部をほぼ東西方向に通過しており、徳島県吉野川の北岸沿いから愛媛県法

皇山脈、石鎚山脈の北麓をよぎり、松山平野の南部を経て伊予市双海町上灘で瀬戸内海に入り、九州に連続する。

この4つの地帯は非常に異なった地層や岩類から成り、相互の間にまたがって分布する地層が少なく、各地帯が独立した地質的特性を有している。

松山平野をつくる地層の基盤岩は、和泉層群と領家花崗岩類であるが、その分布深度はJR松山駅付近で120m、松山市駅付近で150m、堀江港及び重信川河口で100ないし150mを示し、現在知られている最も深い所で250m程度となっている。

(図-2「愛媛県の地質略図」参照)

松山平野の地下構造の解明は、今後の研究課題として残されている。

市は県でも自然災害を受けることの少ない地域とされるが、地震災害の記録は、道後温泉の湧出停止などの形で残されている。

市の周辺で発生する地震は、フィリピン海プレートの沈み込みに伴うものが活発であり、震度3以上の有感地震は1890年から1989年の百年間に72回、年1回弱の割合となっている。

そして、大被害をもたらす地震は四国沖の南海トラフ沿いの巨大地震によるものが主で、西暦684年以降、92年～262年の間隔で発生しており、最近では、1946年に南海地震がマグニチュード8の規模で発生している。

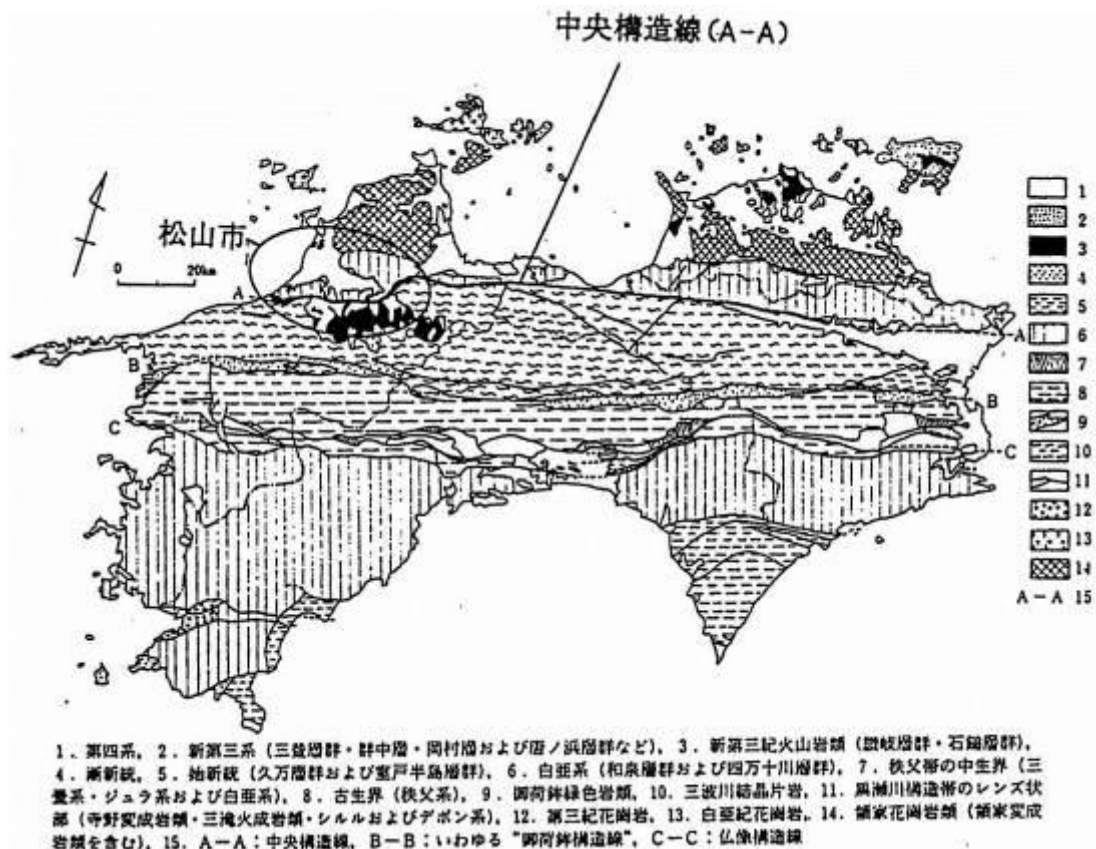


図-1 四国の地質図「基礎I vol114、No.9」



図－2 愛媛県の地質略図「愛媛県の地質」

(3) 活断層

ア 活断層の分布

図－3「西日本の活断層分布」に活断層の分布状況を示す。

図－3でみられるように、西日本で活断層の分布が集中している地域は近畿地方であり、それに比べると四国・中国地方での活断層分布は少ないことが分かる。

四国地方には、吉野川から石鎚山系北麓にかけて東西方向に分布する中央構造線に沿った活断層（中央構造線活断層系）が顕著にみられる。

中央構造線は、西南日本のほぼ中央を縦走する大地質構造であり、その延長距離は千km以上に達する。

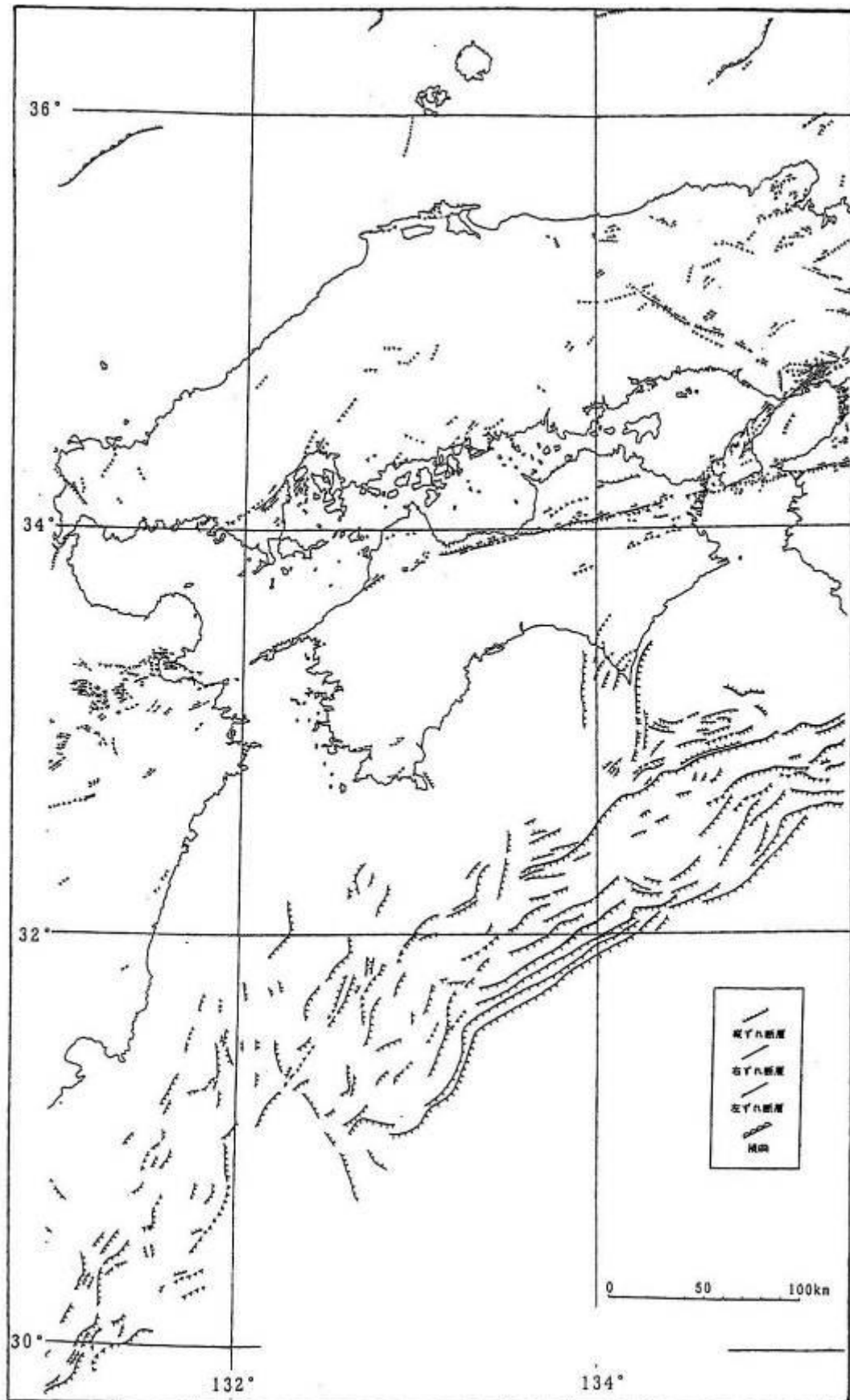
領家帯と三波川帯との境界をなす大断層は、狭義の中央構造線と呼ばれている。

また、これに近接して並走したり、分岐したりする断層が伴われ、それらは総称して中央構造線断層系と呼ばれるが、第四紀にも活動を繰り返している断層群は中央構造線活断層系と呼んで区分されている。

活断層の判定は全国的な調査制度の統一のため4万分の1空中写真の判読を基本としており、活断層図上の活断層分布の違いはその発達状況を反映している。

一方、海域では、空中写真や現地踏査といったこれまでの地質学の手法で調査することができなかったため空白となっているが、近年の調査技術の進歩により徐々に解明されつつある。

以上のように、海域における活断層の把握は今後の課題となっている。



図－3 西日本の活断層分布
「新編 日本の活断層」より作成

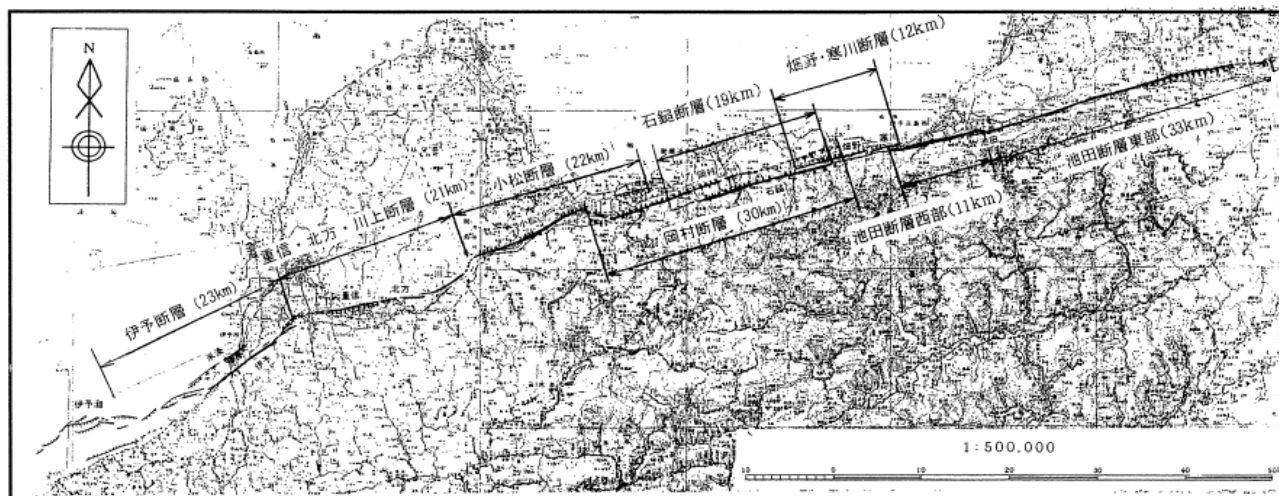
イ 市付近の活断層の分布

四国を縦断する中央構造線活断層系は、日本の陸上でも最も明瞭な断層変位地系をもつA級活断層であり、南西日本の支配的断層を形成している。

しかし、四国山脈中には線状模様（リニアメント）は多く見られるが、活断層はほとんど認められず、主要な活断層群は吉野川沿いから東予沿岸域にかけて、集中し、さらに高縄半島を横断して市を取り巻くような形で伊予灘に達している。

松山市付近には、確実度Ⅰの川上断層・北方断層と伊予断層、確実度Ⅱの郡中断層とがある。また、県の調査により川上断層・北方断層に連続するものとして重信断層が推定された。（図－4「松山市周辺の活断層」参照）

これに比べて東予沿岸には池田断層、石鎚断層、寒川断層、畑野断層、岡村断層などの確実度Ⅰの各活断層がひしめき合っている。



図－4 「松山市周辺の活断層」（愛媛県地震被害想定調査より）

（4）気象

気候は、四国山地と中国山地に囲まれている立地条件等から、晴天が多く、降水量の少ない温暖な瀬戸内気候で、過去30年の気象統計（1991年～2020年）によると年平均気温は16.8℃、年間降水量の平均は1,404.6mmである。

降水量は、一般に春先から梅雨、台風、秋雨時季にかけて多く、5月から7月にかけての降水量は、年間降水量の約40%を占めている。

過去最も降水量の多かった年は、令和6年の2,053.5mm、最も少なかった年は平成6年の696.0mmで、年によって格差がみられる。

台風による降水も高知県や徳島県、愛媛県南部に比べて少なく、穏やかで恵まれた気候条件であり、積雪はごく少量である。

2 社会的条件

(1) 人口

令和7年4月1日現在で495,801人、244,622世帯、1世帯人口2.03人となっている。また、人口密度は、1,155人/㎢である。

人口は、平成17年1月1日の合併により、50万人を越えたが、平成22年をピークに減少に転じている。

(2) 建物

市内の建物のうち、木造建物の割合は約8割で大半を占め、非木造建物は約2割となっている。

また、木造建物のほとんどが住宅となっている。

建物構造	棟数（棟）	構成比（％）
木造建物	168,348	76.4
非木造建物	52,074	23.6
合 計	220,422	100.0

（令和5年度版 松山市統計書）

(3) 道路

市の道路は、68路線、延長171.39kmの都市計画道路が決定されており、その基幹的な道路網は、中心市街地から放射状に伸びる国道等の主要幹線道路と、これを中心市街地の外周2km圏で結ぶ松山環状線、4km圏で結ぶ松山外環状道路から構成されている。

この2つの環状線は、各国道、松山空港、松山港、松山インターチェンジ等の広域交通拠点を連結し、中心市街地への通過交通の排除と集中交通の分散導入、沿線での発生交通への対応、さらに今後増大する交通量を見込んで計画されており、現在、松山環状線は全線開通し、松山外環状道路の整備に取り組んでいる。

このほか、都市計画道路の整備を図り、松山広域都市圏の活性化と、健全な発展を目指している。

(4) 交通

市は、国際的な交流拠点都市を目指し、より機能的でバランスのとれた総合交通体系を確立するため、幹線道路の整備に併せて、鉄道・空港・港湾の機能拡充を図っている。

また、四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道の整備が進み、四国内の県庁所在地が高速道路網で結ばれ、本州四国連絡道路を介し、本州の主要都市とのネットワークが形成されている。

公共交通としては、予讃本線の四国旅客鉄道をはじめ、市内に伊予鉄道と各種バス路線が配備されている。

また、瀬戸大橋開通時に四国旅客鉄道も岡山・高松から松山までが全面電化開通している。

松山空港では、従来の国内航路、国際定期路線「松山－ソウル線」、「松山－上海線」、「松山－台北（桃園）線」に加え、インバウンド需要の高まりを受け、令和5年11月に

「松山一釜山線」が就航、令和6年3月には国際線ターミナルビルが部分的に完成するなど、国際航路の路線拡大が進んでいる。

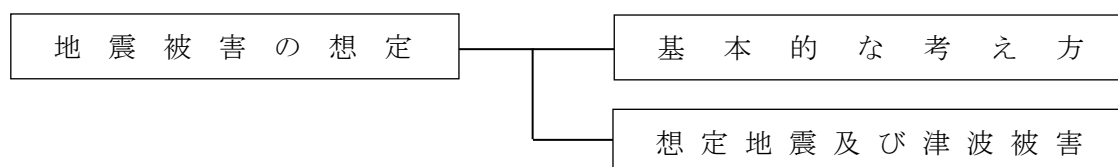
一方、松山観光港では、平成12年10月に新ターミナルビルが完成するなど環境整備事業が進められている。

第2 主な地震災害

市の災害履歴については、「松山工事四十年史」（四国地方建設局松山工事事務所発刊）等に江戸及び明治時代からとり上げられているが、記録に残っている地震による災害履歴を資料編に示すこととする。

※ 松山市における地震による災害履歴・・・・・・・・・・資料〔1・3・2〕

第4節 地震被害の想定



第1 基本的な考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では、従来の想定を超える巨大地震と津波による甚大な被害が発生した。地震によって発生した津波は漁船、港湾施設、さらに住宅地や農地を呑み込み、30万人にのぼる避難者の発生など、防災関係者の予想を超える様々な被害が発生し、その対応に苦慮することとなった。

こうした事態に有効に対処するためには、事前に被害を予測し、それに備えた対応を検討しておくことが重要である。このため、県は、平成13年度に実施した地震被害想定調査の見直しを行い、その結果を基に、市域に被害をもたらすと予想される地震に対して、建物被害、火災被害、人的被害などの各種被害を量的に把握するものとした。被害予測に当たっては、最新の知見とデータに基づき、かつ、本市の自然条件・社会条件など地域特性を踏まえて実施する。

阪神淡路大震災を契機に、海洋性地震だけでなく局地的に激甚な地震被害をもたらす活断層による内陸直下型地震が注目されることとなった。

市付近においても中央構造線活断層系があり、これらが活動した場合、地震規模は小さくとも内陸直下型地震として大きな被害が懸念される。

しかし、歴史的には南海トラフにおける海洋性巨大地震が繰り返し発生していることから、市では直下型地震より被害は小さいと予想されているが、21世紀前半までには高い確率で発生するといわれている南海トラフ巨大地震についても対策が重要となっている。

また、この内陸直下型地震と海洋性地震は地震特性としてタイプが異なり、次のような被害特性の相違がみられる。

地震特性	被害特性
内陸直下型地震 (短周期)	- エネルギーの減衰が少なく、直上の都市構造物に水平方向に加え、垂直方向にも大きな速度、加速度が加わり激甚な被害を与える。 - 局地的に被害が集中する。 - 震源域によっては、津波を発生させる可能性がある。 - 地盤の液状化現象が発生する可能性がある。
海洋性地震 (長周期)	- 被害が広範囲に及ぶため、周辺都市においても同様の被害が想定され、応援が困難な状況が考えられる。 - 津波を伴うことがあり、海岸部等津波被害が発生する可能性が高い。 - 超高層建築物等、固有周期の長い構造物との共振現象による被害が発生する可能性がある。 - 地盤の液状化現象が発生する可能性がある。

こうした点を踏まえて、想定地震は、内陸直下型地震及び海洋性地震の双方を想定し、また、津波に関しても想定することとした。

以上、地震被害の想定に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

－ 基本的な考え方 －

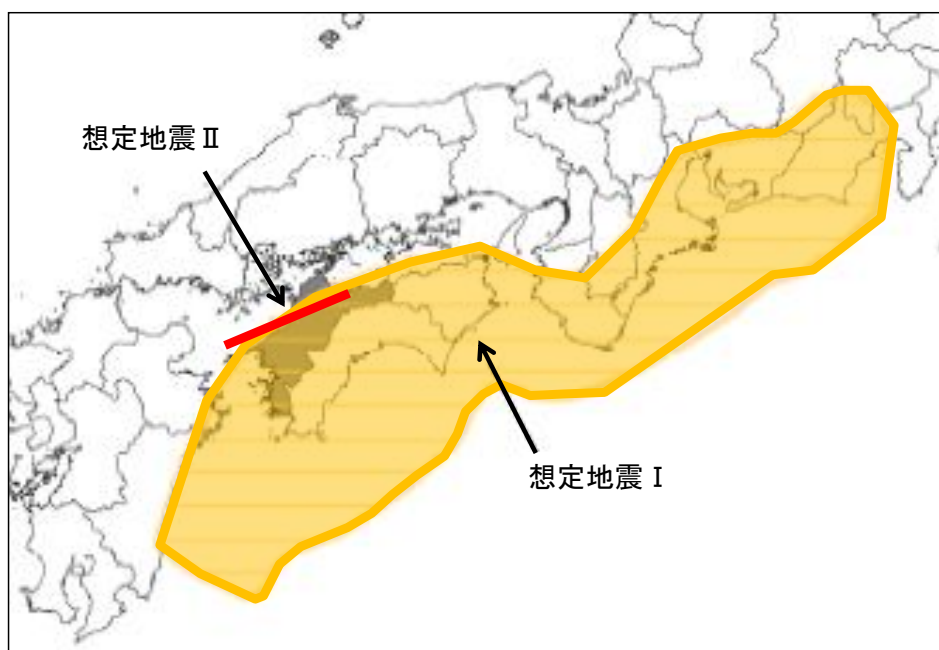
- ① 地域防災計画をより現実的かつ具体的なものとするため、県が実施した地震被害想定調査を基に各種被害を量的に把握する。
- ② 想定地震としては、
 - ・ 市域の被害が最大になると予想される内陸直下型地震
 - ・ 近い将来に発生する危険性が高い海洋性地震
 の双方を想定する。
- ③ 津波被害についても想定する。

第2 想定地震及び津波被害

1 想定地震

想定地震は、基本的な考え方を踏まえて、次の2ケースを想定した。

名 称	地震の種類	内 容	マグニチュード
想定地震Ⅰ	海溝型地震	南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	9.0
想定地震Ⅱ	内陸型地震	石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震	8.0



図－5 想定地震全体位置図

2 津波の想定結果

南海トラフ巨大地震の津波の本市における津波水位と到達時間は次のとおりである。
ただし、最大波は朔望平均満潮位（H.W.L.）からの水位上昇として潮位補正している。

津波水位と到達時間

地点	最高津波水位			最短津波到達時間（分）	
	（T.P.m）	うち朔望平均満潮位（m）	うち津波波高（m）	1m	最高津波水位
松山港	3.8	1.8	2.0	115	139
由良町	3.9	1.8	2.1	115	199

（注）最短津波到達時間は、1 m及び最高津波水位到達までをシミュレーションした時間であり、これよりも早く到達する可能性もある。

※「愛媛県地震被害想定調査報告書 平成25年12月」より

朔望平均満潮位（H.W.L.）：新月及び満月の日から5日以内に観測された各月最高満潮面を1年以上平均した海面高さ

東京湾平均海面（T.P.）：標高基準面のこと

標高：東京湾平均海面（T.P.）を0 mとする。

3 被害予測結果(松山市全域)

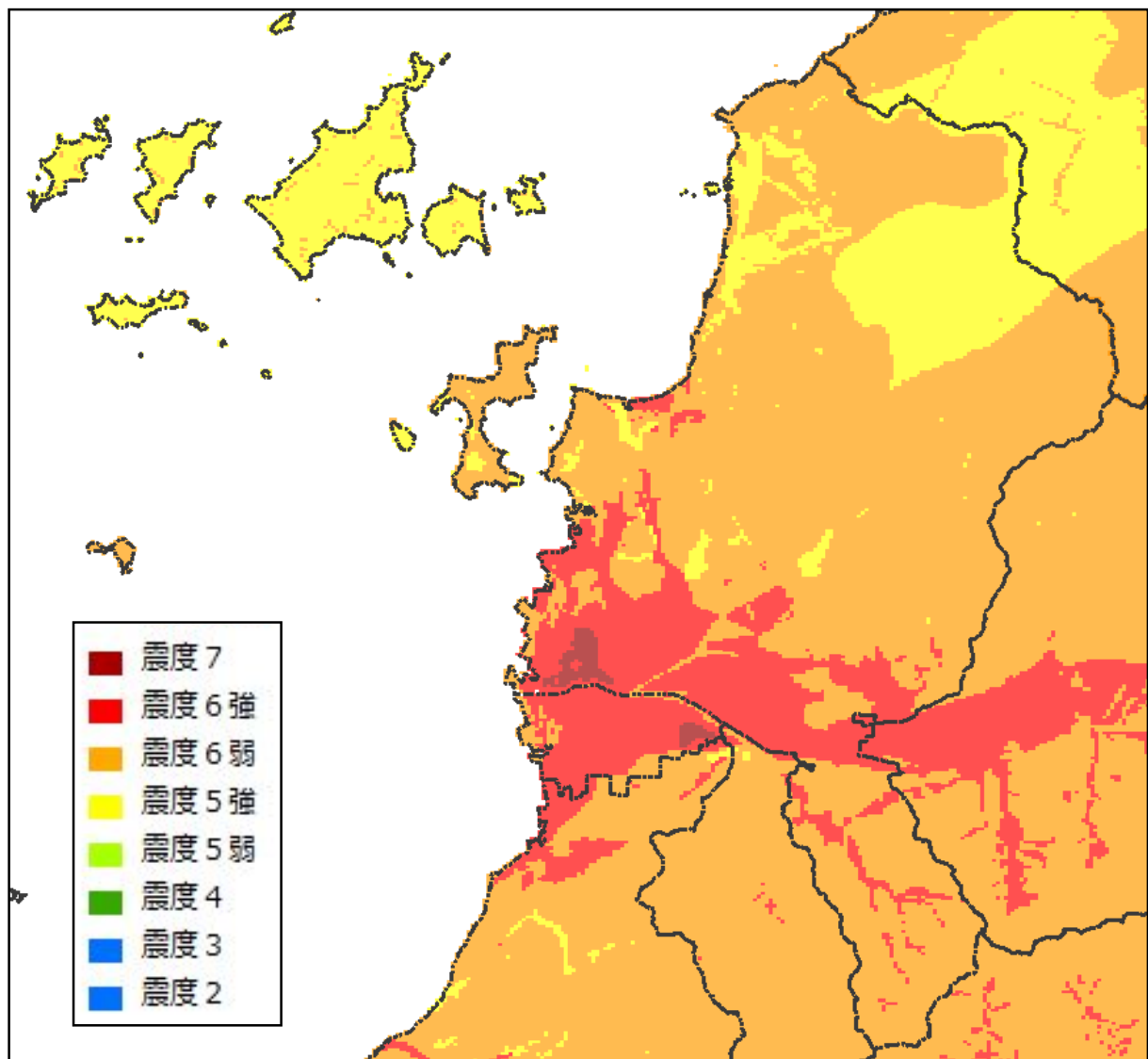
調査内容			被害想定	想定地震Ⅰ	想定地震Ⅱ
				マグニチュード 9.0	マグニチュード 8.0
				南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	石鎚山脈北縁西部－伊予灘 (中央構造線断層帯)の地震
被害状況	建物被害	全壊棟数 (冬18時)	揺れ	8,037 棟	3,341 棟
			液状化	2,496 棟	1,706 棟
			土砂災害	41 棟	34 棟
			津波	72 棟	0 棟
			合計	10,646 棟	5,081 棟
		半壊棟数 (冬18時)	揺れ	18,375 棟	15,360 棟
			液状化	3,911 棟	2,888 棟
			土砂災害	96 棟	80 棟
			津波	3,593 棟	0 棟
			合計	25,974 棟	18,328 棟
	火災	全出火件数 (冬18時)		58 件	33 件
		焼失棟数 (冬18時)		25,112 棟	10,429 棟
	人的被害	死者数 (冬深夜)	建物倒壊	482 人	200 人
			土砂災害	4 人	3 人
			津波	184 人	0 人
			火災	45 人	0 人
			ブロック塀倒壊等	0 人(冬18時：1人)	0 人(冬18時：1人)
			合計	715 人	203 人
		負傷者数 (冬深夜)	建物倒壊	5,464 人	3,738 人
			土砂災害	5 人	4 人
			津波	78 人	0 人
			火災	161 人	0 人
			ブロック塀倒壊等	0 人(冬18時：45人)	0 人
			合計	5,707 人	3,742 人
		揺れによる要救助者数 (自力脱出困難者、冬深夜)		2,745 人	1,140 人
		津波被害に伴う要 救助者・捜索者 (冬深夜)	要救助者	35 人	-
			捜索者	262 人	-
		避難者 (冬18時)	1日後	89,002 人	22,043 人
			1週間後	85,628 人	40,647 人
			1箇月後	60,518 人	27,847 人
		帰宅困難者数 (冬18時)		36,310 人	36,310 人
		避難行動要支援者 (冬18時)	1日後	11,034 人	2,576 人
			1週間後	9,001 人	3,959 人
			1箇月後	3,536 人	1,627 人

調査内容				想定地震Ⅰ	想定地震Ⅱ
				マグニチュード 9.0	マグニチュード 8.0
				南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	石鎚山脈北縁西部－伊予灘 (中央構造線断層帯)の地震
被害状況	ライフライン被害	上水道施設被害 (冬18時)	断水人口	288,134 人	140,850 人
			断水率	58.9 %	28.8 %
		下水道施設被害 (冬18時)	支障人口	174,982 人	100,290 人
			被害率	56.4 %	32.3 %
		電力施設被害 (冬18時)	停電軒数	198,243 軒	160,998 軒
			停電率	70.2 %	57.0 %
		都市ガス被害 (冬18時)	供給停止戸数	49,900 戸	41,108 戸
			機能支障率	100.0 %	82.4 %
		L P ガス被害 (冬18時)	供給停止戸数 (容器転倒戸数 とガス漏洩戸数 の合計)	7,323 戸	5,891 戸
			機能支障率	2.0 %	1.6 %
		電話 (冬18時)	固定電話 不通回線数	263,133 回線	212,273 回線
			携帯電話	一般加入電話以上に輻輳する可能性が高い。	

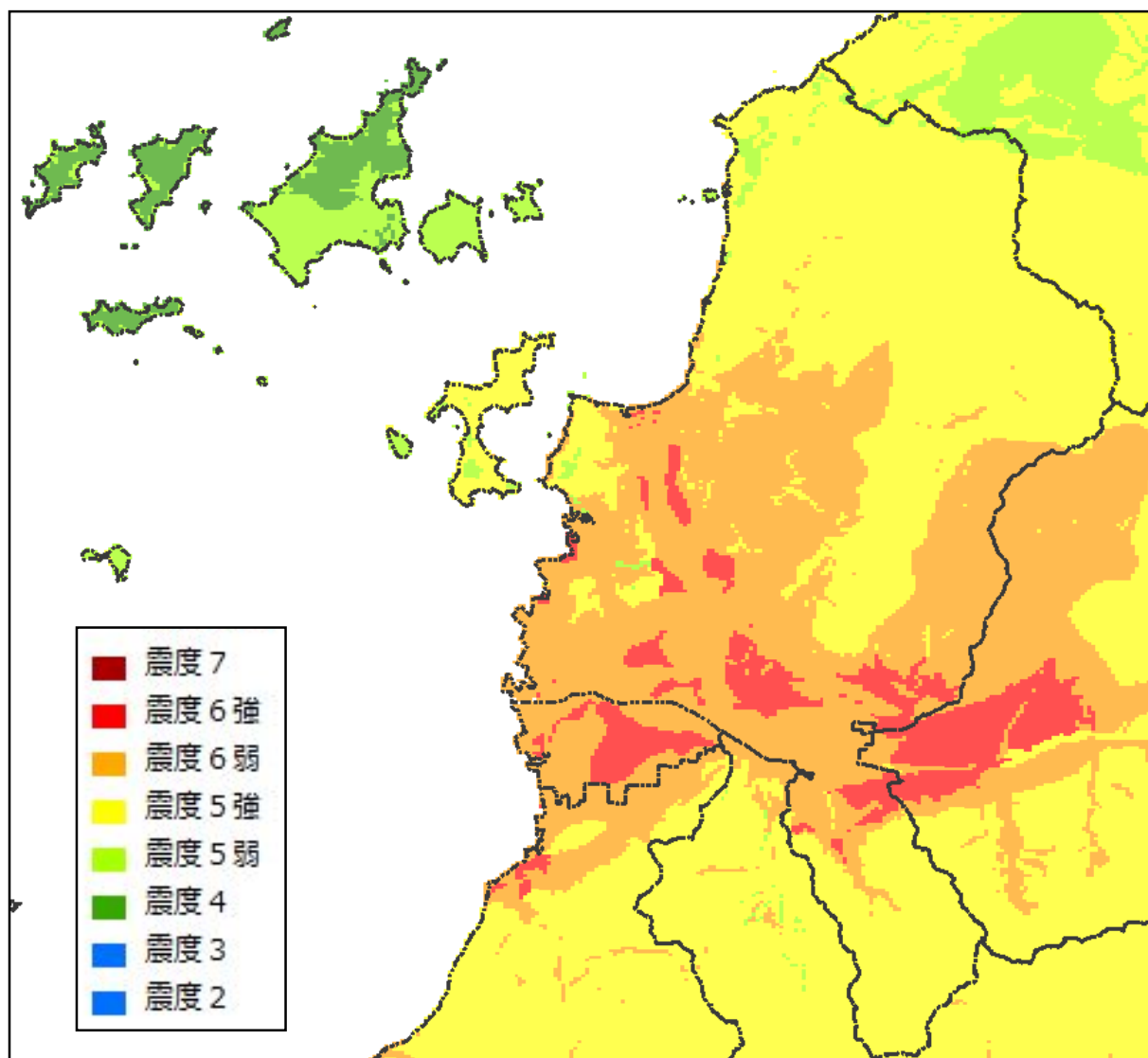
※ 松山市内全域を対象としている。

※ 人的被害については被害が最も大きくなる「冬の深夜」としている。また、人的被害以外については、「冬18時」としている。

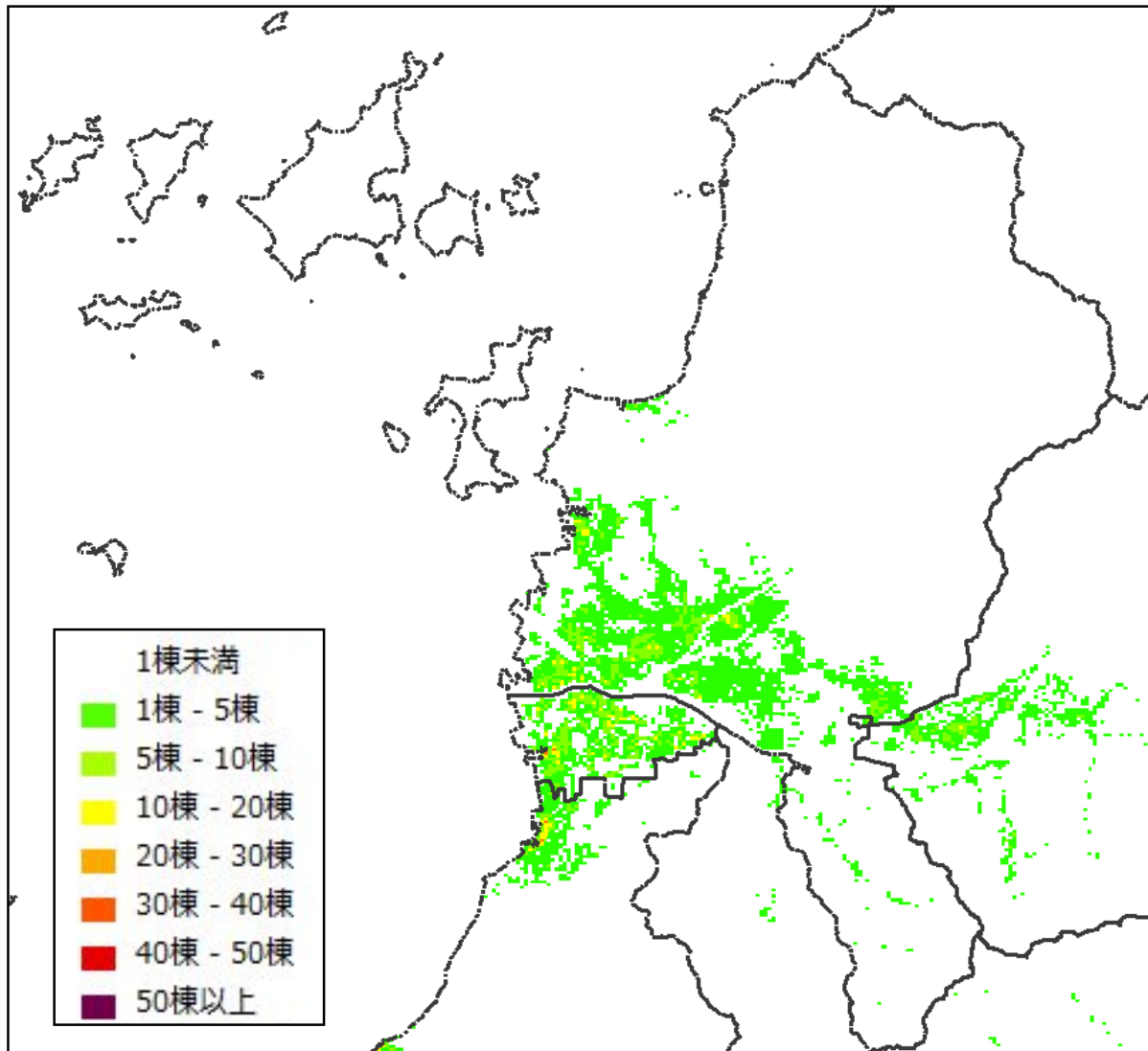
※ 各項目の値は、「愛媛県地震被害想定調査報告書 平成25年12月」の結果を用いており、各項目に小数点以下の数値があるため、各項目の数値の合算と、合計の数値が合わない場合がある。



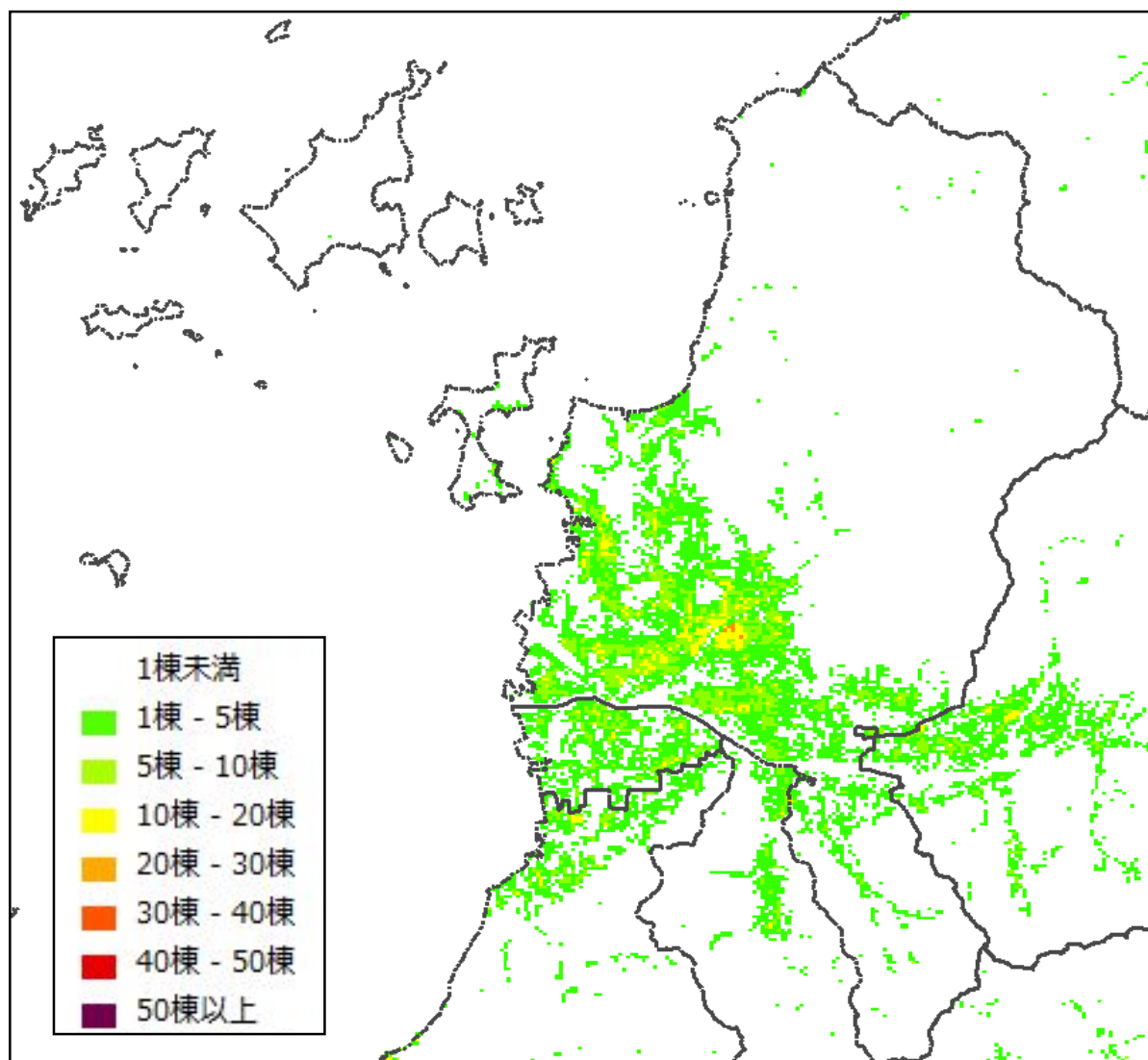
図ー6 推定震度分布図（想定地震Ⅰ：南海トラフ巨大地震（陸側ケース） M9.0）
「愛媛県地震被害想定調査 報告書 平成25年12月」より



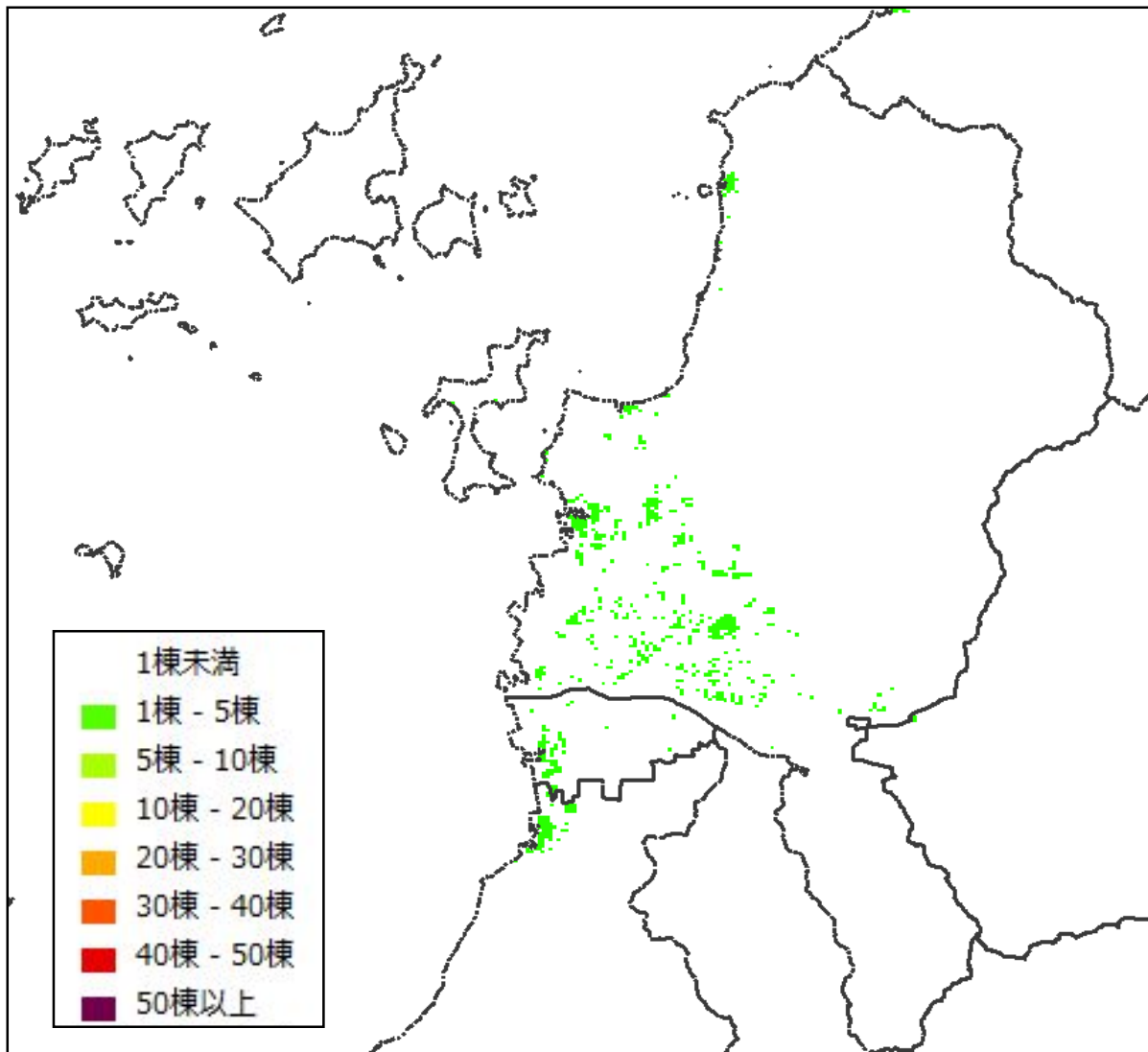
図－7 推定震度分布図（想定地震Ⅱ：石鎚山脈北縁西部－伊予灘
（中央構造線断層帯）の地震（ケース2） M8.0）
「愛媛県地震被害想定調査 報告書 平成25年12月」より



図－8 揺れによる推定建物全壊棟数分布図
(想定地震Ⅰ：南海トラフ巨大地震（陸側ケース） M9.0)
「愛媛県地震被害想定調査 報告書 平成25年12月」より



図－9 揺れによる推定建物半壊棟数分布図
 (想定地震Ⅰ：南海トラフ巨大地震（陸側ケース） M9.0)
 「愛媛県地震被害想定調査 報告書 平成25年12月」より



図－10 液状化による推定建物全壊棟数分布図
(想定地震Ⅰ：南海トラフ巨大地震（陸側ケース） M9.0)
「愛媛県地震被害想定調査 報告書 平成25年12月」より

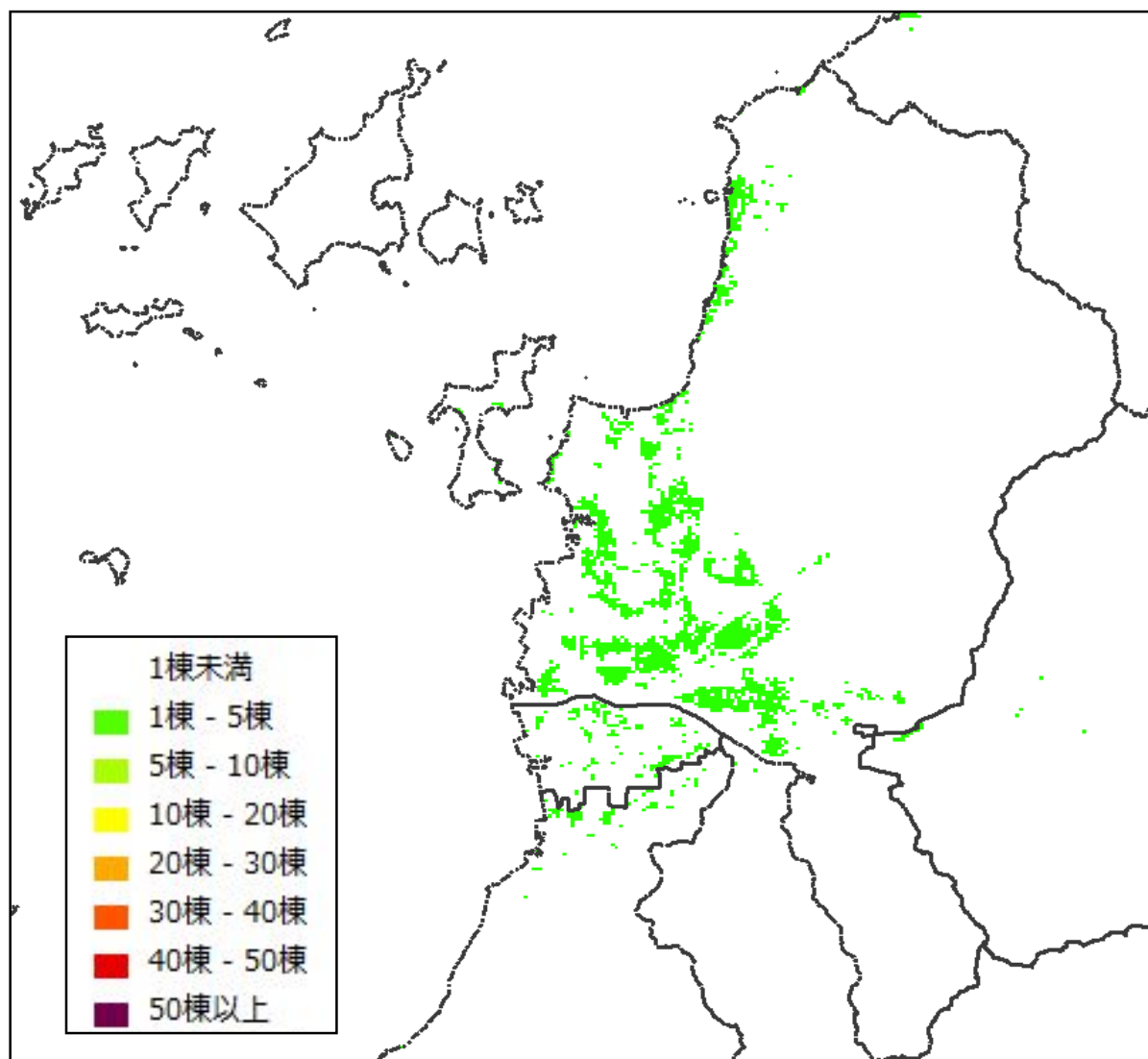
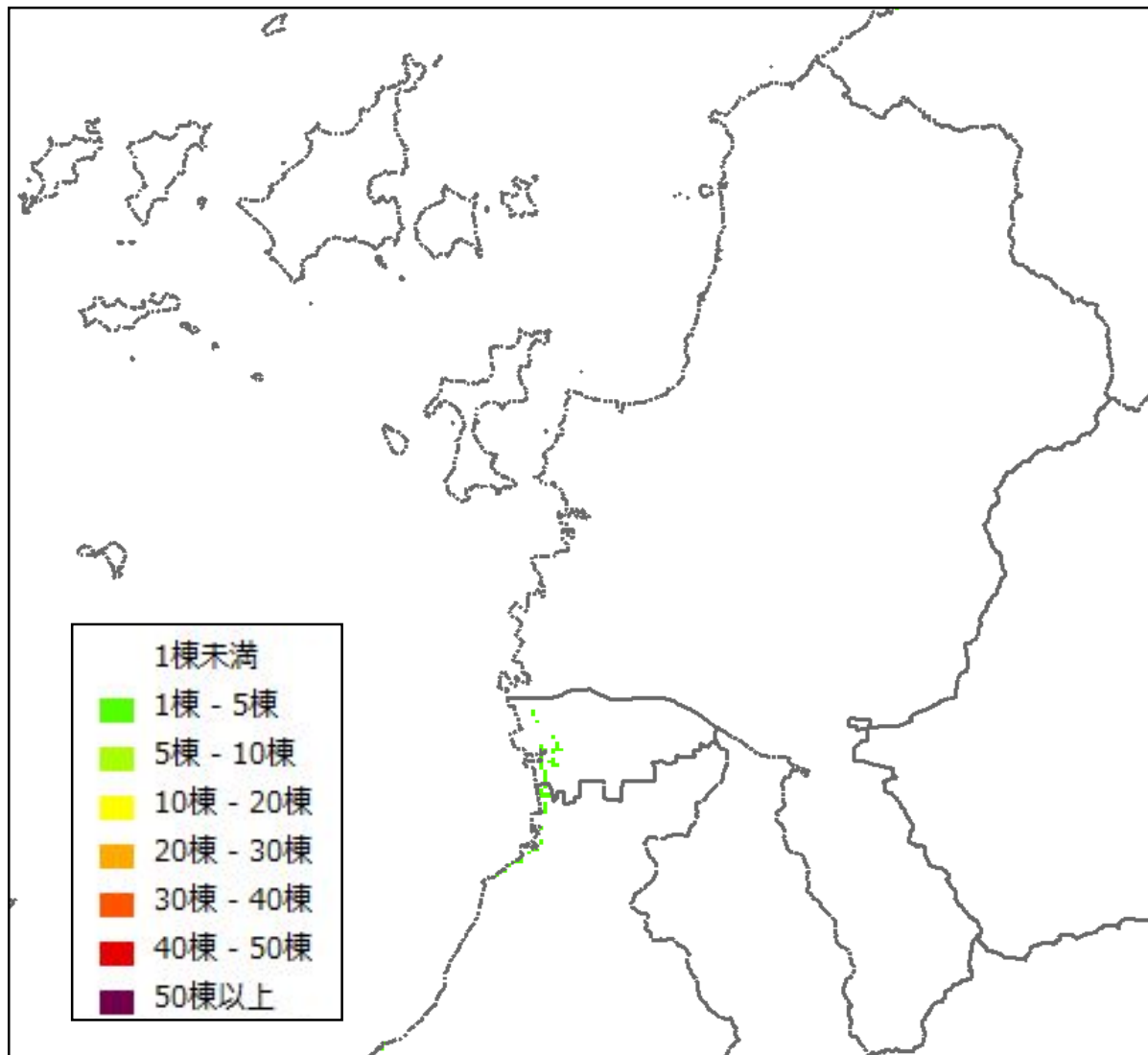


図-11 液状化による推定建物半壊棟数分布図
(想定地震Ⅰ：南海トラフ巨大地震（陸側ケース） M9.0)
「愛媛県地震被害想定調査 報告書 平成25年12月」より



図－12 津波による推定建物全壊棟数分布図
(想定地震Ⅰ：南海トラフ巨大地震（陸側ケース） M9.0)
「愛媛県地震被害想定調査 報告書 平成25年12月」より

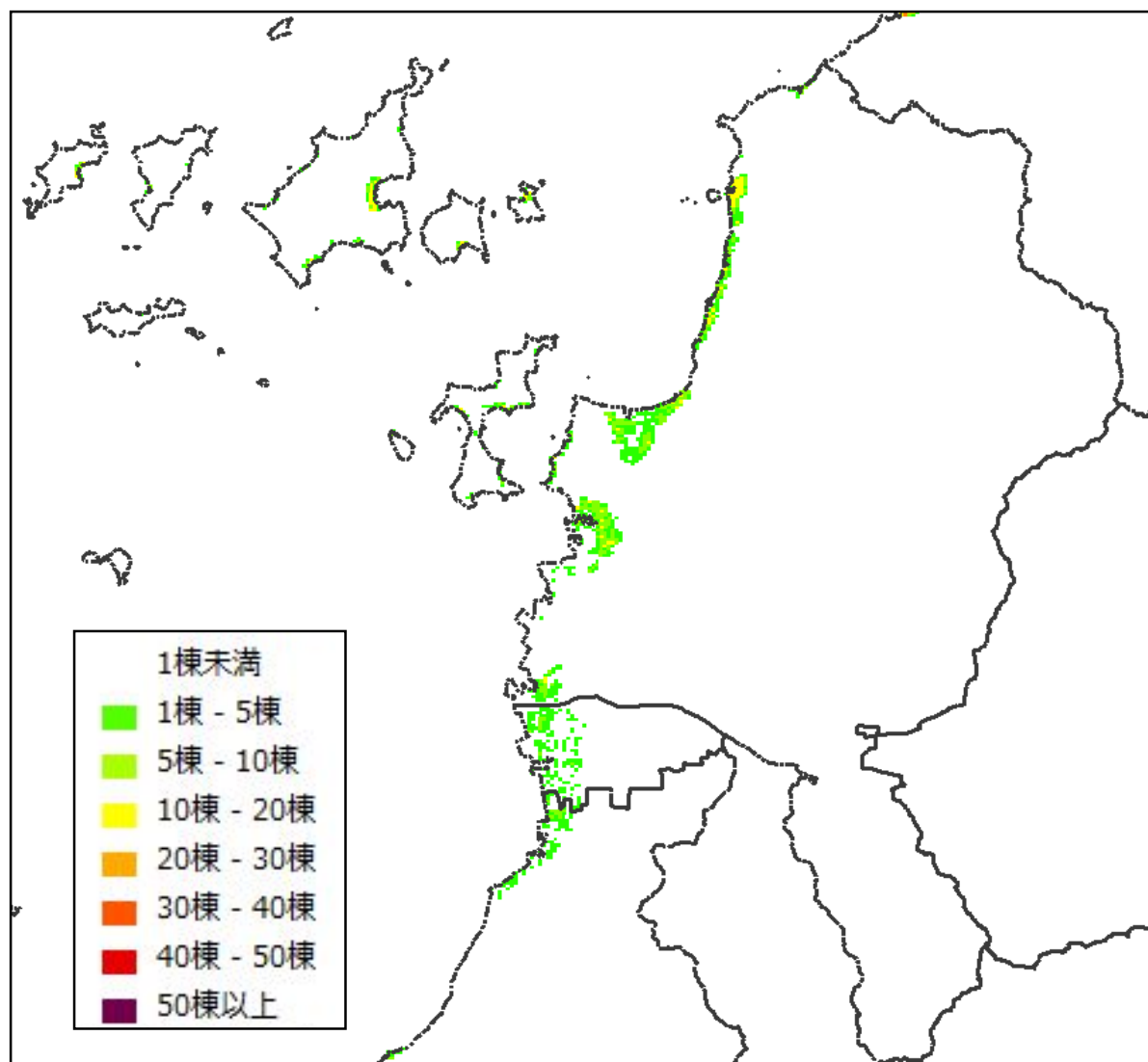


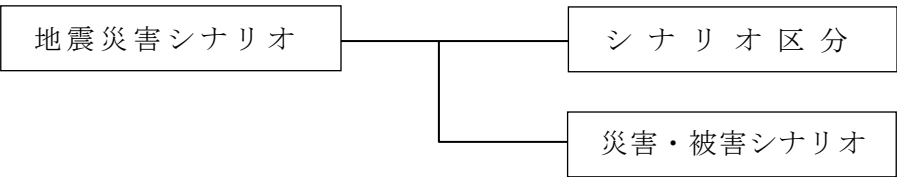
図-13 津波による推定建物半壊棟数分布図
 (想定地震Ⅰ：南海トラフ巨大地震（陸側ケース） M9.0)
 「愛媛県地震被害想定調査 報告書 平成25年12月」より

第5節 地震災害シナリオ

基本方針

市に大規模地震が発生したとすると、その直後から時間の経過とともに、被害が刻々と変化（拡大）していくことが予想される。ここでは、概ね 48 時間の時間経過の中で、起きうる被害を想定する。

本シナリオは、災害応急対策において各部局等がそれぞれの分野で活動する際、次に起きうる状況を共通認識として持つことにより、災害に対する対応がスムーズになされることを配慮して作成する。



第1 シナリオ区分

1 想定ケース

被害の想定ケースは平日（昼間）を基本とする。その他については、職員参集についての問題等が発生すると考えられる休日や夜間のほか、深刻な被害が予想される雨天時などの被害想定ケースについても補足的に検討する。

- 平日（昼間）シナリオ
- 休日（昼間）シナリオ
- 夜間シナリオ
- 雨天シナリオ

2 時期区分

災害対応期	発災直後～2、3 時間後（非常参集、災害対策本部の設置等）
災害拡大期	発災後 12 時間程度（救出・救助活動、初期活動の立ち上げ等）
応急活動期（1）	発災後 24～36 時間程度（翌日朝～夜） （避難対応、応急活動の立ち上げ等）
応急活動期（2）	発災後 24～36 時間以降 48 時間程度まで（翌々日以降） （応急活動、物資供給体制の立ち上げ等）

第2 災害・被害シナリオ

1 被害想定の区分

災害・被害想定（区分）を次のように設定する。

(1)	地質・地盤……………	地震動、崖崩れ、液状化等
(2)	火 災……………	出火、延焼等
(3)	建 物 等……………	建築物被害、ブロック塀等倒壊、落下物（屋外、屋内）
(4)	ライフライン……………	電力、上水道、都市ガス、電話等
(5)	重要施設……………	道路、病院、公共建築物等
(6)	そ の 他……………	人的被害（死者、負傷者、要救助者）、罹災者等

2 災害・被害のシナリオ

初動期の時間経過の中で、災害・被害の発生や被害の拡大状況等を次のように想定する。

(1) 平日（昼間）のシナリオ

東日本大震災や阪神・淡路大震災その他の大地震時の事例を基に、平日（昼間）に発災した場合の災害及び被害を基本ケースとして想定し作成した。

(2) 平日（昼間）以外のシナリオ

平日（昼間）以外の3種類の想定ケースについては、平日（昼間）を基本ケースとした上で、次に示す「災害・被害シナリオ」において深刻な被害の発生を一部記述するとともに、初動対応において参集職員数が少ないことを前提とした対応時間の遅れなどを一部記述した。

基本ケース以外の各想定ケースの特徴を示すと、次のとおりである。

ア 休日（昼間）シナリオ

初動期に参集できる職員が平日（昼間）に比べて少ないため、初動対応が遅れるとともに、市外等へ流動する住民が多いため、所在確認や情報錯綜等による混乱が想定される。

- 外出先から自宅に帰る人、逆に市外へ流出する人が大量に発生する。
- 道路・鉄道とも大混乱することが予想されるため、交通事故等の多発、あるいは交通渋滞等により、移動が困難となるおそれがある。
- ライフラインの応急復旧活動がスタッフの不足により大きく遅れるおそれがある。
- 医療施設や指定避難所等におけるスタッフの不足、あるいは不在など混乱が予想される。
- 市民や市外からの流入者等、平時に比べて所在確認に手間取ることが予想されるため、避難者の確認や行方不明者の搜索などが困難となる。

イ 夜間シナリオ

初動期において参集できる職員が平日（昼間）に比べて少ないため、初動対応が遅れるものと想定されるケース。

- 電力、特に照明が十分に確保できないため、被害箇所の発見が遅れる、あるいは避難行動が困難になったり、その途中でケガに遭うなどの混乱が生じるおそれがある。
- 建物や道路・鉄道等の被害確認を十分に行うことができないため、二次災害や交通事故などが多発するとともに、情報収集・伝達や救出救助活動などの応急活動も遅れるおそれがある。
- 医療施設や指定避難所等におけるスタッフの不足、あるいは不在などにより混乱が予想される。
- 行方不明者の捜索が困難であるとともに、身元確認等に手間取り、また、大量の避難者が発生し、混乱するおそれがある。

ウ 雨天シナリオ

降雨により崖崩れの発生や二次災害発生の危険性が高くなり、被害が平日（昼間）に比べて大きくなるものと想定されるケース。

- 救出救助活動や避難活動等が降雨により、阻害あるいは遅延させられるものと想定する。
- 平日（昼間）に比べて崖崩れが多発するだけでなく、雨量が多い場合は河川等の堤防損壊などから、建物等への浸水が多発するおそれがある。
- 公園や河川敷等の屋外避難が困難となり、学校等の指定避難所が大混乱するおそれがある。
- 救出・救助活動が雨により混乱し、平日（昼間）に比べると人的被害が拡大するおそれがある。
- 道路交通が混乱し、交通事故の発生や交通渋滞等が平日（昼間）に比べて多発するおそれがある。
- 避難行動が降雨により阻害され混乱が予想される。

地震発生時間帯等の影響による4通りのシナリオ

シナリオ区分	0	2	6	12	24	36	48 時間
① 平日(昼間)	△ 初動体制 △ 情報の収集 △ 市民への確かな情報の提供 △ 速やかな状況の把握、事後処理						
② 休日(昼間)	△ 初動体制の大幅な立ち遅れ △ 流入、流出口が平時より多い事による交通事情への悪影響 △ 医療施設、指定避難所の混乱 △ スタッフの不足 △ ライフラインの応急復旧の立ち遅れ △ 所在確認・不明等また情報の錯綜						
③ 夜間	△ 初動体制の立ち遅れ △ 避難誘導の混乱 △ 交通事故・ケガ人等の増幅 △ スタッフの不足 △ 電気施設への影響による混乱 △ 被害状況の把握の立ち遅れによる二次災害の多発 △ 避難、収容等の遅れ						
④ 雨天	△ 公園、河川敷等の屋外避難所としての利用不可による混乱多発 △ 大雨による崖崩れ、河川堤防の損壊 △ 大雨により、救出、救助の立ち遅れ △ 交通渋滞による混乱 △ 二次災害の多発のおそれ △ 建物への影響						

表 災害・被害シナリオ

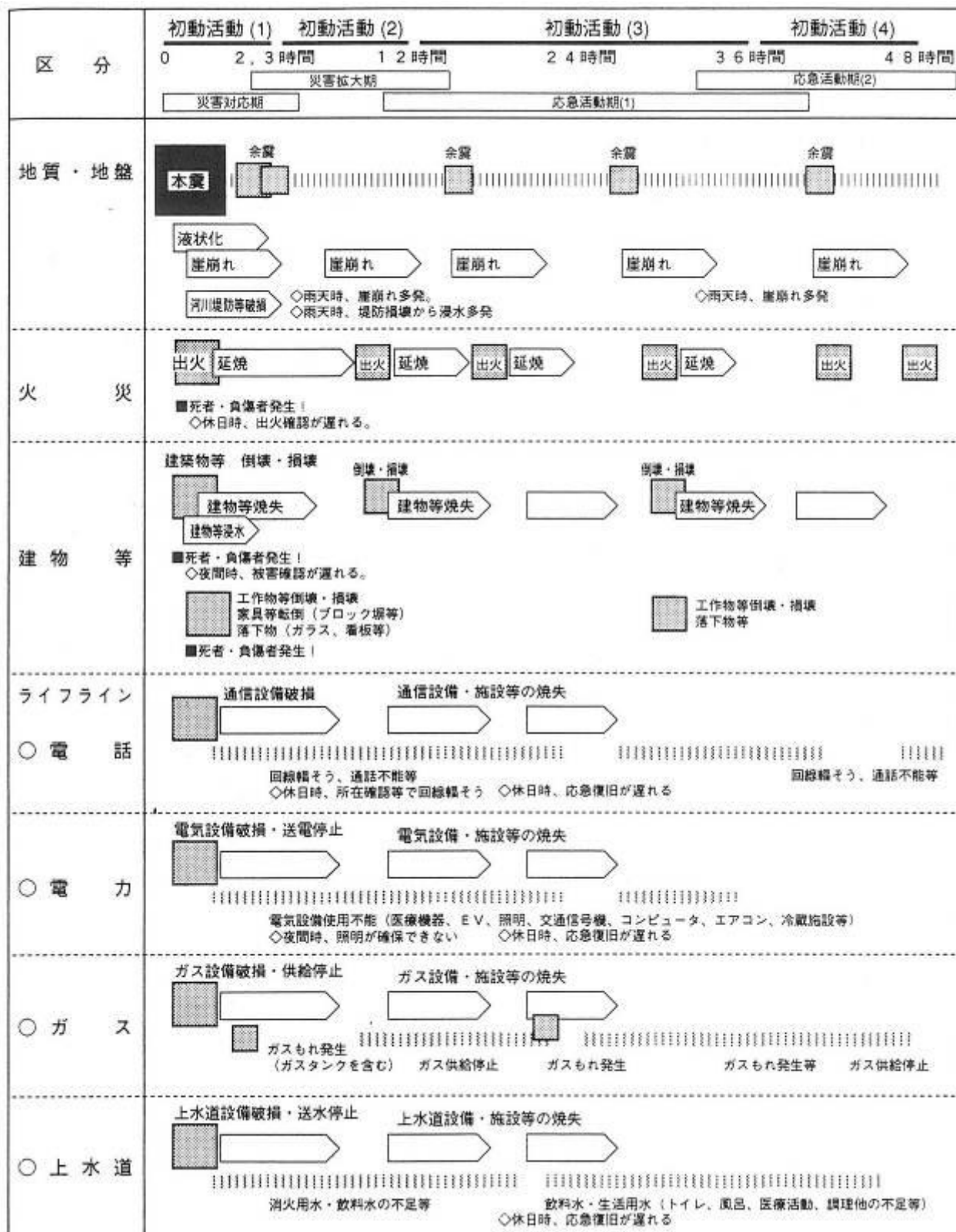
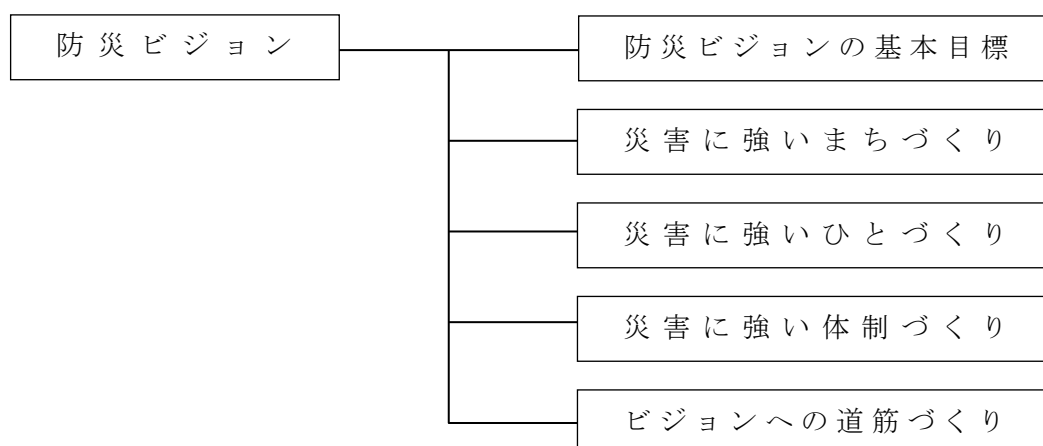


表 災害・被害シナリオ

区 分	初動活動 (1)	初動活動 (2)	初動活動 (3)	初動活動 (4)		
	0	2, 3 時間	1 2 時間	2 4 時間	3 6 時間	4 8 時間
		災害拡大期			応急活動期(2)	
	災害対応期		応急活動期(1)			
重要施設 ○ 道 路	■死者・負傷者発生！ 道路・道路設備破損 (橋梁、擁壁、トンネル等) 信号停止事故発生 → 道路障害物、火災発生等による交通混乱等 → 交通渋滞・通行困難等 → 交通詰滞等 ◇雨天時、交通が大混乱する。事故が多発する。 ◇休日時、交通が大混乱する。 ◇夜間時、損壊箇所の発見が遅れる。					
○ 病 院 等	施設設備等の損壊 (医療機器、電気設備その他の機能停止) 医療スタッフ不足、医療品等の不足 ◇夜間時、ケガ人が大量に発生する。 ◇休日時、医療スタッフが不足する。 ◇夜間時、照明等が確保できない。					
○ 避難所 (学校等)	学校施設・設備等の損壊 授業打ち切り、帰宅誘導 等 一時避難受け入れ体制の混乱 死者・負傷者受け入れ体制の混乱 避難所運営体制の混乱 ◇夜間時、避難所の開設が遅れる。 ◇休日時、避難者が確認できず混乱する。 ◇雨天時、屋外避難が困難で混乱する。					
その他 ○ 人的被害	死者発生 → 救出・検案等の混乱 → 検案火葬等の混乱 救出・救助の混乱 ◇夜間時、救出・救助活動が困難となる。 ◇雨天時、救出・救助活動が困難となる。 負傷者発生 → 救急医療の混乱 → 医療活動・搬送等の混乱 ◇休日時、身元確認が混乱する。 行方不明者発生 行方不明者捜索の混乱 ◇夜間時、捜索が困難となる。 ◇休日時、捜索が困難となる。					
○ り 災 者	り災者発生 避難行動の混乱 → 火災等による避難行動の混乱 → 移動等による混乱 肉親・知人等の安否確認行動の混乱 → 水・食料・毛布等確保のための混乱 ◇夜間時、避難行動が混乱する。 ◇休日時、日用品・貴重品の確保が混乱する。 ◇雨天時、避難行動が混乱する。 ◇休日時、安否確認が困難となる。					

第6節 防災ビジョン



第1 防災ビジョンの基本目標

1 防災の目的

いつでもどこでも起こりうる災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、減災のための備えを一層充実することが防災の目的である。

この目的達成のため、防災ビジョンを掲げ、その達成に向けて本計画を策定する。

2 防災ビジョンの設定

防災ビジョンは、防災憲章であり、長期的総合的な視点の下、防災の目的を踏まえたもので、防災に関する基本的目標である。

防災ビジョンは、次に掲げるとおりである。

- 災害に強いまちづくり
- 災害に強いひとづくり
- 災害に強い体制づくり

防災ビジョンが単なるビジョンで終わらないため、次のことが必要である。

- ビジョンへの道筋づくり

3 防災に関する行政の責務

市、県、防災関係機関等は、緊密な連携の下、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

4 防災の心構え

防災の心構えとして、次のことを行う。

- 防災の出発点
「自分と自分たちのまちは災害にあわない」という思い込みの転換
- 防災の基本
「災害から自分たちのまちと生命は自分たちで守る」という自覚
- 防災のかなめ
市民、防災関係機関及び市職員等の相互協力・助け合いの精神

第2 災害に強いまちづくり

1 目標

災害に強い都市構造を持ち、防災機器等の配備されたまちづくりを目指し、次のような防災機能の充実に努める。

- (1) 災害が発生しにくい機能
- (2) 被害が拡大しにくい機能
- (3) 安全が確保できる機能
- (4) 災害応急対策活動が容易に行える機能
- (5) 災害復旧が容易に行える機能

2 施策

目標達成のため、次の施策の強化に努める。

- (1) 道路・橋りょうの整備・充実
- (2) 防災空地の整備拡大
- (3) 市街地の面的整備等
- (4) 住宅地（特に木造密集住宅地）の防火性向上の推進
- (5) 河川・ため池の利用・整備
- (6) 浸水対策・崖崩れ対策の推進
- (7) 建築物の耐震不燃化
- (8) ライフラインの耐震性の確保
- (9) 避難者のための安全な施設の整備
- (10) 応急対策用機器・物資・資機材の整備
- (11) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進
- (12) 津波対策及び原子力災害対策の推進
- (13) 非常電源としての電動車の導入とネットワーク化を促進する。

第3 災害に強いひとづくり

1 目標

防災に強い関心と深い理解を持ち、災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できるよう、次のような「ひとの育成」を目標として、個人それぞれの災害対応力のレベルアップに努める。

特に、市の幹部職員及び防災担当職員は、国や県の実施する研修等の機会を捉えて、災害対応能力の向上に努める。

- (1) 災害についての知識と対応策を備え、災害から自分自身を保護できるひと
- (2) 災害時に家族や隣人のほか、避難行動要支援者等の安全を配慮し、他者と協力して助け合えるひと
- (3) 災害時に率先して防災活動に協力・従事できるひと
- (4) 災害時に中心的な役割を果たす災害対策本部の防災担当従事者であることを自覚する市職員
- (5) 平常業務になじみの薄い避難所運営、応急手当、防災機器の使用法等、災害応急対策活動の理解が深いひと
- (6) 災害時に地域の最前線で対応する消防団員
- (7) 災害時に地域や企業等において、災害応急対策活動の中心的な役割を果たすひと

2 施策

目標達成のため、次の施策の強化に努める。

- (1) 防災に関する意識の高揚、知識・技術の普及、研修会・教室の開催等
- (2) 防災訓練
 - ア 訓練形式：＊総合型、機関型、地域型、個別型
 - イ 対象者：関係機関、住民、事業所等
- (3) 組織の強化：自治会、自主防災組織、自衛防災組織、ボランティア等
- (4) 消防団の強化：地域の消防団員、女性消防団員、機能別消防団員
- (5) 防災士の養成促進

注＊ 総合型：市、防災関係機関、消防、警察、学校、住民等による総合防災訓練等
 機関型：市が協力して防災関係機関が行う情報連絡訓練等
 地域型：地域を単位に自主防災組織、自治会の訓練で消防署、警察の協力の下
 行う避難誘導訓練等
 個別型：松山市防災センターを活用した市民への防災体験学習及び事業所等が
 個別に行う消火訓練等

第4 災害に強い体制づくり

1 目標

災害時に対応する「もの」（施設、建築物、機器）と「ひと」（市民、職員）に加え、災害時にその両者を組み合わせる「仕組み」がなければ、効果は期待できない。

このため、次のような防災に係る体制の確立を目標とし、防災体制の強化に努める。

また、市は、県と連携して、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の下、適切な対応がとれるように努める。

- (1) 官民を問わず組織には防災計画又はその観点が組み入れられていること
- (2) 平常時でも組織的に災害予防活動が行える体制が整備されていること
- (3) 災害時に迅速かつ円滑に平常体制から災害対策活動体制に移行できる体制が整備されていること
- (4) 災害対策活動が組織的、効率的に行える体制を整備すること
- (5) 初動時や通信途絶時のために、組織又は組織員の役割を明確に定めた体制が整備されていること
- (6) 災害復旧が組織的に実施できる体制を整備すること
- (7) 災害時に備えた市職員・関係機関職員と市民の信頼関係を図ること
- (8) 市民の合意と協力の下災害予防、災害対策、復旧活動が行えること
- (9) 市域にコミュニティの形成がなされ、活力が維持されていること
- (10) 組織内、組織間の連絡体制が整備されていること

2 施策

目標達成のため、次の施策の強化に努める。

(1) 災害予防

- ア 災害時に備えた市の組織（本部体制・配備基準等）及び役割（事務分掌等）の周知徹底
- イ 事務・事業の遂行の中に防災視点を附加
- ウ 防災関係組織（医師会、自主防災組織、自衛防災組織等）、一般組織（自治会、商工会、ボランティア組織等諸団体）の現状把握、育成強化、防災への協力要請、連携等、災害への備えを実践する市民運動の展開等
- エ 相互応援協定による広域組織化
- オ 地域・職域コミュニティの形成及び活力の維持
- カ 地域の自主防災組織と消防団の協働
- キ 輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握
- ク 企業の事業継続計画（BCP）の策定

(2) 災害時

- ア 市等は平常業務体制から災害対策活動体制に緊急円滑に移行できる体制
- イ 医師会、自治会、自主防災組織・自衛防災組織、ボランティア組織等の早い立ち上がりとし市等による活動調整
- ウ 部署間に定められた役割分担にこだわらない応援体制
- エ 市民相互の助け合い、救急・救助等
- オ 緊急出動：情報収集、道路調査と応急処置、二次災害危険箇所調査、救命救助、消防、防災拠点等重要施設調査等
- カ 企業活動の維持・継続及び早期再開

第5 ビジョンへの道筋づくり

1 目標

安全で安心して暮らすことのできる都市づくりに向けた防災課題は多岐にわたり、多様な取組が求められる。

こうした様々な課題に対応した防災ビジョンを掲げ、目標到達への道筋を明らかにする必要がある。

現在、市域において抱えている防災課題克服のために、市総合計画等に基づく各種事業の実施段階における防災上の創意工夫及び住民の防災意識の向上が必要である。

- (1) 短期の成果にこだわらず、確実な一步を歩み続ける。
- (2) 災害時に、即役立つ体制をつくる。
- (3) 平常時から災害に備える。
- (4) 災害応急対策計画等、危機管理体制をあらかじめ構築し、周知徹底を図る。

2 施策

目標達成のため、次の施策の推進に努める。

(1) 短期の成果にこだわらず、確実な一歩を歩み続ける(防災活動の啓発)

- ア 防災まちづくりについての市民の理解に多くの時間を割く。(防災意識の普及)
- イ ゆっくりとだが着実に事を運ぶ。(防災訓練の実施)
- ウ あせらず、地固めを行う。(調査研究)

(2) 災害時に、即役立つ体制をつくる(防災体制の整備)

- ア いざというとき、すぐ対応できる組織の編成を行う。(防災組織の整備)
- イ 研修の実施や、水害・土砂災害・防災気象情報に関する豊富な知見を有する専門家の支援等により地域の防災リーダーを養成し、防災組織の充実強化を図る。(防災士の養成)
- ウ 行政と市民との意志疎通の徹底を期す。(情報連絡体制の整備)

(3) 平時から災害に備える(防災都市づくり)

ア 中長期を見据えた上で、あせらず災害に強いまちづくりを創出する。

- (ア) 都市計画及び都市計画事業の積極的活用（都市計画の推進）
 - 都市計画マスタープランにおける基本方針の遵守（同上）
 - 防火・準防火地域の拡大等、都市計画における地域地区制度の活用（同上）
 - 秩序ある計画的なまちづくりの推進（市街地の整備）
 - 都市の緑化、オープンスペースの確保（オープンスペースの確保）
- (イ) 建築指導行政等における耐震化等の徹底（建築物の耐震及び不燃化）
- (ロ) 地盤災害の防止及び建築物の崩壊・倒壊の防止案の強化（建築物・工作物等の崩壊・倒壊防止）
- (エ) ライフラインの安全性確保等の推進（地下埋設物及び電気施設等の安全化）
- (オ) 危険物等所有者に対する安全対策指導の徹底（危険物等に関する法令の遵守、施設の維持管理）

イ 減災に向けた体制・施設等の整備を優先実施する。

- (ア) 災害時にも安全で環境面にも配慮した避難所の確保（安全避難の現況整備）
 - 既存公共施設（小中学校、公民館、公園等）を避難所として明確に位置付け、防災諸機能の整備充実
- (イ) 発災後、被災者が最低3日～7日間程度は生活できる食料等生活必需品の確保（備蓄体制の整備）
 - 避難所には食料等を保管できる場所の整備
- (ロ) 安全に避難できる避難路及び安全に食料等、生活物資や救助用車両等が通過できる緊急輸送が可能な道路等体制の整備充実（緊急輸送の環境整備）
 - 平常時からの緊急用輸送車両及び体制の確保
 - 緊急輸送道路の確保、整備充実
- (エ) 防災マップの配布等災害リスクととるべき行動の周知や、災害時における避難勧告等の発令など防災情報の提供

(4) 救援・救護体制の整備

災害応急対策計画等、危機管理体制をあらかじめ構築し、市・関係機関職員、消防団員及び市民に徹底する。

- ア 被災者の生命維持を図る上で極めて重要な飲料水の確保（給水体制の整備）
- イ 災害により負傷し、あるいは生命の存続を脅かされている人の救助救出を行う資機材及び体制の整備（救助・救急体制の整備）
- ウ 災害により負傷し、あるいは生命の存続を脅かされている人を収容し、手当する医師・医療施設等の確保（応急医療体制の整備）
- エ 発災以前から避難行動等に特に支援を要する者を優先的に、かつ、安全に避難させるような体制の整備（避難行動要支援者に対する支援体制の整備）

(5) 受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう「松山市受援計画」を策定している。

今後は、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、市及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行う。

第7節 地震防災事業計画

基本方針

県は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、愛媛県地震防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、整備を重点的に行うこととした。

市においても、地震防災上整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき緊急防災基盤整備事業計画、防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業等による整備を推進する。

地震防災事業計画

地震防災緊急事業五箇年計画

第1 地震防災緊急事業五箇年計画

1 対象地区

既往地震や想定地震等を勘案し、全市とする。

2 事業実施年度

事業実施年度は、令和3年度から令和7年度までとする。

3 整備対象事業（市内関連事業）

（1）避難路の整備

街路事業・道路事業・土地区画整理事業

（2）消防用施設の整備

耐震性貯水槽

消防ポンプ自動車

小型動力ポンプ付積載車

災害用資機材搬送車

災害対応特殊救急自動車

災害対応特殊大型高所放水車

救助工作車

災害対応特殊泡原液搬送車

災害対応特殊化学消防ポンプ自動車

支援車

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車

消防団拠点施設

その他地震防災上必要と認める施設等

(3) 消防活動用道路の整備

街路事業

(4) 緊急輸送道路の整備

道路橋梁耐震化対策事業

(5) 共同溝等の整備

(6) 無電柱化推進計画事業・街路事業・土地区画整理事業医療機関の整備

医療施設耐震工事等施設整備事業

(7) 海岸保全施設の整備

農山漁村地域整備交付金事業

(8) 保全施設の整備

復旧治山

(9) 地域防災拠点施設の整備

防災・安全交付金事業

第2章 災害予防計画

地震は自然現象であり、現在の科学技術では発生の予測は極めて難しく、また、発生を防止することは不可能である。

しかしながら、地震、津波による被害を最小限にとどめることは可能であり、このため、災害に強い安全なまちづくりを推進し、地域社会の防災能力を高めるとともに、平時から防災知識の普及啓発を行い、災害時における市民一人ひとりの防災対応行動力の向上を図る。

こうした観点から、地震等の自然災害の予防に関する計画を次のとおり定める。

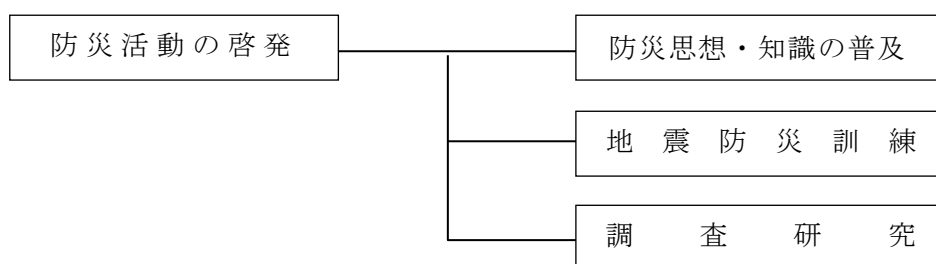
節	項 目
1	防災活動の啓発
2	防災組織の整備
3	防災体制の充実
4	自主防災体制の整備
5	ボランティアの防災活動
6	防災都市づくり
7	津波災害・水害予防計画
8	土砂災害予防計画
9	消防に関する計画
10	市民生活の確保計画
11	要配慮者の支援対策
12	避難行動要支援者の安全確保計画
13	広域応援体制の整備計画
14	通信施設の整備計画
15	ライフラインの保安計画
16	公共土木施設等の保安計画
17	危険物施設等の保安計画
18	海上災害予防計画
19	災害復旧・復興への備え

第1節 防災活動の啓発

基本方針

大規模地震災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するためには、防災関係機関の努力はもちろん、市民も自らの予防措置を講じ、震災時にも落ち着いて適切な行動がとれるよう努める必要がある。また、規模の大きな地震の連続発生や、各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性に留意する必要がある。

そのため、市及び防災関係機関は、避難訓練と合わせた防災教育の実施や、防災と福祉の連携等、様々な機会づくりにより、防災思想・意識の向上を図るとともに、普及啓発に努める。



第1 防災思想・知識の普及

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動や自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

その取組の1つとして、愛媛大学防災情報研究センターと連携し、小学生から高齢者まで全ての世代に防災リーダーを育成する「全世代型防災教育」を実施し、地域の防災リーダーとして活躍する人材育成に取り組む。

また、職員及び市民に対し、災害時にとるべき行動について周知するとともに、専門家の知見を活用し、防災に関する正しい知識の普及・啓発に努める。

1 職員に対する啓発

職員は、日常の行政事務を通じ、積極的に防災対策を推進し、かつ、地域における防災活動を率先して実施できるよう、次の事項について常に自己啓発に努めるとともに、毎年4月、災害時に各職員が担うべき業務を確認する。

- (1) 災害に関する知識
- (2) 地域防災計画の内容と市の防災対策に関する知識
- (3) 緊急地震速報及び津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 地震・津波発生時、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（災害時の動員、配備体制及び任務分担（危機管理ハンドブックの携行））
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 所管事務における防災対策の課題

2 学校教育を通じての啓発

学校においては、上記1に準じて教職員へ研修指導を実施するとともに、防災士の活用などにより、危機管理マニュアルに災害に関する必要な事項（防災組織、任務分担等）を定める。

また、学校における体系的かつ地域の防災リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、園児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底に努める。

特に、水害、土砂災害のリスクのある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

- (1) 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害が発生した時の対応策について指導
- (2) 中学校等の生徒を対象に、応急手当等の実践的な技能の修得を徹底

3 学校防災に関する計画の作成

学校長は、災害の発生に際し、児童生徒等及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の円滑な実施を図るため、児童生徒等の発達段階、地域の実情、過去の災害発生事例等を踏まえながら、あらかじめ、学校防災に関する計画及び避難計画を作成する。

また、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省ほか作成）等を基に、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

災害による被害を最小限のものにするため、学校の施設・設備等の点検・整備を行うとともに、児童生徒等の学校生活等における危険を速やかに発見し、それらを除去する体制を整える。

児童生徒等が災害から自らの生命を守るために必要な事項について理解を深め、安全な行動をとる能力や態度を育てるよう計画的な指導を行う体制を整える。

災害が発生した場合、児童生徒等の避難誘導等の緊急措置を講じることができる体制を整える。

このため、安全教育を計画的に実施していくとともに、災害時の対応策を日頃から定めておく。また、市や自主防災組織の指導と協力を得て、事前に学校の役割分担を協議しておく。さらに、災害に対応するための各学校の教職員から防災士を育成し配置する。

4 市民に対する啓発

地震発生時に、迅速かつ的確な判断に基づく行動がとれるよう、自主防災組織及び町内会等の地域コミュニティでの多様な主体の関わりの中で、防災週間や防災とボランティア週間等の行事を通じ意識の向上に努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、津波災害警戒区域、避難場所、避難路等津波に関する総合的な資料として、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努め、地震防災応急対策及び地震について、市民の防災意識の高揚を図る。

さらに、避難については、災害が発生する前に危険な場所から離れ、指定避難所等へ避難する「立ち退き避難」を基本とし、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保措置」を行うこと、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることへの理解の促進に努める。

また、防災気象情報に関する専門家の活用、防災関係機関と福祉関係機関（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携による高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

なお、普及に当たっては、避難行動要支援者の多様なニーズへの配慮や、被災時の性別によるニーズの違いや家庭動物の飼育の有無によるニーズの違い等、それぞれの視点に十分に配慮し、災害発生後、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DV、ハラスメント行為の被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

広域避難が必要な地域については、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(1) 普及・啓発の内容

- | |
|--|
| <p>ア 地震及び津波の基礎的な知識（危険性や警報、避難指示等の意味合い、避難方法等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ地震に伴う地震動に関する知識（地震被害想定調査等）、南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性 ・ 規模の大きな地震が連続発生する可能性 ・ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること ・ 第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること |
|--|

	・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性
	など
イ	緊急地震速報及び津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
	・沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域の住民等の避難を促すこと
	など
ウ	様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で、地震及び津波発生時の具体的にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動に関する知識
エ	防災関係機関等の地震及び津波災害対策に関する知識
オ	山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
カ	津波浸水予測範囲に関する知識
キ	津波想定の不確実性
	・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること ・特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること ・避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること ・津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る
	など
ク	避難場所、避難所、主要避難路、その他避難対策に関する知識
ケ	住宅の耐震診断と補強等に関する知識
コ	応急手当等看護に関する知識
サ	平時の心得 ・食料、飲料水等の備蓄（最低7日分、うち3日分は非常持出用） ・非常持出品の準備 ・家庭での予防・安全対策（家具等の転倒防止対策など） ・動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物等（ペット）との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・自動車へのこまめな満タン給油
シ	地震発生時の心得 ・地震発生時の行動（家屋内、路上、自動車運転時） ・出火防止及び初期消火 ・近隣の負傷者、避難行動要支援者の救助・支援対策 ・避難場所での行動等 ・災害時の家族内の連絡体制の確保
ス	災害時の安否情報の確認のためのシステムに係る知識
セ	避難行動要支援者や被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
ソ	コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
タ	早期自主避難の重要性に関する知識
チ	防災士の活動等に関する知識
ツ	孤立の危険性に関する知識

(2) 普及・啓発の方法

- ア 松山市防災センターを利用した防災体験学習
- イ テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
- ウ 広報紙、パンフレット、ポスター、防災マップ、インターネット（ホームページ）等の活用
- エ ビデオ、映画等の活用
- オ 講習会、講演会等の開催
- カ 防災訓練の実施

(3) 津波災害に関する啓発

津波災害については、市民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の津波被害を最小限にとどめるため、地域の津波浸水予測範囲や避難路、指定避難所等を記載した津波避難計画及び防災マップを基に、市民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を行う。

5 災害リスクの周知徹底

水害や土砂災害等、想定される災害リスクごとに防災マップを作成し、住民等に配布することにより、地域ごとに異なるリスク等をきめ細かく周知する。

また、平時から災害リスクの高い地域を中心に、防災マップに加えて、地形情報や災害記録等により、地域の災害リスクを周知徹底する。

6 災害教訓の伝承

過去に起きた大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう、地図情報その他の方法による公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

7 企業等が実施する啓発

企業等の管理者は、災害時における業務を継続するための「事業継続計画」(BCP)（被害予想、復旧計画を含む。）を策定し、企業の防災力向上を図る。また、それぞれが所管する事務及び業務に関する地震防災応急対策について、従業員に対し教育を実施するほか、利用者についても防災に対する意識の啓発に努める。

市は、企業等における防災・減災対策の普及を促進するため、事業者によるBCPの策定支援や従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

8 防災上重要な施設の管理者に対する啓発

防災上重要な施設等は大規模地震発生に伴い、多大な被害を及ぼす可能性がある。

また、百貨店、地下街等の不特定多数の者が出入りする施設においては、地震発生時における火災、浸水、パニックが発生する危険性がある。

したがって、これらの管理者に対し、緊急地震速報の活用や震災に関する知識の普及・啓発を図る。

- | |
|--|
| (1) 地震・津波・液状化に関する一般知識
(2) 各施設管理者の責務
(3) 平時の各施設の点検・改修
(4) 地震時の応急対策 |
|--|

9 各種防災マニュアルの整備

市は、地域の防災的見地から防災マップ、各種防災マニュアル等を作成し、市民の安全確保に努める。

防災マップについては、市民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布に加え、認知度を高めるための工夫をする。

なお、防災マニュアルの策定に当たっては、多様なニーズを考慮しながら男女共同参画の視点で作成する。

第2 地震防災訓練

1 防災訓練の目的

地震災害の発生に際し、市、県及び公共機関は、自衛隊、海上保安庁等国の機関との協力体制を確保するとともに、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び避難行動要支援者も含めた市民とも連携した対応が必要である。

こうした連携を前提とした上で、迅速かつ的確な地震災害応急対策が実施されるよう、技能の向上と市民に対する防災意識の高揚を目的に、図上又は実地で総合的かつ効果的な訓練を実施する。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

2 訓練の実施に向けての留意事項

訓練の実施に当たっては、実践的なものとなるよう、以下に留意する。

- 地震及び被害の想定を明らかにする。
- 実施時間の工夫や、沿岸地域や中山間地域における孤立地区や津波の発生など様々な条件を設定する。
- 参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む。
- 防災知識の普及訓練を実施する際、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮した支援体制の整備に努める。
- 被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。
- 訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。
- 住民等の積極的な参加を求める。
- 訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を実施する。
- 学校での消防団員等が参画した体験・実践的な防災教育の推進に努める。

3 防災訓練の種別

関係機関等と共同し、又は単独で次の訓練を実施する。

また、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、防災とボランティア週間などを通じ、訓練効果のある時期を選んで、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

地震等大規模災害を想定した総合的な訓練を、年一回実施する。

ア 情報収集・伝達訓練

通信の途絶により、情報の収集・伝達が困難となった事態に際し、非常用電源設備を用い、通信の円滑な運用を確保するために実施する。

イ 職員動員訓練

震災時の迅速な職員配備を期するために実施する。

ウ 災害対策本部(現地対策本部)運営訓練

災害時において、迅速かつ的確な対応を行うために実施する。

エ 消防・水防訓練

地震災害時における、災害規模、災害事象に応じた「消防計画」の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。

また、津波予警報の伝達、海面監視、その他津波、浸水対策等に必要な訓練を実施する。

オ 避難・救助救護訓練

避難及び救助、救護活動の円滑な遂行を図るため、消防、水防等の災害防ぎょ訓練を考慮し、単独での訓練実施に加え、孤立地区の発生などを考慮した地域の特性に応じた訓練を実施する。

カ 広域応援訓練

広域応援の要請を熟知するため、必要に応じて実施する。

(2) 個別防災訓練

各部局等(室)、課若しくは事務所単位等において、各部署が所掌する防災業務に関する個別訓練を単独又は関係機関と共同して実施する。

- 情報収集・伝達訓練
- 職員動員訓練
- 防災業務の訓練

(3) 住民、自主防災組織、事業所の訓練等

第2章 第4節による。

4 訓練の重点等

訓練に当たっては、地域の特性等による災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとする。

- 防災マップ等を活用した避難
- 避難行動要支援者に対する救出・救助
- 自主防災組織と事業所等との連携
- 非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保
- 基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟

5 県、関係機関の防災訓練に対する協力等

市は、県及び関係機関に対し、市が実施する訓練に参加を要請する。

県及び関係機関は、市の要請により、可能な限り訓練に参加し協力する。

市は、県及び関係機関の要請により、可能な限り訓練に参加し協力する。

6 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を行う。

第3 調査研究

1 関係機関との情報交換

県、その他市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にし、それらの情報交換に努める。

2 図書、資料等の収集・整理

防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書、資料等の収集・整理に努める。

3 専門的調査・研究

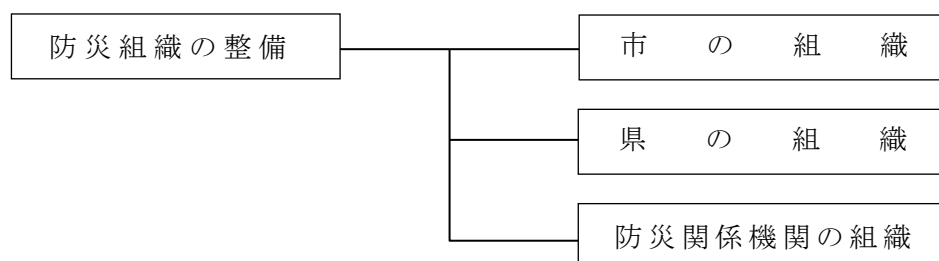
市の防災拠点となる施設等については、専門的調査・研究の実施に努める。

また、宅地化の進展や都市の高層化等に代表される地域の著しい変貌状況や調査技術の進展に合わせて、随時総合的な防災特性の把握に努める。

第2節 防災組織の整備

基本方針	大規模地震災害時には、ある程度の被害や行政機構、その他社会秩序の一時的混乱は避けられないものと予想される。 こうした混乱した事態の中で、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるためには、市を中心とする防災関係機関において、あらかじめ迅速な防災活動を実施するための組織を整備し、強化する。 また、県、消防庁との連携により、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の高度化を推進するなど、先端技術による高度な防災技術の確保に努める。

主な担当	防災危機管理部



第1 市の組織

1 防災会議

(1) 設置の根拠等

- 災害対策基本法第16条
- 松山市防災会議条例
- 松山市防災会議運営要綱

※ 松山市防災会議条例・・・・・・・・・・・・・資料〔2・2・1〕

※ 松山市防災会議運営要綱・・・・・・・・・・・・・資料〔2・2・2〕

(2) 所掌事務

- 地域防災計画の作成及びその実施の推進
- 災害時の情報収集
- その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に関する事務

(3) 委員組織

防災会議委員は、次に示すとおりとする。

- 松山市防災会議委員名簿

※ 松山市防災会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・資料〔2・2・3〕

第2 県の組織

県は、県内市町を包含する団体として、次の防災組織を設置することとしている。

なお、県から派遣される災害情報収集職員（リエゾン）との連携強化を図り、県との情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 愛媛県防災会議○ 愛媛県災害対策本部 |
|---|

第3 防災関係機関の組織

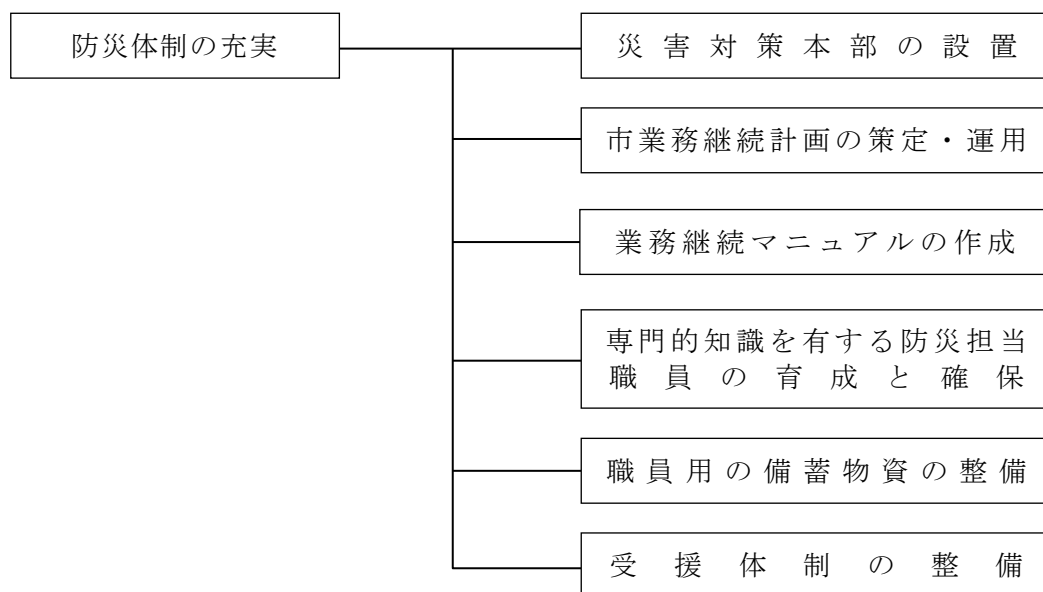
市域を所管する防災関係機関は、法令、防災業務計画等の定めるところにより、災害予防計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備することとしている。

※ 防災関係機関の窓口一覧表・・・・・・・・・・資料〔2・2・6〕

第3節 防災体制の充実

基本方針	
市は、災害時に迅速に災害応急対策を実施できるための体制、事前準備を行う。	

主な担当	総務部、防災危機管理部



第1 災害対策本部の設置

1 設置の根拠等

- 災害対策基本法第23条の2
- 松山市災害対策本部条例
- 松山市災害対策本部要綱

※ 松山市災害対策本部条例・・・・・・・・・・資料〔2・2・4〕

※ 松山市災害対策本部要綱・・・・・・・・・・資料〔2・2・5〕

2 所掌事務

- 地域防災計画の定めにより、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

3 組織

第3章「災害応急対策」第2節「応急活動体制」参照

第2 市業務継続計画の策定・運用

市は、大規模災害時等において、市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、「松山市業務継続計画」(Business Continuity Plan: BCP)を策定しており、今後は適切な運用を図る。

- (1) 大規模災害での被害を最小限にとどめるため、災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定、保有するコンピュータシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等に係る業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

第3 業務継続マニュアルの作成

各部局等は、「地域防災計画」に規定する対策を効果的に実施し、かつ災害時においても継続して行うべき業務を円滑に実施するための具体的な活動を記載した業務継続マニュアルを作成する。

作成後は、その内容について各部各課等で職員に周知するとともに、勤務時間外における部内及び課内の連絡網を作成し、災害時の職員の安否確認、参集状況等に活用できるようにする。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を作り出すよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化も図る。

第4 専門的知識を有する防災担当職員の育成と確保

災害時において迅速かつ的確に応急対応できるよう、また職員への防災教育を徹底するため、各部局等に専門的知識を有する防災担当職員を育成・確保する。

防災担当職員は、毎年度、所属の職員に対して災害時における各自の役割を習熟させるなどの防災教育を実施する。

また、各種研修への受講等を通じて、過去の災害の教訓の共有、災害対応に必要な知識やスキルの習得を進め、職員の災害対応力の強化を図る。

第5 職員用の備蓄物資の整備

災害発生後の初動期においては、災害応急対策に事務従事する職員は、不眠不休の状態となる。そのような状況下において、災害応急対策に職員が全力を挙げて事務遂行できるよう、食料、飲料水、簡易トイレ等、災害応急対策活動を継続するために必要な物資を備蓄する。

第6 受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう「松山市災害時受援計画」を策定した。

当該計画は、市だけでは対応できない事態に他の自治体や機関など、多方面からの支援を最大限生かすため、人的、物的支援の受入れ手順やその役割など受援に必要な体制整備を目的とし、「業務継続計画」に基づく非常時優先業務を進めるうえで、不足する人的及び物的資源を、外部からの応援を受け入れる計画である。

今後は、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整えるなど、受援力の向上を図る。

また、地方公共団体をはじめとした関係団体や協定締結事業者等のからの受援を想定した研修や、図上訓練等を通じて実効性を高めるとともに、関係機関等への周知と協力依頼を図る。

さらに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、市及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行う。

第7 防災行動計画(タイムライン)の作成

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画を見直すとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第4節 自主防災体制の整備

基本方針

大規模地震災害時は、多数の火災や家屋の倒壊等が発生し、被害に見舞われることも予測される。こうした事態に対し、行政機関の対応だけでは限界があり、早期に実効性のある対応が求められる。このため、平時から、住民が隣保協同の精神に基づき、自主的に防災活動を行う体制を確立し、より有効な防災対策への準備を必要とする。

また、自主防災活動をより効果的に行うために、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から防災に関する知識、技術等を習得しておくことが必要である。

本節では、各種災害に対し、「自分たちの地域は、自分たちで守る」ことを基本的な考え方として住民への周知を図り、防災意識の高揚、災害の未然防止、被害の拡大防止、軽減等を目的とした自主防災組織の充実強化を図るために、その体制に係る方針を定める。

主な担当

防災危機管理部、福祉推進部、健康医療部、こども家庭部、産業経済部、消防局

自主防災体制の整備

住民の果たすべき役割

自主防災組織の充実強化

自主防災組織の果たすべき役割

事業所等における自主防災活動

地域における自主防災活動の推進

第1 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守るとともに、隣保協同の精神に基づき、平時及び災害時において、概ね次のような防災措置を行う。

1 平時の実施事項

- 地震防災に関する知識の修得
- 地域の避難場所及び家族との連絡方法の確認
- 崖崩れ、地滑り等の災害発生危険箇所の確認
- 建物の補強や家具の固定等の対策
- 火気器具の点検や火気周辺の可燃物を整理するとともに、対震自動遮断装置付ガス器具等の使用や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等火災予防措置の実施
- 消火器や水バケツ等消火用具の準備
- 飲料水、非常用食料、救急用品等の非常持ち出し品の準備（飲食物については最低7日分、うち3日分は非常持出用）
- 地域の防災訓練への積極的な参加

- 隣近所と災害時の協力について話し合い

2 地震発生時の実施事項

- 自己の安全確保
- すばやく火の始末
- 出火したら、まず消火
- あわてて戸外に飛び出さず、出口の確保
- 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない
- 津波、山崩れ、崖崩れ、土石流、地滑りに対する注意
- 最小限の持ち物で徒歩による避難
- 応急救護活動への協力
- 自力による生活手段の確保
- 正しい情報の収集（流言飛語に惑わされない。）
- 協力し合い、秩序のある集団行動
- 衛生環境への配慮
- 自動車、電話の利用を自粛

第2 自主防災組織の充実強化

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することが重要であり、地域における防災対策活動の中心となる自主防災組織の結成と、防災活動は極めて重要な取組である。

このため、市は、自主防災組織の充実強化を図る。

1 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及、及び自主防災組織の充実強化を図るため、初期のアプローチとして防災センターにおける体験学習を推進するとともに、パンフレット等資料の作成、地域講演会の開催等、住民の防災意識高揚に向け、積極的な取組を展開する。

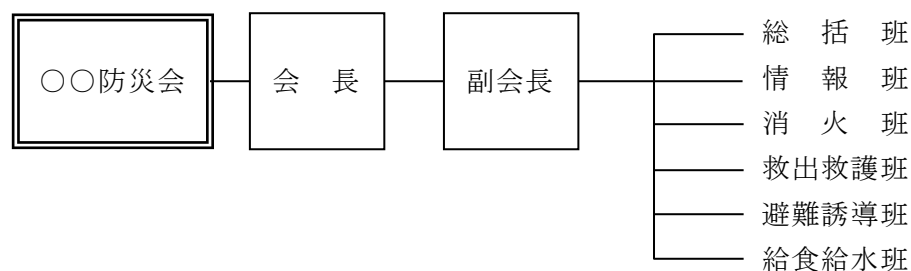
2 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の結成単位については、地域の実情に応じ、柔軟な対応を進めることが必要であるが、次の点に留意し編成を促す。

- 自主防災組織は、当該地域の住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるため、住民が連帯感をもてるよう、適正な規模で編成
- 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成
- 地域内の事業所と協議の上、事業所の自衛防災組織も自主防災組織として位置付け

3 組織づくり

自主防災組織が機能的に活動できるよう、次のような方法により組織整備を進める。
また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めることとするが、例示を以下に掲げる。



自主防災組織が一定の区域内で応援協力体制を構築することを目的に「地区連合会」を、また、市域の自主防災組織を統括しネットワーク化を図ることを目的として、「松山市自主防災組織ネットワーク会議」を設置し、連携に努める。

自主防災組織の役員等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催するほか、防災士の資格取得を推進し、組織の核となる人材を育成するとともに、日常的な研修や訓練の実施を促進する。その際、要配慮者への支援や女性の参画の促進に努める。

女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織との連携に努める。

※ 松山市自主防災組織推進要綱・・・・・・・・・・資料〔2・4・1〕

4 防災資機材の貸与

「松山市自主防災組織推進要綱」に基づき結成された自主防災組織に対し災害時の活動に伴う資機材の支援策として、市の予算の範囲内で防災資機材を貸与する。

※ 松山市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱・・・・資料〔2・4・2〕

5 自主防災組織結成概要

※ 自主防災組織結成状況及び防災士数の推移・・・・・・・・資料〔2・4・3〕

第3 自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市等と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下に、平時及び災害時において、次の活動を行う。

1 平時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生の防止と被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切である。このため、防災講座等の講習や住民参加の防災訓練、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。主な啓発事項は次のとおりである。

- 平時における防災対策
- 防災気象情報や避難に関する情報（5段階の警戒レベルによる情報提供等）
- 災害時の心得
- 自主防災組織が活動すべき内容
- 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書等に定める。

(3) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を実施するためには、必要な人員構成、活動体制、資機材等装備の現況及び地震発生時の避難行動を明らかにしておかなければならない。自主防災組織ごとに整備を必要とする台帳は以下のとおりである。

なお、作成に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- 自主防災組織台帳（資機材等装備含む。）
- 世帯台帳（基礎となる個票）
- 避難行動要支援者台帳（名簿及び個別避難計画）
- 人材台帳

(4) 防災訓練の実施

災害時、住民が適切な措置をとるために日頃から訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術の習得に努める。

この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、消防団、警察、防災士、学校、市等との有機的な連携に配慮する。

ア 情報の収集・伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火器等を使用して、消火に必要な技術等を習得する。

ウ 救出・救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により、下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

エ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所までの迅速かつ安全な避難方法を周知する。

オ 避難所運営訓練

指定避難所の運営に係る訓練を実施し、災害時の炊き出し、給水活動等の要領を習得する。

(5) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害時に被害の拡大の原因となるものが多く存在すると考えられるため、住民各自が点検を実施するよう呼び掛ける。

また、自主防災組織は、「防災点検の日」の設置等期日を定め、一斉に防災点検を実施する。

(6) 防災用資機材及び備蓄物資の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置を講じることができるようには、あらかじめ活動に必要な資機材及び備蓄物資を組織として用意しておくことが望まれる。

また、これら資機材及び備蓄物資は平時より点検を行い、非常時に迅速かつ適正な使用が可能な状態を確保しておく。

(7) 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、県内市町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

2 地震発生後の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握し、市等関係機関へ報告するとともに、関係機関が提供する情報を住民に伝達し、被害時の不安を解消するなど、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決める。

- 組織活動に関係のある防災関係機関の把握
- 防災関係機関との連絡方法
- 防災関係機関の情報を住民に伝達する責任者及び方法、また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末等、出火防止のための措置を講じるように呼び掛けるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を用い、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きとなった者が発生したときは、救出用資機材を使用して、速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の処置を必要とする者は、救護所等へ搬送する。

このため、あらかじめ地域ごとの災害時に利用できる病院等医療機関の確認を行う。

(4) 避難の実施

避難指示等が発令された場合は、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

- 避難誘導責任者は、次のような危険の有無を確認しつつ、避難の誘導にあたる。

○ 市街地……………火災、落下物、危険物、浸水
○ 山間部、起伏の多いところ……崖崩れ、地滑り
○ 河川、沿岸地域……………津波、決壊、土石流、浸水
- 避難誘導に当たっては、危険防止のため、主要避難路は1ルートだけでなく、複数の道路をあらかじめ検討し、周知を図る。
- 避難時の携帯品は、必要最小限のものとする。
- 避難行動要支援者等、自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織活動者や民生委員等、住民の協力の下、適正な施設に避難させる。

(5) 給食給水、救援物資等の配布

被害の状況によっては、避難が長期間に渡り、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うために、自主防災組織はそれぞれが保持する食料等の配布を行うほか、市が実施する応急給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、当該地域の住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱い等の指導を行う。

また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士等の多様な主体に自主防災組織活動への積極的な支援を求めるなど、組織同士の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第4 マンション・事業所等での自主防災活動

1 マンションでの自主防災活動

マンション等の共同住宅は、躯体が耐震化されている建物が多く、被害が軽微であれば在宅避難が可能であるが、エレベーターや給排水設備が使用できない場合は、在宅避難が困難となる。また、災害時の管理会社の人的不足や復旧に際し住民の合意形成が必要である等、マンション固有の問題から復旧が遅延する場合がある。

そのため、マンションでの防災については、マンション特有の事情を踏まえた普及啓発を行うことが必要であり、管理組合や管理会社等と連携し、マンションコミュニティ全体の防災意識を向上させるよう努める。

また、地域全体の防災活動の活性化を図り、マンション居住者以外の住民との相互連携の視点に立ち、地域が一体となった共助を推進する。

2 事業所等での自主防災活動

事業所等は、地域コミュニティの一員であり、その果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、従業員、利用者等の安全を守るとともに、被害の拡大防止に向け、的確な防災活動を行う必要がある。

このため、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努める。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民の活動に加え、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要な減災活動の要素となる。

このため、事業所等においては、災害時に重要業務を継続するための「事業継続計画」（BCP）の策定に努め、事業所の耐震化、耐浪化、耐火性の確保、予想される被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の防災活動の推進を図るほか、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保にも努める。

さらに、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図る。

また、事業所内に自主防災組織を編成し、地域の自主防災組織と連携を図りつつ、事業所及び地域の安全の確保に努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

市は、事業所等に対して地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。事業所等での自主防災活動としては、概ね次のとおりであるが、それぞれ事業所等の実情に応じて実施する。

- 防災訓練
- 従業員の防災教育
- 情報の収集・伝達体制の確立
- 火災その他災害予防対策
- 避難対策の確立
- 応急救護
- 飲料水、食料、生活必需品、医薬品等災害時に必要な物資の確保

また、市は、国及び県との連携を図り、優良企業表彰、事業所等の防災に係る取組の積極的評価等により、事業所等の防災意識の高揚や、防災力向上の促進を図るほか、県、商工会・商工会議所と連携して、事業所による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第5 地域での自主防災活動の推進

1 地区防災計画

一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。

市は、必要があると認めるときは地域防災計画に当該地区防災計画を定め、その実施に努める。

※ 地区防災計画作成団体一覧表・・・・・・・・・・・・・資料〔2・4・4〕

また、市は、地区防災計画が作成されている地区において、個別避難計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、当該地域の住民等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定める。

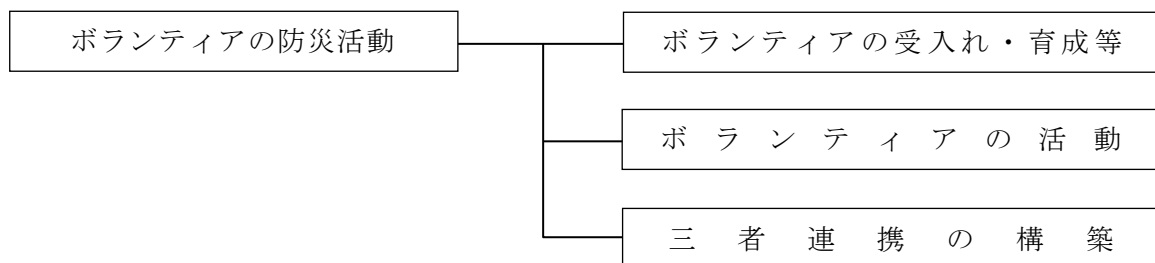
地区防災計画が定められた地域の住民等は、市に対し、当該地域の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

また、市は、災害の教訓を踏まえた見直しについて支援する。

第5節 ボランティアの防災活動

基本方針	大規模地震発生時には、個人のほか専門技能グループを含む様々なボランティア組織が、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を担うと考えられる。 このため、大規模災害発生時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織、NPO、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等、幅広いボランティアの体制整備に努める。

主な担当	総務部、防災危機管理部、坂の上の雲まちづくり部、福祉推進部



第1 ボランティアの受入れ・育成等

市は、ボランティアの主体性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

1 ボランティア意識の高揚

松山市社会福祉協議会を中心に、福祉関係団体等や地域と連携し、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者や市民の関心と理解を深め、市民へのボランティア意識の高揚を図る。

※ 松山市社会福祉協議会松山市ボランティアセンター運営事業の概要

・・・・・・資料〔2・5・1〕

2 ボランティアの確保

松山市社会福祉協議会のボランティアの登録状況は、次のとおりである。

※ ボランティアの登録状況・・・・・・資料〔2・5・2〕

また、市は避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

3 ボランティアの活動支援体制の確立

災害時のボランティア活動を支援するため、松山市社会福祉協議会を中心に、次のとおり活動支援体制を確立する。

- ボランティア活動拠点（災害ボランティアセンター）設置の協力に関すること
- 市と松山市社会福祉協議会との役割分担等に関すること
- ボランティアの募集、受け入れ及び派遣等の需給調整の協力に関すること
- ボランティア活動拠点及びボランティア活動に要する資機材等の調達・提供の協力に関すること
- 災害情報等の収集・提供に関すること
- ボランティア関係機関等との連絡調整に関すること
- ボランティアの詰所の設置等受け入れに係る体制整備に関すること
- その他ボランティア活動の支援に関すること

※ 協力団体連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔2・5・3〕

4 職員のボランティア活動への参加

職員は、ボランティア休暇等を活用したボランティア活動への参加に努め、被災者等への支援活動を行う。

第2 ボランティアの活動

災害発生から復興に至る間、ボランティアが行う主な活動は、次のとおりとする。

- 被害、安否、生活情報の収集・伝達
- 要配慮者（高齢者、障がい者等）への支援
- 避難所運営の支援
- 救援物資の仕分け・配布
- 炊き出し、清掃その他の災害復旧支援活動
- 応急給水活動の補助
- その他ボランティアの自主的な活動

第3 三者連携の構築

市は、社会福祉協議会、ボランティア及びNPO等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、交流の機会等の提供、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化について、研修や訓練を通じて推進する。

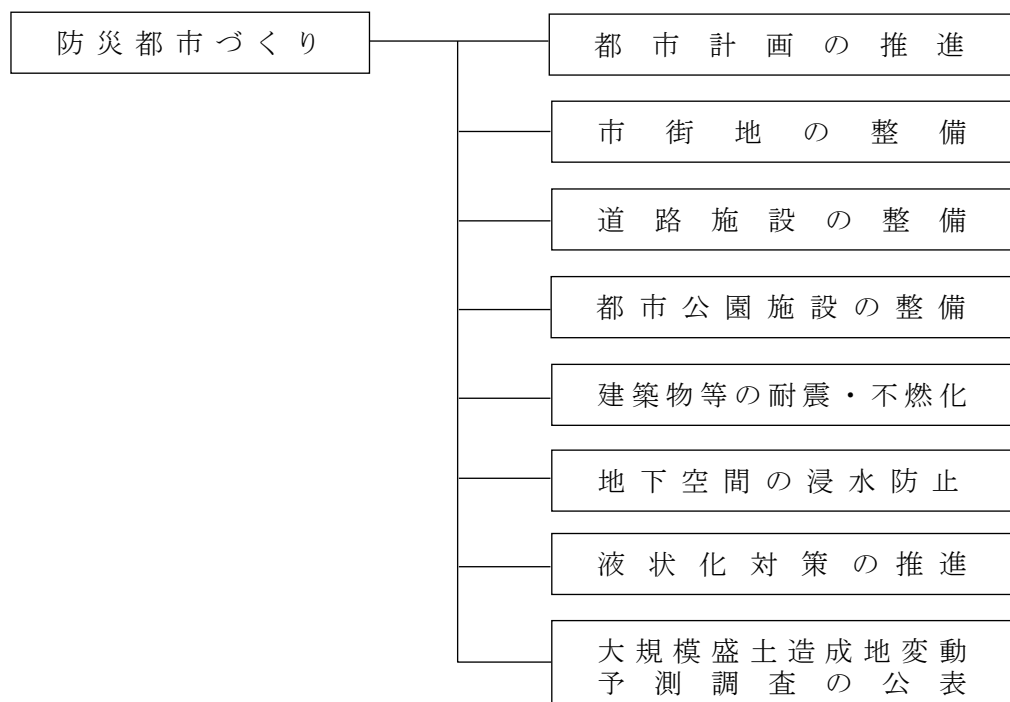
また、社会福祉協議会やNPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

さらに、市民やボランティア、NPO等に、災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化に努める。

第6節 防災都市づくり

基本方針	安全で安心なまちづくりの基本的な対策として、災害に強い都市構造を備えた基盤整備が求められる。 本節は、住宅密集地域の防災対策、災害時にも安全に通行できる道路の整備及び一時避難や延焼遮断機能となる公園・広場等のオープンスペースの確保等、都市の防災環境整備に向けた事業の積極的推進を図る。また、建築物の耐震・不燃化等の整備を計画的に推進するなど、防災の都市づくりに努める。

主な担当	都市整備部、開発建築部、上下水道部



第1 都市計画の推進

都市の健全な発展を進めるためには、都市で活動する人々の安全を確保することが必要不可欠であり、都市防災機能の拡充により、災害に強い都市整備を進める。

そのためには、防災に配慮した避難路や緊急輸送道路等の整備、公園、広場等のオープンスペースの確保、住宅密集地域の再開発、建築物の耐震・不燃化といった施策を積極的に推進することが重要である。

そこで、これら都市防災施策に関するマスタープランである「都市防災構造化対策事業計画」を策定し、防災に強い都市づくりに努める。

1 用途地域制の活用

市域の約50%が都市計画区域に指定され、その内の約33%が市街化区域となっている。

防災都市づくりに向け、災害時の対応にも配慮した土地利用計画を図り、各種のライフライン等のインフラ整備と整合を図る。

都市計画の状況（令和7年4月1日）

都市計画関係面積 単位：ha

都市計画区域	21,447.4
市街化区域	7,028.7
市街化調整区域	14,418.7
用途地域面積	単位：ha
第一種低層住居専用地域	1,026.1
第一種中高層住居専用地域	405.3
第二種中高層住居専用地域	231.8
第一種住居地域	2,719.3
第二種住居地域	200.4
準住居地域	12.6
近隣商業地域	572.0
商業地域	323.5
準工業地域	862.0
工業地域	139.4
工業専用地域	450.2
合 計	6,942.6

風致地区面積 単位：ha

風致地区	501.1

都市計画公園・緑地面積 単位：ha

都市計画公園	680.76
都市計画緑地	703.30

都市計画道路延長 単位：km

都市計画道路	171.39

第2 市街地の整備

既成市街地において、道路・公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数あり、建築物の倒壊被害が発生する危険性が考えられる。

こうした本市・市街地の状況を考慮した上で、面的な整備と併せ、建物更新等が図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により、安全性の高い市街地形成の推進を図る。また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

1 土地区画整理事業

都市基盤の整備を行う土地区画整理事業を活用し、計画的な市街地形成を行うことで、都市機能の充実・都市防災・都市空間の確保等を推進する。

また、地震に強い市街地の形成に向け、都市基盤整備が不十分で老朽化した住宅等が密集する市街地の面的整備を進めるため、松山駅周辺地区等の土地区画整理事業を推進し、住宅の改善や耐震性の向上、オープンスペースの確保を促進するとともに、道路の拡幅、公園の確保など密集市街地の防災性を高めるため、官民一体となった事業の推進を図る。

2 市街地再開発事業

本市においては、平成28年度に「松山市中心地区市街地総合再生計画」を策定し、土地の高度利用と都市機能の更新を図ることとしており、今後、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等により、建物更新等に併せ、オープンスペースの確保を促進するとともに、都市の不燃化・防災化の強化を推進する。

第3 道路施設の整備

道路・橋梁は、単に人・物の輸送を分担する交通機能だけではなく、災害時における避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たす都市施設である。また、道路は構造的にライフラインの確保や火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。

災害時において、これらの機能を確保するため、道路の整備、橋梁の架替え、補修が重要であり、これらの対策に努める。

特に、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し、体制の整備を図る。

また、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧等の計画を立案する。

1 道路の整備計画

市では、防災効果の高い道路として、都市計画道路を中心とした整備を推進している。これらの新設・改築は、沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強い都市づくりに向けた都市防災施設整備に必要な事項である。

このため、松山外環状道路をはじめ主要な幹線道路整備、道路橋梁等維持補修事業の促進を図り、防災性の高い都市づくりを推進する。

主として、避難場所への主要避難路として位置付けられる道路、避難場所と主要な都市施設とを有機的に連携させる道路及び災害応急対策活動の地区拠点となる公共施設周辺道路の整備推進を図る。

市内道路の状況 (国道・県道は令和5年4月1日、市道は令和7年4月1日現在)

種 類	路線数	実延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	道路部面積 (㎡)
総 数	6,871	2,206,566	2,121,196	96.1	15,380,423
国 道	6	56,429	56,429	100	1,444,672
県 道	42	332,725	328,832	98.8	3,562,750
市 道	6,871	1,817,412	1,735,935	96	10,373,001

市道幅員状況

(令和7年4月1日現在)

幅員	1.5m未満	1.5～2.5m	2.5～3.5m	3.5～4.5m
延長(m)	22,974	163,770	256,480	481,372
面積(m ²)	24,885	346,006	766,248	1,983,653
幅員	4.5～5.5m	5.5～6.5m	6.5～8.5m	8.5m以上
延長(m)	322,191	267,344	138,562	152,235
面積(m ²)	1,635,187	1,606,783	1,029,382	2,065,468

市道橋梁状況

(令和7年4月1日現在)

橋数(橋)	橋長(m)	橋面積(m ²)
1,171	12,482	113,322

2 緊急輸送道路の確保

道路交通の確保は、災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等、応急対策活動を実施する上で重要、かつ不可欠な都市施設である。

そこで、松山環状線や大可賀道後松山港線など、既に防災対策及び改良整備が完了している緊急輸送道路の適正な維持管理に努め、国・県道と連携した緊急輸送ネットワークを形成し、災害時の諸活動の円滑化に寄与するとともに、パトロールや点検等管理体制に活用する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

※ 緊急輸送道路（愛媛県指定のうち松山市関係分）・・・・・・資料〔3・8・1〕

3 定期点検の実施

緊急輸送道路及び緊急性の高い路線については、点検を定期的の実施し、災害対策に必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

4 施設の補強・整備

点検等で対応が必要とされた施設及び道路の未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線・箇所から順次補強や整備を図る。

(1) 道路

法面の崩壊、道路の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が予想される危険箇所については、補強対策を実施する。また、道路改良に当たっては、耐震基準に基づく整備を行う。

(2) 橋梁

落橋、変状等の被害が予想される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、補強対策を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについては、補強対策を実施する。

(4) 道路の付属物

道路敷地内の道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝等道路付属物は、耐震性の確保並びに補強・整備に努める。

第4 都市公園施設の整備

安全で安心できる都市づくりを進めるため、災害時における防災拠点及び復旧・復興拠点、住民等の集結場所及び救護活動等の拠点として機能する公園・緑地の整備促進を図る。

1 都市公園の整備

都市の公園や緑地は本来防災機能を有し、その多くは従来から避難地に指定されている。

こうした都市公園の性格を考慮し、地域における防災拠点として、とりわけ高い防災機能をもつ都市公園の整備推進に努める。

都市公園の現況

(令和7年4月1日現在)

種 類	種 別	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	207	42.61
	近隣公園	16	13.82
	地区公園	1	6.97
都市基幹公園	総合公園	4	170.86
	運動公園	1	37.86
広域公園		1	33.72
特殊公園	風致公園	3	32.73
	歴史公園	1	0.48
緩衝緑地		1	0.40
都市緑地		115	49.89
合 計		350	389.34

2 緑地の保全

都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、都市計画の一部として民有地の緑地保全等を検討し、良好な緑地の保全・創出を図り、生活環境を整備するとともに、都市防災に資する緑地保全に努める。

3 公園施設の整備

公園施策は、災害時における住民等の一時避難、防災活動及び復旧復興活動に支障とならないよう、日常点検に留意し、対応が必要な施設については、緊急度を考慮し順次整備を進める。

また、避難場所として指定する都市公園で必要に応じ食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等の整備に努める。

第5 建築物等の耐震・不燃化

建築物等の安全性を高めるため、防災構造上の検査及び指導を強化するとともに、建築設備等の安全化対策を進める。

また、地震による落下・倒壊を防止するため、安全上重要な天井（以下「特定天井」※と略す。）、窓ガラス、ブロック塀等の補強・改修を促進する。

さらに、平時より、災害による被害が予測される建築物等の状況の確認に努める。

※ 高さが6 mを超える天井の部分で、その水平投影面積が200㎡を超えるものを含むもの

1 防火・準防火地域の指定

建築密度の高い都心部及び周辺部市街地は、防火・準防火地域を指定し、建築物の不燃化を促進する。

また、今後も市街地大火の危険性を勘案し、都市の不燃化に向け、効果的な防火・準防火地域の指定に努める。

防火地域・準防火地域		単位：ha
防火地域		77.7
準防火地域		915.8

2 公用・公共建築物

災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等、防災活動の中心となる市庁舎本館、別館、消防庁舎、病院、学校、公民館、市民会館、コミュニティセンター、社会福祉施設、駅等の防災拠点の非構造部材を含む耐震性向上を図り、倒壊防止に努めるとともに、指定避難所等については、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

さらに、特定天井については、今後、国土交通省の技術指針などを参考に改修整備に努める。

また、コンピュータ機器の設置については、より安全性の高い方法の導入を検討する。なお、重要なデータやソフトウェアについては、災害時に確実に復旧できるよう、定期的にバックアップを取得する。

さらに、自家発電設備等の整備を推進し、停電時でも利用可能な施設整備に努める。

3 一般建築物

(1) 新築建築物

建築物の都市防災不燃化の促進のため、次の措置を講じる。

- 建築関係諸団体等に対し、建築物耐震性促進の指導
- 避難所及び主要避難路の周辺に計画する建築物の不燃化を促進するため、不燃化事業の実施に関する指導
- 学校、病院、地下街、高層建築物等、不特定多数が利用する施設は防災上の観点から、建築物の適切な配置や不燃堅牢化を指導

(2) 既存建築物

既存建築物の耐震診断、耐震改修及び都市防災不燃化の促進のため、次の措置を講じる。

- 所有者等に対する普及・啓発
- 相談窓口の開設
- 耐震診断技術者、応急危険度判定士の養成
- 耐震診断を行うべき建築物の選定及び診断・改修状況の把握
- 避難所及び主要避難路の周辺にある建築物の不燃化を促進するための調査研究と不燃化事業の実施に関する指導
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条による特殊建築物の定期報告の周知徹底を図るとともに、不特定多数の者が使用する旅館、ホテル、マーケット、映画館等の特殊建築物について防災査察を実施し、必要に応じ改修等を指導
- 中高層耐火建築物の融資制度の周知

4 建築設備

所有者及び建築関係諸団体等に対し、電気設備、空調設備、給排水設備等の安全化や、コンピュータ機器設置での安全性強化の促進を指導する。

5 ガラスの飛散防止

多数の人が通行する市街地の道路等に面する建築物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止対策及び安全対策等を指導する。

6 ブロック塀の倒壊防止

安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

7 家具等の転倒防止

タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故防止及び安全対策等について指導する。

8 屋外看板、外装材等

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に主要避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、警察署長、電力会社及びNTT西日本株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物 件 名	対策実施者	措 置 等
アーケード、バス停上屋等	設置者 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	設置者 管理者	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
自動販売機	所有者 管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

9 特定天井

体育館、劇場、商業施設、工場などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落する被害が多くみられたことから、劇場、避難所等震災時の安全確保・機能確保が特に必要な施設等について、天井の脱落防止対策を指導する。

第6 地下空間の浸水防止

地下街等の出入り口における浸水を防止するための防水扉、防水板等施設の具体的事例、税制上の優遇措置等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止施設の整備を促進する。

第7 液状化対策の推進

液状化の可能性のあるとされる沖積地や埋立地に関する地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時において活用する。

また、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図る。

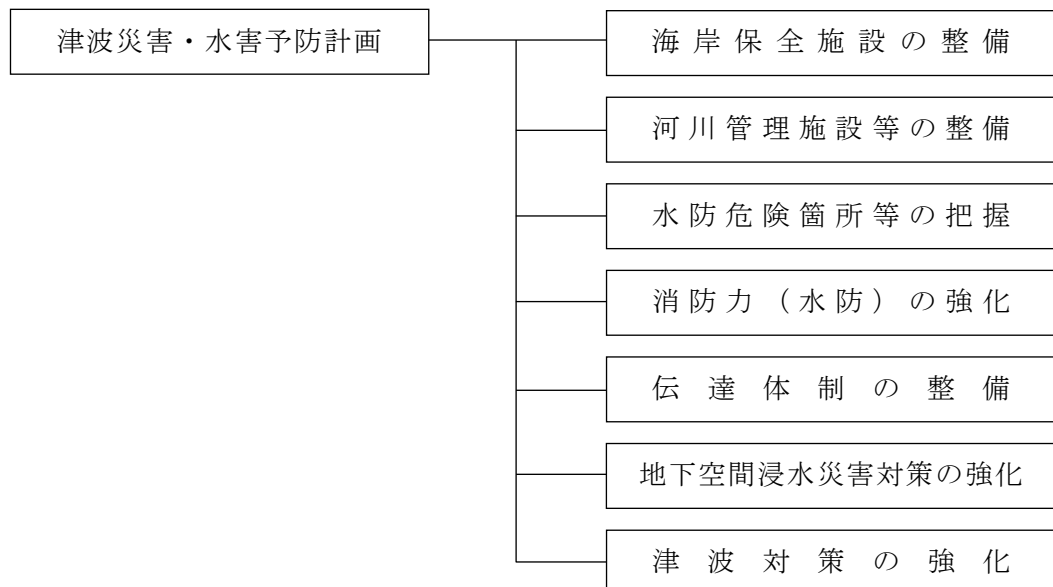
さらに、個人住宅等の小規模建築物においても、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及促進を図る。

なお、地震災害時に液状化被害の発生が懸念される場所については、その危険性を示した液状化ハザードマップを作成し、市民に公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

第7節 津波災害・水害予防計画

基本方針	大規模地震に伴う津波災害、水害を予防するため、海岸保全施設、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化に努め、万全な災害防止対策を講じる。 また、被害を軽減するために、防災マップを整備し、災害発生に対する警戒体制や避難行動の周知を図り、災害時における安全対策を徹底する。 さらに、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を計画的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

主な担当	防災危機管理部、都市整備部、農林水産部、上下水道部、消防局



第1 海岸保全施設の整備

海岸保全施設には全般的に老朽化した施設や堤防のかさ上げの必要な箇所が多くある。このため、海岸管理者は、津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点に、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等によって、その適切な維持管理に努める。

第2 河川管理施設等の整備

河川管理者等は、震災後の二次災害防止対策として、河川水防上危険箇所の状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、下水道整備事業と連携しながら下水排水路や雨水ポンプ場の整備などの都市型水害対策、緊急避難路等の整備とともに、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

第3 水防危険箇所等の把握

地震による水害を防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所等の実態を調査・把握し、災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

また、水防体制の強化に向けたソフト対策の充実に努める。

※ 水防危険箇所一覧表・・・・・・・・・・・・・資料〔2・7・2〕

※ ため池要水防箇所一覧表・・・・・・・・・・・・・資料〔2・7・3〕

※ 防災重点ため池一覧表・・・・・・・・・・・・・資料〔2・7・9〕

第4 消防力(水防)の強化

消防活動に対処するため、次に掲げる事項を中心に、消防力(水防)の強化に努める。

- 水防の重要性、水防活動への住民参加等、水防に関する意識の啓発を図るとともに、水防訓練等により水防対策活動の習得を行う。
- 消防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、関係機関と調整協議し、人員の確保に努める。
- 津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。

水防管理者は、水防法第36条の規定に基づき、公益法人及び特定非営利活動法人であって、次の事項について業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により水防協力団体として指定する。

- 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動
- 水防に関する情報又は資料の収集・提供
- 水防に関する調査研究
- 水防に関する知識の普及・啓発
- その他附随する業務

1 防災施設等の機能維持管理

消防活動に必要な資機材の確保に向け、水防倉庫の充実、資器材の備蓄強化を努めるとともに、災害時における安全な消防活動の拠点施設やヘリポート、盛土構造物等となる施設の整備等を図る。

- 中小河川の維持管理内容等を明確化し、その対策を確実に実施することにより、機能の維持を図る
- 各河川の特性に配慮し、最低限行う管理行為の内容、点検・確認作業の頻度等を定めた維持管理の基準制定
- 河川ごとに管理方針・計画策定とその公表(災害の有無に関わらず、出水後に治水機能、施設状況等について評価)
- 河川機能確保と維持に向け、施設や構造物構成部材等の基準化と施設整備・維持管理・更新

2 危機管理体制の強化

- 災害時の危機管理体制及びそのための平時の対応を総点検し、危機管理体制の強化
- 堤防の決壊等により災害が発生した場合でも救助・救援・復旧・復興の活動を円滑に実施するため、県や防災関係機関と連携し、水害発生時の行動計画の策定

- 緊急時に水防資器材等の広域的調達が可能となるように、広域支援計画の策定、応援協定の締結等、河川管理者や水防団体等による広域支援体制を整備
- 大規模な豪雨災害の発生時に、迅速かつ機動性のある調査・評価の実施体制整備
 - ※ 水防倉庫一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔2・7・4〕
 - ※ 水防資器材保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔2・7・5〕

第5 伝達体制の整備

地震発生後、最短津波到達時間は、±20cmで4分、+1mで115分と想定（愛媛県地震被害想定調査報告書 平成25年3月）されるため、津波警報や避難指示の情報を沿岸部に迅速に周知するための防災行政無線の整備や公民館放送の整備、広報車等による広報体制などの整備に努める。

さらに、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

各防災関係機関は、地震配備体制に基づく休日、夜間の配備を強化し、迅速な情報の受伝達を可能とする組織体制を確立する。

情報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関と合同で情報伝達等の訓練を実施する。

また、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第6 地下空間浸水災害対策の強化

1 地下空間での浸水に対する危険性の事前の周知、啓発

(1) 浸水により起こる危険な事態の周知、啓発

津波等の水害時における建築物の地下施設への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発及び防災教育の充実を図る。

(2) 浸水実績の公表

地下空間の浸水被害の実績について、被害の内容、浸水範囲、浸水深、地形等の情報を公表・周知する。

さらに、地下室を設置するか否かの判断や、津波等による水害時の避難の判断に役立つよう、海岸保全施設や河川管理施設の整備状況についても広報する。

2 情報伝達体制の整備

地下駐車場、地下街、ビルの地下施設等の地下空間の分布把握に努め、地下空間の管理者等に対して、津波予報等の浸水の危険性に関する情報を的確かつ迅速に伝えられる体制の確認を促す。

また、地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、震度速報、津波

予報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、地震、津波に関連する情報等の入手に努める。

3 避難体制の整備

地下空間において、浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難指示等を行えるよう体制を整備する。

地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導體制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努める。

4 地下施設への流入防止等浸水被害軽減対策の促進

第3章 第6節 第6「地下空間の浸水防止」による。

第7 津波災害警戒区域内での警戒避難体制の整備

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、愛媛県が津波災害警戒区域を指定し、公表することとなっている。

1 津波災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難確保のための措置

市は、津波災害警戒区域ごとに、津波ハザードマップ等を作成し、津波予報等の浸水に関する情報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を住民に周知する。

また、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の実態把握に努めるとともに、避難確保等の計画作成や訓練の実施について、必要な指導等を行う。

2 要配慮者利用施設における避難確保体制

津波防災地域づくりに関する法律第71条により、津波災害警戒区域内で、津波災害時に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設の範囲は、次のとおりとする。

要配慮者利用施設の範囲	(社会福祉施設) 1 社会福祉施設等で次に掲げるもの (ア) 生活保護法による保護施設 (イ) 老人福祉法による老人福祉施設 (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所 (エ) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設 (オ) 障害者自立支援法により、なお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設 (カ) 児童福祉法による児童福祉施設 (キ) (ア) から (カ) までに掲げるものに類するもの 2 介護サービス施設・事業所で次に掲げるもの (ア) 介護老人保健施設 (イ) 介護医療院 (ウ) (介護予防) 短期入所療養介護事業所 (エ) (介護予防) 通所リハビリテーション事業所 (オ) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 (カ) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 (病院・診療所) 病院、診療所、助産所（ただし、入院病床を有するものに限る。） (学校) 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校

※浸水想定区域・津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表

・・・・・・資料〔2・7・7〕

● 避難確保計画の作成

施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、津波災害時に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「要配慮者利用施設における避難確保計画作成・活用の手引き（洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波）」（令和4年3月、国土交通省水管理・国土保全局）等を踏まえ、避難確保計画を作成しなければならない。

また、避難確保計画を作成又は変更したときは、市長に報告するとともに、自ら公表しなければならない。

● 訓練の実施

施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、津波災害時に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための訓練を行わなければならない。

また、訓練を実施したときは、市長に報告しなければならない。

● 市の指導等

市は、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の実態調査を実施するとともに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成に必要な支援等

を行うとともに、計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

3 津波警報等の伝達体制の確立

市は、地域防災計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、インターネット、ファクシミリ、電子メールによる津波警報等の伝達体制を確立する。

4 津波に係る避難訓練

第2章 第1節 第2 3 (1) 「総合防災訓練」に準ずる。

第8 津波対策の強化

1 津波警戒に関する知識の啓発

各種訓練・講習会、市広報紙の活用等あらゆる機会を通じて「強い地震を感じたら海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に退避すること」を基本とし、次に示す「津波に対する心得」の例により、津波警戒に関する周知徹底を図る。

一般編

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難
- (2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで気を緩めない。

船舶編

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避
注1、2)
- (2) 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたら、すぐ港外退避
注1、2)
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手
- (4) 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
注2)
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで気を緩めない。
注1) 港外：水深の深い、広い海域
注2) 港外退避、小型船の引き上げ等は時間的余裕がある場合のみ行う。

2 避難対策の推進

- 地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。
- 海岸付近では、津波から逃れるため、高層建物所有者の協力を得て避難ビルの確保に努める。
- 津波浸水想定図や津波災害警戒区域等に基づく避難場所、主要避難路等を示した防災マップを作成し、住民等に配布・周知を行う。
- 避難に時間を要すると考えられる避難行動要支援者に対しては、「避難行動要支援者支援対策マニュアル」に基づき避難行動要支援者リストを作成し、事前把握に努める。
- 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。
- 定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- 津波防災の日（11月5日）や防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

3 津波に関する水防警報

津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって、近地地震と遠地地震に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため、河川国道事務所や愛媛県が水防警報を発表する際には、水防従事者は、津波到達時間を念頭に、安全に十分配慮した活動を行うこととする。

（1）近地地震と遠地地震への対応

近地地震の場合は、短時間で津波が襲来するが多いため、活動時間を少しでも確保し、効果的な活動を行うことが重要となるが、到達時間が短く水防活動を行う時間を確保できない場合には安全を優先する。

チリ沿岸で発生するような遠地地震の場合は、津波の到着まで時間が長く、水防活動のための時間が確保できるため、到達予想時間を念頭に安全に十分配慮し活動を行う。

（2）「活動可能時間」の考え方

「活動可能時間」とは、例えば「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から安全時間を考慮した「退避必要時間」を差し引いた実動可能時間とする。なお、地震後の安否確認や各自の準備時間等にも配慮する。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、防災訓練（避難経路、退避必要時間及び情報の入手等の実地訓練）、危険箇所等の巡視、水防資機材の備蓄確認などの平時からの備えが必要である。

第8節 土砂災害予防計画

基本方針

近年の都市化の進展に伴い、緩斜面への住宅建設、急斜面を人工的に切り取り、谷を埋めるなどの宅地開発が行われている。こうした地域では地震により、斜面崩壊等の土砂災害の危険性があり、その予防対策が求められる。

このため、土砂災害が発生するおそれのある箇所については、事前に警戒すべき地域を把握し、パトロール等を実施するとともに、対象となる地域の住民に対して土砂災害に関する情報や知識を提供し、土砂災害に対する予防体制を構築する。

主な担当

防災危機管理部、福祉推進部、健康医療部、こども家庭部、都市整備部、農林水産部

土 砂 災 害 予 防 計 画

土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等の把握等

防 災 事 業 等 の 実 施

土砂災害警戒区域内における
警 戒 避 難 体 制 の 整 備

砂防ボランティア協会との協働

第1 土砂災害警戒区域等の指定

1 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が、愛媛県により指定、公表されている。

※ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域一覧表・・・資料〔2・8・8〕

2 その他の指定

※ 急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）一覧表・・・資料〔2・8・1〕

※ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表・・・資料〔2・8・2〕

※ 土石流危険渓流一覧表・・・資料〔2・8・3〕

※ 崩壊土砂流出危険地区一覧表・・・資料〔2・8・4〕

※ 山腹崩壊危険地区一覧表・・・資料〔2・8・5〕

※ 地滑り危険箇所一覧表・・・資料〔2・8・6〕

第2 土砂災害警戒区域等の把握等

土砂災害等を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

1 土砂災害警戒区域等の調査

土砂災害警戒区域等及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、危険箇所のパトロールを実施し、被害が発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努める。

2 土砂災害警戒区域等の公表等

市は、県と協力し、土砂災害を被るおそれのある箇所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙・パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識等の設置とともに、避難方法、避難場所等の警戒避難体制の確立に努める。

3 住民への周知等

災害時において危険を察知した場合は、速やかに土砂災害警戒区域等から避難するよう住民への周知を図る。

また、災害発生後の経年変化によって新たな土砂災害が発生するおそれがあることを平時から住民に対し周知を図るとともに、危険地区の住民又は土地所有者に対し、防災措置の助言指導を行う。

第3 防災事業等の実施

1 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 土地所有者等に対する指導

市は、県と協力し、急傾斜地の土地所有者に対して、次の指導を行う。

- 住民に対する、崖崩れ危険箇所の周知徹底及び急傾斜地危険区域の指定の必要性和効用に関する啓発
- 崖崩れを誘発・助長する行為の防止の指導
- 日頃から関係者による崖地周辺の巡回により現況を把握

(2) 崩壊防止工事の実施

工事実施基準に照らし、危険度の高い箇所からの工事実施を県に要請する。

2 土石流防止対策

土石流の発生を助長するような行為を制限するため、砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所から防止工事を計画的に実施する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

3 山地災害防止対策

山崩れ等の防止対策に当たっては、構造物、施設等に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防止工事等を計画的に実施する。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い溪流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進する。

4 地滑り等防止対策

地滑り等の防災対策に当たっては、林地荒廃防止施設及び地滑り防止施設（以下「治山施設」という。）の耐震性の向上や整備等の土砂災害対策を推進するとともに、地震発生時に、これら地滑り危険箇所における警戒体制の整備に努める。

また、地震活動、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

治山施設等の管理者は、施設の耐震点検を定期的を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努め、対策が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

5 孤立化等防止対策

土砂災害等により、交通網が遮断され孤立化するおそれのある地域では、災害時であっても最低限の安全度確保に向け、防災施設の整備、情報伝達システムの二重化による通信の代替性の確保を図る。

また、関係機関と連携して避難、救援活動に利用可能な主要避難路等の確保に努める。

第4 土砂災害警戒区域内での警戒避難体制の整備

1 警戒避難体制の整備等

市は、土砂災害ハザードマップ等を作成し、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を、住民に周知する。

2 要配慮者利用施設の避難確保体制

土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設の範囲は、次のとおりとする。

要配慮者利用施設の範囲	(社会福祉施設) 1 社会福祉施設等で次に掲げるもの (ア) 生活保護法による保護施設 (イ) 老人福祉法による老人福祉施設 (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所 (エ) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設 (オ) 障害者自立支援法により、なお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設 (カ) 児童福祉法による児童福祉施設 (キ) (ア) から (カ) までに掲げるものに類するもの 2 介護サービス施設・事業所で次に掲げるもの (ア) 介護老人保健施設 (イ) 介護医療院 (ウ) (介護予防) 短期入所療養介護事業所 (エ) (介護予防) 通所リハビリテーション事業所 (オ) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 (カ) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 (病院・診療所) 病院、診療所、助産所（ただし、入院病床を有するものに限る。） (学校) 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校

※ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表・・・資料〔2・8・9〕

(1) 避難確保計画の作成

施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」

(平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課)等を踏まえ、避難確保計画を作成しなければならない。

また、避難確保計画を作成又は変更したときは、市長に報告しなければならない。

(2) 訓練の実施

施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための訓練を行わなければならない。また、訓練を実施したときは、市長に報告しなければならない。

(3) 市の指導等

市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の実態調査を実施するとともに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成に必要な指導等を行うとともに、計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

3 土砂災害に関する情報の伝達体制の確立

市は、地域防災計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設に対し、インターネット、ファクシミリ、電子メールによる土砂災害に関する情報等の伝達体制を確立する。

土砂災害に関する情報	1 土砂災害警戒情報 2 避難に関する情報（避難指示） 3 その他、土砂災害対策上、有効な情報

第5 砂防ボランティア協会との協働

市及び県は、愛媛県砂防ボランティア協会と協働し、次のことを行う。

- 土砂災害に関する知識の普及
- 土砂災害警戒区域等点検
- その他土砂災害防止活動に役立つ諸活動

第6 大規模盛土造成地の安全対策

大規模に造成された宅地である大規模盛土造成地は、大地震時に滑動崩落が発生するリスクがあるため、そのマップを公表し市民の防災意識の向上を図るとともに、盛土や擁壁等の経過観察を行い、必要に応じて安全性把握調査を実施するなど必要な安全対策に取り組む。

第7 盛土による災害防止対策

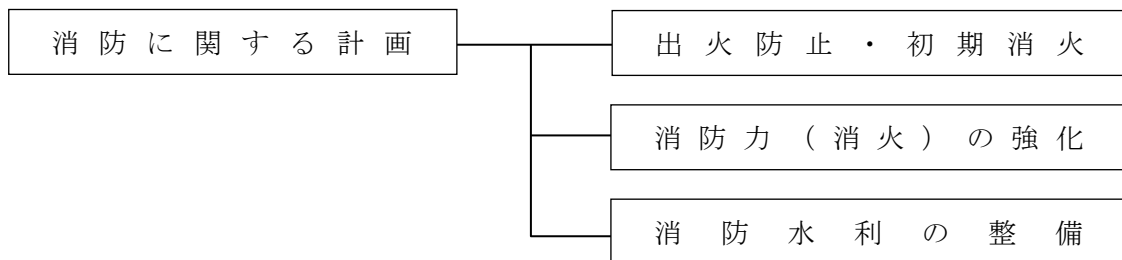
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、盛土に伴う災害防止対策に必要な基礎調査を実施する。

また、違法性・危険性のある盛土について、関係部局等が連携して土地所有者等に是正指導等を行い、災害防止を図る。

第9節 消防に関する計画

基本方針	都市の過密化、建築物の高層化及び多様化、また、危険物施設の複雑化、危険物の需要拡大等により、地震発生に伴う大規模な人的、物的被害を生じることが予想される。 このため、消防職員・消防団員の教養訓練、消防施設の拡充強化及び防火思想の普及を図り、市民の生命、身体、安全確保と、財産を保護し、被害軽減に努める。

主な担当	消防局



第1 出火防止・初期消火

1 出火防止

火災の発生を未然に防止するために、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

- ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等の使用中の出火防止に向けた日常的な対策等の指導
- 対震自動遮断装置付ガス器具等の使用や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等に関する指導
- 住宅用消火器等の設置並びにこれら器具の取扱い方法に関する指導
- 家庭用燃料タンクの転倒防止措置に関する指導
- 防火ポスター、パンフレット等の配布、広報車による火災予防運動の呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じた火災予防の徹底
- 独居・寝たきり高齢者の家庭への防災訪問と、出火防止及び避難管理に関するきめ細やかな指導

(2) 事業所に対する指導

- 消防用設備等の維持管理と点検及び取扱い方法の徹底
- 終業時における火気管理の徹底
- 避難、誘導體制の総合的な整備
- 災害時における応急措置要領の作成
- 自衛消防組織と自主防災組織の育成指導

- 劇場、百貨店、旅館、雑居ビルや建築物の地階及び地下街等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策の指導
- 化学薬品を保有する学校、研究機関等における容器、保管庫、戸棚等の転倒防止措置及び出火元となる火気器具等から離れた場所への保管指導
- 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設は、自主点検の徹底を図るとともに、立入検査等を通じた安全対策を促進

2 初期消火

地震時においては、同時多発火災が予想され、家庭や事業所などが行う初期消火が極めて有効であることから、住民による初期消火能力を高めるための活動体制を確立する。

（1）家庭、地域における初期消火体制の整備

- 地域単位で自主防災組織の育成を図り、初期消火等に関する具体的な活動要領の作成
- 防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進、育成
- 幼稚園児、保育園児、小学生及び中学生を対象とした防火教育の実施

（2）事業所における初期消火体制の整備

- 事業所における自衛消防組織の育成強化
- 従業員及び周辺の住民の安全確保のため、初期消火等について具体的な対策マニュアル等の作成

（3）地域ぐるみの防災訓練等の実施

- 住民参加による地域ぐるみの防災訓練の実施と、初期消火に関する知識、技術の普及
- 家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携強化と、地域における総合防災体制の充実

第2 消防力（消火）の強化

地震発生時には、同時多発火災、交通障害、消防水利の破損等が想定されることから、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、消防計画を策定し、消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づき、より実効性のある消防計画を策定し、大規模地震発生時における消防活動計画を次のとおり定める。

（1）震災時の計画

震災時において、消防機関が迅速かつ効果的な警防活動を行うために、活動体制、活動要領の基準を定める。

（2）火災時の計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

また、地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するために総合的な計画を策定する。

(3) 防ぎよ困難地域の計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等、火災の拡大が予想される区域について火災防ぎよ計画を策定する。

2 消防力の強化

適正な消防力を確保するため、地域の特性や消防力の整備指針等に基づき消防施設、装備及び人員の確保を図るとともに、有事即応体制の確立するため、消防力の機動化、防災情報機器の高度化を図る。

(1) 消防施設等の整備

大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

- 消防局は、消防庁舎や施設設備、消防ポンプ自動車・救助工作車・水槽車等の消防車両の維持更新・機能強化を図るとともに、消防通信指令管制システムをはじめとする高度な消防情報システムの整備を進める。また、救急業務の高度化を推進する。
- 消防団は、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備するとともに、ポンプ蔵置所の耐震化・高機能化を推進する。
- 建築物の密集地域には、移動が可能な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。
- 車両や資機材を小型・軽量化するなど、道路状況の悪い場合や輸送する場合を想定した資機材等の整備にも留意する。

(2) 消防団の強化

- 消防団は、震災時には消防局と連携し、地域の実情に応じた活動が期待されるため、人員の更なる確保に努め、組織の活性化対策を積極的に推進する。
- 災害活動能力の更なる向上を目指し、実践的な教育訓練を実施する。
- 女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実や、技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図る。

第3 消防水利の整備

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損等も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、新設消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

1 耐震性貯水槽等の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

2 自然水利等の確保

河川やプール等の自然水、常備貯水を活用した消防活動の展開に向け、自然水利等の確保に努める。

3 家庭及び事業所の貯留水の活用

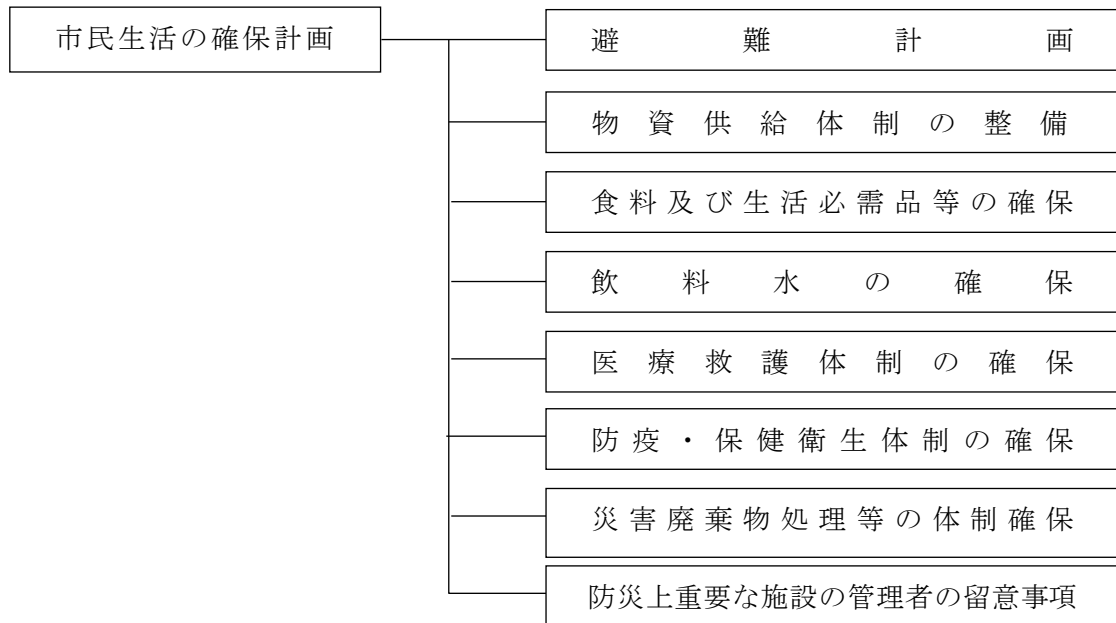
家庭における風呂水、ビルの貯留水の活用等について啓発・指導する。

※ 消防水利の状況・・・・・・・・・・・・・資料〔3・9・5〕

※ 耐震性貯水槽の整備状況・・・・・・・・・・・・・資料〔3・9・6〕

第10節 市民生活の確保計画

基本方針	大規模地震災害時における市民の安全を確保するため、あらかじめ避難生活等も含めた避難計画、避難所設置等の規定を作成する。 また、生活物資、食料等の確保に向けた備蓄計画及び医療救護、防疫体制等、災害時医療・保健に関する計画を策定するなど、事前の対策を講じるとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。 市民は、「自らの命は自らで守る」という意識を常に持つとともに、避難情報の持つ意味や重要性を理解し、自ら責任を持った迅速な避難行動をとることを心掛ける。
主な担当	防災危機管理部、福祉推進部、健康医療部、こども家庭部、環境部、都市整備部、農林水産部、教育委員会事務局、消防局



第1 避難計画

安全かつ迅速な避難を実施するため、次のとおり避難計画を定める。

避難計画の作成に当たっては、津波が発生する場合としない場合などのケース別に、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ避難所、主要避難路を指定するとともに、避難所に必要な設備、資機材の配備を行う。また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として、指定避難所以外にも安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等、適切な避難行動に関する理解の促進に努める。

なお、指定避難所等については、外国人や旅行者等への周知にも配慮して、避難標識等の設置に努める。

避難誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、

どの災害の種別に対応した避難所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

また、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

1 避難場所の指定

市民の生命、身体を安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される津波の諸元、感染症対策等を踏まえ、次の基準により、避難場所を「指定緊急避難場所」、「広域避難地」、「指定避難所」及び「指定福祉避難所」に区分し、その選定と整備を行う。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射（放射）熱に対して安全な空間となるよう整備を進めるとともに、防災用ヘリポート等との共用化を図る。

また、想定を超える避難者数を収容する場所を確保するため、必要に応じ、指定緊急避難場所を近隣市町の協力を得て設置することも考慮する。

- 災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること
- 被災が想定されない安全区域内に立地していること
- 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される津波以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- 要避難地区の全ての市民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。
なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき1㎡を目安とする。
- 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること

※ 指定緊急避難場所一覧表・・・・・・・・・・資料〔2・12・1〕

(2) 広域避難地の指定

災害に伴う市街地火災から、避難者の生命、身体を保護するため、避難計画人口や周辺市街地の状況に対応し、次のような構造・規模を有する広域避難地を確保する。

また、広域避難地周辺の不燃化、市街地整備、防災緑化等を推進し、避難有効面積の拡大に努める。

【広域避難地の規模・構造】

既成市街地の区域又はその周辺地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、地震災害時に主として市民の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するもの

- 面積が10ha以上のもの

- 面積が10ha未満の公共空地で、当該公共空地に隣接、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設、その他の施設の用に供する土地の区域と合計面積が10ha以上となるもの
- 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（上記に該当するものを除く。）

（3）指定避難所の指定

指定避難所は、避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、指定避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難所として活用するために必要な設備・機器の整備に努める。

- 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき3.5㎡以上を目安とする。
- 速やかに避難者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること
- 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること
- 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること
- なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に収容できること

※ 指定避難所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔2・12・2〕

（4）指定福祉避難所の指定

指定福祉避難所は、指定一般避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が滑に利用するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、必要な居室が可能な限り確保されているものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。また、民間事業所等の空社宅活用や宿泊施設と協定等を締結し、避難所として指定するなど、プライバシーの確保や、性別によるニーズの違いにも配慮し、多様な避難場所の確保に努める。

指定の基準となる項目は次のとおりである。

- 施設自体の安全性が確保されていること
- 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること
- 要配慮者の避難スペースが確保されていること
- 人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めていること

指定福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。そして、公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努め、市民に周知する。

なお、指定福祉避難所を開設した際の運営管理については、「松山市福祉避難所運営管理マニュアル」に基づく。

2 避難所に関する周知

(1) 指定避難所の管理運営体制の周知

市避難所管理運営マニュアルや訓練等を通じて、住民に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

この際、住民への普及に当たっては、住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。

また、指定避難所を所有し又は管理する者との間で、事前に避難所運営に関する役割分担等を定めておく。

(2) 市民への広報・周知

市は、避難場所標識、避難誘導標識等の設置やホームページやアプリケーション等の多様な手段を整備し、日頃から次の事項の市民への周知徹底に努める。

- 指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等
- 災害の種類によって避難場所が異なること及び指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
- 指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること

3 主要避難路の指定

震災など市街地火災時に避難者が広域避難地又はこれに準ずる安全な場所に避難するための道路等であって、避難圏内の住民を迅速かつ安全に避難をさせるための道路等をいう。

避難を行う場合は、災害の状況に応じて、次の基準により主要避難路を指定する。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- 幅員が15m以上の道路又は幅員が10m以上の緑道
- 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（上記に該当するものを除く。）

(2) 相互に交差しないもの

(3) 周辺に火災、爆発等の危険性の高い施設等がないもの

火災の危険性が高い市街地では、沿道不燃化等適切な対策に努める。

(4) 複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況に考慮

沿岸地域や河川周辺等で危険が予想される地域については、浸水等に対する避難路の選定に努める。

※ 主要避難路一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔2・12・3〕

4 避難場所の設備及び資器材の配備

指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、換気、照明等の施設の整備するよう努める。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者及び性別の違いやこどもにも配慮の上、概ね次の設備及び資器材を必要に応じて配備するとともに、指定避難所の電力容量の拡大と電源の多重化に努める。

- 通信機材（IP 無線、防災行政無線、インターネット機器等）
- 放送設備
- 照明設備（非常用発電機を含む。）
- 空調設備
- 非常用電源（E V 公用車及び外部給電器を含む。）
- 給水用機材（貯水槽、井戸、給水タンク）
- 炊き出しに必要な機材及び燃料（ガス設備等）
- 救護機材及び医療資器材
- 物資の集積所
- 仮設の小屋又はテント
- 携帯トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ（注水用ポンプ等を含む。）
- 防疫用資器材
- 清掃用資器材
- 工具類
- テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- 日用品
- 備蓄食料及び飲料水
- その他粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、ダンボールベッド、パーティション等

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号 バリアフリー法）、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

5 非常持出品の準備

非常持出品は、避難行動に支障をきたさない最小限のものとするが、概ね次のようなものを収納した非常袋を用意しておくよう啓発に努める。

ア	家族の名札 （住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
イ	食料、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
ウ	帽子、頭巾、雨具類等及び必要に応じ防寒具

6 在宅避難等

(1) 在宅避難

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等、支援方針を検討する。

また、支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を拠点の利用者に対しても提供する。

(2) 車中泊による避難

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊等を行うためのスペースを設置すること等、支援方針を検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮する。

7 その他避難に関する必要な事項

避難指示等の基準、避難誘導者、避難所の運営管理等、避難に関するその他必要な事項は、第3章 第5節「地震災害時の避難活動」及び第6節「津波災害時の避難活動」による。

第2 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。特に、輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、市は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等、様々な機関と連携して行う必要がある。

物資の調達・供給活動に関し、避難者の生活の維持のために必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L o）を活用して情報共有を図り、相互に協力するように努める。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや性別によるニーズの違いに配慮する。

- 輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- 民間事業者との災害時協定による輸送拠点での物資受け入れ体制の整備
- 避難者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（新物資システム（B-P L o）の活用による物資供給体制の強化）
- 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備

- 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進
- 発災時の輸送拠点の速やかな開設

第3 食料及び生活必需品等の確保

地震発災時に市民の生活を支えるための食料及び生活必需品等の確保に向け、平時から次の措置を行う。また、避難所での食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

1 備蓄体制

避難者等に対し、物資を円滑に供給するため、次のとおり備蓄を図る。

(1) 防災備蓄倉庫

原則として、指定避難所として指定している場所及びその近辺への設置を検討するが、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う。

また、災害時孤立危険地区の事前把握に努め、備蓄の促進に配慮する。

※ 防災備蓄倉庫・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔2・12・4〕

(2) 備蓄品目

快適なトイレ環境のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛星促進のためのボディータオル、手指消毒剤等の衛生用品、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスク等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄する。

(3) 現有備蓄量

物資の備蓄状況は、年に1回、広く住民に公表するものとし、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。

また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもに配慮するものとする。

※ 災害用備蓄物資整備状況・・・・・・・・・・資料〔2・12・5〕

2 流通在庫等による緊急調達体制の整備

市の備蓄とあわせ、流通在庫等による物資調達を行うため、大量調達が可能な流通業者等の、関係業者等との協定を締結し、物資の確保に努める。また、あらかじめ流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する調整を行う。

※ 災害時における物資供給協力に関する協定・・・・・・・・・・資料〔2・12・6〕

※ 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定・・・・資料〔2・12・7〕

※ 災害時における応急対策業務の協力に関する協定・・・・資料〔2・12・8〕

※ 食料品等取扱業者一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔2・12・9〕

※ 災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定書・・・・・・資料〔2・12・13〕

3 住民への周知

住民に対して、被災後の7日間程度の最低生活を確保できる飲料水、非常食等の備蓄を行うとともに3日間程度の非常食を含む非常持ち出し品の準備を怠らぬよう、周知啓発する。

また、大規模災害時には、指定避難所にいなくても市役所からの情報提供や支援物資提供は指定避難所で行うように周知する。

さらに、自主防災組織を通じた助け合い運動や緊急物資の共同備蓄の推進を啓発する。

第4 飲料水の確保

飲料水は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要であるため、次のとおり確保を図る。

1 備蓄体制

配水池や飲料水兼用耐震性貯水槽において飲料水を備蓄するとともに、応急給水体制の充実を図る。

※ 災害用備蓄物資整備状況・・・・・・・・・・資料〔2・12・5〕

2 応急給水体制の整備

(1) 給水目標

一人1日当たりの給水量は、災害直後から3日間は飲料水3ℓ程度とし、4日目以降は飲料、洗面等を含め20ℓ程度確保する。

(2) 給水の確保

ア 浄水場及び配水池等の耐震化

浄水場及び配水池等の耐震化により応急給水に必要な飲料水等の確保を図る。

イ 応急給水栓の整備

災害発生時の応急給水拠点となる指定避難所の小中学校に、応急給水栓を整備することで、迅速な応急給水につなげる。

ウ 地震災害対策用井戸の指定

現に飲料用に使用されている市内事業所、団体等及び市民の所有井戸を災害時に活用できるよう、協力の要請等を推進する。

なお、市民の所有井戸は、飲料用としての適否が判断できない場合、生活用水としての利用に限定するよう広報する。

(3) 給水用資機材の整備

給水活動を円滑に実施するために、給水タンク等給水用資機材の整備・充実を図る。

※ 給水用資機材の現況・・・・・・・・・・資料〔2・12・10〕

(4) 各家庭等での飲料水の確保

大規模地震時には、水道管等の破損によって給水が途絶する可能性が大きい。各家庭においては、次の事項に留意し、飲料水、生活水の確保に努める必要がある。

- 1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分の飲料水を確保しておく。
- 貯水する水は、水道等衛生的な水を用い、貯水容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ・破損しないものとする。

自主防災組織は、災害時における飲料水を確保するため、応急給水を円滑に実施する給水班等の体制整備や、応急給水に必要なポリタンク等の資機材の整備に努める。

(5) 協力体制の整備

防災訓練等を通じ、自主防災組織と連携を図ることで、迅速な応急給水所の設営及び運営を行うことができる体制を構築する。

また、平時から、管工事業協同組合及び輸送業者等の組織と協力体制を確立する。

なお、災害時の給水において市の活動で対応が困難な場合には、日本水道協会を通じて他都市の水道事業者へ応援要請を行うとともに、県及び自衛隊等関係機関に応援要請を行う。

※ 災害時における飲料水の提供に関する協定等・・・資料〔2・12・11～12〕

第5 医療救護体制の確保

地震災害は、複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による輸送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に医療活動を実施し、傷病者の救護を行う体制を確立する。

1 初期医療体制の整備

地震発生後の電話、道路交通等の混雑・不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次のように初期医療体制を確立する。

- 救護所の設置場所を定め、市民に周知
- 応急医薬品や医療救護用の資器材等を備蓄
- 関係機関の協力により救護班を編成
- 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法を規定
- 応急手当等の家庭看護の普及
- 自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護体制を確立

また、発災直後から通常の医療提供体制に移行するまでの間、切れ目のない医療活動を展開する体制の確立に努める（災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児・周産期リエゾンなど関係者と連携して受援調整を行う計画の策定等）。

2 救急体制の充実

救急体制の整備や高規格救急車、資機材の配備並びに救急救命士の養成等による技術の高度化を推進する。

救護医療活動のために必要な医薬品等の確保に関しては、医療機関等の関係機関と連携の上、流通在庫の調達方法及び備蓄について、あらかじめ協議する。

3 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、県とともに医療機関の被災状況やE M I S（広域災害救急医療情報システム）を活用し、医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握する。

また、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど、情報通信手段の強化・充実に努める。

さらに、市及び医療機関は、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

4 難病患者等の状況把握

市は、県とともに平時の保健医療福祉活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と、医療を提供する機関に関する情報の把握に努める。

5 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

市は、県とともに住民に対する緊急蘇生法等の家庭看護、トリアージの意義やこころのケア（メンタルヘルスケア）等の災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

6 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の準備に努める。

住民は、献血者登録に協力する。

※ 災害用備蓄物資整備状況・・・・・・・・・・資料〔2・12・5〕

※ 食料品等取扱業者一覧表・・・・・・・・・・資料〔2・12・9〕

第6 防疫・保健衛生体制の確保

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視、地域の保健衛生状況に係る総合的な体制を確保する。

また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の派遣・受け入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

- 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備
- 防疫実施計画を作成
- 防疫用薬品の調達計画を作成
- 住民が行う防疫活動及び保健活動についての普及啓発
- 指定避難所を中心とした被災者の健康保持のため、保健師等による巡回健康相談等の計画策定
- 県の災害派遣精神医療チーム（D P A T）との連携による、こころのケア対策の実施体制を構築

第7 災害廃棄物処理等の体制確保

災害の発生に伴い、安全な市民生活を維持・確保するために、各地の災害によって生じた災害廃棄物、し尿、へい死獣等を迅速に収集処理する必要がある。

このため、清掃活動に要する資材を準備し、収集体制を整備する。

1 災害廃棄物処理体制

市は、県の協力を受け、災害時に発生した災害廃棄物を、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保及び運用方針、一般廃棄物（指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画に基づき行う。また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

さらに、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物の仮置場への搬入方法及び分別方法等に関する住民への周知計画を作成し、災害時における情報提供の強化を図る。

2 し尿処理体制

し尿処理については、被害想定に基づき発生するし尿の応急処理計画を定め、し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を準備する。

3 住民及び自主防災組織との連携

被害想定に基づき廃棄物の応急処理計画を定め、住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示するとともに、生活ごみ及び災害廃棄物の排出場所を選定して住民等に周知し、協力依頼する。

第8 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院等の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図る。

1 学校及び教育行政機関

学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡し方法及び住民の避難地となる場合の受入れ方法等を定める。

また、義務教育の児童、生徒を集団的に避難させる場合に備えて、小中学校及び教育行政機関においては、避難地の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

2 医療機関

病院・診療所において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

第11節 要配慮者の支援対策

基本方針

災害時には、高齢者、障がい者等の「要配慮者」の安全を確保するために、民生委員・児童委員、住民、自主防災組織、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、避難計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い、男女双方及び性的マイノリティの視点等にも配慮する。

主な担当

防災危機管理部、福祉推進部、健康医療部、こども家庭部、産業経済部

要配慮者の支援対策

要配慮者の定義

要配慮者に対する支援体制の整備

高齢者対策

障がい者、難病患者等対策

外国人対策

社会福祉施設等管理者の活動

第1 要配慮者の定義

要配慮者とは、改正災害対策基本法（平成25年6月21日公布）第8条第2項第15条で規定された用語であり、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。

具体的には、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、内部疾患（アレルギー疾患を含む。）の者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦、女性、外国人（旅行者を含む。）等、防災上の配慮が特に必要とされる者をいう。

※ 要配慮者の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔2・13・1〕

第2 要配慮者に対する支援体制の整備

過去の災害においては、高齢者や障がい者など、いわゆる災害弱者と言われる人々の犠牲が多かったこと、また、避難生活において特別な配慮を必要としたこと等を踏まえ、要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

そのため、市は、要配慮者に関する情報について、平時から民生委員・児童委員、自主防災組織、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の避難支援等関係者と情報共有を図る。

第3 高齢者対策

民生委員・児童委員等を中心に、民生委員地区単位に災害時における支援体制の確立に努める。また、高齢者に接する機会の多いケアマネジャー等に地域の水害リスクを理解してもらい、地域の水害リスクを高齢者へ伝える機会の増加を図る等、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を行う。

第4 障がい者、難病患者等対策

近隣市町をはじめ、広域に立地する、障がい者や難病患者、妊産婦、乳幼児、病弱者等が利用する施設間の相互応援体制の確立を図るとともに、各施設単位に利用者の避難訓練等を実施する。また、このような避難生活に特別の配慮を要する者のための指定福祉避難所の設置を進める。

さらに、障がいの種類や程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備充実、設備又は機器の設置推進その他の必要な施策を講ずるとともに、緊急の通報を円滑な意思疎通で迅速かつ確実に行えるよう、多様な手段の緊急通報の仕組みやその他の必要な施策を講ずる。

第5 外国人対策

国は、在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境整備を進めており、市でも関連情報の多言語化による提供に努める。

市は、市内在住の外国人と外国人旅行者では、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、関係団体と連携・協力して対応する。

在住外国人に対しては、住民登録時において防災マップを配布することや、公益財団法人松山国際交流協会のホームページなどへの防災情報掲載等、関係機関等と連携協力し災害時の体制づくりに努める。

外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトを通じて発信する等、外国人に配慮した支援に努める。

※ 外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」（国土交通省観光庁）

国内における緊急地震速報及び津波警報等や水害、噴火等の自然災害に関する情報を英語、中国語、韓国語等で通知するプッシュ型情報発信アプリ。周囲の状況に照らした避難行動を英語等で示した避難フローチャートや周りの人から情報を得るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるHPリンク集など、訪日外国人旅行者及び在住している外国人向けに災害時に役立つ様々な機能がある。

第6 社会福祉施設等管理者の活動

社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

1 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制の確立とともに、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、洪水予報等の伝達及び地下施設における避難のための計画の作成等により、警戒避難体制を充実する。

2 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、災害時に備え、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

3 防災教育・訓練の充実

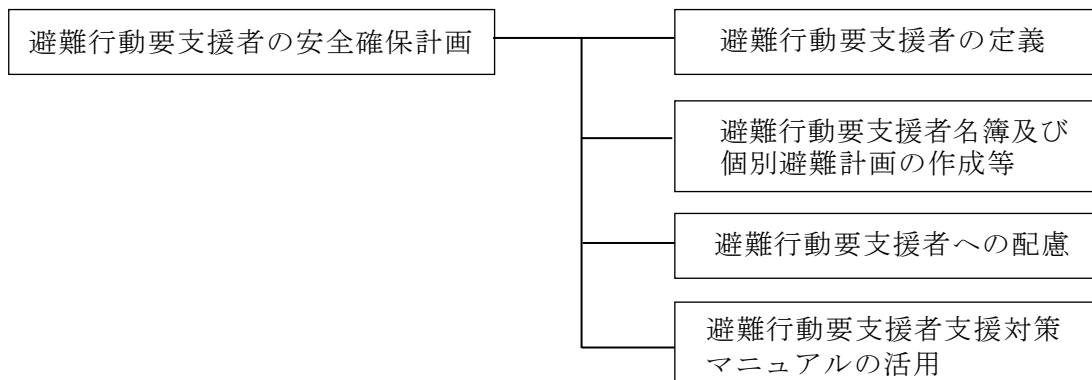
市の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動をとれるよう、防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的の実施するよう努める。

4 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うとともに、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

第12節 避難行動要支援者の安全確保計画

基本方針	災害時の避難行動では「自助」が困難な避難行動要支援者が犠牲になる場合が多くなることが予想される。 このため、避難行動要支援者の安全確保に向けて、防災危機管理部及び福祉推進部が中心となり、消防部等も参加する部局横断的な会議体を組織し、民生委員、児童委員、住民、自主防災組織、介護保険事業者、相談支援専門員等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成など避難行動要支援者の避難支援等の実効性を確保し、全市的な体制を整備する。 なお、具体的支援策については、本節に定める内容のほか、「避難行動要支援者支援対策マニュアル」に基づく。
主な担当	防災危機管理部、福祉推進部、健康医療部、こども家庭部、消防局



第1 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10において、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要するもの」とされており、具体的には、65歳以上の独居高齢者や寝たきり高齢者、要介護3～5の認定者、身体障がい者（手帳1～3級）、知的障がい者（療育手帳所持者）、精神障がい者（手帳1～3級、発達障がい含む。）、難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証所持者）、小児慢性特定疾病児童（小児慢性特定疾病医療受給者証所持者）、その他災害時の避難行動に支援を必要とする者とする。

第2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

1 避難行動要支援者名簿

市は、防災危機管理部、福祉推進部及び消防局等との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿が活用できるよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び次項の個別避難計画の作成等に当たり、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

2 個別避難計画

市は、地域防災計画に基づき、防災危機管理部、福祉推進部など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、地域特有の課題に留意する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合にも、計画が活用できるよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(1) 個別避難計画の作成

ア 優先度の高い避難行動要支援者の範囲

次の避難行動要支援者について、優先的に個別避難計画を作成する。

- 独居又は寝たきり高齢者（65歳以上）
- 要介護認定3～5の認定を受けている者
- 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障がい者（内部障がいを除く）
- 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者
- 特定医療費（指定難病）受給者証所持者のうち、特に医療的ケアが必要と思われる方
- 小児慢性特定疾病児童等のうち、特に医療的ケアが必要と思われる方

イ 計画の作成目標

地域の実情を踏まえながら概ね5年以内（令和8年度まで）に個別避難計画の作成に取り組むよう努める。

ウ 作成の進め方

防災危機管理部や福祉推進部等の庁内の関係部署や、福祉専門職、民生委員、町内会、自主防災組織、福祉事業者、社会福祉協議会等の庁外の組織とも連携を図り、個別避難計画の作成を行う。

また、計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(2) 避難支援等関係者

避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握し、地域の実情に応じて避難支援等関係者を決定する。その際、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決める。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するため、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

なお、個別避難計画に記載されている避難支援等実施者が、避難支援等の実施に当たれない場合も想定されるため、このような場合も含めて、個別避難計画の活用方法をあらかじめ決めておく。

(3) 計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

市長は、災害対策基本法第49条の14第4項又は第5項の規定により、個別避難計画の作成に必要な限度で避難行動要支援者の個人情報を市の内部で目的外利用し、又は県知事等から情報提供を受けることが可能となるが、これらの規定は、福祉推進部が保有していた避難行動要支援者に関する個人情報について、その本来の利用目的を変更することなく、個別避難計画の作成という別の目的に限って目的外利用等することを認めたものである。また、その入手方法については、次のとおり。

- 市内部での情報の集約
- 県等からの情報の取得
- 避難行動要支援者本人等からの情報の取得
- 個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得

(4) 計画の更新に関する事項

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努める。

ア 更新の契機及び周期

- 本人、家族等の申し出（意向、申出、届出）（契機・周期）
- 平時からの訪問活動や見守り活動、防災訓練などを通じて更新の必要性を確認（契機・周期）
- 自主防災組織や町内会を通じて点検を呼びかけ（契機・周期）
- 避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて行う（周期）

イ 更新が必要となる事情の変更

- 避難行動要支援者の状態（転居、心身の状況等）
- 災害時の情報伝達（緊急連絡先、情報伝達手段等）
- 避難誘導等（避難支援等実施者、避難先、移動手段等）

(5) 情報漏えいを防止するために市が求め、講ずる措置

個別避難計画情報の取扱いについては、個人単位では守秘義務を課すことにより秘密保持を図ることとしているが、個別避難計画情報を受け取る団体についても、個別避難計画情報を取り扱う職員を必要最小限に限定するなど、個別避難計画情報の管理に関し組織単位で適切な措置を講ずることが求められる。

また、市は、個別避難計画情報の提供を受ける者に対し、これらの者が適正な情報管理を図れるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(6) 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告

『第3章第6節第1避難指示等の発令・伝達』に基づき、高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう『警戒レベル3高齢者等避難』を発令し避難を促す。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

3 避難体制の確立

(1) 避難行動要支援者名簿の活用

市は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意又は条例に根拠規定がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達、避難支援・安否確認の体制整備、避難訓練の実施等を一層図る。

避難支援等関係者に名簿を提供するときは、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、誓約書の提出を求めるとともに、災害対策基本法により秘密保持義務が課せられていること、適切な管理及び慎重な取り扱いを行うこと等、個人情報に配慮した十分な説明や研修を実施する。

(2) 個別避難計画の活用

市は地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(3) 避難支援体制

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者へ災害時の避難支援についての啓発をはじめ、必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

(4) 地区防災計画との整合性

個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(5) 避難行動要支援者の移送等

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難場所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあら

かじめ定めるよう努める。

(6) 要配慮者への配慮

指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者）のための指定福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

第3 避難行動要支援者への配慮

1 避難行動要支援者の実態把握

避難行動要支援者についてあらかじめ介護職員、民生委員・児童委員等の協力を得て、自主防災組織や町内会等に対し、その実態の把握に努めるよう指導する。

避難行動要支援者支援制度への申請のあった者については、避難行動要支援者名簿に必要な情報を登載し、各所管課で管理する。

※ 避難行動要支援者の現況・・・・・・・・・・・・・資料〔2・14・1〕

2 緊急連絡体制の整備

自主防災組織及び関係組織等と連携して避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成する。災害時に、避難行動要支援者名簿に登載した者に対して、民生委員・児童委員、独居高齢者みまもり員、近隣協力員、身体・知的・精神障がい相談員及び松山市障害者団体連絡協議会等と連携を図り、安否確認・被害状況の確認を迅速に行える体制の整備に努める。

また、避難行動に時間を要する避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、避難指示等の伝達方法や運用体制を整備する。

3 防災教育・訓練を通じての支援体制

防災教育又は訓練を実施する際には、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために個々の避難行動要支援者の態様に合わせた教育・訓練の充実強化を図る。また、災害時には避難行動要支援者の状況に十分配慮して、地域における避難行動要支援者の支援体制が整備されるよう努める。

なお、社会福祉施設等管理者が実施する防災教育又は訓練に協力する。

4 備蓄物資の整備

高齢者、障がい者等に配慮した、保存食料及び生活必需品等の備蓄に努める。

また、社会福祉施設等管理者には、施設利用者等の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うとともに、防災資機材等の整備に努めるよう指導する。

5 避難支援体制の整備等

避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難支援等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておく。

また、避難行動要支援者を安全に避難支援するため、防災危機管理部、福祉推進部及び消防局等の連携の下、住民、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア、NPO等の多様な主体の協力を得ながら、平時より避難行動要支援者に関する情報を共有する。こうした取組を通じ、合同で実施する防災訓練や地域における各種活動等による連携を深め、避難誘導體制の整備に努める。

さらに、民生委員・児童委員、自主防災組織等の関係者に対し、「避難行動要支援者支援対策マニュアル」の運用要領についての研修等を実施し、住民に対しても、避難行動要支援者支援についての理解を得るよう周知徹底に努める。

避難場所等の指定に当たっては、バリアフリーに配慮した安全歩行空間整備事業等に関する事業の進捗状況や、地域の要配慮者、特に避難行動要支援者の実態に合わせた利便性、安全性に十分配慮した福祉避難所の指定を行うほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じる。

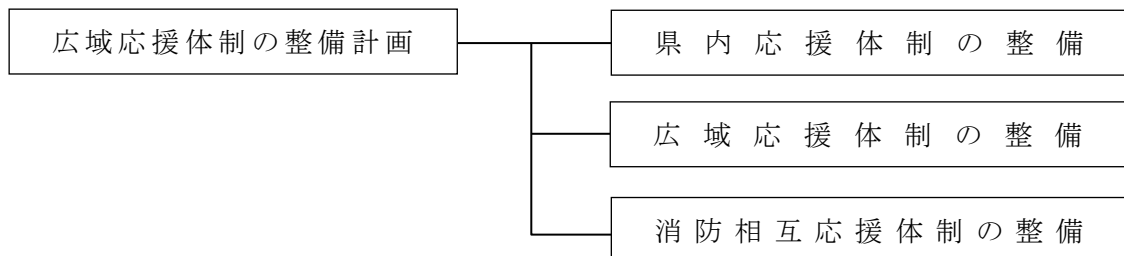
このほか、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、プライバシーの確保や、男女、国籍等によるニーズの違い、男女双方及び性的マイノリティの視点等にも配慮し、多様な避難場所の確保に努める。

第4 避難行動要支援者支援対策マニュアルの活用

このマニュアルにおける「避難行動要支援者」とは、「第1 避難行動要支援者の定義」のとおりであり、大規模地震発生時における避難行動要支援者に対する安全確保のための具体的な支援対策を講じ、市職員や関係者が適切な行動をとるための指針として活用する。

第13節 広域応援体制の整備計画

基本方針	大規模地震災害時において、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結し、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制の整備等、広域的な応援体制の確立を図る。 また、大規模災害時の対策の充実・強化を図るため、県及び県内市町と連携し、県内市町間で平時からカウンターパート関係を構築し、災害時の相互応援を迅速に実施する体制を確立する。
主な担当	防災危機管理部、健康医療部、都市整備部、開発建築部、上下水道部、消防局



第1 県内応援体制の整備

県内市町からの受援を想定し、市総合防災訓練などの機会を捉えて、実動訓練を実施し、応援体制の実効性を検証・検討するとともに、定期的な情報交換を行う。

※ 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定・・・資料〔3・16・3〕

第2 広域応援体制の整備

1 協定の締結

市は、市域に関わる災害について、適切な応急対策を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県外市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的・実践的なものとなるよう、随時見直しを図り、他の地方公共団体からの物資の提供や人員の派遣、廃棄物処理等について、相互に連携・協力して速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

また、災害対策上必要と考えられる事項について、応援要請を待たずに自主的な応援ができることとするなど、実効性に配慮した民間団体等との新たな協定締結を推進し、協力体制の強化に努める。

2 情報伝達体制の強化

応援要請に際して、有線回線が使用できなくなることを想定し、関係機関との連絡を確保するための無線通信設備の充実を図る。

3 相互応援体制の検証等

既に締結している応援協定等については、適宜内容の見直しを図り、必要に応じ、修正を加えていく。

また、関係機関との各種訓練開催時においては、応援要請や要請に基づく実動訓練を実施し、応援体制の実効性を検証・検討するとともに、定期的な情報交換を行う。

さらに、本市周辺地域を包括的に災害対応する自衛隊等の関係機関との連絡調整を図り、協力体制を確立しておく。

4 応援要請及び受入れ体制の整備

応援要請を機を失せずに行い、また、応援部隊の迅速かつ効率的な活動を確保するため、受援計画を適宜見直すとともに、応援要請並びに応援部隊の受入れ・運用・連携等に係る訓練の実施、応援部隊の活動拠点や活動用資機材の確保等により、受入れ体制を整備する。

また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟の促進や災害時の円滑な活用を推進する。

5 支援体制の整備

大規模災害時には、自治体相互応援協定等、各種協定に基づく他都市からの応援をはじめ、多くの都市や地域から大きな支援を受ける事が想定され、大規模災害においてこうした支援が非常に重要である。

このことから、協定の対象となった市町村にとどまらず、他市町村において災害が発生した場合に、救援物資の送付及び市職員の派遣が速やかに行えるよう、情報収集等を実施し、常に被災地のニーズに合う支援体制の整備に努める。

また、市職員が派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで応援側で賄うことができる自己完結型の体制を確立するため、資機材や装備品等の整備に努めるとともに、感染症等の対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

6 公共的団体等との協力体制の確立

災害時の応急対策等について、市域内又は所掌事務に関係する公共的団体等に対して、積極的協力が得られるよう、平時より協力体制を整備する。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして、災害時に協力体制が十分発揮できるようにしておく。

- ※ 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
・・・・・・・・資料〔3・16・1〕
- ※ 中核市災害相互応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔3・16・2〕
- ※ 地震等災害時の相互応援に関する協定・・・・・・・・資料〔3・16・4〕
- ※ 災害時における相互応援に関する協定（横須賀市）・・・・資料〔3・16・5〕
- ※ 災害時における相互応援に関する協定（熊本市）・・・・資料〔3・16・6〕
- ※ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
・・・・・・・・資料〔3・16・7〕
- ※ 被災宅地危険度判定実施要綱及び愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱
・・・・・・・・資料〔3・16・8〕

- ※ 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
・・・・・・・・資料〔3・16・9〕
- ※ 松山市・日本下水道事業団災害支援協定・・・・・・・・資料〔3・16・10〕
- ※ 災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定書
・・・・・・・・資料〔3・16・11〕
- ※ 松山市下水道施設における発動発電機の調達に関する協定書
・・・・・・・・資料〔3・16・12〕
- ※ 災害時の下水道施設のくみ取り等に関する協定書・・・・・・・・資料〔3・16・13〕
- ※ 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定・・資料〔3・16・14〕
- ※ 中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール
・・・・・・・・資料〔3・16・15〕
- ※ 愛媛県の下水道事業における大規模災害時の対応に関するルール
・・・・・・・・資料〔3・16・16〕
- ※ 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書
・・・・・・・・資料〔3・16・17〕
- ※ 松山市被災建築物応急危険度判定実施要領・・・・・・・・資料〔3・16・18〕
- ※ 渇水等緊急時における相互応援協定・・・・・・・・資料〔3・16・26〕
- ※ 渇水等の緊急時における相互応援に関する協定・・・・・・・・資料〔3・16・27〕
- ※ 震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定書
・・・・・・・・資料〔3・16・28〕

第3 消防相互応援体制の整備

大規模災害等が発生した場合の消防相互応援協定等に基づく応援体制の確立に向けて、平時より情報収集連絡体制の強化や、関係機関との情報共有化の体制を確立し、災害発生時には迅速かつ円滑な行動が可能となるようにしておく。

1 緊急消防援助隊

大規模な災害が発生した場合、市及び消防相互応援協定に基づく消防活動に不足が見込まれるときは、県知事に消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第1項に基づく緊急消防援助隊の派遣を要請する。なお、県知事の要請を待つかとまがない場合、消防庁長官は緊急消防援助隊の派遣を決め、必要な措置をとることができる。（同第44条第2項）

市は、これらの措置に十分に対応できるよう、平時から県との連絡体制の強化を図るとともに、受援時の受入れ体制の整備を図る。

2 応援要請の整備

市長は、消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、消防組織法等の規定に基づき応援要請が円滑に行えるよう、応援要請体制の整備を図る。

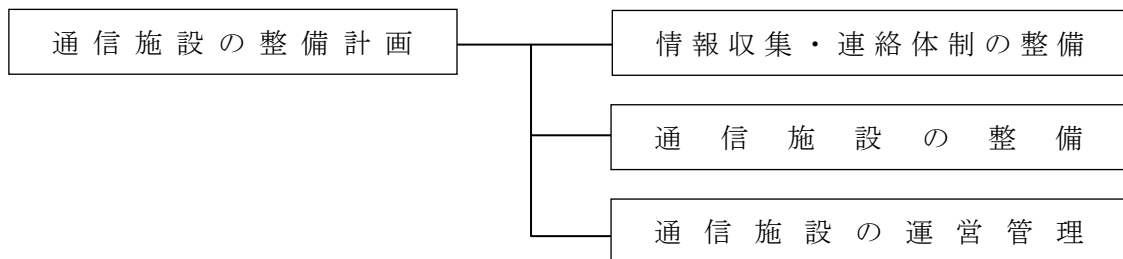
また、平時から協定を締結した機関との間で、訓練や情報交換を実施しておく。

- ※ 愛媛県消防広域相互応援協定書・・・・・・・・資料〔3・16・19〕
- ※ 愛媛県消防団広域相互応援協定書・・・・・・・・資料〔3・16・20〕
- ※ 中予地区広域消防相互応援協定書・・・・・・・・資料〔3・16・23〕

第14節 通信施設の整備計画

基本方針
大規模地震災害時における情報通信の重要性から、平時から大規模地震災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、さらなる情報通信システムの高度化及び多重化を図る。 また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討を進めるとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

主な担当	防災危機管理部、消防局



第1 情報収集・連絡体制の整備

大規模地震時において、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡対応を図るため、平時から次のとおり、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段による情報収集・連絡体制の整備に努める。

- 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制明確化等の体制確立
- 各機関及び関係機関相互における情報の収集・連絡体制の整備（その際、夜間・休日等においても対応できるよう配慮）
- 多様な情報収集手段を活用できる体制の整備、画像を伝送するシステムの整備（災害の状況により、県消防防災ヘリコプターの出動要請を行える体制を整備）
- 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を確保する体制の整備
- 地上の災害の影響を受けにくい通信衛星を利用した衛星系防災行政無線システムの整備
- 国、県及び他の市町村等を結ぶ地域衛星通信ネットワークと、防災行政無線の接続等による災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築
- 非常用の通信体制の整備と定期的な総点検及び非常通信訓練の実施
- 通常の通信手段の確保が困難な場合を考慮し、平時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討
- 災害時に有効な携帯電話、自動車電話等移動通信系及び防災行政無線の整備と、アマチュア無線の活用体制の整備
- N T Tの災害時優先電話等の配備に関する確認と、取扱い、運用方法等の習熟
- 衛星通信、インターネット、地域防災無線等の整備等による、民間企業、報道機関、住民等からの情報等、多様な災害関連情報等の収集体制の整備

- 非常災害時の通信を確保するため、定期的な無線設備の総点検の実施
- 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加及び平時からの連携体制の構築
- 避難行動要支援者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備
- 災害時孤立危険地区の事前把握に努め、市防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話の整備の推進

※ 衛星携帯電話設置場所一覧表・・・・・・・・・・資料〔2・16・1〕

第2 通信施設の整備

通信施設の整備は、市の規模や特性に応じたシステムを整備する必要があるが、各種の通信施設を有機的に機能させるよう、非常用電源設備を整備する。

また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに浸水被害を受けない耐震性のある強固な場所への設置等、施設の補強及び運営管理についても十分配慮する。

1 防災行政無線

防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図る。

(1) 同報系防災行政無線

災害時には、住民等に対しサイレン吹鳴、広報等による災害情報の提供施設として位置付け、施設の補強及び適正な運用管理に努める。

(2) 防災IP無線

災害時、被害情報の収集伝達の中心施設として位置付け、施設の補強及び適正な運用管理に努める。

※ 防災IP無線機一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・4・6〕

2 消防無線

施設の補強、機器の転倒防止等の措置を行い、非常電源の燃料確保を図る。

特に、消防無線の使用に際しては、電波の混信を防止するための通信統制を行うなど、適正な運用管理に努める。

※ 消防通信施設一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・4・5〕

3 災害時優先電話

機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等を図るとともに、加入電話回線において、重要回線を災害時優先電話として、NTTに指定申請をする。

4 画像を送信するシステム

災害時には、高所監視カメラやモバイル端末により迅速的確に災害の状況を把握するとともに、地域衛星通信ネットワークシステムを利用し、消防庁や他の消防本部へ画像を送信することにより、的確な広域応援体制を整える施設として位置付け、適正な運用管理に努める。

第3 通信施設の運営管理

1 保守用部品の確保

無線設備（予備電源を含む。）の障害発生を未然に防止するため、専門業者等による定期保守点検を実施するとともに、障害発生時、迅速な対応を可能とするため、保守用部品等の確保に努める。

2 予備装置等取扱い

災害時の通信連絡を円滑に行うため、通信訓練を定期的の実施し、予備電源を含む予備装置等の取扱いの習熟に努める。

3 充電機材の準備

充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。

4 災害時に浸水が想定される区域にある施設

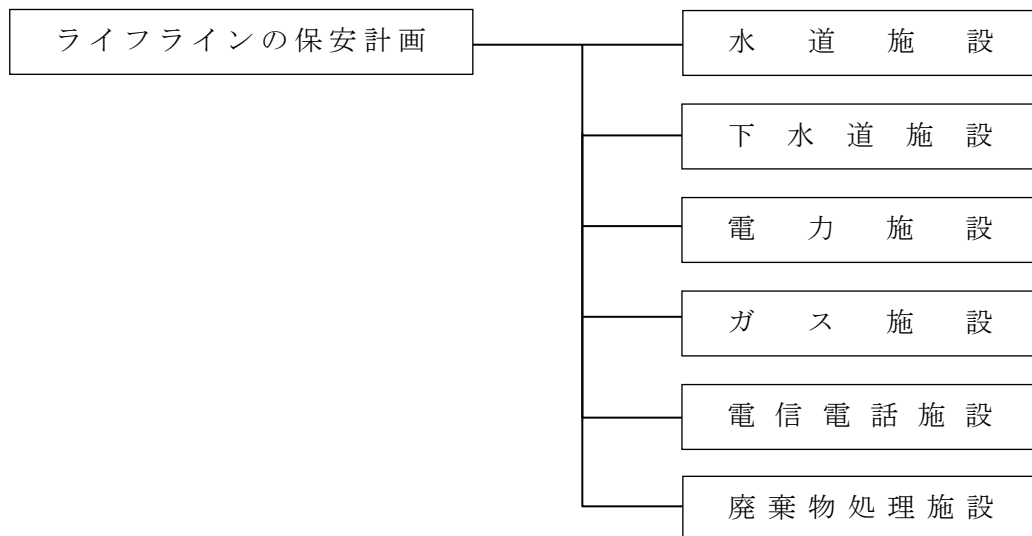
災害時に浸水が想定される区域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への移設設置等必要な措置を講じる。

5 保守要員の派遣

中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

第15節 ライフラインの保安計画

基本方針	大規模地震災害時には、水道、電気、ガス等のライフラインの被災が予想され、安否確認、住民避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与え、避難生活の環境悪化等をもたらすことから、ライフライン事業者等の関係機関は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の保安対策に努める。 また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業所間の広域応援体制の整備に努める。
主な担当	防災危機管理部、環境部、上下水道部



第1 水道施設

地震等の災害時でも、飲料用だけでなく、命を守る様々な活動のために必要である水道水は確保されていなければならないことから、可能な限り大規模地震等にも耐えられる施設にするとともに、災害時の対応能力を向上させることで、地震などの災害に強い水道を構築していく。

1 施設の状況

浄水施設の現況

(令和7年3月末現在)

名 称	所在地	浄水方法	施設能力
市之井手浄水場	溝辺町 65	急速ろ過	97,000 m ³ /日
高井神田浄水場	南高井町 1446	膜ろ過	32,600 m ³ /日
かきつばた浄水場	古川南 3 丁目 1458-1	膜ろ過	40,200 m ³ /日
竹原浄水場	竹原 2 丁目 7-30	塩素消毒	—
垣生浄水場	東垣生町 15	緩速ろ過	20,000 m ³ /日
院内浄水場	院内甲 106	急速ろ過	1,800 m ³ /日
北条浄水場	庄甲 72-1	紫外線	7,900 m ³ /日
久谷浄水場	東方町 2127-1	紫外線	4,500 m ³ /日
中野浄水場	中野町甲 622	膜ろ過	517 m ³ /日

水道管総延長の現況

(令和7年3月末現在)

種 類	上水道	簡易水道
導水管	41km	30km
送水管	93km	9km
配水管	2,152km	82km

2 施設及び体制の整備

東日本大震災や熊本地震等では、被災地の水道施設が甚大な被害を受けたことから、重要な水道施設から優先的に耐震化を図る。

(1) 災害に強い施設の構築

応急給水栓の設置、浄水場や配水池等の耐震化に加え、救急医療機関、救護所、透析医療機関といった給水優先度が高い重要施設につながる基幹管路（導水管、送水管、口径300mm以上の配水管）や配水支管などの耐震化を行う。

【重要施設】

※救急医療機関一覧表・・・・・・・・・・・・・資料〔3・12・1〕

※災害時における救護所設置場所一覧表・・・・・・・・・・・・・資料〔3・12・2〕

（対象施設は28箇所のうち給水区域内の小・中学校24箇所）

※透析医療機関一覧表・・・・・・・・・・・・・資料〔3・12・12〕

(2) 災害時対応能力の向上

民間事業者や関係機関等と連携を図りながら訓練を実施し、応急給水を効果的に行う体制を構築するなど、災害時対応能力の向上に努めるとともに、発災後に迅速に復旧できるように、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

また、地域住民や企業が所有する井戸を災害用井戸として活用するための登録制度等により、代替水源の確保に努める。

第2 下水道施設

下水道施設の機能停止は、市民生活に多大な影響を与えるため、幹線管渠^{きょ}、終末処理場、ポンプ場等の重要な施設において地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び、被害発生から復旧までのバックアップ機能の確保に努める。

1 耐震点検の実施

幹線管渠^{きょ}、ポンプ場及び終末処理施設は、定期的に点検し、必要に応じ耐震診断を行い、地震災害対策が必要な箇所の把握に努める。

2 代替性の確保

下水道施設が損傷を受け、下水処理や下水排水が不能となった場合であっても、早急に機能復旧が図れる施設整備と仕組みづくりを行い、バックアップ機能の確保に努める。

3 施設の補強・整備

(1) 管渠等

軟弱地盤や液状化のおそれがある地盤においては、機能を保持させるため、可とう性管や可とう性継ぎ手、埋め戻し材（砕石等）等の採用による管渠対策及びマンホールの浮上防止対策について、緊急度の高い箇所から順次補強や整備を行う。

(2) 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を使用し機能確保に努め、躯体及び設備については、その「重要度・影響度・危険度」を考慮し補強及び整備を行う。

また、津波の影響が想定される施設については、その重要度及び市民生活への影響を勘案し、想定される津波に対して基本機能を確保する対策に努める。

4 事業計画

- 災害に強い下水道施設の構築（地震災害対策、長寿命化対策）
- 主要施設、管路の耐震化対策及び長寿命化対策
- 緊急輸送路等のマンホールの浮上防止対策及び長寿命化対策
- 指定避難所（小中学校）へ災害トイレ用マンホール整備
- 下水道BCP（事業継続計画）の策定

第3 電力施設

電気事業者は、地震災害予防のため、耐震性の高い電力施設を構築し、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散等代替性の確保を進めるなど、災害予防措置を講じる。また、防災計画を制定して、電力施設の防護及び迅速・的確な復旧体制を確立する。

1 設備面の対策

(1) 発電・変電設備

過去に発生した地震災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮した「発電用水力設備に関する技術基準」、「発電用火力設備に関する技術基準」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行う。

(2) 送電・配電設備

架空電線路－「電気設備の技術基準」に基づき設計を行う。

地中電線路－「変電所等における電気設備の耐震対策指針」及び「トンネル標準示法書」に基づき設計を行う。また地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(3) 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を迅速に行うため、移動用発電機、移動用変圧器、移動用遮断器、移動無線等を確保する。

2 体制面の対策

(1) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(2) 要員の確保

従業員及び請負業者について、動員体制を確立する。

(3) 資機材等の確保

- 災害時のための資機材の確保及び輸送体制の確立
- 応急復旧用資機材及び車両
- 食料その他の物資

(4) 電力融通

災害時に、一時的に供給力が不足することもあると考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

第4 ガス施設

ガス事業者は、災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進する。

1 施設の災害予防措置

- ガス施設は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合している状態を維持
- ガス工作物については、ガス事業法に基づき、設計、施行を実施
- ガス施設の安全対策を図るとともに、緊急操作設備を充実強化
- ガス導管の敷設は、耐震性に優れた継手及び可とう性のあるものを設置
- ガス導管の地区分割を図るため、単位ブロックバルブを設置

2 応急資機材の整備

- 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は関係機関及びメーカー等から速やかに確保できる体制の確立
- 復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査を実施

3 連絡体制及び動員体制の確保

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、地震・風水害等による大規模なガス設備被害が発生したことを覚知した場合は、全員指定の場所に参集する。

4 保安教育及び防災訓練

ガス施設の被害又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的とし、緊急事故対策及び地震などの緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

5 ガス利用家庭設備

ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。

200 ガル（震度5弱）以上の地震を感知した場合は、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの設置を図る。

利用者に対しては、地震発生時にはガス栓の閉止及びガス器具の使用禁止について周知を図る。

6 地震計の設置

事業所及び主要ブロックごとに地震計（SI計）を設置し、地震規模の状況把握を行う。

第5 電信電話施設

NTT西日本株式会社は、災害時においても、可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信の疎通に向け、平時から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、市役所庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮し、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

1 警戒宣言等の伝達

警戒宣言、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知並びに地震予知に関する情報等の伝達は、別に定める経路により、NTT関係地方組織に対し、正確かつ迅速に行う。

当該地震に関係する組織の長は、警戒宣言等について、所属社員並びに関係組織に対して伝達・周知し、徹底を図り、また、その伝達範囲、方法を定めておく。

2 防災体制の確立

(1) 災害対策組織の編成

災害の発生、又は発生のおそれがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成し、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り要員を確保する。

(2) 防災に関する社外機関との協調

地震防災応急対策を効果的に講じるために、国、県及び県内市町並びにその他の社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

(3) ライフライン事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、あらかじめ商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(4) 地域情報ステーションとの連携

国及び地方公共団体が被災地近傍に設置する地元密着型の地域情報ステーションの設置に協力し、被災地における情報流通を支援するための被災地情報ネットワークの構築及び運営等について連携を図る。

3 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害の発生、又は発生するおそれがある場合において、社員が迅速かつ的確な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び防災訓練を実施する。

また、防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

4 電気通信設備等に対する防災計画

(1) 電気通信設備等の高信頼化

- 津波等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を促進
- 暴風又は豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を促進
- 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震又は耐火構造化を促進

(2) 電気通信システムの高信頼化

- 主要な伝送路の多ルート構成化あるいはループ構成化
- 通信ケーブルの地中化の推進
- 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

5 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況进行管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラヒックコントロールを行い、電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

6 災害対策用機器及び車両の配備

- 通信の全面途絶地域、避難場所等との通信を確保するため、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線車等を配備
- 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として、非常用交換装置を広域配備
- 震災時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備
- 所外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備

第6 廃棄物処理施設

1 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

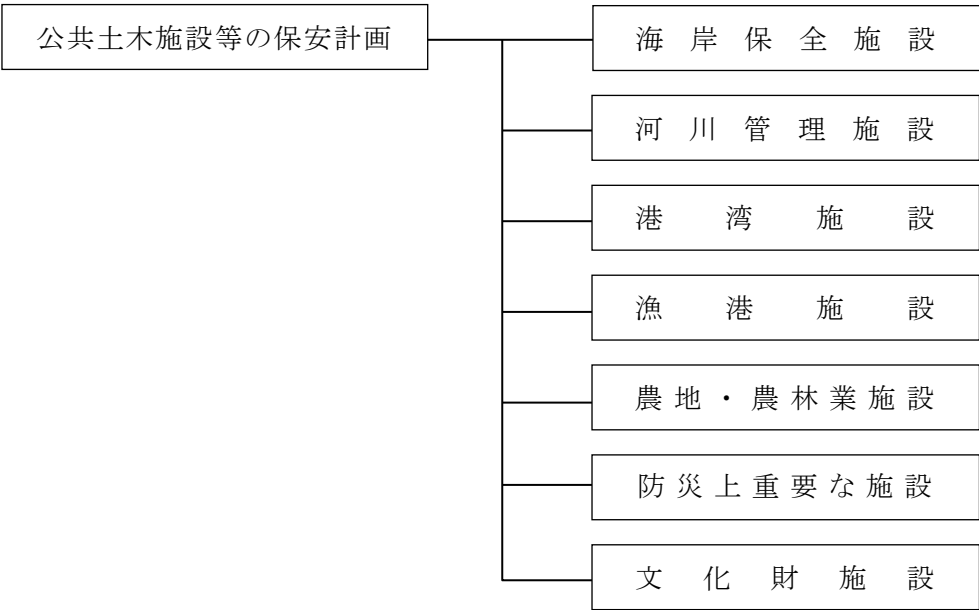
2 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第16節 公共土木施設等の保安計画

基本方針
海岸、河川、港湾等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、市民の日常生活及び社会生活、経済活動上欠くことのできないものであり、災害発生後の速やかな復旧が求められる。 このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、あらかじめ関係機関等に応援を要請するなど、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図り、資機材の備蓄を可能な限り行う。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期の復旧に向けた体制強化を図る。 そのほか、災害時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾等）及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、活用可能な民間事業者の施設の把握等、応急活動等を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。 さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複数保存に努める。

主な担当	都市整備部、農林水産部、教育委員会事務局



第1 海岸保全施設

1 海岸保全施設の確保

海岸管理者は、老朽化した施設や堤防等のかさ上げの必要な箇所、液状化により施設が崩壊する可能性がある箇所等、地震や津波により被害が発生する危険性の高い地域において、県との連携により海岸保全施設の整備に努める。

2 耐震点検の実施

海岸管理者は、耐震点検を背後地の重要度に応じて順次実施し、地震災害対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

3 施設の補強・整備

海岸管理者は、耐震点検等に対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、「愛媛県海岸保全基本計画」とも整合を図りながら補強や整備を実施する。

第2 河川管理施設

1 河川管理施設の確保

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

2 耐震点検の実施

河川管理者は、耐震点検を定期的の実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。
また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

3 施設の補強・整備

河川管理者は、耐震点検等に対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第3 港湾施設

1 物資輸送拠点の確保

海上交通ルートは、地震被災による避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものであり、その拠点の確保を図る必要がある。

また、大規模地震の発生直後にあっても、地域の経済活動を維持する観点から、国内産業・経済活動が停滞することのないよう、安定した物流機能を確保する必要がある。

このため、港湾管理者は、防災拠点となる港湾（松山港、中島港）について、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、岸壁、港湾緑地、臨港道路、荷役機械等の耐震化を進め、震災時に物資輸送拠点として施設の利用に支障のないようその管理を行う。

また、港湾管理者は、耐震強化岸壁に接続する航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し、民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。

2 海上輸送と道路輸送の連結

防災拠点となる港湾等により形成された海上輸送ネットワークは、道路輸送ネットワークと相互に連結させ、緊急輸送ネットワークをより確実なものとする。

3 耐震点検の実施

港湾管理者は、防災拠点となる港湾等の岸壁等を、輸送拠点として施設を利用するため、耐震点検を定期的の実施し、地震災害対策の必要箇所の把握に努める。

その他の施設と港湾については、通常のパトロール等においても、目視等による点検を実施する。

4 施設の補強・整備等

港湾管理者は、耐震点検・新たな知見等に対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、耐震補強、免震化、液状化対策等を実施する。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

第4 漁港施設

1 物資輸送拠点の確保

漁港管理者は、重要な拠点となる漁港において、耐震バース、耐震津波防波堤、多目的広場、避難道路、情報通信施設等を整備し、災害に強い漁港づくりのための防災拠点漁港の整備を推進する。

2 耐震点検の実施等

漁港管理者は、物資輸送拠点となる係留施設等について、耐震点検を実施し、地震災害対策の必要箇所の把握に努める。その他の漁港施設についても、通常のパトロール等においても、目視等による点検を実施する。

さらに、発災後の漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

第5 農地・農林業施設

施設は古くに築造されたものもあり、順次改修を図っているが、いまだに未改修の施設が存在する。

管理、点検の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次、設計基準に基づき、必要に応じて耐震構造とした設計で、整備促進を図る。

1 農地

震災後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備を行う。

2 農林業施設

震災後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等による危険予想箇所の把握に努める。

農林道については、危険箇所の改良・舗装等の事業を実施する。

ため池については、管理、点検の一層の強化を図る中で、緊急に整備を要するため池は、耐震構造で設計を行い、農業農村整備事業等により計画的な整備を進める。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの周知に努める。

3 愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会との活動

県・市町・県土地改良事業団体連合会で構成する「愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会」により、農村地域における防災減災対策並びに農地・農業用施設等の災害復旧について、適切かつ円滑な取組を推進し、農村地域の安全性の向上を図る。

第6 防災上重要な施設

庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止とともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

1 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

2 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

3 学校等施設の整備

児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

4 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

5 庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

6 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

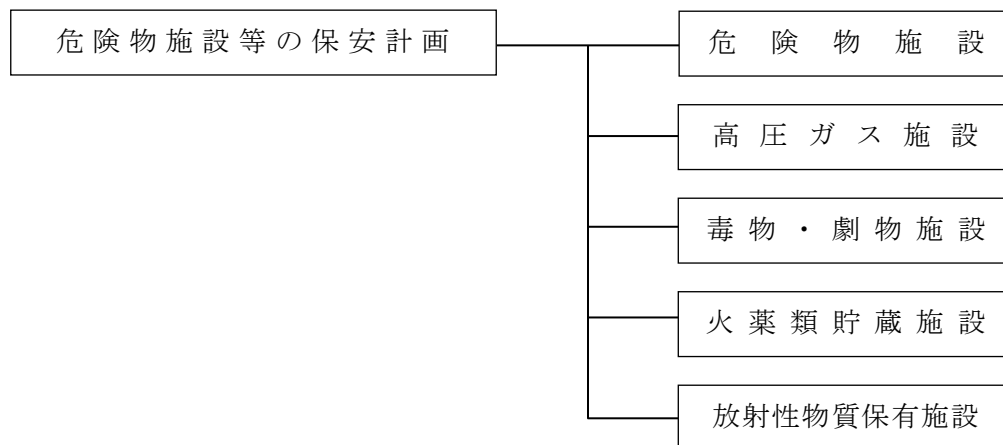
第7 文化財施設

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、必要な次の対策を講じ、教育委員会は、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- 文化財等の補強工事
- 日常の維持管理による部分的・応急的な補修
- 安全な公開方法と避難方法・避難場所
- 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制
- 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制
- 地震発生後の火災発生に対する防火対策及び防災訓練

第17節 危険物施設等の保安計画

基本方針	危険物施設等（危険物施設・高圧ガス施設・毒物劇物施設・火薬類貯蔵施設）は、各施設とも複雑多様化の傾向にある反面、貯蔵タンク及び施設の維持管理については合理化・省力化が進んでいる。 地震動や液状化によりその施設が損傷すると、飛散、漏えい、爆発、火災等により、付近の住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがある。 このため、これらの施設に対する自主保安体制の充実・強化の指導により、保安対策と防災教育の推進を図る。 なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づき、県が別に計画を定める。
主な担当	健康医療部、消防局



第1 危険物施設

大規模地震発生時においては、地盤被害の影響によるタンクの不等沈下やスロッシング、配管の損傷、プラントの損傷が予想され、状況によっては、二次災害の発生危険がある。

このため、危険物施設の現況を把握するとともに、法令上の基準の遵守、自主的な定期点検等による維持管理の強化及び自主保安体制の確立、訓練等の充実を図る。

※ 危険物施設の現況・・・・・・・・・・・・・資料〔2・19・1〕

1 保安の確保

危険物施設の関係者、防火管理者及び危険物保安監督者の健全な育成と安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施するとともに、必要に応じて関係事業者に保安教育に関する計画を作成させ、災害時に備えた教育や訓練の実施を指導する。

施設・設備等については、保安検査、立入検査のみならず、あらゆる機会を通じて、危険物の事故防止の観点から、法令上の技術基準への適合、自主的な日常点検等による維持管理の強化について指導を行う。

2 自衛消防組織等の充実強化

施設及び災害の特殊性から、専門的知識を有する事業所員で構成した自衛消防組織の確立と質的な充実、実効性のある訓練の励行及び事業所間の相互協力体制を確立する。

3 防災資機材等の整備

多様化する危険物に対応して、化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所等においては危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄に努めるよう指導する。

第2 高圧ガス施設

高圧ガス事業所に対して大規模地震発生時における保安体制の確立を図るほか、関係防災機関と連携し、防災訓練等を実施する。

- ※ 高圧ガス製造事業所一覧表・・・・・・・・・・資料〔2・19・2〕
- ※ 高圧ガス貯蔵事業所一覧表・・・・・・・・・・資料〔2・19・3〕

第3 毒物・劇物施設

市は県と協力して、次により保安対策の強化を推進する。

1 毒物劇物営業者施設の現況等

毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

- ※ 毒物劇物製造（輸入）施設一覧表（愛媛県中予保健所企画課）
・・・・・・・・資料〔2・19・4〕

2 立入検査の実施

県は毒物劇物製造（輸入）施設、市は毒物劇物販売及び業務上取扱施設について、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に規定されている構造設備の基準に適合するよう、立入検査の際に構造設備に係る指導を強化する。

3 応急対策教育の徹底

毒物劇物の営業者がそれぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を遵守するよう指導する。

4 保護具の設置

保健所に、毒物劇物用保護衣、防毒マスク等の保護具一式を設置して、地域で緊急事態が発生した場合、直ちに、消防機関等に協力できる体制を確立するとともに、保健所の毒物劇物監視員の定期的な実地訓練を行う。

第4 火薬類貯蔵施設

火薬類は、地震時の衝撃あるいは火災等により、災害発生の危険が極めて高いので、関係機関との連絡体制を確立し、安全性について検討を加え、保安対策を強化する。

※ 火薬類貯蔵・取扱所一覧表（中予地方局総務県民課）・・・・・・資料〔2・19・5〕

- 県は、火薬類販売所、火薬庫に立入検査を実施し、火薬類の保管について法令上の技術基準への適合、自主的な点検等について指導
- 火薬類販売業者は、従業員等に対する保安教育計画を定め忠実に実行
- 火薬庫の所有者等は、定期的に保安検査を受けるとともに、年2回以上の定期自主検査を行い県に報告
- 火薬類製造事業者は、災害の発生防止のために定めた危害予防規定を遵守し、保安を確保

第5 放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）

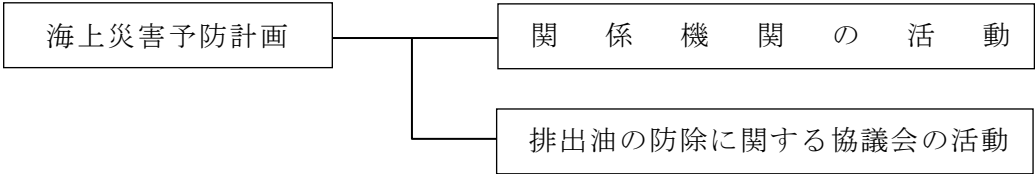
放射性同位元素等使用事業所での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等が、必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

防災関係機関及び放射性同位元素に係わる施設の設置者は、施設の耐震、不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識の普及、防災訓練の実施等各種予防対策を推進する。

第18節 海上災害予防計画

基本方針
海上における災害を防止するため、国の機関、県、市及びその機関等は、災害予防活動について、次の予防措置を実施する。

主な担当	都市整備部、消防局



第1 関係機関の活動

四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所、松山海上保安部、県、警察機関、市（消防機関を含む。）は、相互に連携を図りながら、次に掲げる災害予防活動を実施する。

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練・参加等を通じて、機関相互に緊密な協力体制の確立に努める。

2 訓練の実施

単独又は合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

3 防災思想の普及及び高揚

単独又は合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や市民に対する防災思想の普及・高揚に努める。

4 資機材等の整備

各機関は、海上災害発生時に迅速な対応に向け、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、排出油防除資機材等の整備に努める。

5 調査研究

防災に関する資料の収集及び調査研究を定常的に実施するとともに、調査研究成果について関係機関に情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

※ 消防業務協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔3・23・4〕

第2 排出油の防除に関する協議会の活動

松山地区排出油等防除協議会は、松山海上保安部の指導のもと、次に掲げる災害予防活動を実施する。

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練・参加等を通じて、機関相互に緊密な協力体制の確立に努める。

2 排出油防除資機材及び通信機器等の整備

各機関は、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等の排出油防除資機材及び防災行政無線機器の整備促進に努める。

3 訓練の実施

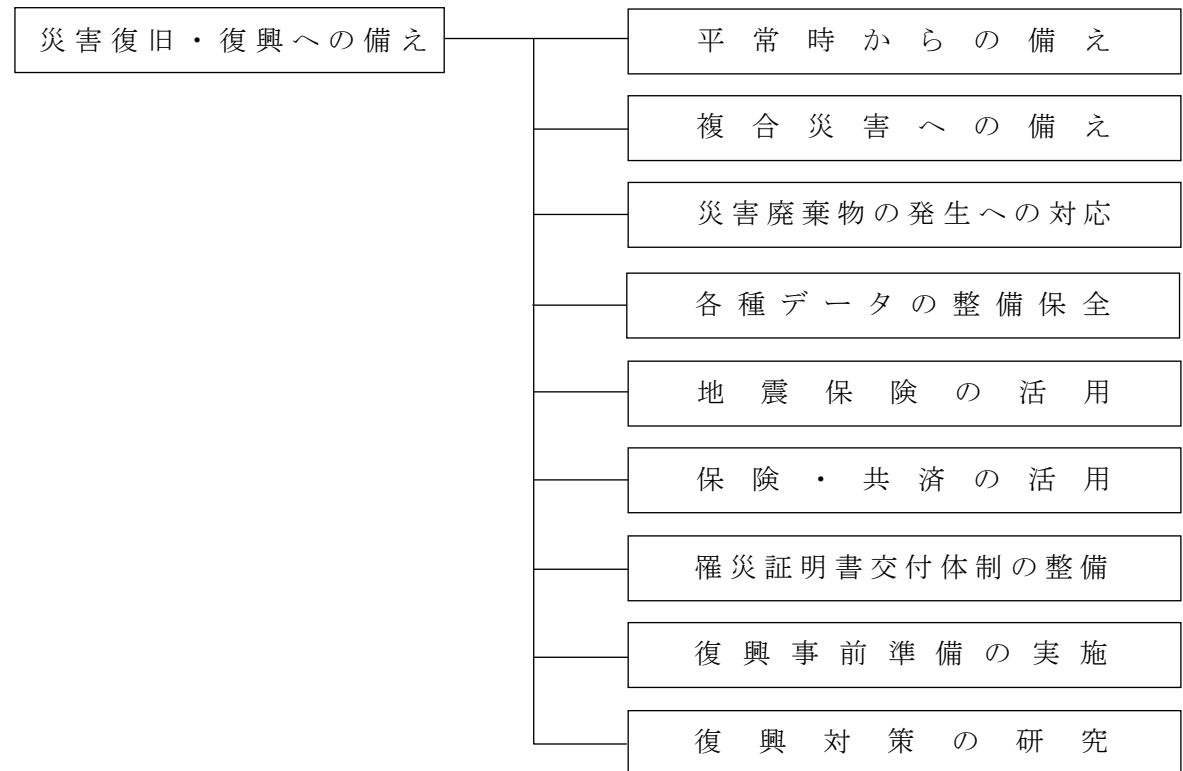
大規模な海上排出油事故を想定した訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

※ 松山地区排出油等防除協議会会則・・・・・・・・・・資料〔3・23・1〕

第19節 災害復旧・復興への備え

基本方針

災害からの復旧・復興は、多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施する必要があるため、平時より関係機関との連携・協力体制を確立しておく。



第1 平時からの備え

市は、平時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料の優先供給については、締結した協定に基づき、石油販売業者と連絡体制や供給手順の確認など、平時から防災に関し、必要な対策について協議する。

また、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進し、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

男女共同参画の視点での災害対応について、関係部局、男女共同参画推進センターの連携体制を構築するとともに、平時及び災害時の役割を明確化しておくよう努める。

防災会議、災害対策本部等への女性参画を拡大し、更衣室やトイレの配置に配慮した女性目線の避難所運営を進めるなど、男女共同参画の視点での取組に関する理解が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努め、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟の促進や災害時の円滑な活用を促進する。

第2 複合災害への備え

市及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3 災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第4 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データ等の整備保存並びにバックアップ体制の整備を行う。

また、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5 地震保険の活用

市は、地震保険が地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努める。

第6 保険・共済の活用

市は、保険・共済が災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努める。

第7 罹災証明書交付体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や土地家屋調査士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、担当部局と都市整備部が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるように努める。

被害の調査に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用する。

なお、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第8 復興事前準備の実施

市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の災害復旧や災害からの復興に必要な復興事前準備に努める。

第9 復興対策の研究

関係機関は、地域の住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等、災害復興対策についての研究を行う。

第3章 災害応急対策

災害応急対策の実施については、市民に最も身近な行政主体として、第一次的には市があたることとなっている。

しかしながら、大規模地震が発生した場合は、広範囲にわたって多大の被害が発生させ、数多くの応急対策が必要となる。

地震発生後における応急対策を効率的に実行するためには、このような応急対策需要の特性を考慮した計画が策定されていなければならない。

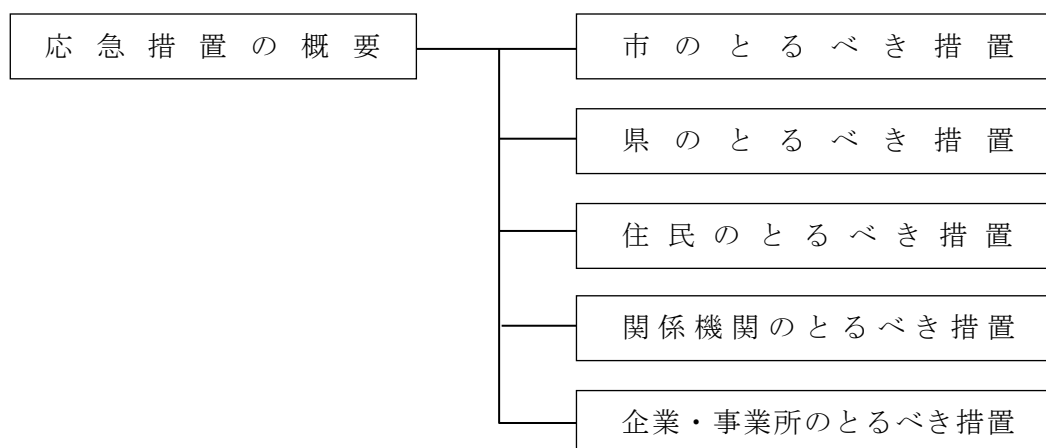
地震災害は発生の予知が極めて困難であり、また、その被害は広範囲にわたるなど、他の災害と比べ特異性があることから、事前対策による被害の軽減には限界がある。

このことを踏まえ、発災後の迅速かつ円滑な災害応急対策を行うための計画を次のとおり定める。

節	項 目
1	応急措置の概要
2	応急活動体制
3	情報活動
4	広報活動
5	地震災害時の避難活動
6	津波災害時の避難活動
7	緊急輸送活動
8	交通確保対策
9	災害拡大防止活動
10	生活救援活動
11	避難行動要支援者救援活動
12	医療救護活動
13	遺体の捜索・処置
14	防疫・保健衛生活動
15	災害廃棄物処理
16	広域応援活動
17	自衛隊の派遣要請
18	ボランティア活動の支援
19	通信施設の確保
20	ライフラインの確保
21	公共土木施設等の確保
22	危険物施設等の安全確保
23	海上災害応急対策

節	項 目
24	文教対策
25	社会秩序維持活動
26	原子力災害応急対策
27	災害救助法の適用

第1節 応急措置の概要



市、県、住民及び関係機関、企業・事業所が行うべき応急措置の概要は、次のとおりである。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

さらに、災害現場で活動する各機関の部隊等にも、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第1 市のとるべき措置

- 国・県に対する災害発生及び被害状況の報告
- 気象等に関する予警報及び災害応急対策に必要な情報の周知伝達
- 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針決定
- 避難指示等の発令及び被災住民の受け入れ
- 警戒区域の設定及び避難措置
- 関係機関と連携した災害応急対策の実施
- 消防機関への出動命令及び緊急消防援助隊・自衛隊・警察官、海上保安官等への出動要請
- 指定避難所の設置運営及び緊急輸送、救援物資の確保及び配布
- 平時及び軽微な災害時における市災害対策本部所掌事務に基づく対応
- 適切な管理のなされていない建築物等に対する緊急安全確保措置の実施
- その他応急対策の実施

第2 県のとるべき措置

- 市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- 市町、関係機関からの災害発生等の報告受理
- 被害状況の把握及び情報の収集
- 関係機関への被害状況の通報
- 関係機関との応急対策の協議・調整
- 放送機関への緊急放送要請

- 自衛隊の災害派遣要請
- 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- 緊急援護備蓄物資の供給
- 救援物資の調達、輸送
- 応急仮設住宅の建設
- 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- 応急文教対策の実施
- 被災地の警備、交通の確保及び規制
- 人心安定のための広報
- 被災地の応急復旧
- その他応急対策の実施

第3 住民のとりべき措置

- 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の市長、警察官又は海上保安官への通報
- 隣保協同の精神に基づく初期消火、避難所の運営、炊き出し等の応急措置
- 救援隊の救助作業に対する協力
- 安全地帯への避難

第4 関係機関のとりべき措置

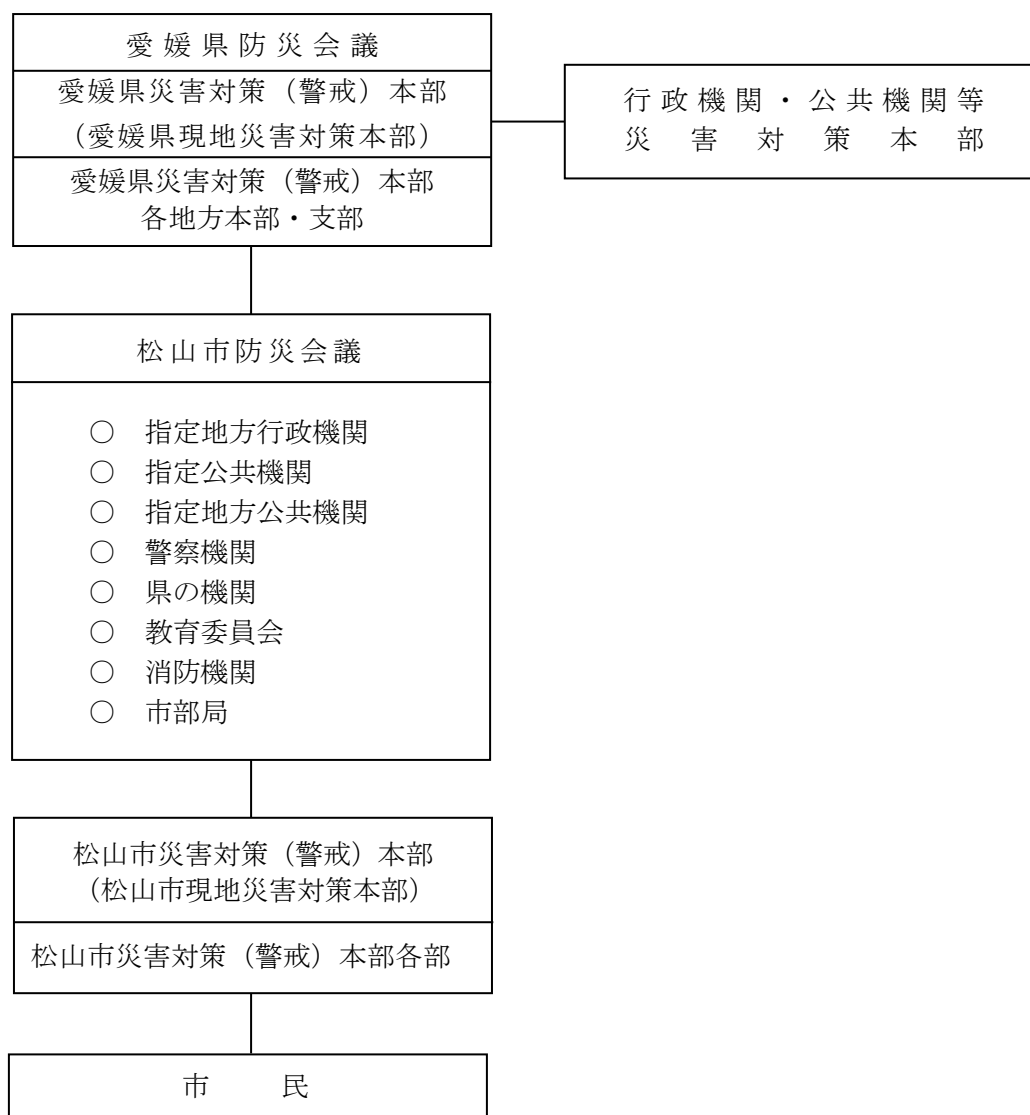
- 災害情報の県、県内市町等に対する通報
- 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請
- 県、県内市町の要請に基づく救援の実施
- 応急復旧作業の実施

第5 企業・事業所のとりべき措置

災害応急対策又は災害応急復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、被害の最小化・迅速な復旧・自発的な防災活動・人命の保護・被災者の援護のための行政への協力を努めるとともに、事業活動を継続的に実施する。

その他の企業等においては、事業継続計画に基づく事業活動の維持継続・早期再開・早期復旧により当該事業活動を通じた社会的要請に応えるよう努める。

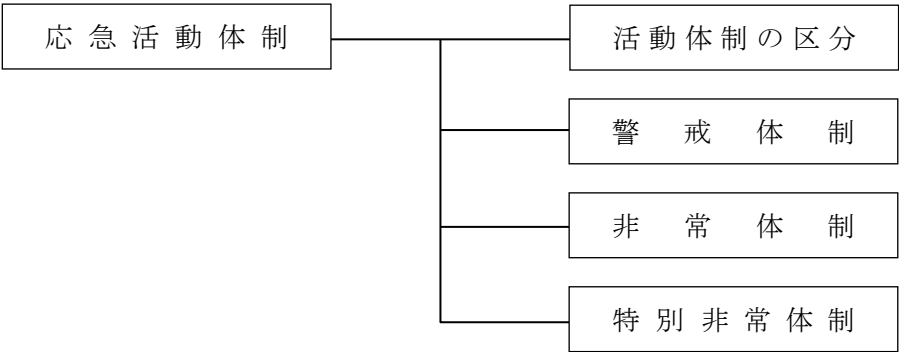
応急対策組織図



第2節 応急活動体制

基本方針	
市域に大規模地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに災害対策本部等の組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、応急対策活動の実施に向けた体制を整備する。	

主な担当	本部事務局、各部局等



第1 活動体制の区分

地震の規模、被害状況により、「警戒体制」・「非常体制」の2段階の体制で応急対策を講じる。

1 活動体制の区分及び配備基準

体制区分	配備基準	配備時期	組織区分	動員区分
警戒体制	警戒配備	○ 震度4の地震が発生したとき ○ 津波注意報が発表されたとき ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき	災害警戒本部 (各部局等対応)	災害警戒本部を構成する部が活動に要する職員
	特別警戒配備	○ 震度5弱の地震が発生したとき ○ 津波注意報が発表され、かつ災害が発生するおそれがあるとき ○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき	災害警戒本部	災害警戒本部事務局及び災害警戒本部を構成する部が活動に要する職員
非常体制	第1配備	○ 震度5強の地震が発生したとき ○ 津波警報が発表されたとき ○ 局地的災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき ○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき	災害対策本部	災害対策本部事務局及び各部局等が活動に要する職員
	第2配備	○ 震度6弱以上の地震が発生したとき ○ 大津波警報が発表されたとき ○ 相当規模の災害が発生したとき、又は発生する事態が切迫しているとき ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき		全職員
特別非常体制	特別配備	○ 震度6強以上の地震が発生したとき ○ 激甚な災害が発生し、拡大するおそれがあるとき ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき	大規模災害対策本部	全職員

2 職員の動員及び配備、報告

(1) 職員の動員

震度4以上の地震が発生したときは、自動発令とし、所定の職員は自発的に手段を尽くして、所定の場所に参加する。

なお、体制を移行する場合は動員指示等伝達系統のとおりとする。

(2) 職員の配備

各部局等長又は各課等長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じて、次の措置を講じる。

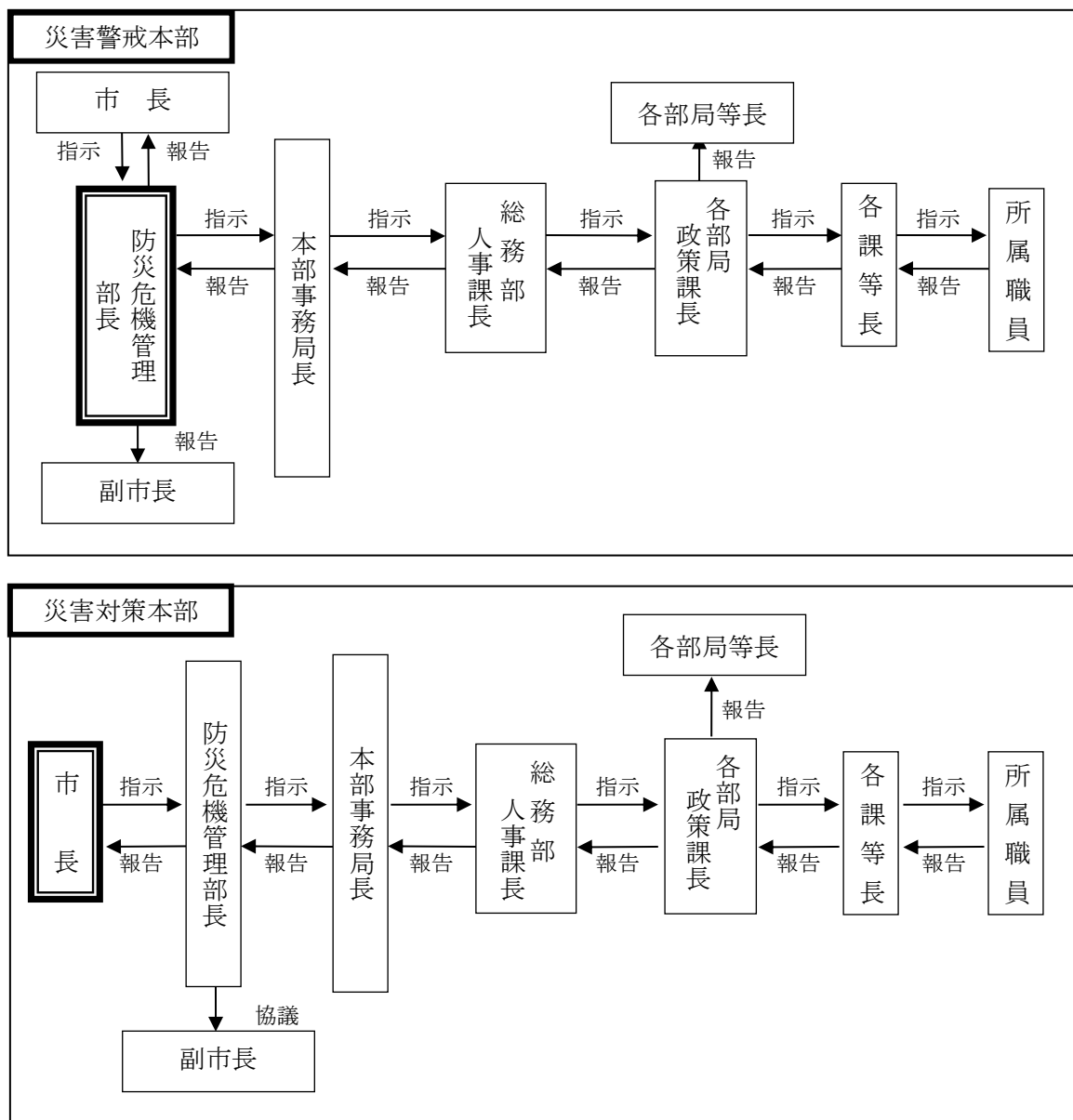
- 所属職員の掌握
- 参集職員を所定の配備場所へ配置

(3) 職員動員の報告

各課等長は、所属職員の参集状況を把握し、その結果を各部局政策課長を通じて、総務部人事課長に報告する。

人事課長は、各部局等職員の参集状況を取りまとめ、本部事務局長に報告する。

(4) 動員指示等伝達系統



3 職員の服務

全ての職員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守する。

- 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- 不急の行事、会議、出張等中止する。
- 正規の勤務時間が終了しても、各課等長の指示があるまでは退庁せず待機しておく。
- 勤務場所を離れる場合には、各課等長と連絡を取り、常に所在を明らかにしておく。
- 災害現場に出動した場合には、「松山市災害対策本部」の腕章を着用、自動車には標旗を使用する。
- 自らの言動で、市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。
- 災害対応にあたる場合は、自身の安全確保に留意する。

主に勤務時間外における遵守事項

- 地震が発生し、その地震が第3章 第2節 第1「1 活動体制の区分及び配備基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予想されるときは、参集指示を待つことなく、自主的に所定の場所に参加する。
- 災害の状況により、所定の場所への参集が困難な場合は、最寄りの支所に参加し、各支所長の指示に基づき災害対策に従事する。
また、病気その他やむを得ない状態により、いずれの場所にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を各課等長に連絡する。
- 災害のため、緊急に参集する際の服装は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用する。
- 参集途上においては、可能な限り被害状況その他災害情報の把握に努め、参集後直ちに各課等長（参集場所の責任者）に報告する。

第2 警戒体制

1 警戒配備【災害警戒本部(各部対応)】

各部において少数の人員をもって、情報収集連絡活動等に当たり、状況により速やかに高次の体制に移行できる体制とする。

項 目	内 容
配備時期	○ 市域に震度4の地震が発生したとき ○ 愛媛県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたとき ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき
参集場所	○ 災害警戒本部を構成する各部が、情報収集連絡活動等に要する職員は、各部の所定場所へ参集
活動内容	○ 災害に関する情報の収集活動を行い、災害警戒のための情報収集連絡を実施
特別警戒配備への移行手順	○ 配備された人員からの連絡等に基づき、本部長（防災危機管理部長）が災害警戒本部（特別警戒配備）への移行を決定

2 特別警戒配備【災害警戒本部】

災害警戒本部を設置して局地的災害に対処できる体制とし、社会的混乱の抑制及び情報収集連絡活動等に当たる。

また、状況により速やかに高次の体制に移行できる体制とする。

項 目	内 容
配備時期	○ 市域に震度5弱の地震が発生したとき ○ 愛媛県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表され、かつ災害が発生するおそれがあるとき ○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき
参集場所	○ 災害警戒本部事務局員としてあらかじめ指名された職員は、事務局に参集 ○ 災害警戒本部を構成する各部が情報収集連絡活動等に要する職員は、各部の所定場所へ参集
活動内容	○ 災害関連情報の収集・整理・伝達 ○ 災害警戒及び対応
災害対策本部への移行手順	○ 本部長（防災危機管理部長）は、総合的判断に基づき、災害対策本部の設置を必要と認めるとき、市長に移行を具申

3 災害警戒本部の組織

災害警戒本部は、次に掲げる各部局等で組織する。

なお、各部はあらかじめ部内各課等の活動体制を、別に定める。

災害警戒本部を構成する各部									
総 務 部	産 業 経 済 部	農 林 水 産 部	教 育 委 員 会	事 務 局	防 災 危 機 管 理 部	上 下 水 道 局	消 防 援 助 局	心 身 健 康 推 進 部	計 画 事 務 局
坂 の 上 の 雲 ま ち づ くり 部	議 会	議 会	議 会	議 会	市 民 推 進 部	医 療 部	こ ども 家 庭 部	境 域 部	選 挙 管 理 委 員 会
市 福 祉 健 康 こ ども 環 境 都 市 開 発 部	監 査 委 員 会	公 平 委 員 会	農 業 委 員 会	事 務 局	建 築 部	事 務 局	事 務 局	事 務 局	事 務 局

災害警戒本部は、本部長、副本部長、各課長及び課員等で構成する。

本部長には防災危機管理部長を充てる。なお、各部局等が活動に要する職員は、各部局等の長があらかじめ指名する者とする。

4 災害警戒本部の所掌事務

- 災害情報の収集及び伝達に関すること
- 災害応急対策の実施に関すること
- 防災資機材の準備に関すること

5 災害警戒本部会議

本部長は、災害の状況に応じて、災害警戒本部会議を招集する。構成員は、本部長、副本部長及び各課等長で本部長が指名する者とする。協議事項は、次のとおりとする。

- 被害情報の収集及び分析
- 初期応急対策の検討
- 事態の推移に伴う今後の対応策と配備体制の検討
- 市長からの特命事項
- その他災害対策に必要な事項

災害警戒本部会議は、本庁舎5階本部会議室に設置する。

ただし、災害事案により変更することができる。

6 災害警戒本部事務局

- 災害警戒本部に災害警戒本部事務局を置く。
- 災害警戒本部事務局長及び本部事務局員は、市長があらかじめ指名する者とする。
- 災害警戒本部事務局は、本庁舎5階本部室に設置する。
- 災害事案により変更することができる。
- 災害警戒本部事務局の所掌事務は、災害対策本部事務局の所掌事務に準ずる。

7 災害警戒本部設置の通知

災害警戒本部を設置した場合は、直ちに次のとおり関係機関に通知する。

通知先	連絡担当者	通知の方法
各部局政策課長 (会計事務局、協力グループは除く。)	人事課長	庁内放送・電話・口頭・ その他迅速な方法
市出先機関	各部局 政策課長	電話・ファクシミリ・口頭・ その他迅速な方法
支 所 (興居島支所・北条支所・中島支所のみ)	タウンミー ティング課長	
報道機関	秘書課 報道担当課長	電話・ファクシミリ・文書・口頭・ その他迅速な方法
県災害対策（警戒）本部 (地方局経由)	事務局長	電話・ファクシミリ・ 防災行政無線・口頭・ その他迅速な方法
警 察 署		
防災関係機関		

8 災害警戒本部の廃止基準

- 災害対策本部が設置されたとき
- 災害の発生するおそれなくなったとき
- 災害に対する応急対策等の措置が終了したとき

第3 非常体制

市長は、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき「松山市災害対策本部」（以下「本部」という。）を設置する。

また、災害の規模・状況等により、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として「現地災害対策本部」を設置することができる。

※ 松山市災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔2・2・4〕

※ 松山市災害対策本部要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔2・2・5〕

1 第1配備【災害対策本部】

本部を設置して、情報収集、救出救助活動等の応急対策活動を円滑に実施しうる体制とし、状況により第2配備に直ちに移行できる体制とする。

項 目	内 容
配備時期	○ 市域に震度5強の地震が発生したとき ○ 愛媛県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたとき ○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき ○ 市域に局地的災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき
参集場所	○ 本部事務局員としてあらかじめ指名された職員は、災害対策本部室に参集 ○ 各部が応急対策活動等に要する職員は、各部の所定場所へ参集
活動内容	○ 局地的災害に対する応急対策活動の実施 ○ 広範囲な災害に備える活動体制の確立
第2配備への移行手順	○ 災害対策本部会議の協議により決定

2 第2配備【災害対策本部】

本部を設置して、松山市の全職員をもって応急対策活動を実施し、被害の拡大を防止するための体制とする。

項 目	内 容
配備時期	○ 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○ 愛媛県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表されたとき ○ 市域に相当規模の災害が発生したとき、又は発生する事態が切迫しているとき ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき
参集場所	○ 本部事務局員としてあらかじめ指名された職員は、災害対策本部室に参集 ○ 全職員は、各部の所定場所へ参集
活動内容	○ 広範囲な災害に対する応急対策活動の実施

3 本部の組織

本部の組織構成は、資料編に示すとおりとする。

ただし、市内に甚大な災害が発生した場合は、当初から各部各課等が定められた組織にとらわれずに、重要な応急対策活動を優先的に実施できるよう、限られた人的資源を活用する。

- 本部は、本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって組織する。
- 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 本部長付は、本部長を補佐する。

なお、本部会議の構成員は、次のとおりとする。

本部長	市長
副本部長	副市長、防災危機管理部長
本部長付	教育長、公営企業管理者、参与
本部員	各部長及び担当部長、消防局長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者

本部長の職務代行は、次のとおりとする。

なお、本部長が勤務地に参集できない状況にあっても、連絡がとれ、指示を仰ぐことが可能な場合は、職務の代行は行わない。

本部長	職務代行の順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
市長	副市長（年齢が上）	副市長	防災危機管理部長

4 本部の所掌事務

本部の所掌事務は、資料編に示すとおりとする。

ただし、市内に甚大な災害が発生した場合は、当初から各部各課等が定められた災害対策を遂行するのではなく、状況に応じて重要な災害対策を優先的に行うため、他部他課を応援する。

※ 松山市災害対策本部要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔2・2・5〕

5 災害対策本部会議

本部に災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置き、本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって構成し、本部長が招集・主宰する。

本部長は、本部を設置したときは、必要に応じ本部会議を開催し、次の事項に関する施策の調整及び推進について協議決定する。

なお、単なる活動報告は書類等に取りまとめる等最小限にとどめ、必要な意思決定に時間を割けるようにする。

- 緊急災害予防及び災害応急対策に関すること
- 災害の緊急復旧に関すること

- 災害救助その他の民生安定に関すること（災害救助法の適用要請の検討含む。）
- 災害救助法の適用要請に関すること
- 他団体に対する応援要請に関すること
- 職員の動員規模、任務分担の確認及び関係機関との連携等初動体制の確立に関すること
- その他防災及び災害対策上の重要事項に関すること

本部会議は、市役所本庁舎5階本部会議室に設置する。

本庁舎が被災した場合は代替施設として、①保健所・消防合同庁舎内又は②市役所本庁舎別館庁舎内に設置する。

ただし、災害事案により変更することができる。

6 本部事務局

本部に本部事務局を置き、災害対策全般の事務を処理する。

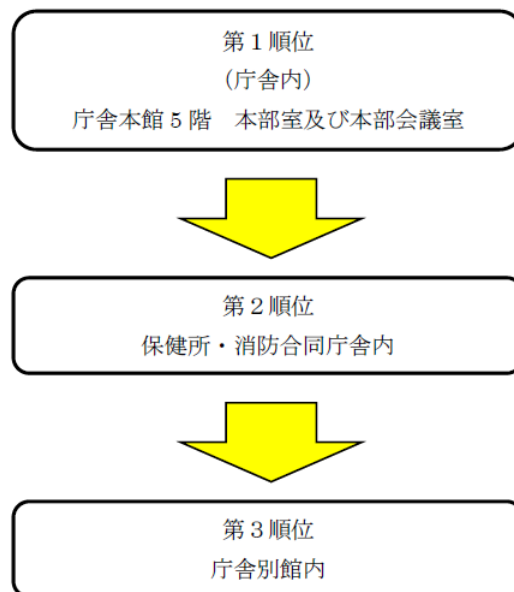
本部事務局長及び本部事務局員は、市長があらかじめ指名する者とする。

本部事務局は、市役所本庁舎本館5階本部室に設置する。

本庁舎が被災した場合は代替施設として、①保健所・消防合同庁舎内又は②市役所本庁舎別館庁舎内に設置する。

ただし、災害事案により変更することができる。

<災害対策本部の設置場所等>



7 本部設置の通知

本部を設置した場合は、直ちに次のとおり関係機関に通知する。

通知先	連絡担当者	通知の方法
各 部 局 政 策 課 長	人事課長	庁内放送・電話・口頭・ その他迅速な方法
市 出 先 機 関	各部局 政策課長	電話・ファクシミリ・口頭・ その他迅速な方法
支 所	タウンミー ティング課長	
市 民	各部局 政策課長	防災行政無線・分館有線放送・広報車・ 報道機関・その他迅速な方法
報 道 機 関	秘書課 報道担当課長	電話・ファクシミリ・文書・口頭・ その他迅速な方法
県災害対策（警戒）本部 （地方局経由）	事務局長	電話・ファクシミリ・防災行政無線・口頭・ その他迅速な方法
警 察 署		
防 災 関 係 機 関		

8 本部の運営上必要な資機材等

事務局長は、本部が設置されたときは、次の措置を講じる。

（1）本部開設に必要な資機材等

- 松山市防災情報システム運用器材等の確保
- 松山市災害対策図（各種被害想定図を含む。）の設置
- 被害状況図・ホワイトボード等の設置
- 住宅地図等その他地図類の確保
- 携帯ラジオ、テレビの確保
- コピー機等の複写装置の確保
- ビデオ、テープレコーダー、カメラ等の記録装置の確保
- 防災関係機関、協力団体等の電話番号一覧表
- 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- 避難行動要支援者名簿
- 被害状況連絡票その他書式類の確保
- その他必要資機材の確保

(2) 通信手段の確保

- 防災行政無線
- 県地上系防災通信システム
- 消防無線
- 衛星携帯電話
- インターネット
- 電話
- ファクシミリ
- その他必要通信装置

(3) 各種情報機器の確保

- 震度情報ネットワークシステム
- 画像伝送システム
- 衛星系防災行政無線システム
- 河川情報システム

(4) 電源の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

9 支所体制の強化

市域に激甚な地震が発生した場合に、各支所管内における防災体制の強化を図るため、支所の近隣に住所を有する職員のうち、あらかじめ本部長が指定した職員（以下「指定職員」という。）を支所管内の防災業務に従事させ、支所体制の強化を図る。

(1) 指定職員

指定職員は、毎年度において本部長が指定する。

(2) 指定職員の要員数

各部から指定職員を選出し、各支所へ配備する。

(3) 指定職員の配備

指定職員を配備する場合は次のとおりとし、支所別の配備人員は、各支所2名とする。

配備時期	職員の動員
・ 災害対策本部の配備基準の第2配備で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	・ 本部長の指示により参集
・ その他の状況により市長が必要と認めるときは、増員又は第1配備で配備することができる	

(4) 指定職員の任務

指定職員は、支所長の命を受け支所管内の情報収集、伝達等の業務を行う。

10 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模・状況等により、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員、その他の職員を置く。

現地災害対策本部要員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

11 本部の廃止

本部の廃止基準は、次のとおりである。

- 災害の発生のおそれなくなったとき
- 災害に対する応急対策の措置が終了したとき

第4 特別非常体制

市長は、大規模地震の発生により、市域に激甚な災害が発生し、拡大するおそれがあるときは、直ちに大規模災害対策本部を設置するとともに、支所体制の強化を行うなど、全職員が総力をあげ災害応急対策活動を実施する。

1 特別配備【大規模災害対策本部】

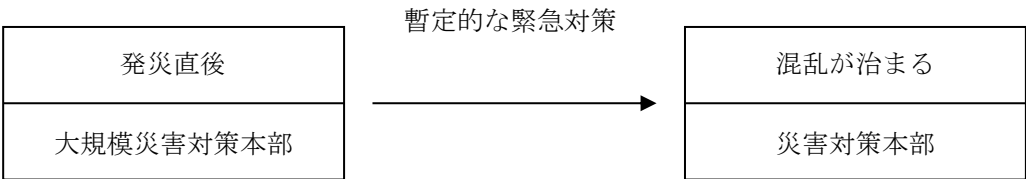
大規模地震の発生により、災害応急対策活動を行う職員自身が被災者となることが予想され、通常の災害対策本部の体制では十分な活動ができないおそれがある。

こうした混乱期の状態で市民生活の安全を図るため、限られた職員で有効な災害応急対策活動を行うため大規模災害対策本部を設置する。

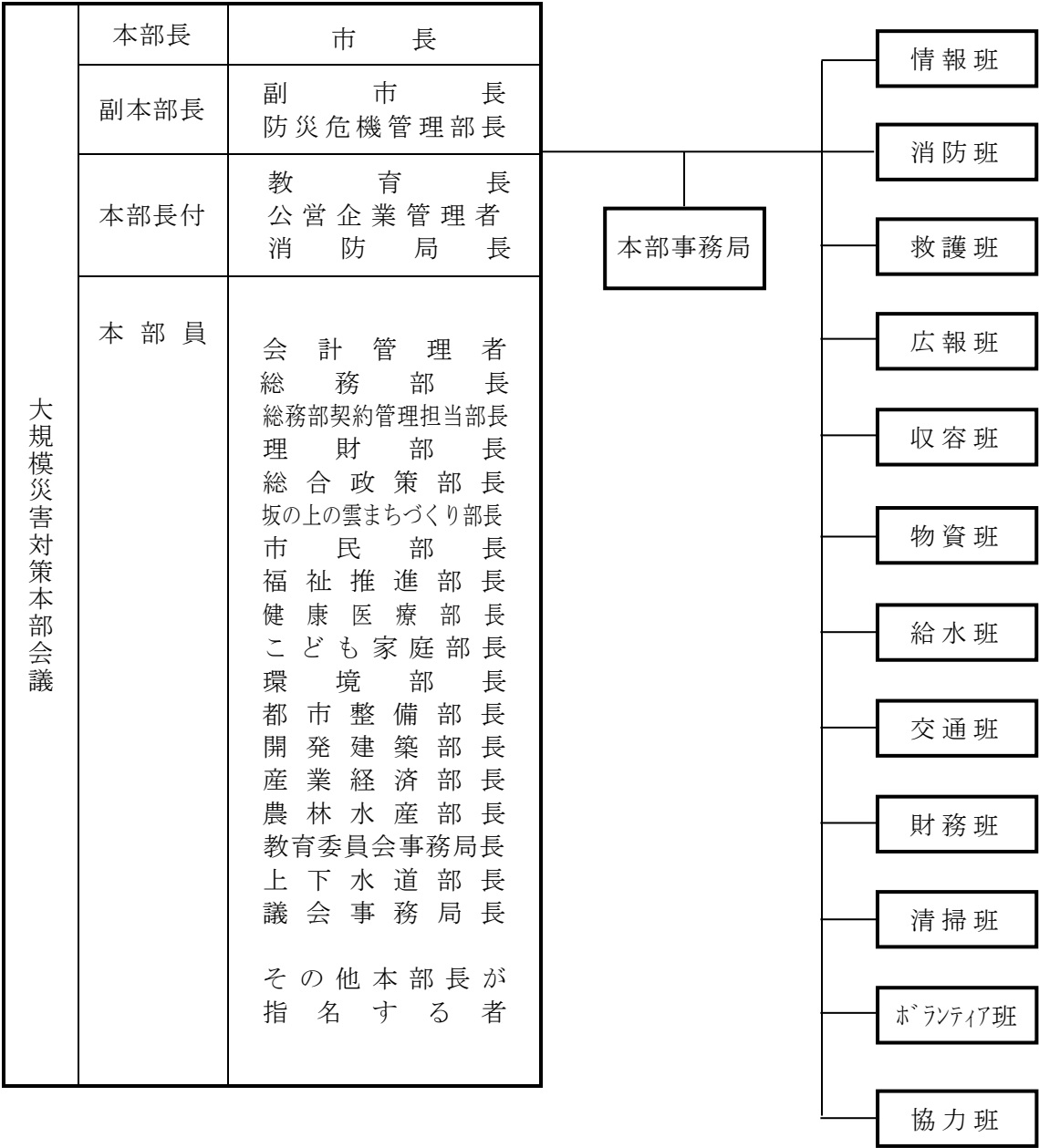
項 目	内 容
配備時期	○ 市域に震度6強以上の地震が発生したとき ○ 市域に激甚な災害が発生し、拡大するおそれがあるとき ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき
参集場所	○ 本部事務局員としてあらかじめ指名された職員は、災害対策本部室に参集 ○ 全職員は、各部の所定場所へ参集
活動内容	○ 本部の総力をあげて応急対策活動を実施

2 運用

本体制は、地震発生後、速やかに被害状況に即応した暫定的な緊急対策を講じるものであって、ある程度混乱が治まり市民の安全等を確保したと判断した後は、通常の災害対策本部（第2配備）による活動体制に順次移行し、災害復旧に向け、応急対策活動を継続実施するものである。



3 大規模災害対策本部の組織



4 大規模災害対策本部の所掌事務

班等	担当部	所 掌 事 務
本部会議		1 災害対策の協議、立案に関する事。 2 各班への指示に関する事。
本部事務局	防災危機管理部 消 防 局 総 務 部	1 災害情報の把握に関する事。 2 各班の総合調整に関する事。 3 県等との連絡調整に関する事。 4 本部・支部従事者の把握に関する事。 5 その他災害対策全般に関する事。
情報班	産業経済部 農林水産部 消 防 局	災害情報の収集及び集計に関する事。
消防班	消 防 局	消防活動に関する事。
救護班	福祉推進部 健康医療部 こども家庭部	1 医療薬剤・資材等の調達・供給に関する事。 2 応急救護所の設置対策に関する事。 3 傷病者の把握に関する事。 4 医師会との総合調整に関する事。 5 救護対策に関する事。 6 遺体安置所に関する事。
広報班	総 務 部 総合政策部	1 被災者の安否の問合せに関する事。 2 市民への広報に関する事。 3 報道機関の対応に関する事。
収容班	教委事務局 福祉推進部 健康医療部 こども家庭部 都市整備部 開発建築部	1 避難住民の把握に関する事。 2 避難所対策に関する事。
物資班	総 務 部 市 民 部	1 物資等の調達・管理、配給に関する事。 2 車両の調達・管理に関する事。
給水班	上下水道部	1 応急給水に関する事。 2 給水対策に関する事。
交通班	都市整備部 開発建築部	1 道路状況の把握に関する事。 2 交通対策に関する事。 3 警察との連絡調整に関する事。
財務班	理 財 部 会計事務局	1 物資等の調達資金に関する事。 2 義援金及び義援物資の受け入れに関する事。
清掃班	環 境 部 上下水道部	1 ごみ、し尿の収集及び処理に関する事。 2 防疫対策に関する事。 3 障害物の収集及び除去に関する事。 4 仮設トイレの設置に関する事。
ボランティア班	福祉推進部 健康医療部 こども家庭部 市 民 部	1 ボランティアの募集に関する事。 2 ボランティアの受け入れ・派遣に関する事。 3 ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。
協力班	第1～5 協力部	他班の応援協力に関する事。

5 大規模災害対策本部会議及び事務局

非常体制における災害対策本部会議及び事務局に準ずる。

6 支所体制の強化

市域に激甚な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各支所管内における防災体制の強化を図るため、支所の近隣に住所を有する職員のうち、あらかじめ本部長が指定した職員（以下「指定職員」という。）を支所管内の防災業務に従事させ、支所体制の強化を図る。

（1）指定職員

指定職員は、毎年度において本部長が指定する。

（2）指定職員の要員数

各部から指定職員を選出し、各支所へ配備する。（表－1 参照）

（3）指定職員の配備

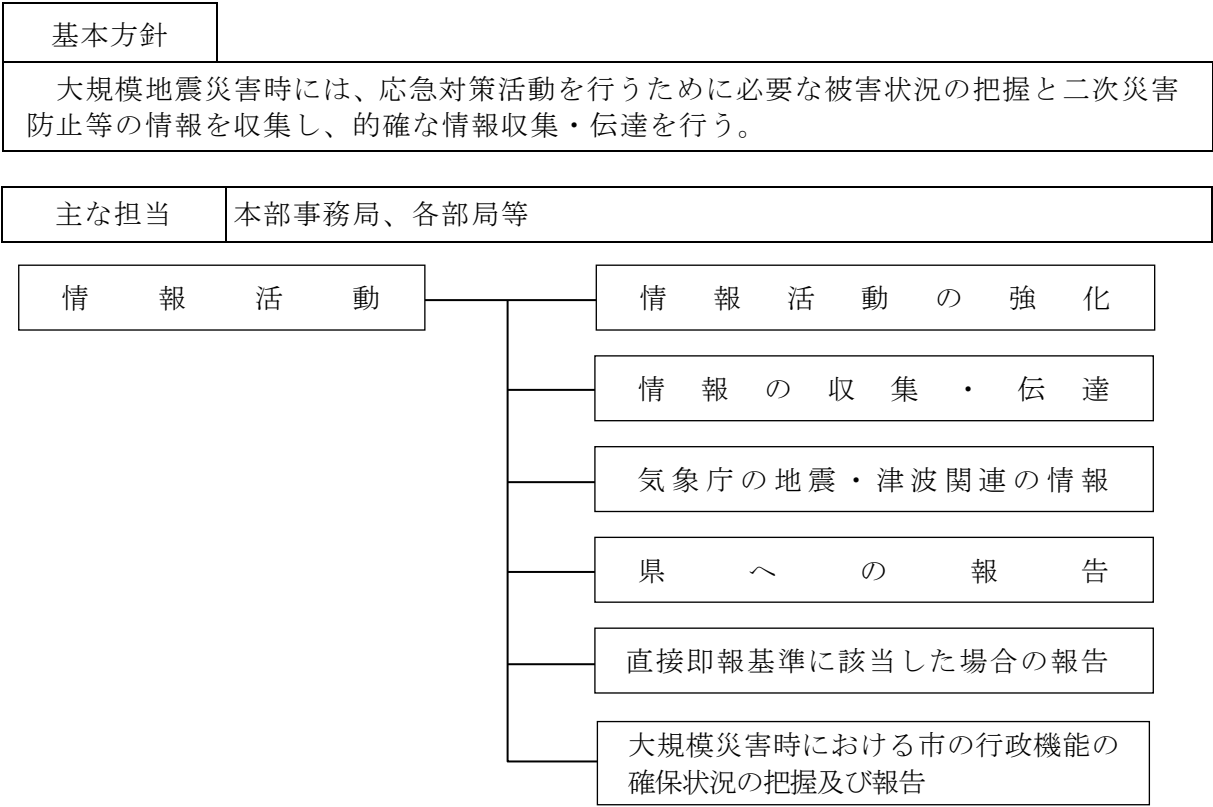
指定職員を配備する場合は次のとおりとし、支所別の配備人員は、表－2 のとおりとする。

配 備 基 準	職 員 の 動 員
・ 震度6強以上で激甚な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	・ 自発的に参集
・ その他の状況により市長が必要と認めたとき	・ 本部長の指示により参集

（4）指定職員の任務

指定職員は、支所長の命を受け支所管内の情報収集、伝達等の業務を行う。

第3節 情報活動



第1 情報活動の強化

1 地震直後の被害状況等第一次情報の収集・連絡

地震発生直後には、人的被害（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害発生状況等の情報を収集する。また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから要請事項を含めて災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を直ちに県へ連絡する。

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、判明している内容で報告する。

なお、状況により、県に連絡できない場合は、直接国（総務省消防庁）に連絡する。また、119 番通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国に報告する。

人的被害の数（死者・行方不明者の人数）については、県が一元的に集約、調整を行うことから、関係機関は把握した人的被害の数について県に連絡する。

特に、行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、住民登録等の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力の下、正確な情報収集に努める。

行方不明者が他市町村の住民（外国人を含む。）であることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち旅行者などの外国人登録対象外の者は外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

さらに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

2 情報活動の緊密化

情報の収集及び伝達は、県災害対策（警戒）本部と支部、支部と市災害対策本部の各相互間ルートを基本として、各防災関係機関と密接な連携の下に行う。

3 報道機関との情報活動の連携

災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対し、とるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で、特に必要があると認めたとき、又は避難指示及び緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、第61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者に緊急放送を要請する。

放送要請は、原則として県を経由し行う。ただし、県に災害対策（警戒）本部が設置されていない場合で、特に緊急を要する場合は、直接要請する。

（1）放送要請事項

- 市域の大半にわたる災害に関するもの
- その他広域にわたり周知を要する災害に関するもの

（2）放送要請内容

- 放送を求める理由
- 放送内容
- 放送範囲
- 放送希望時間
- その他必要な事項

※ 災害対策基本法に基づく放送要請様式・・・・・・・・・・資料〔3・4・1〕

（3）要請責任者

放送要請責任者は、報道班長とし、放送要請を行う場合は、報道班長を通じ、本部長の確認を経て行う。

（4）その他

市に災害対策本部が設置された場合、本部長は災害に関する情報資料を随時放送局に提供し、住民等に対する周知について協力を要請する。

放送要請は、次の様式により行う。

※ 放送要請様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔3・4・2〕

※ 災害時等での緊急放送等に関する協定書・・・・・・・・・・資料〔3・4・17〕

※ 災害に係る情報発信等に関する協定・・・・・・・・・・資料〔3・4・18〕

– 163 –

災害発生時の情報

- ア 地震情報、津波情報
- イ 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- ウ 建物被害の状況
- エ 火災等二次災害の発生状況、危険性
- オ 避難の有無及びその状況
- カ 住民等の動向
- キ 道路交通状況
- ク 庁舎等所管施設・設備等の損壊状況
- ケ その他災害の発生拡大防止措置等必要な事項

災害発生後、応急対策活動を実施する上での判断材料となるものであるので、可能な限り早い段階から被害状況等の把握に努める。

被害情報

- ア 被害状況
- イ 避難の指示又は警戒区域の設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 避難場所の設置状況
- キ 避難生活の状況
- ク 救護所の設置及び活動状況
- ケ 傷病者の収容状況
- コ 観光客等の状況
- サ 応急給水の状況
- シ 県の実施する応急対策の実施状況

3 情報の収集

(1) 勤務時間内の情報収集

各課は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、速やかに情報収集活動を実施する。

(2) 勤務時間外の情報収集

職員は、参集途上において被害状況等をできる限り把握し、参集場所に到着後、直ちに上司に報告する。

(3) 市有車両等による情報収集

災害の状況により、市有車両が出動し、速やかに災害情報収集活動を実施する。

なお、車両の通行が困難な場所においては、バイクや自転車、無人航空機、高所監視カメラ等を活用する。

被害の状況により、本部長の指示を受け被害調査班が出動する。

※ 住家等被害調査実施要領・・・・・・・・・・・・・資料〔3・4・3〕

(4) 各種情報機器の活用

情報収集においては、画像を伝送するシステム、衛星系防災行政無線システム、河川情報システム等の情報機器を積極的に活用する。

※ 震度情報ネットワークシステムの概要・・・・・・・・・・資料〔3・4・14〕

※ 松山河川国道事務所と松山市の河川情報の提供に関する協定書
・・・・・・・・・・資料〔3・4・16〕

(5) ヘリコプターによる情報収集

災害により甚大な被害が予想される場合、又は通信、交通網等が途絶し特定の地域が孤立するような場合、県消防防災ヘリコプター、県警察本部ヘリコプター等、ヘリコプターを所有する各機関に調査活動、通信連絡活動等を要請する。

(6) 民生委員等の協力

災害時の情報収集及び被害報告を迅速・的確に行うため、関係課を通じて民生委員、交通指導員、公民館長（分館長）及び自主防災組織の協力を得る。

(7) 県への応援要請

被害が甚大なため市で情報の収集及び状況調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県又は関係機関の応援を求めて実施する。

(8) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとる。

また、国や県と情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システムに集約できるよう努める。

4 情報の伝達

(1) 災害対策本部長への報告

災害情報については、加入電話、災害時優先電話、ファクシミリ、消防無線、防災行政無線をはじめ多様な通信手段でかつ迅速な方法により、本部事務局を通じ災害対策本部長に報告する。

また、本部事務局は必要に応じ、防災関係機関へ情報を伝達する。

※ 消防通信施設一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・4・5〕

※ 防災IP無線機一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・4・6〕

(2) 県への伝達

県への伝達は、主として県地上系防災通信システム、県衛星系防災行政無線、災害復旧用無線電話等を用いる。

※ 愛媛県防災通信システム一覧表（関係分）・・・・・・・・・・資料〔3・4・7〕

※ 愛媛県衛星系防災行政無線一覧表（関係分）・・・・・・・・・・資料〔3・4・8〕

(3) 住民等への伝達

住民等に伝達する場合は、広報車、消防車、同報系防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、公民館放送又は自主防災組織等を活用して行う。

また、必要に応じ、市のホームページに掲載するほか、県を通じて報道機関に要請して、テレビ・ラジオを用いて広く周知徹底を図る。

- ※ 防災 I P 無線機一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・4・6〕
- ※ 同報系防災行政無線設備一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・4・9〕
- ※ 公民館（分館）有線放送施設一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・4・10〕
- ※ 石手川ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定
・・・・・・・・・・資料〔3・4・11〕

（4）土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設への伝達

地域防災計画に名称及び所在を定めた土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対し、ファクシミリ、電子メールにより、土砂災害に関する情報等を伝達する。

土砂災害に 関する情報	1 土砂災害警戒情報
	2 避難指示等
	3 その他、土砂災害対策上、有効な情報

- ※ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表・・・・・・・・・・資料〔2・8・9〕

5 通信手段の確保

災害発生直後は、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた場合は、施設の復旧を早急に行う。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。

第3 気象庁の地震・津波関連の情報

地震が発生した場合、気象庁から発表される情報には、「震度速報」、「大津波警報・津波警報・津波注意報」、「津波情報」、「津波予報」、「地震情報等」がある。

松山地方気象台から県に伝達される地震・津波関連の情報は、通常、気象庁又は大阪管区気象台から発表され、全国を対象とした内容となっている。

県から市への伝達は、例文1～8により防災行政無線（音声）で行われる。

- ※ 気象庁震度階級関連解説表・・・・・・・・・・資料〔3・4・15〕

1 震度速報

地震発生約1分30秒後、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻が発表される。

震度速報における震度は、全国を188の地域に細分した地域ごとの最大の震度（以下「地域震度」という。）であり、愛媛県については、東予・中予・南予の地域震度である。市への震度速報の伝達は、県が衛星からの通信を受信することにより行われる。

2 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報

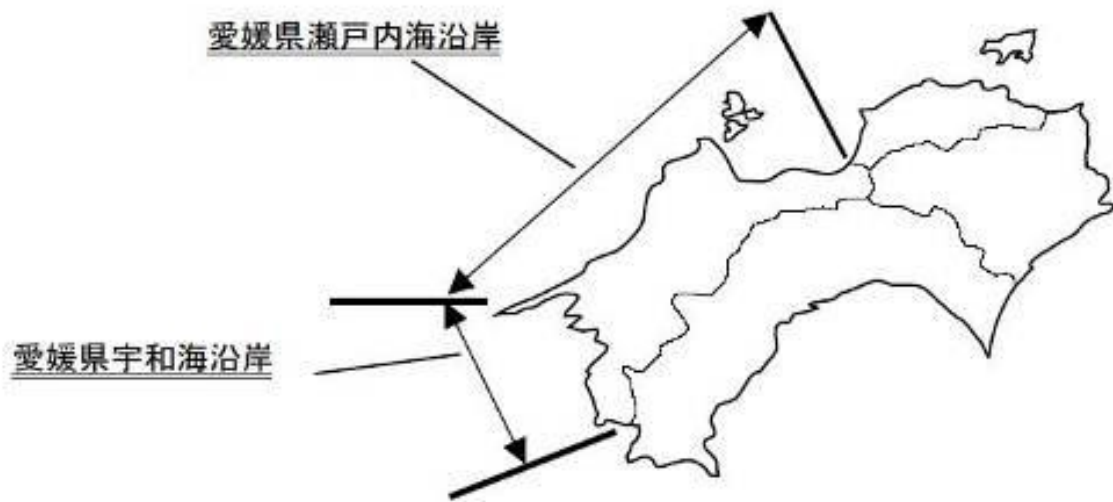
津波による被害が発生するおそれがある場合に、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表される。なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられる。

津波予報は、予報区ごとに発表される。大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報は、全国の海岸線を66の区域に分け、都道府県単位もしくはさらに細かい地域で発表される。

県に関する津波予報区は、図－14に示す「愛媛県瀬戸内海沿岸」と「愛媛県宇和海沿岸」である。

市は、「愛媛県瀬戸内海沿岸」に該当する。

図－14 愛媛県に関する津波予報区



津波警報、津波注意報、津波予報の種類及び解説は、表－5に示すとおりである。

表－5 津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	「10m超」 (10m<予想される津波の最大波の高さ) 「10m」 (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) 「5m」 (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	巨大
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	「3m」 (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	「1m」 (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	
	津波注意報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

※注 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が県の沿岸(愛媛県瀬戸内海沿岸又は愛媛県宇和海沿岸)に発表又は解除された場合、松山地方気象台から県及びその他の関係機関に伝達され、市には県を通じて「例文1」又は「例文2」により伝達される。

3 津波情報

津波情報には、次のとおり5種類ある。

(1) 津波情報(津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報)

各津波予報区の津波の到達予想時刻(※1)や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表する。

(2) 津波情報(各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報)

主な地点の満潮時刻や津波の予想時刻を発表する。

(3) 津波情報(津波観測に関する情報)

沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。(※2)

(4) 津波情報(沖合の津波観測に関する情報)

沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。(※3)

(5) 津波情報(津波に関するその他の情報)

津波に関するその他必要事項を発表する。

(※1) 各津波予報区の津波の到達予想時刻

- この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区で観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

4 緊急地震速報

気象庁は、地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上や長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域(全国を約200地域に分割)に緊急地震速報(警報)を発表する。

日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民等に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した場合は、地震動特別警報に位置付けられる。

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間(数秒程度)がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

5 地震情報

(1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。

(2) 震源に関する情報

震度3以上を観測した場合（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）、「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない」の旨を付加して地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

(3) 震源・震度情報

以下のいずれかを満たした場合に発表。

- 震度1以上
- 津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時
- 緊急地震速報（警報）を発表時

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。

(4) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(5) 推計震度分布図

震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

(6) 長周期地震動に関する観測情報

震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。

(7) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表。＊

- マグニチュード7.0以上
- 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合

※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。＊

※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

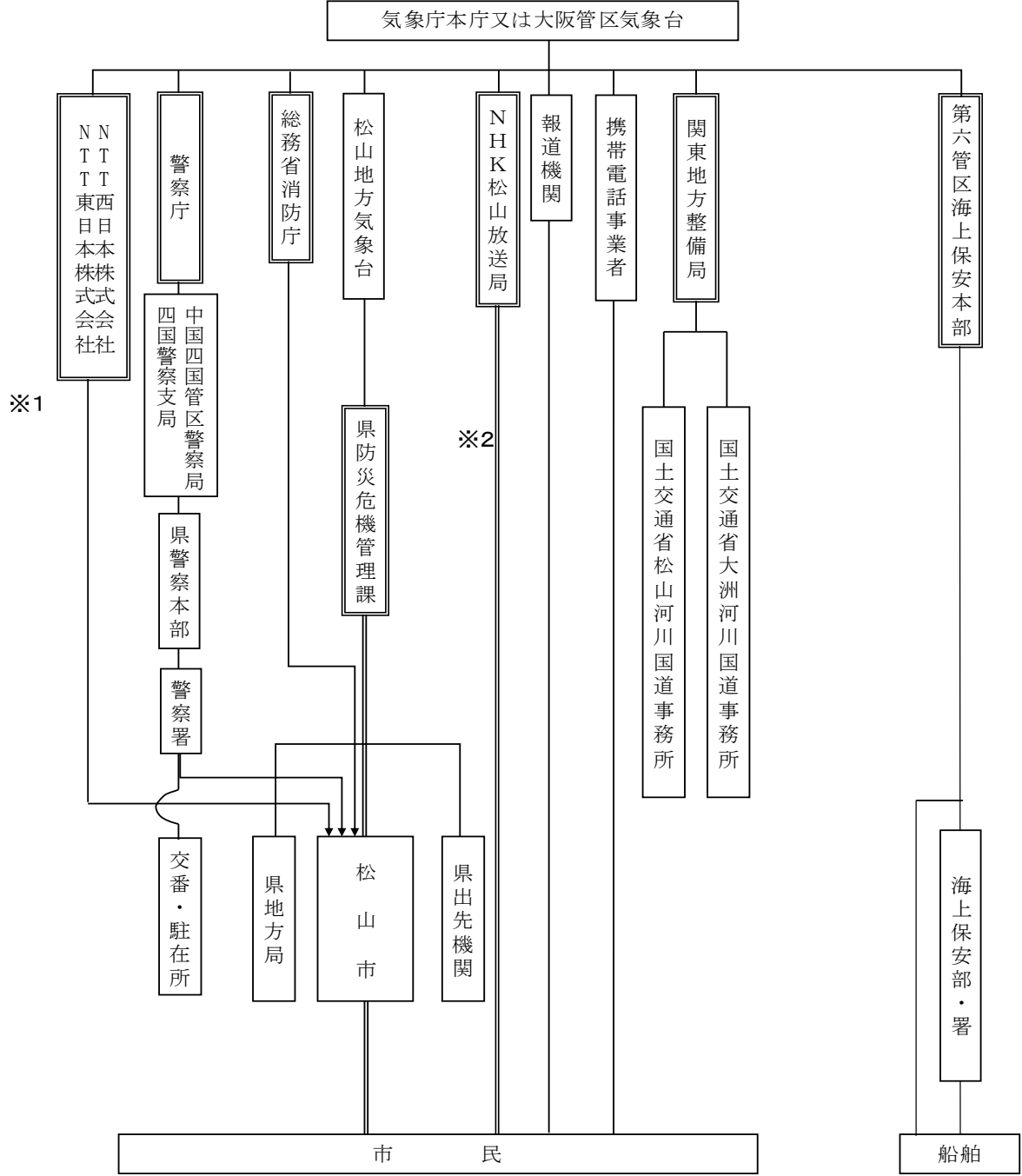
(8) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせる情報。この情報の種類と発表条件は「第5章 第6節」を参照。

6 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び地震・津波に関する情報の伝達系統

大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び地震・津波に関する情報の伝達系統は、図－15のとおりである。

図-15 地震・津波に関する情報の伝達系統
(松山地方気象台、令和7年10月1日現在)



- ※1 大津波警報・津波警報の発表、解除のみ。
- ※2 警報はEWS（緊急警報放送システムの略）により放送する。
- 注）二重線でかこまれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。
- 注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- 注）緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

第4 県(災害対策(警戒)本部)への報告

本部事務局は、被害報告を集計し、次により県に報告する。

1 報告すべき災害の範囲

(1) 一般基準

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 市が本部を設置したもの

(2) 個別基準

地震が発生し、市の区域内で震度4以上を記録したもの

(3) 社会的影響基準

一般基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

2 報告責任者

災害報告のため、あらかじめ報告責任者を定める。

3 報告の方法

報告は、次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、伝令により報告するなどあらゆる手段をつくして報告する。

- 衛星系防災行政無線
- 県地上系防災通信システム
- インターネット
- 電話・ファクシミリ
- 無線通信

4 報告の内容と時期

(1) 発生報告(様式1)

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、災害の発生を覚知したときただちに即報する。

なお、報告に当たっては、迅速を旨とし、概況と「被害発生報告様式」に示す事項について、特に人及び家屋被害を優先して報告する。

(2) 中間報告(様式2の(1))

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するため、一連番号を付して報告時限を明らかにする。

なお、報告に当たっては、その基準を「被害認定基準」により、警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。

(3) 最終報告(様式2の(1)、2の(2))

被害確定報告であるので、正確な調査結果を災害応急対策終了後 10 日以内に「災害発生報告様式」により報告する。

(4) その他の事項

次に掲げる事項が発生した場合、直ちに報告する。

ア 災害対策本部（水防本部等を含む。）を設置又は廃止したとき
イ 市長が自ら災害に関する警報を発したとき
ウ 避難の指示を行ったとき

※ 災害発生報告様式 1～2 の(2) 資料〔3・4・12〕

※ 災害の被害認定基準 資料〔3・4・13〕

第5 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、原則として、第一報を県に対してだけでなく国（消防庁）に対しても覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

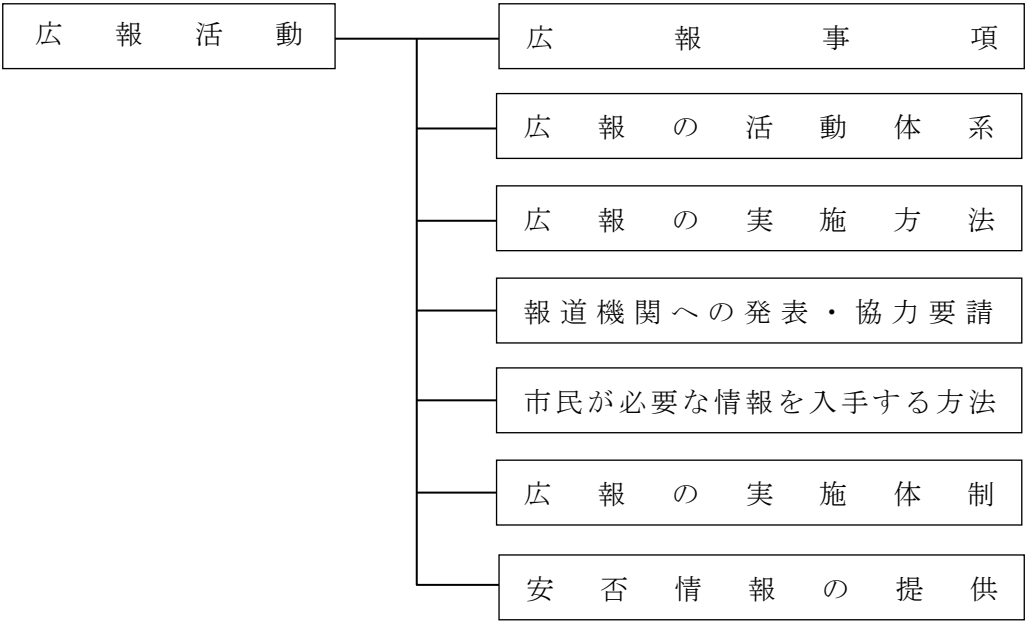
災害即報のうち直接即報基準に該当するものは、地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）である。

第6 大規模災害時の行政機能の確保状況の把握及び報告

震度 6 弱以上の地震が発生した場合、市の行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、市は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、県に報告する。

第4節 広報活動

基本方針	
大規模地震災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮して、被災地域においての流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するための正確かつ迅速な広報活動を実施する。	
主な担当	本部事務局、各部局等

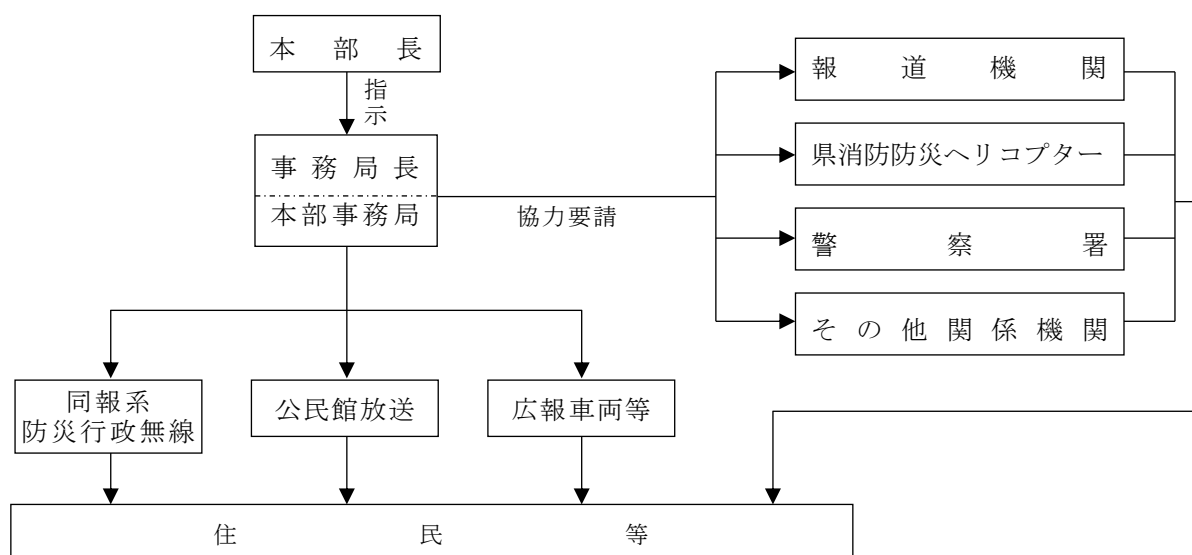


第1 広報事項

- 災害対策本部の設置
- 災害の概況
- 地震活動等に関する地震情報及び注意の喚起
- 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- 避難指示等の発令
- 指定避難所の開設状況
- 電気、ガス、上下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- 廃棄物に関する情報
- 保健衛生に関する事項
- 医療救護所の開設状況
- 被災者等の安否情報
- 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

- 自主防災組織に対する活動実施要請
- 防災関係機関の対応状況
- 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- 災害復旧の見込み
- 被災者生活支援に関する情報

第2 広報の活動体系



第3 広報の実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、要配慮者、在宅での被災者、応急仮設住宅生活者などにも配慮し、広報の実施に当たっては、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることも考慮し、あらゆる広報媒体を活用して有効、適切と認められる方法により行う。

- 同報系防災行政無線、公民館放送等による広報
- 広報車両、消防車両による広報
- 報道機関を通じての広報
- 県消防防災ヘリコプターによる広報
- 広報紙やチラシの掲示、配布
- 自主防災組織を通じての連絡
- 総合案内所、相談窓口等の開設
- インターネット（ホームページ）、携帯電話、SNS等を活用した情報提供
- 消防情報用テレホンガイド
- 電子メールによる情報提供

第4 報道機関への発表・協力要請

報道機関への発表・協力要請は、次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前

災害警戒本部の指示により、総務部は記者クラブを通じて、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

2 災害対策本部設置後

災害対策本部は、総務部を担当窓口として、報道機関に対して被災者に関する情報の発表・協力の要請を行う。

また、総務部は、災害対策本部が設置された場合で必要と認めるときは、直ちに記者クラブを通じて、市庁舎に共同記者会見所を設置する。

発表は、原則として本部長の決定に基づき、共同記者会見方式で行うが、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、情報内容の統一を図る。

なお、報道機関に対する広報の協力要請については、原則として県に対して行うが、県との通信途絶等特別の事情がある場合は、直接報道機関に要請する。

第5 市民が必要な情報を入手する方法

市民等がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動の実施に努めることができるよう、市は適切な方法で情報提供を行う。

その際には、市民が分かりやすい情報となるよう努めるとともに、関係区域内すべての者に伝えるため様々な手段を用いて発信する。

- ラジオ、テレビ、CATV、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、スマートフォンアプリ
 - 市長及び知事の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- Lアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線（同報系）、有線放送、広報車、消防情報用テレフォンガイド、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、エリアワンセグ放送、デジタルサイネージ、スマートフォンアプリ
 - 避難指示等、主として市内の情報、指示、指導等
- 自主防災組織を通じた連絡
 - 主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- サイレン等
 - ダムの放流、河川の増水、火災発生の通報
- 市や県のホームページ、電子メール
 - 各種警報、避難指示等の発令状況、被害情報、道路情報等

第6 広報の実施体制

広報事項	実施方法	広報対象	実施担当
(1) 気象情報 (2) 災害情報 (3) 被害状況 (4) 市の防災体制 (5) 避難状況 (6) ライフラインの状況 (7) 災害復旧状況 (8) 交通機関の状況 (9) その他防災関係情報	Lアラート (災害情報共有システム) 文書 ファクシミリ 電話 インターネット等	報道機関等 (市民)	本防部事務局 災危機管理部
(1) 警戒広報 (2) 避難指示等 (3) その他必要事項	公民館放送 広報車両	市民 市民	教育委員会事務局 福祉推進部 環境整備部 上下水道部
	消防車両 防災行政無線 消防情報用テレホンガイド 電子メール 緊急速報メール スマートフォンアプリ	市民	本消防部 福祉推進局
	テレビ ラジオ	市民	本総合市政策局
(1) 気象情報 (2) 災害情報 (3) 市の防災体制 (4) その他必要事項	庁内放送	来庁者	市民部

第7 安否情報の提供

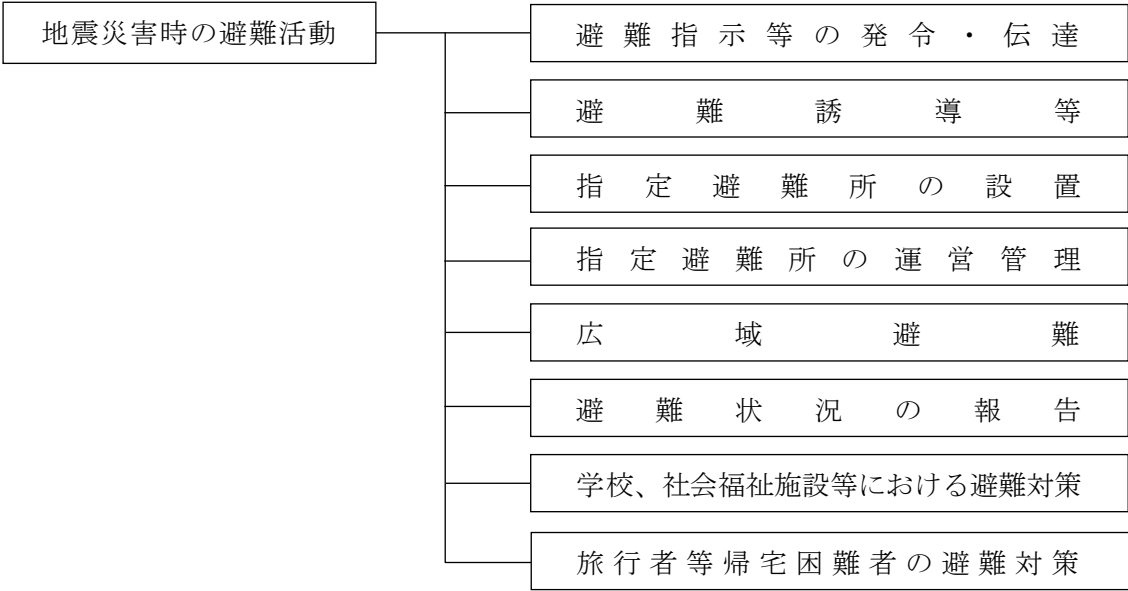
市及び県は、被災者の安否について住民等から問合せがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第5節 地震災害時の避難活動

基本方針	
	大規模地震災害時には、家屋倒壊、火災、崖崩れ、津波等が予想されることから、避難上可能な限りの措置をとることにより、住民等の生命、身体 の安全確保に努める。その際、避難行動要支援者についても十分考慮する。 なお、避難情報の周知に当たっては、住民に対し、避難の際は自らの安全を確保しつつ、自宅等の出火防止措置をとり、可能な限り被災者支援を行うよう啓発する。

主な担当	本部事務局、坂の上の雲まちづくり部、市民部、福祉推進部、健康医療部、こども家庭部、産業経済部、農林水産部、教育委員会事務局、消防局



第1 避難指示等の発令・伝達

震災時に同時多発の火災が拡大延焼するなど、住民等の生命又は身体を保護するため必要と認められるときは、当該地域の住民等に対して、避難指示等を遅滞なく発令し、住民等の避難を促す。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

伝達に際しては、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自衛官、海上保安官等の協力も得ながら、周知徹底を図る。避難指示等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者、ポータルサイト・サーバ運営業者等に協力を求める。

なお、住民等に対して避難指示等を発令する際は、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

その際、避難行動要支援者に配慮した、分かりやすい伝達に努める。

※避難指示等が発令された場合、そのときの状況に応じて取るべき避難行動が異なることから、「指定緊急避難場所」や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動を「立退き避難」と呼ぶこととし、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」と呼ぶこととする。（避難情報に関するガイドライン・内閣府 令和3年5月改定）

1 避難指示等の実施責任者

避難指示等は、次の者が実施責任者として行う。

なお、市長は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するとともに、速やかな情報発信に向けた、定期的な訓練やマニュアルの随時更新に取り組むなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

実施責任者	内 容	根拠法令等
市 長	○避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき高齢者等避難を発令する。	災害対策基本法第56条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため必要がある地域の、必要がある住民等に対し避難の指示を行う。 ○また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。	災害対策基本法第60条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条
知 事	○災害が発生した場合で、当該災害により市町長が避難のための指示、緊急安全確保措置の指示ができなくなったとき、市町長に代わって行う。	災害対策基本法第60条第6項
	○災害が発生した場合で、当該災害により市町長が警戒区域の設定ができなくなったとき、市町長に代わって行う。	災害対策基本法第73条
警察官又は海上保安官	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市町長が指示できないと認められるとき、又は市町長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行う。	災害対策基本法第61条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、市町長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条第2項

実施責任者	内 容	根拠法令等
警 察 官	○災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	○洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ○水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	○地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ○この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法94条

2 避難指示等の発令基準

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったときは、高齢者等避難を発令し、さらに災害が発生するおそれがあり、市民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の居住者等に対して避難指示を行う。

避難指示等の発令については、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法等を記載した「松山市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき行い、発令の際は空振りを恐れず、早めに発令することを基本とする。

避難指示等の発令時の避難行動については、市が指定した避難場所等への「立退き避難」を基本とするが、立退き避難を行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるときは、建物の中で、より安全な場所へ移動する「屋内安全確保」を行うよう伝達する。

なお、知事又はその命を受けた職員は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示等を行う。この場合、知事はその旨を公示する。

3 避難指示等の対象者

避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等避難を要すると認められる区域内にいるすべての者とする。

4 避難指示等の伝達内容

避難指示等は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、避難指示等の内容を明示するいとまがないときは、この限りでない。

- 避難対象地域
- 避難先
- 避難指示等の発令の理由
- 避難行動における注意事項

5 避難指示等の伝達等

(1) 住民等への伝達

避難指示等を発令又は解除したときは、次の手段等により伝達するとともに、報道機関や自主防災組織、消防団等へ協力要請を行い、関係区域に個別に伝達を行う等、すべての者に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

- 防災行政無線
- 緊急速報メール
- Lアラート
- 防災アプリ
- 市ホームページ
- 市公式 SNS
- 広報車・消防車
- 公民館放送

(2) 関係機関への通報等

ア 県、警察署

避難活動の実施協力要請

イ 陸上自衛隊

知事を通じて被災者の誘導、収容に対する出動要請

ウ 海上保安部

海上避難の協力要請

エ 報道機関

避難指示等の放送要請

オ 隣接市町

必要に応じ、避難者の収容、避難経路の通過の協力要請

(3) 県への報告

避難指示等の発令又は解除をしたときは、その旨を速やかに県に報告する。

- 指示権者
- 避難指示等の発令又は解除の理由及び日時
- 避難対象地域及び人数等
- 避難先
- その他必要事項

6 警戒区域の設定

震災時に、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、住民の当該区域への立入りの禁止、制限、退去命令等を行い、当該地域の住民の生命又は身体に対する危険の防止を図る。

また、警察官、海上保安官と協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

警戒区域設定の設定権者及び基準は、次のとおりである。

設定権者	災害の種類	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行えなくなった場合において、上記要件のとき	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で特に急を要する場合	警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
消防長又は消防署長	危険物等の漏洩等	ガス、火薬、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、事故により火災が発生するおそれ著しく大きく、火災発生に伴い人命・財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第28条 〃 第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急の必要がある場所において設定	水防法第21条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその現場にいない場合に限り設定	災害対策基本法第63条

第2 避難誘導等

避難誘導の実施に当たっては、人命の安全を第一として行う。

その際、市は、危険の切迫性・地域特性等に応じて、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、住民等の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、避難場所及び主要避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

外国人、旅行者等に対しては、多言語による情報発信に努め、確実な避難誘導を行う。

1 避難誘導

(1) 実施者

市職員、消防職員及び消防団員は、警察官、自主防災組織等と協力して住民等の避難誘導を行う。

避難行動要支援者の避難支援は、「避難行動要支援者支援対策マニュアル」により実施するが、避難行動要支援者に関する情報提供については、個人情報保護に配慮しつつ迅速な対応を心掛ける。

また、学校、劇場、百貨店等その他多数の者が集まる場所についてはその施設の責任者、管理者等が原則として避難誘導を行う。

ただし、災害の規模、態様等により必要と認められるときは、相当数の市職員等を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じるよう努める。

(2) 非常持出品の携行

非常持出品は、避難行動に支障をきたさない最小限のものとする。

なお、自動車等による避難及び家財の持出し等は危険なので極力避けるようにする。

- ア 家族の名札
(住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの)
- イ 食料、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、
携帯トイレ等
- ウ 帽子、頭巾、雨具類等及び必要に応じ防寒具

(3) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様等に応じて、混乱なく迅速に安全な場所に誘導するため、概ね次のような方法をとる。

- 避難の誘導は、高齢者、障がい者等の単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できる限り早めに避難させるよう努める。
- 避難路は、本部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が選定するように努める。
- 避難路は、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれ等のない経路を選定し、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うよう努める。

(4) 避難者の移送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難場所へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、車両・船舶等により避難者を移送する。

被災地域が広域で、市単独では措置できないような場合は、知事又は他の市町長に対し、避難者移送（避難のための移送）を要請する。

2 避難路の選定・確保

市街地の状況に応じて、次の基準により避難路を選定するとともに、警察官・自主防災組織等の協力も得て、避難路上にある障害物の排除（路面変状の補修や迂回路の整備も含む）に努め、避難の円滑化を図る。

- 概ね8 m以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定するなど安全性に配慮する。
- 相互に交差しないものとする。
- 周辺に火災、爆発等の危険性が高い施設等がないなど安全性に配慮する。
- 選択に当たっては、住民の理解と協力を得られるものとする。
- 周辺地域へ考慮した複数の道路を選定する。

3 避難行動要支援者等の避難誘導

避難行動要支援者等の避難誘導は、第3章第11節第1「災害時の対策」による。

4 外国人等に対する留意点

市は、あらかじめ関係機関等と協議して、外国人、旅行者等に対する避難誘導等の対応に努める。

5 避難対象地域にとどまる者等に対する留意点

市長が発令する避難の指示に従わず避難対象地域にとどまる者に対し、市職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難の指示に従うようできる限り説得に努める。

6 孤立地区に対する留意点

市は、孤立地区の把握に努めるとともに、孤立化するおそれのある集落には、次のような対策に取り組む。

- 集落の代表者（自治会長等）を災害情報連絡員とするなど、災害時における防災情報提供体制を整備し、早期の集団避難を検討する。
- 住民不在となった地域については、防犯パトロールに努める。
- 自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- 防災IP無線や衛星携帯電話を配備しておくなど、連絡手段の多様化を図る。
- 救出・救助や物資投下のための臨時ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）の確保に努める。

第3 指定避難所の設置

1 指定避難所の開設

避難が必要になった場合、被災建築物応急危険度判定等により建物の安全性を確認した後、直ちに指定避難所を開設し、設置場所を速やかに住民等に周知する。自主防災組織等の協力の下、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

- 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れることとし、地域の実情や他の避難者の心情等を勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

- 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
- 指定避難所のライフラインの回復に時間を要する場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- 開設に当たっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。
- 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合や、感染症患者が発生した場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等、指定避難所以外の施設についても管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮して、被災地以外にあるものも含め、社会福祉施設等の確保や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げ実質的に福祉避難所として開設するほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど多様な避難場所の確保に努める。
- 指定避難所の開設は、災害救助法が適用された災害にあつては、県からの通知に基づき実施し、同法の適用を受けない災害にあつては、市の応急対策として実施する。
- 避難生活が長期間に渡ることが予想される場合は、避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の提供に努める。

※ 指定避難所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔2・12・2〕

2 費用の限度額及び期間

第3章第27節「災害救助法の適用」に準ずる。

ただし、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、県と協議の上、設置期間を決める。

第4 指定避難所の運営管理

1 指定避難所への職員等の配置

開設した指定避難所には、避難者数を勘案し、避難誘導、情報の収集及び伝達のために必要な職員を配置する。

また、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

2 指定避難所における措置

(1) 協力体制と運営の基本

- 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、当該施設の管理者、市が指定した指定避難所を所有し又は管理する者、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の協力を得ながら実施

- 指定避難所の運営に当たっては、要配慮者に配慮するとともに、保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入れも図りながら保健福祉サービスの提供、避難生活が困難な場合は避難行動要支援者の社会福祉施設等への移送
- 避難生活に関する相談窓口を開設（円滑な避難生活の運営に配慮）
- 自主防災組織の役割分担を明確化（相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活）
- 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求める等、地域全体で避難者を支えることができるよう実施
- 「避難所運営管理マニュアル」に基づき、指定避難所を運営

（2）避難者の把握

指定避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、避難者の安否情報については、個人情報保護条例に基づき、市ホームページ等で公開する。

また、自宅、テント、車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握にも努め、県へ報告を行う。

（3）避難者に対する情報の伝達等

避難者に対する災害情報、応急対策実施状況等の情報伝達は迅速的確に行う。

また、指定避難所ごとに掲示板等を設置するなど、避難者相互における情報交換の支援に努める。

なお、県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

（4）生活環境の管理

- 指定避難所における貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者にも配慮した、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、さらにテレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を行う。また、停電時でも、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。
- 栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努める。
- 簡易トイレや携帯トイレを早期に設置するとともに、必要に応じ、マンホールトイレや仮設トイレを設置する。また、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮し、し尿処理状況の把握に努める。

- 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設等の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。
- 性別によるニーズの違い、男女双方及び性的マイノリティの視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズにも配慮する。
- 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（こころのケア等を含む。）を行うが、特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。
- 被災者支援の観点から指定避難所における家庭動物等（ペット）のためのスペース確保に努めるとともに、飼養者に適切な動物の管理を啓発する。
- 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いに配慮する。
- 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- 感染症対策のため、避難所の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、具体的な感染症予防対策について、避難所運営管理マニュアル等に定めるとともに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局間で避難所の運営に必要な情報を共有する。
- 女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

（5）給水

指定避難所における給水は、第3章第10節第1「飲料水の供給」による。

（6）給食

指定避難所における給食は、第3章第10節第2「食料の供給」による。

（7）生活必需品

避難者の生活必需品等の供給は、第3章第10節第3「生活必需品等の供給」による。

(8) 医療措置等

負傷者等で医療を必要とする場合、また、指定避難所の防疫並びに被災者の保健指導については、第3章第12節「医療救護活動」及び第3章第14節「防疫・保健衛生活動」に基づき行う。

第5 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的避難の必要があり、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供を求める必要があると判断した場合において、県内の他の市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

また、広域避難に関して以下の点に努める。

- 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
- あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施する。
- 受入先の市町村との間で、避難者に関する情報の共有を確実に行うとともに、避難者のニーズを十分に把握し、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に対し、必要な支援情報を提供する。

第6 避難状況の報告

指定避難所を開設した場合は、速やかにホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して住民等に周知するとともに、県災害対策（警戒）本部をはじめ関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所での生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行い、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県に要請する。

第7 学校、社会福祉施設等での避難対策

1 学校等の避難対策

児童生徒等の避難措置については、あらかじめ次の事項を定める。

- 避難実施責任者
- 避難の優先順位
- 避難誘導責任者及び補助者
- 避難誘導の要領、措置
- 避難児童生徒等の確認方法及び名簿の作成方法
- 保護者への連絡方法

2 社会福祉施設等の避難対策

社会福祉施設等での避難方法については、対象者の活動能力等について配慮し、あらかじめ次の事項を定める。

- 避難実施責任者
- 避難の順位
- 避難誘導責任者及び補助者
- 避難誘導の要領、措置（車の活用による搬送等）
- 指定避難所の設定及び収容方法
- 避難者の確認方法
- 家族等への連絡方法
- 避難誘導者名簿の作成方法

第8 旅行者等帰宅困難者の避難対策

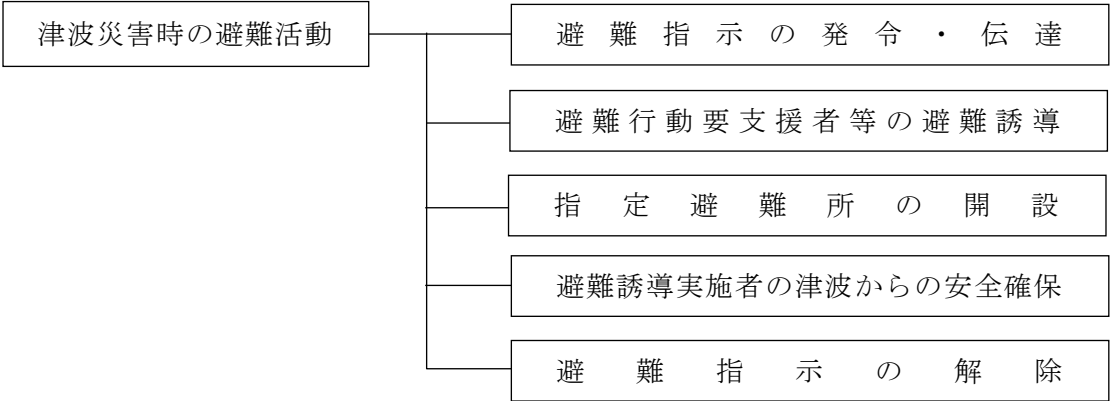
本市以外の遠隔地から公共交通機関を利用して通学、勤務、旅行中の帰宅困難者対策は次のとおりとする。

- 避難実施責任者は公共交通機関の駅舎、空港等は災害初期の帰宅困難者への非常食料や毛布等の支援に努める。
- 時間経過とともに駅舎等の周辺公共施設の一時的な避難施設を確保する。
- 高速道路、長距離バス、鉄道、航空機の復旧情報等の提供に努める。
- 市内宿泊施設は、建物の被災状況を踏まえ可能な限り帰宅困難者を受け入れる。
- 道後温泉旅館協同組合等は、「宿泊客災害時対応指針」に定める避難者対応を基本とする。
- 必要に応じ、バス・旅客船等の臨時運行を要請する。
 - ※ 宿泊客災害時対応指針・・・・・・・・・・資料〔3・6・2〕
 - ※ 災害時における帰宅困難者支援に関する協定・・・・・・資料〔3・6・3〕

第6節 津波災害時の避難活動

基本方針	大規模地震災害時には、津波の発生が予想され、迅速かつ的確な避難を行う必要があるため、避難のために可能な限りの措置をとることにより、住民等の生命、身体の安全確保に努める。その際、避難行動要支援者についても十分考慮する。 避難情報の周知に当たっては、住民に対し、避難の際は自らの安全を確保しつつ、自宅等の出火防止措置を取り、可能な限り被災者支援を行うよう啓発する。 なお、避難活動の基本的な内容については、前節の「地震災害時の避難活動」に準じるものとし、特に津波災害に係る避難活動については、本節による。

主な担当	本部事務局、坂の上の雲まちづくり部、市民部、福祉推進部、健康医療部、こども家庭部、産業経済部、農林水産部、教育委員会事務局、消防局



第1 避難指示の発令・伝達

津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警戒等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警戒等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定する。

なお、自動発令を含め津波警報等が発表されたときは、迅速かつ正確に沿岸部の住民、釣り人、海水浴等の観光客、船舶等に伝達するとともに、津波による被害が発生すると判断したときは、速やかに的確な避難指示のみを発令し、危険な地域からの一刻も早い避難行動を促す。

ただし、遠地地震による津波のように、到達まで相当の時間があるものについては、到達までの予想時間を考慮し、高齢者等避難や避難指示の発令についても検討する。

さらに、愛媛県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表された場合は、海岸堤防より外側にいる者や河口付近にいる者に注意を呼び掛けるなど、必要な措置を講じる。

また、津波等により同時多発の火災が拡大延焼するなど、住民等の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域の住民等に対して避難のための指示を行う。

第2 避難行動要支援者等の避難誘導

沿岸部で強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自主的に周囲の人に声をかけながら高い場所に避難する。

特に、避難行動要支援者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- 市は、あらかじめ、高齢者、障がい者等の避難に当たり、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。
- 津波発生のおそれ等により、避難指示等を発令したときは、避難行動要支援者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の家族及び近隣協力員、消防団、自主防災組織等の連携協力によるものとし、市は消防団、自主防災組織等を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

第3 指定避難所の開設

津波により開設する指定避難所は、「松山市避難情報判断・伝達マニュアル」に示す指定避難所より判断する。

なお、津波による避難は、緊急的な高台への避難が最も有効であることから、避難指示等の発令直後は、開設する指定避難所については伝達しない。

第4 避難誘導実施者の津波からの安全確保

避難誘導を行う市職員、消防職員及び消防団員は、襲来する津波高に不確実性があることや、気象台が発表する津波到達時間を念頭に置き、出来るだけ短時間で避難を完了させるよう努める。

第5 避難指示の解除

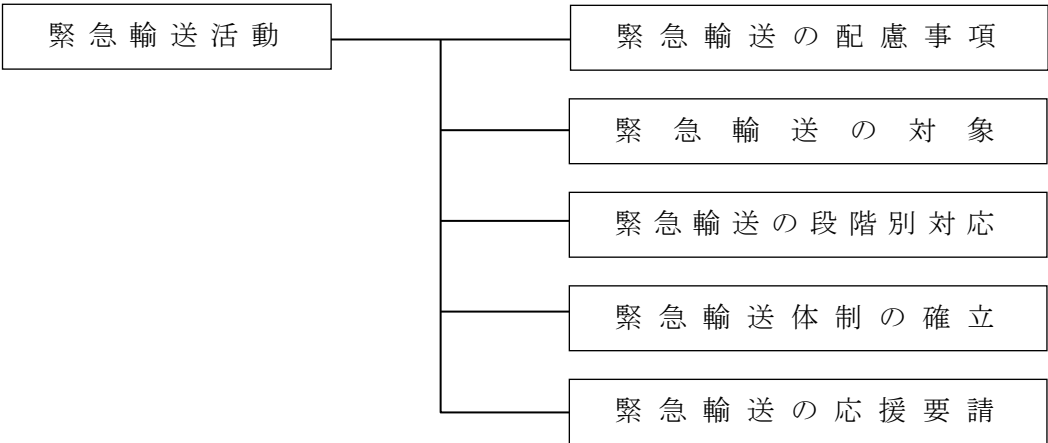
避難指示の解除については、愛媛県瀬戸内海沿岸に発表された大津波警報、津波警報及び津波注意報が全て解除された段階を基本として解除する。

浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

第7節 緊急輸送活動

基本方針	
大規模地震災害における緊急輸送活動は、市民の生命を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。	

主な担当	本部事務局、総務部、理財部、都市整備部、消防局



第1 緊急輸送の配慮事項

緊急輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- 人命の安全
- 被害の拡大防止
- 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助活動に要する人員・物資
- 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資
- 医療機関へ搬送する負傷者等
- 市災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- 輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資
- 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- 生活必需品
- その他災害対策及び復旧に必要な人員・物資

第3 緊急輸送の段階別対応

緊急輸送の円滑な実施を図るための段階別対応は、次のとおりとする。

1 被災直後(第1段階)

被災直後においては、正確な災害状況（災害の規模等）の把握が難しく、各機関の復旧対策もほとんど実施されていないため、通常的手段（車両、船舶等）での輸送は難しいと考えられる。

また、時間的にも緊急を要するため、ヘリコプター等による空からの輸送支援を中心に、災害の拡大防止又は災害応急対策の初動活動に必要な人材、資機材等の輸送を行う。

2 被災後7日目程度の間(第2段階)

被災後、1週間程度の間には、被災地の状況（道路等の被災状況）についても正確な情報の収集がなされているため、ヘリコプター、航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用して、第1段階の輸送を継続するとともに、緊急措置を必要とする負傷者、生命の維持に必要な緊急物資等の輸送を行う。

3 被災後7日目程度以降(第3段階)

被災後、1週間を過ぎると、応急復旧も進み、通常的手段による輸送が可能になると考えられることから、陸上及び海上からの輸送を中心に災害復旧に必要な人員、資機材、生活必需品等の大量輸送を行う。

なお、陸上交通が不可能な地域に対しては、空中輸送を継続する。

第4 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、資機材、燃料の確保、必要輸送物資の量等及び応援協定事業者からの供給量を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

1 車両による輸送

(1) 車両の確保

輸送活動に調達可能な市所有車両の状況について把握し確保するが、市有車両だけでは十分な輸送が実施できないときは、四国運輸局愛媛運輸支局及び日本通運株式会社松山支店との協議並びに赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合への要請等により適切な措置を講じる。

※ 市所有車両等一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・7・1〕

※ 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書・・・・・・資料〔3・7・2〕

(2) 燃料の確保

燃料は、原則として、市の指定業者から確保する。

また、災害対策に従事する車両が迅速に給油できるよう、給油許可書を迅速に発行する。

(3) 輸送施設の把握

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設、輸送拠点の把握・点検及び避難所までの緊急輸送ネットワークの形成、活用可能な民間事業所の施設を把握する。

2 鉄道による輸送

車両による輸送が困難な場合又は遠隔地からの輸送が必要な場合は、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社松山貨物駅、日本通運株式会社松山支店及び関係運送機関の長と協議して、適切な措置を講じる。

3 船舶による輸送

陸上輸送が困難な場合又は船舶輸送が効率的な場合は、松山海上保安部、四国運輸局愛媛運輸支局及び日本通運株式会社松山支店の応援を得て実施する。

4 航空機による輸送

陸上交通が途絶し、災害地域が孤立した場合又は特に緊急を要する輸送の場合は、当該地域を中心に臨時ヘリポートの確保に努め、県消防防災ヘリコプター、県警察本部のヘリコプターの出動要請、又は知事に対して自衛隊のヘリコプターの派遣要請の要求を行う。

なお、市内にあるヘリコプターの緊急時離着陸場の緊急点検を行い、使用可能状況を県に報告する。

※ ヘリコプター緊急時離着陸場一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・7・3〕

また、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

第5 緊急輸送の応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の県内市町に対し、調達、あっせんを要請する。

- 輸送区間及び借上げ期間
- 輸送人員又は輸送量
- 車両等の種類及び台数
- 集結場所及び日時

第8節 交通確保対策

基本方針

大規模地震発生直後の道路は、落下物及び倒壊物等の散在が予想される。
このため、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策が円滑に行えるよう、作業員の安全を確保した上で、これら障害物を道路啓開等により速やかに除去するとともに、必要に応じ、交通規制を実施するなど、陸上交通の確保に努める。
また、海上においても、応急対策遂行のため航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

主な担当

本部事務局、都市整備部、農林水産部、消防局

交通確保対策

陸上交通の確保対策

海上交通の確保対策

第1 陸上交通の確保対策

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、作業員の安全を確保した上で、道路啓開、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

また、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生防止や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

この際、道路管理者は公安委員会等と相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。

1 交通規制の実施

(1) 交通規制措置

公安委員会、道路管理者、港湾管理者は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときなどには、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両、緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をすることとしている。

(2) 緊急交通路の確保

緊急交通路の確保は、警察官が行うこととなっているが、警察官がその場にはいないときに限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、妨害となる車両等の移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(3) 交通規制の周知

道路の状況により通行止め、車両通行止め、車種別通行止め等の通行規制の情報を受理した場合には、速やかに広報活動を実施し、住民等に周知徹底を図る。

2 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会は、他の防災機関及び住民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者は、関係機関の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送道路を最優先して行うこととし、(一社)愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。

また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、応急復旧等の代行を国土交通省に要請する。

※ 緊急輸送道路（愛媛県指定のうち松山市関係分）・・・・・・資料〔3・8・1〕

また、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、上下水道、電力、通信等の関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

(3) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(4) 障害物の除去

路上における著しく大きな障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備も含む）については、必要に応じ、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所用の措置をとる。

なお、道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じる。

さらに、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、自ら車両の移動等を行う。

3 緊急地震速報を覚知したとき・地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。
 - ア できる限り安全な方法により、車両を道路の左側端に停止させること
 - イ 停車後は、カーラジオ等により災害情報・交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、キーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと
- (2) 避難のために車両を使用しない。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等内」という。）における一般車両の通行は、禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内に居る運転者は、次の措置をとる。
 - ア 速やかに車両を次の場所に移動させること
 - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

4 緊急通行車両の確認等（災害対策基本法施行令第33条）

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。この確認は、災害が発生しようとしている時より前に行うことができる。

知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であると確認したときは、当該車両の使用者に対し、「災害対策基本法施行規則」第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

※ 緊急通行車両確認申出書・・・・・・・・・・資料〔3・8・2〕

※ 緊急通行車両の標章及び確認証明書・・・・・・・・・・資料〔3・8・3〕

※ 緊急通行車両等事前届出済証交付車両一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・8・4〕

(2) 緊急通行車両の確認事務

確認事務は、知事に対し行うものは各地方局総務県民課、また、公安委員会に対し行うものは警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行う。

第2 海上交通の確保対策

鉄道、高速道路、海上橋梁の被災や安全点検等により、物資の輸送路が一定期間機能しない場合には、海上輸送路の確保が重要であり、このための拠点機能や受入れ機能として埠頭荷揚げ関連施設及び周辺施設の拠点を確保して活用する必要がある。

今後においては、国土交通省四国地方整備局が定めた「四国地震防災基本戦略」に基づく、「四国の港湾における地震・津波対策に関する基本方針」及び、災害時松山港活用方策検討関係者会議により取りまとめる「松山港における港湾機能の継続指針」を踏まえた対応を基本とする。さらに、本市と瀬戸内海沿岸市町村が参画した「瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定」に基づく応受援を推進する。

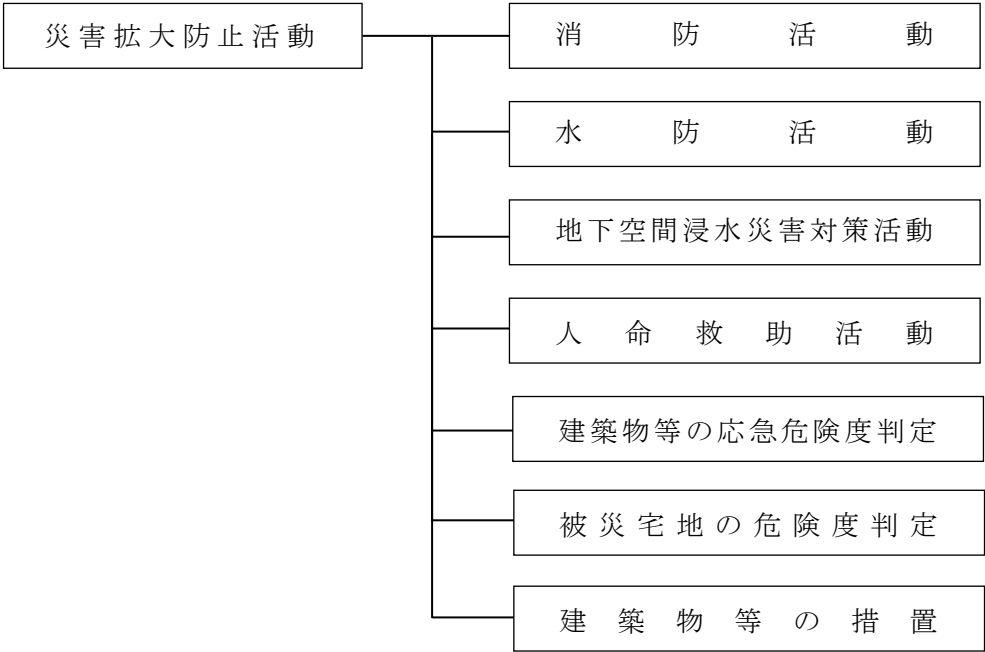
対応の主眼は以下のとおり

- 松山港での津波高・到達時間・液状化や、座礁転覆船舶及び流出物による航路障害・周辺コンテナ施設の被災状況等の被害想定の整理
- 港湾施設等の点検及び啓開、応急復旧方針の策定
- 緊急物資の輸送計画
- 避難者輸送船舶の確保等、人の海上輸送
- 被災時の早期物流回復によるサプライチェーンの確保のための港湾相互のバックアップ体制の構築
- 瀬戸内海沿岸自治体間の相互応援体制の確立

第9節 災害拡大防止活動

基本方針
大規模地震災害時には、同時多発火災の発生や家屋の倒壊、土砂崩れ等、極めて多大な被害が予想されることから、その被害拡大防止のため、消防機関等は、関係機関や地域と連携を図りながら、全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組むとともに、地震による被災家屋、被災宅地等の二次災害の防止に努める。

主な担当	本部事務局、健康医療部、都市整備部、開発建築部、農林水産部、上下水道部、消防局



第1 消防活動

1 消防活動の基本方針

災害が発生した場合、消防法（昭和 23 年法律 186 号。以下「法」という。）その他の法令により、消防が実施すべき災害の警戒及び防ぎょその他の消防業務を円滑に遂行するための基本的な事項は、別に定める「松山市消防活動基本規程」のとおりとする。

(1) 消防活動

人の生命、身体又は財産を災害から保護することを目的として、発生した災害を防ぎょし、若しくは被害の拡大を防止し、又は災害の発生を警戒し、若しくは防除するために実施する活動及びこれらに付随する情報の収集その他の活動を行う。

(2) 救急活動

消防活動のうち、法第 2 条第 9 項に規定する救急業務を遂行するために実施する活動及びこれらに付随する活動を行う。

(3) 救助活動

消防活動のうち、災害その他の事故により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出することを目的として実施する活動及びこれらに付随する活動を行う。

(4) 集団救急救護活動

局地的かつ短時間に多数の傷病者が発生し、通常の出動体制では対応できない一定規模以上の事故を対象として、消防、救助、救急隊等の効率的な運用と関係機関との密接な連携を保持し、傷病者の迅速かつ安全な救急救護活動を目的として、別に定める「松山市消防集団救急救護活動要領」のとおり実施する。

(5) 同時多発火災出動計画

同時に複数の災害等が発生した場合は、「松山市震災消防活動計画」に基づき出動する。

※ 同時多発火災出動計画地区別対応基準表・・・・・・・・・・資料〔3・9・7〕

2 消防活動の原則

地震災害は、地震の規模、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密集度、消防力の配備状況等により、被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要がある。

地震災害による被害を最小限に食い止めるために、消防機関の全機能をあげて消防活動を行う。

(1) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するものは、二次的に発生する火災である。

したがって、地震時における警防活動は、次に掲げる人命の安全確保を図るための活動を最優先させるとともに効果的な消防活動の推進を原則とし、総力をあげて、出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図る。

ア 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその周辺の地域の消火活動を優先して行う。

エ 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

オ 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(2) 人命の救助・救急活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の散乱、崖崩れ、自動車等車両の衝突、危険物等の漏えい等が複合的に発生し、大規模人身災害に発展すること等が考えられることから、必要に応じ、人員・資機材を活用して人命救助・救急活動を実施し、人命の安全確保に努める。

ア 救命処置を要する要救助者優先

負傷の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急手当を促す。

イ 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険のある場合は、火災現場付近を優先的に救急救助活動を行う。

ウ 多数の人命救助現場優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

(3) 安全避難の確保

避難に際し、住民等の安全を確保するため、住民等の避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ることが重要な任務となる。

特に、避難場所、空地、広場等には多数の住民等が殺到し、混乱を極める事態も予想されるので、これらの避難援護活動に努める。

3 消防機関の活動

(1) 消防署の活動

消防署は、災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、効果的な活動を行う。

ア 火災発生の状況等の把握

管内の消防活動に関する情報を収集し、災害対策本部、警察署及び海上保安部等の防災関係機関と緊密な連絡を行う。

- 延焼火災の状況
- 自主防災組織の活動状況
- 消防車両等の通行可能道路
- 消防水利等の使用可能状況
- 要救助者の状況
- 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

災害の特殊性を考慮し、迅速かつ適切な消防活動を行う。

同時多発火災が発生している地域では、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民等の立ち入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

救護活動の拠点となる病院、避難施設、主要避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

住民及び自主防災組織等が実施する消火活動の連携に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、医療機関等へ搬送する。

震災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定するなど被災状況に即した柔軟な対応をとる。

震災時には、緊急度に応じ、迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送体制の整備を図る。

救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く・正確に掌握できるかが救命率向上のキーポイントとなるため、災害医療コーディネーター・医師会等関係機関との情報交換を緊密に行う。

高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者・防災管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

(2) 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、消防局と連携して消防活動を行う。

ア 出火防止活動

火災等の災害発生が予想される場合は、当該地域の住民等に対し、出火防止を呼び掛けるとともに、出火した場合は、住民等と協力して初期消火に当たる。

イ 消火活動

主要避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

ウ 避難誘導

避難指示等が発令された場合に、これを住民等に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民等を安全な場所に避難させる。

エ 救急救助活動

消防団に配備された救急救助資機材等を活用し、要救助者の救助救出と負傷者の応急救護を行い、安全な場所へ搬送する。

(3) 消防組織

消防組織は、1局・4消防署（中央・東・南・西）・5支署（城北・北条・城東・東部・西部）・2出張所（湯山・久谷）・1消防団・41分団をもって組織する。

ア 消防局・消防署の組織

※ 消防局・消防署の組織・・・・・・・・・・・・・資料〔3・9・1〕

イ 消防隊の編成

※ 消防隊の編成・・・・・・・・・・・・・資料〔3・9・2〕

ウ 消防局・消防署の現有消防力

※ 消防局・消防署の現有消防力・・・・・・・・・・・・・資料〔3・9・3〕

エ 消防団の組織及び現有消防力

※ 消防団の組織及び現有消防力・・・・・・・・・・・・・資料〔3・9・4〕

オ 消防水利の状況

※ 消防水利の状況・・・・・・・・・・・・・資料〔3・9・5〕

※ 耐震性貯水槽の整備状況・・・・・・・・・・・・・資料〔3・9・6〕

4 消防活動の応援要請

(1) 県内の消防応援要請(消防組織法第39条)

地震が発生し、市の消防機関の消防力のみでは災害の防ぎょが困難又は困難が予想される規模の場合は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

ア 中予地区広域消防相互応援協定

第3章第16節第2「応援協定等に基づく応援要請」による。

イ 愛媛県消防広域相互応援協定、愛媛県消防団広域相互応援協定

第3章第16節第2「応援協定等に基づく応援要請」による。

(2) 他県への消防応援要請(消防組織法第44条)

地震により大規模な災害が発生し、他県の消防機関に対し応援の要請を求める場合は、第3章第16節第3「愛媛県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請」による。

5 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の遮断及び危険物、プロパンガス、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災予防措置を講じる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- 自衛消防組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- 消防機関へ直ちに通報する。
- 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

危険物等を取扱う事業所においては、異常事態が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

- 周辺地域の住民等に対し、避難等必要な行動をとる上での情報を提供する。
- 立入禁止、避難誘導等必要な措置を講じる。

6 自主防災組織及び女性防火クラブの活動

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭のガス栓及びガスボンベの閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検を確認する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消防機関へ直ちに通報するとともに消火器、水バケツ等を活用して初期消火に努める。

(3) 消防隊への協力

消防隊が到着した場合は、消防隊の指示に従う。

7 住民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、ガスボンベ及び危険物のタンク等の元バルブを締める。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消防機関へ通報するとともに消火器、水バケツ等で初期消火を行う。

第2 水防活動

地震による津波等による水災を警戒し、防ぎよするとともに、これによる被害を軽減するための水防活動は、次のとおりとする。

なお、水防活動の具体的内容については、風水害等対策編 第3章 第9節「第2 水防活動」による。

1 活動体制

予想される水害の規模、被害状況により、「災害警戒本部」及び「災害対策本部」の2段階の体制で水防活動を実施する。

- 水防上必要な巡視の体制
- 水門・樋門等に対する操作の体制
- 危険箇所に対する応急措置の体制
- 水防上必要な資機材の調達

2 活動内容

(1) 河川・ため池等の巡視等

地震が発生した場合、状況により、河川・港湾及びため池等の巡視を行う。

特に、被災が確認されたため池等については現地調査を行うなど、被害状況及び水防上の危険箇所を調査する。

(2) 水門・樋門等の操作

水門・樋門等の管理者（操作責任者を含む。）は、津波警報等が発表された場合は、直ちに全門を閉鎖し、以後水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

なお、その際は安全確保最優先にしたうえでの実施を原則とする。

(3) 応急措置

地震により堤防等が被害を受け、危険と認められる場合は応急措置を講じる。

(4) 資機材の調達

資機材は、水防倉庫にあるものを使用するが、必要に応じ、現地調達を行う。

3 水門等の操作及び通報(津波)

- 水門、閘門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- 水門等の操作責任者は、高潮等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異常を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- 水門等の操作責任者は、津波警報が発令された場合には、安全確保のため直接操作をしないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行う。
- 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

4 警戒区域

(1) 警戒区域の設定

消防職員又は消防団員は、水防上緊急の必要がある場合において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。

(2) 警戒区域の標示

警戒区域の標示は、通常ロープをもって行い、夜間は灯火を用い一般に認識させるほか、危険防止のため監視員を配置する。

5 立ち退きの指示

本部長（水防管理者）は、津波等により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、「避難立退計画表」により、避難のための立ち退きの指示をする。

この場合、速やかにその状況を愛媛県水防本部に報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

避難場所は、「避難立退計画表」によるが、災害の規模や状況などによっては、定めた指定避難所であっても、開設しない場合があることに留意する。

※ 避難立退計画表・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔3・9・10〕

6 協力・応援要請

水防管理者は、水防法第23条の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対し、次の事項を示して応援を要請する。

この場合、中予地方局建設部へその旨を報告する。

ア	被害の状況
イ	応援を要する人員、車両、機械器具等の数量
ウ	応援を要する場所及び応援隊到着場所、日時
エ	その他必要事項

第3 地下空間浸水災害対策活動

地下駐車場、地下街、ビルの地下施設等の地下空間における浸水災害に対処するための浸水災害対策活動は、次のとおりとする。

1 地震・津波関連情報等の伝達

気象庁から発表される地震・津波に関連する情報等を、地下空間の管理者等に迅速かつ確実に伝達する。

地下空間の管理者等は、地震・津波関連等の収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐次、それらの情報を伝達する。

2 避難確保・浸水防止活動

市長は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための指示等を行うとともに、市職員、消防職員及び消防団員は、適切な避難誘導を実施する。

避難指示、避難誘導等の避難活動に関する詳細は、第3章第5節「地震災害時の避難活動」及び第6節「津波災害時の避難活動」に示す。

また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行うとともに、浸水防止の措置を取る。

3 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土のう等により浸水防止活動を行うとともに、消防機関へ通報する。

4 応急対策活動

市は、県及び関係機関と連携のもと、収集連絡された情報に基づく判断により応急対策の実施体制を確立するとともに、各章に定めた計画に基づき、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救助・救急、医療活動等を実施する。

第4 人命救助活動

1 市の活動

地震災害のため、生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出救助のための活動は、自主防災組織、事業所、市民等の相互扶助による救出活動と連携を図りながら次のとおり行う。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

なお、災害救助法が適用される災害にあっては、県からの通知に基づき実施し、同法の適用を受けない災害にあっては、市の応急対策として実施する。

ただし、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合は、次の事項を示して知事に対し救出活動を要請するとともに、必要に応じて民間団体に協力を求める。

- 応援を必要とする理由
- 応援を必要とする人員、資機材等
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする期間
- その他周囲の状況等応援に関する必要事項

(1) 対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者

(2) 救出隊の設置

災害のため、救出を要する者が生じた場合、市長又は消防局長の指示により、消防局に救出隊を設置する。

救出隊の構成及び人員は、災害の規模により、市長又は消防局長が指示する。

(3) 救出方法

消防局及び消防署、消防団が相互に協力して、その管轄区域の救出方法を決定し、各救出隊が救出活動を行う。

ただし、特殊救出技術を要する場合は、その状況により、機械力をもつ必要な救助隊を派遣する。

救出した負傷者は、ただちに救急車をもって、その症状に適合した病院等へ搬送する。

負傷者多数の場合は、別に定める「松山市消防集団救急救護活動要領」に基づく活動を実施するが、さらに救急車の出動が必要なときは、一般車両の協力要請を本部と協議して決定するなど、臨機の処置を行う。

(4) 関係機関等との協調

ア 広域消防応援要請

救出隊において救出困難と認められるときは、消防相互応援協定に基づく応援や緊急消防援助隊の応援を要請する。

イ 自衛隊派遣要請の要求

緊急に救出を要する住民等が多数であり、救出隊において救出困難と認められるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

ウ 警察との連絡

被災者救出については、所轄警察署と十分な連絡をとり、円滑な活動を実施する。

エ 医療機関との連絡協調

救出活動を実施するに当たり、傷病者受け入れのための医療機関等との連絡協調については、松山市医師会を通じて協力体制の確立を図る。

(5) 費用の限度額及び期間

第3章第27節「災害救助法の適用」に準ずる。

2 自主防災組織の活動

(1) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、周囲の安全を確認しながら、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の処置を必要とする者がいるときは、救護所等へ搬送する。

(2) 避難の実施

市長、警察官等から避難指示等が発令された場合には、住民等に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- 市街地……………火災、落下物、危険物
- 山間部、起伏の多いところ……崖崩れ、地滑り
- 河川、海岸地域……………津波、決壊、液状化、土石流

住民等が避難するときに不必要なものを携帯することは、避難の障害となるので注意を喚起する。

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対しては、当該地域の住民の協力の下に避難させる。

(3) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としてもそれぞれが保持する食料等の配布を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

- 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受ける。
- 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。

第5 建築物等の応急危険度判定

地震により建築物が被害を受けた場合、その後の地震活動等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民等の安全確保を図るため建築物の被害状況調査や、危険度の判定、表示等を行う。

地震が発生した場合は、市建築関係職員を召集して情報収集を行い、被害建築物の状況を把握し、判定が必要な場合には(社)愛媛県建築士会松山支部に地震被災建築物応急危険度判定士等の派遣を要請するとともに、判定対象区域、対象建築物の決定等の基準、応急危険度判定士数、判定資機材の調達、判定区域までの移動手段、判定士の宿泊場所等の事項を取り決め、速やかに判定を実施する。技術者派遣については、必要に応じ、県にも支援を要請する。

また、判定実施に際しては、被災建築物所有者等からの判定要請に答えるため、判定実施及びこれらに関する情報を報道機関等の協力を得て住民等への周知に努め、判定を受けた建築物等の所有者等に対して、必要に応じて適切な措置を講じるよう協力依頼に努める。

※ 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

・・・・・・資料〔3・16・17〕

※ 松山市被災建築物応急危険度判定実施要領・・・・・・資料〔3・16・18〕

第6 被災宅地の危険度判定

地震や津波により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、「愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士等により被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

なお、実施に当たっては、必要に応じて、県に被災宅地危険度判定士等の派遣の支援要請を行う。

また、判定結果については、現地に表示するとともに、報道機関等を通じて住民に周知するように努め、判定を受けた宅地の所有者等に対して、必要に応じて適切な措置を講じるように協力依頼を行う。

※ 被災宅地危険度判定実施要綱及び愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱

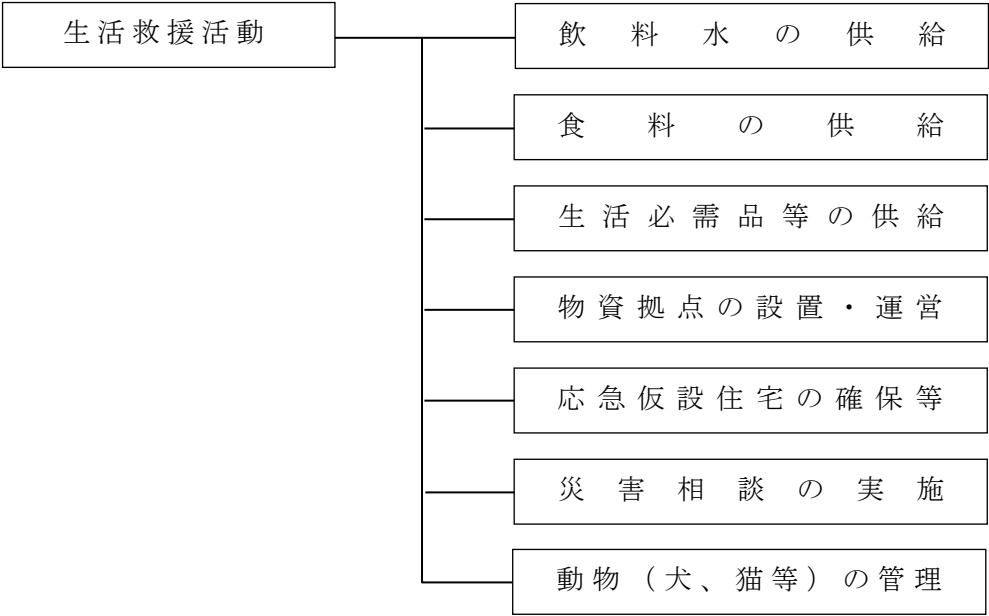
・・・・・・資料〔3・16・8〕

第7 建築物等の措置

市は、災害時に適切な管理のなされていない建築物等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる建築物等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第10節 生活救援活動

基本方針	大規模地震災害時には、家屋の倒壊、焼失等により、多くの住民を極度の混乱に陥れることとなる。 このような混乱状態を解消し、被災者の生活の安定、社会経済早期回復への支援のため、食料や生活必需品、応急住宅の確保等を積極的に行う。 また、関係機関の協力により、災害時における動物（犬、猫等）の管理を行う。
主な担当	本部事務局、市民部、健康医療部、環境部、都市整備部、開発建築部、教育委員会事務局、上下水道部、消防局



第1 飲料水の供給

地震災害により、飲料水を得ることができない者に対し、住民、自主防災組織との連携を図りながら、最小限必要な量の飲料水を供給する。

なお、災害救助法が適用される災害にあつては、県からの通知に基づき市長が実施し、同法の適用を受けない災害にあつては、市の応急対策として市長が実施する。

1 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者

2 飲料水の確保

大規模災害が発生した場合は、直ちに配水池等の水道施設及び水道管等を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により、応急給水用の水を確保する。

その他飲料水の確保は、第2章 第10節 第4「飲料水の確保」による。

3 給水方法

給水は、原則として各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定し給水車等による拠点給水方式で行う。

なお、給水に当たっては、水質管理はもとより使用する器具等すべて衛生的に処理する。

(1) 給水所の設定

給水所の設定は、指定避難所等を単位として行うが、供給停止区域が一部の場合には、状況に応じて被災地等に給水所を設定する。

(2) 広報等

給水所を設定したときは、本部事務局を通じて被災地の住民に対する広報を要請するとともに、給水所及びその周辺に「給水所」と表示した掲示物を設置する。

(3) 給水量

地震災害発生直後からの3日間は一人1日3ℓ程度とし、4日目以降は20ℓを目標とする。

(4) 飲料水の運搬

給水所への飲料水の運搬は、公営企業局が給水車等で行う。

また、応援が必要な場合は、管工事業協同組合等及び日本水道協会に依頼し、協力を得て行う。

(5) 応急給水所の設営及び運営等

応急給水所の設営及び運営等については、公営企業局と自主防災組織など住民が連携して行う。

4 費用の限度額及び期間

第3章 第27節「災害救助法の適用」に準ずる。

5 県及び日本水道協会への応援要請

必要とする飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して、県及び日本水道協会に応援を要請する。

- 災害の状況及び供給を要請する理由
- 物資の種類、数量及び搬送場所
- 要請日時その他参考となる事項

※ 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

・・・・・・資料〔3・16・9〕

6 住民及び自主防災組織の活動

災害発生後3日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

地域内の井戸等を活用し、生活用水等の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

第2 食料の供給

震災により住家の被害を受けたため、自宅で炊飯等ができない被災者に対し、住民、自主防災組織との連携を図りながら、応急的に食料を供給するなど、一時的に被災者の食生活の支援を行う。

なお、災害救助法が適用される災害にあつては、知事からの通知に基づき市長が実施し、同法の適用を受けない災害にあつては、市の応急対策として市長が実施する。

1 対象者

- 指定避難所に収容された者
- 住家が全半壊（焼）、流失、床上・床下浸水で炊事ができない者及び炊事場が全く使用できなくなった者
- 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- 旅行者等で現に食料を得ることができない状態にある者
- 災害応急対策活動に従事する者

2 供給基準

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。なお、状況により、弁当等の産業給食による。

配給品目は、米穀、パン又は副食品を中心とする。なお、乳幼児は、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）等による。

配給品目の配分に当たっては、被災者の食生活に配慮したものとなるよう、栄養士等の助言を得ながら計画する。

配分に当たっては、事前に住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

3 供給の方法

自主防災組織等の協力を得て行う。

現場ごとにそれぞれ実施責任者を定め、炊き出し及び食料の給与を実施する。

学校給食調理場、保育園給食室、公民館調理場等の炊き出しが行える設備がある公共施設等を利用することを原則とする。

地域の団体、日本赤十字社奉仕団又は自衛隊等による協力体制を確立する。

4 食料の調達

応急的な食料の供給については、必要に応じ、第2章 第10節 第3「食料及び生活必需品等の確保」に定める備蓄物資を充当する。

炊き出しの必要があると認めた場合は、原則として市の指定販売業者等より調達する。

なお、必要により政府所有米穀を求める場合は、県に要請を行う。市が、直接、農林水産省農産局長に連絡・要請した場合は、必ず県に連絡するとともに、要請書の写しを県に送付する。

- ※ 災害時における物資供給協力に関する協定・・・・・・・・資料〔2・12・6〕
- ※ 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定・・・・資料〔2・12・7〕
- ※ 災害時における応急対策業務の協力に関する協定・・・・資料〔2・12・8〕
- ※ 食料品等取扱業者一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔2・12・9〕

5 燃料の確保

炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又はあっせんを行う。

また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して、県に調達のあっせんに要請する。

6 費用の限度額及び期間

第3章 第27節「災害救助法の適用」に準ずる。

7 県への応援要請

必要とする食料を確保することができないときは、次の事項を示して、県に供給の応援を要請する。

- 災害の状況及び供給を要請する理由
- 物資の種類、数量及び搬送場所
- 要請日時その他参考となる事項

8 住民及び自主防災組織等の活動

食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限りまかない、これによってまかなえない場合は、市に供給を要請する。

- 自主防災組織は、市が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
- 住民は、必要な緊急物資、非常持出し品の整備、搬出に努める。
- 自主防災組織、女性防火クラブは必要により炊き出しを実施する。

第3 生活必需品等の供給

震災により、生活必需品等を失い、又はき損した被災者に対し、被災者のニーズ等に応じた生活必需品の応急供給を行う。

なお、被災者のニーズ等を効率的に把握するため、指定避難所とのインターネット通信等を活用するとともに、孤立地区に対しては、緊急支援物資の輸送を関係機関と連携を図り迅速に対応する。

なお、災害救助法が適用される災害は、知事からの通知に基づき市長が実施し、同法の適用を受けない災害は、市の応急対策として市長が実施する。

1 対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な家財を失い、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

2 給与又は貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において被災状況・物資調達状況等を考慮し、柔軟に現物をもって対応する。

- 寝具、被服（肌着を含む。）身のまわり品
- 日用品
- 炊事用具及び食器
- 光熱材料

緊急物資の配分に当たっては、事前に住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

3 物資の調達

原則として、指定販売業者より調達する。

必要に応じ、第2章 第10節 第3「食料及び生活必需品等の確保」の備蓄物資を充当する。

- ※ 災害時における物資供給協力に関する協定・・・資料〔2・12・6〕
- ※ 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定・・・資料〔2・12・7〕
- ※ 災害時における応急対策業務の協力に関する協定・・・資料〔2・12・8〕
- ※ 食料品等取扱業者一覧表・・・資料〔2・12・9〕

4 費用の限度額及び期間

第3章 第27節「災害救助法の適用」に準ずる。

5 県への応援要請

必要とする生活必需品等を確保することができないときは、次の事項を示して、県に供給の応援を要請する。

- 災害の状況及び供給を要請する理由
- 物資の種類、数量及び搬送場所
- 要請日時その他参考となる事項

6 松山市災害見舞金等の支給

自然災害等で被害を受けた世帯に対して災害見舞金等を支給し、罹災者又は、その遺族の生活の安定に資する。

- ※ 松山市災害見舞金等支給要綱・・・資料〔3・10・1〕

第4 物資拠点の設置・運営

1 物資拠点の設置

大規模な災害が発生し、市域全域に亘って指定避難所を開設した場合等において、設置が必要と認められる場合、物資拠点を設置する。

ただし、状況に応じて、ほかの公共施設においても設置する。

2 物資拠点の運営

(1) 物流専門家の確保

物資拠点においては、物資の受け入れ・搬入、仕分け、保管管理、物資の配送等多様かつ高度な業務にわたることから、自治体職員やボランティアでは効果的な運営が難しい。

このため、倉庫業者、物流事業者の協力を得て、物流の専門家を拠点に派遣してもらい、市と連携しながら、拠点の運営を行う。

なお、一般ボランティアは指定避難所における物資の受取りに協力してもらうようにする。

物資拠点では、食料・生活必需品供給計画に基づき、物流専門家が効率的な配送計画を立案し、配送を実施する。

(2) 市の連絡体制

市は、物資拠点に職員を派遣する。派遣された職員は、市と物流専門家の連絡調整を果たすとともに、物資の配送管理等を物流専門家と協力しながら行う。

(3) 義援物資の配布

市は、送られてくる義援物資についても、物資拠点で仕分けし、指定避難所等に配布する。

第5 応急仮設住宅の確保等

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の建設・借上げ及び、自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策は、次のとおりとする。

なお、災害救助法が適用された場合の建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）の建設は知事が行い、応急修理は県からの通知に基づき市長が行う。

また、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供与する賃貸型応急住宅として確保し、情報の提供等を行い、応急住宅の円滑な供給に努める。

1 応急仮設住宅の建設

(1) 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がない者であって自己の資力では住宅を得ることができない者（世帯単位）とする。

(2) 設置方法

ア 設置戸数

全壊（焼）又は流失した世帯の数の3割の範囲内とする。

イ 規格

1戸当たり 29.7 m²（9坪）

(3) 設置場所等

仮設用地は、公有地又は被災前の住宅の建築地等の場所に建設することとし、状況に応じ、選定する。建設を県から市に委任された場合は、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の協力を得て建設する。

(4) 応急住宅の入居者の認定

指定避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから、入居認定を行う。

(5) 供与期間

供与期間は、完成の日から2年以内とする。

(6) 市営住宅等への一時入居

建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、必要に応じ、市営住宅等の空家へ被災者を一時的に入居させる。

(7) 応急住宅の管理

住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での問題が発生しないように努める。

(8) 応急住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性やこども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

あわせて、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物等（ペット）の受け入れに配慮する。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

住家が半壊（焼）し、自己の資力により応急修理をすることができない者（世帯単位）

(2) 応急修理の方法

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所で、居室、炊事場及びトイレ等の必要最小限度の部分の補修をする。

住宅の応急修理は、必要に応じて住宅事業者の団体と連携して行う。

(3) 対象戸数

住家が半壊（焼）した世帯の数の3割の範囲内とする。

3 費用の限度額及び期間

第3章 第27節「災害救助法の適用」に準ずる。

4 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

市長は、応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

(1) 応急仮設住宅を設置する場合

- 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- 設置を必要とする住宅の戸数
- 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- 派遣を必要とする建築業者数
- 連絡責任者
- その他参考となる事項

(2) 住宅応急修理の場合

- 被害戸数（半焼、半壊）
- 修理を必要とする住宅の戸数
- 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- 派遣を必要とする建築業者数
- 連絡責任者
- その他参考となる事項

市長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあつせん又は調達を要請する。

5 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。

なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して県や協定事業者に応援を要請する。

- 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- 除去に必要な人員
- 除去に必要な期間
- 除去に必要な機械器具の品目別数量
- 除去した障害物の集積場所の有無

6 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制の整備に努める。

第6 災害相談の実施

災害発生後、災害の状況に応じ、被災者の消息・安否、相談、要望、苦情等の聞き取りに応ずるために、次のとおり相談窓口等を開設し、広聴活動を実施する。

開設の実施に当たっては、相談事項の速やかな解決を図るため、関係各課及び関係機関の協力を得る。

1 災害相談窓口の開設

市役所内に、災害相談に応ずるための窓口を開設する。

2 臨時災害相談所の開設

指定避難所又は被災地の交通の便利な地点に、臨時災害相談所を開設する。

第7 動物(犬、猫等)の管理

地震災害の発生に伴う動物(犬、猫等)の保護及び人への危害防止等の対策は、原則として飼養者等が行う。これが困難な場合は、関係機関等の協力により、次のとおり実施する。

また、市は動物飼養者が動物の同行避難が可能な避難場所を設置する。

※ 災害時の動物救護活動に関する協定・・・・・・・・・・資料〔3・10・2〕

1 動物の保護収容等

被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼育動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講じる。

2 死亡した動物の処理

死亡した動物の処理は、その飼養者等が行うが、状況によりこれが困難な場合、市は、関係機関等との協力体制を確立するとともに、衛生的処理に努める。

なお、処理場所の確保について市のみで対応できないときは、県等の関係機関に協力を要請する。

(1) 犬、猫等の飼養者等の活動

犬、猫等の飼養者等は、犬、猫等が死亡した場合、次のとおり活動する。

なお、ここでいう犬、猫等とは、所有者又は占有者のある動物で哺乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。

- 処理場所を確保する。
- 処理場所が確保できないときは、市へ協力を要請する。
- 処理方法及び公衆衛生上必要な措置については市の指導を受け、適正に処理する。

(2) 獣畜等の飼養者等の活動

獣畜等の飼養者等は、獣畜等が死亡した場合、次のとおり活動する。

なお、ここでいう獣畜とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。

- 処理場を確保し、処理については保健所長に「死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜の解体等の許可」を申請する。
- 処理場所が確保できないときは、市へ協力を要請する。
- 処理方法及び公衆衛生上必要な措置については市の指導を受け、適正に処理する。

3 住民の活動

- 負傷している動物の応急処置
- 放浪動物の一時保護及び通報
- ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- 危険動物の逸走対策
- ボランティアによる保護動物の管理
- その他行政への協力

第11節 避難行動要支援者救援活動

基本方針

大規模地震災害時には、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難誘導に努めるとともに、一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

特に、避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

主な担当

本部事務局、福祉推進部、健康医療部、こども家庭部

避難行動要支援者救援活動

災害時の対策

指定避難所生活等の対策

応援要請

第1 災害時の対策

1 避難行動要支援者の避難支援

災害発生直後、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直ちに、あらかじめ作成している高齢者、障がい者等の避難行動要支援者名簿を活用し、居宅に取り残された避難行動要支援者の避難支援を実施する。

また、避難行動要支援者名簿に登載されている近隣協力員は、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画に基づき、自身の安全を確保した上で、民生委員・児童委員、独居高齢者みまもり員の協力の下、安否確認、避難誘導等に努める。

なお、必要に応じ、消防団、自主防災組織等と連携を図る。

2 災害時の情報の確保と提供等

避難行動要支援者への情報提供は、その特性を踏まえつつ、日常生活を支援する通信機器（聴覚障がい者の携帯電話メール、視覚障がい者の電話メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者のフリーハンド用機器を備えた携帯電話等）等の防災情報伝達手段の活用を進める。

報道関係機関等に対し、状況に応じ、次の事項を要請する。

- 視覚障がいがある人のために、ラジオでの情報提供
- 聴覚障がいがある人のために、文字放送や字幕付き放送の実施

3 避難行動要支援者等に対する留意点

避難行動要支援者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

市は、あらかじめ、高齢者、障がい者等の避難に当たり、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

地震が発生した場合、市は避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

第2 指定避難所生活等の対策

1 指定避難所等への移送

避難行動要支援者の避難誘導に際しては、避難行動要支援者の負傷の有無や周囲の状況等を判断して、以下の措置を講じる。

この時、防災マップも活用しつつ、所定の指定避難所のほか、病院、介護保険施設等へ避難誘導する。

- 指定避難所への移動
- 病院への移送
- 施設等への緊急入所

2 避難生活の確保

指定避難所へ移動した避難行動要支援者に対しては、社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、その状況を把握し、プライバシーの確保や性別によるニーズの違い等への配慮も含め適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、指定避難所での生活環境及び被災者の健康状態の把握等のため必要な活動や福祉的な支援を行う。

近隣協力員や自主防災組織と協力して避難行動要支援者の情報連絡ルートを確立し、避難行動要支援者支援に努める。

指定避難所へのカウンセラー、介護職員、手話通訳、精神保健福祉士等の派遣を考慮し、必要に応じて、社会福祉施設等への入所、介護用品等を手配する。

3 応急仮設住宅等への優先的入居等

応急仮設住宅等への収容に当たり、避難行動要支援者の優先的入居とともに、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

4 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等被災障がい者に対する援助を適宜提供する。

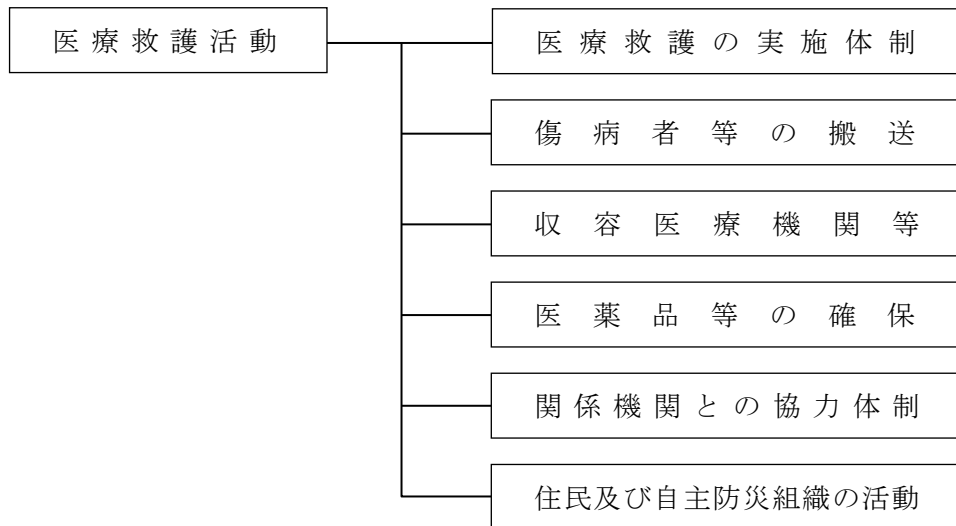
- 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
- 被災障がい被害者の更生相談

第3 応援要請

救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、必要に応じ、県、隣接市町等へ応援を要請する。

第12節 医療救護活動

基本方針	大規模地震災害時において、医療機関の機能の停止等により、市民が医療の途を失った場合には、医療救護活動要領等に基づき、医療関係機関等との緊密な連携のもと、医療救護を実施する。 また、日頃から災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。
主な担当	本部事務局、健康医療部、こども家庭部、消防局



第1 医療救護の実施体制

1 救護班の編成

医療機関の被害等により、その機能が停止したときは、松山市医師会の協力を得て救護班を編成し、被災者に対する医療救護を実施する。

また、災害の規模及び患者の発生状況によっては、県及び中予保健所等に応援を要請する。

2 救護所の設置

救護所は、次のうちから、被災者にとって最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定し、設置する。

- 指定避難所（小・中学校、公民館等）
- 松山市医師会館
- 災害現場
- その他本部長が必要と認めた場所

※ 災害時における救護所設置場所一覧表・・・資料〔3・12・2〕

3 活動の内容

救護所での医療救護活動は、救護班において次の業務を実施するが、震災特有の大量傷病者の救護にあたるため、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の搬送の指示・手配を重点的に行う。

- 傷病者の傷病の程度判定（トリアージタグの装着）
- 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
- 被害者のこころのケア（メンタルヘルスケア）等を考慮した医療活動
- 助産活動
- 遺体の検案
- 医療救護活動の記録及び災害対策本部への収容状況等の報告

4 医療・助産の実施方法

（1）医療

ア 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者で、応急処置の必要がある者とする。

イ 医療の範囲

- 診察
- 薬剤又は治療材料の支給
- 処置、手術その他の治療及び施術
- 病院又は診療所への収容
- 看護

ウ 医療のために支出できる費用及び期間

第3章 第27節「災害救助法の適用」に準ずる。

（2）助産

ア 対象者

災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため、助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）とする。

イ 助産の範囲

- 分娩の介助
- 分娩前・後の処理
- 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

ウ 助産のために支出できる費用及び期間

第3章 第27節「災害救助法の適用」に準ずる。

第2 傷病者等の搬送

市は、被災現場から救護所への負傷者の搬送を関係機関、自主防災組織等の協力を得て行う。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関に搬送する。

救護班による救護が適当でない者については、救護所等の責任者の要請により、後方の収容医療機関へ搬送を行う。

搬送は、救急車、市所有車等により行うが、状況により、県、警察署、自衛隊等に協力を要請する。

また、道路や交通機関の不通時又は遠隔地については、消防救急艇の活用、県ドクターヘリ、県消防防災ヘリコプター、県警察本部及び自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

広域医療搬送を実施する場合、県が予め定めた計画に基づき設置運営する広域医療搬送拠点や、航空機搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）に搬送する。

第3 収容医療機関等

1 収容医療機関の受入れ体制等の確立

被災地域及びその周辺の医療機関の医療提供機能を確認し、市、医療機関、医師会、中予保健所等に対して患者の受け入れ等に関する情報を提供し、協力要請を行う。

中予保健所は、松山圏域内の医療機関や医師会等関係団体、市町等で構成する松山災害医療対策会議を開催し、地域内の被災情報の伝達と共有、医療救護の実施に係る各種要請や調整等を行う。

本市に派遣された救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）に対して、被災地域の情報等を提供するとともに、活動場所（救護場所）の確保を図るなどの調整をする。

2 収容可否施設の把握

収容医療機関の収容状況を常に把握し、関係部所及び救護所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り広範囲の収容医療機関に傷病者が振り分けて収容されるよう努める。

3 救急医療機関

救急医療機関は、救急患者の収容に努める。

※ 救急医療機関一覧表・・・・・・・・・・・・・資料〔3・12・1〕

第4 医薬品等の確保

1 医薬品等の調達

救護活動を実施するのに必要な医薬品及び医療資機材等は、各医療機関で備蓄のものを使用し、不足するときは、愛媛県医薬品卸売業協会及び市の指定業者から調達するほか、必要に応じて県に供給の要請をする。

救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、県に調達・あっせんを要請する。

難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

※ 食料品等取扱業者一覧表・・・・・・・・・・・・・資料〔2・12・9〕

※ 災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定書・・・・・・・・・・・・・資料〔2・12・13〕

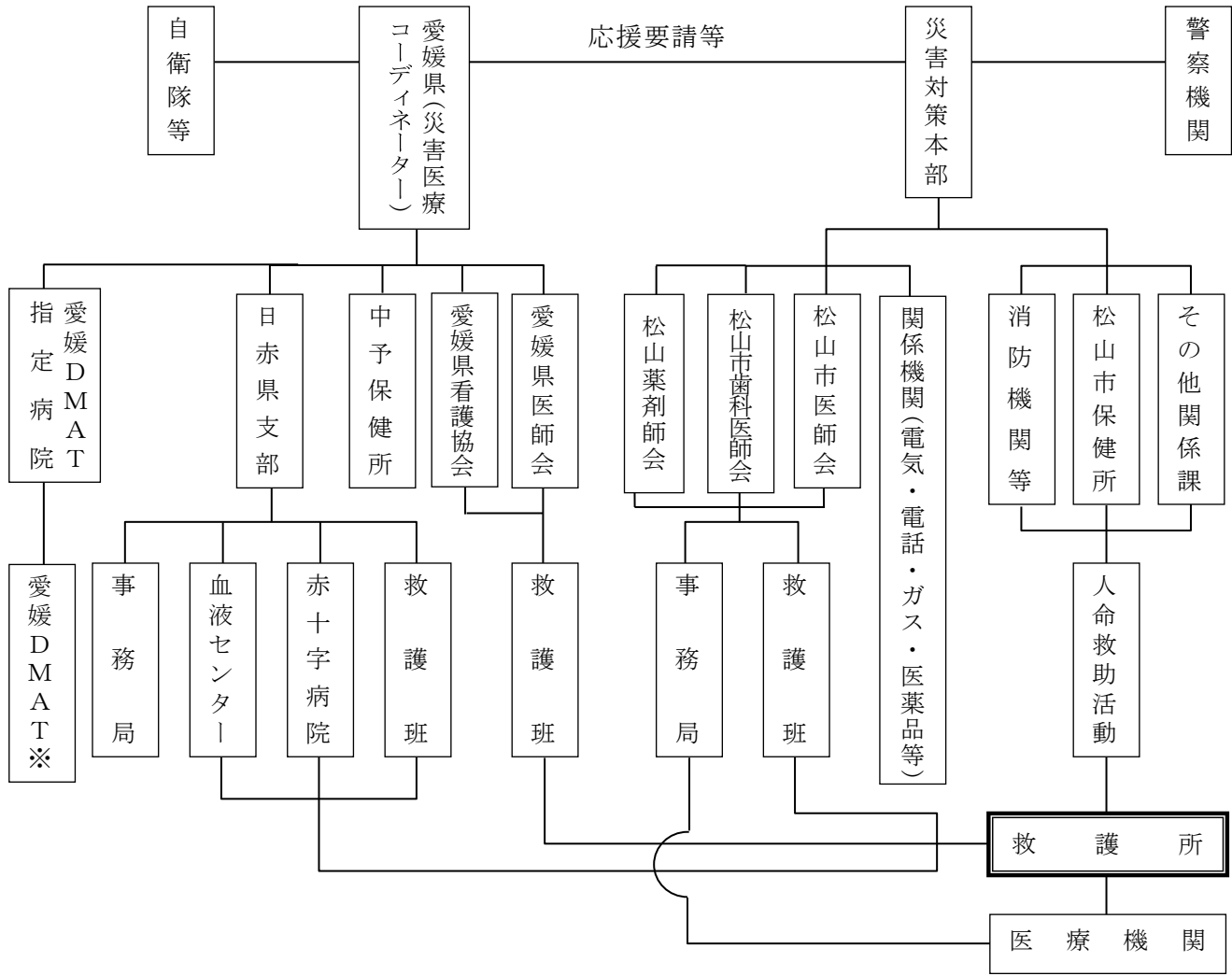
2 医薬品等の備蓄

被災者の応急処置に必要な医薬品等（多人数用救急箱）については順次備蓄を図る。

※ 災害用備蓄物資整備状況・・・・・・・・・・・・・資料〔2・12・5〕

第5 関係機関との協力体制

関係機関との協力体制の概要は、次のとおりである。



第3章 災害応急対策

※ 愛媛県を通じて、国や他の都道府県のDMATを要請することが可能

1 松山市医師会

松山市医師会は、本部長の協力要請により医療救護活動を実施する。

(1) 救護班の編成及び救護所の設置

救護班は、医師、看護師及び補助者で編成し、災害規模に応じ編成するとともに、松山市医師会館に救護所を設置する。

(2) 救護班の派遣

市が設置した救護所に救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

(3) 救護班の業務

救護班の業務は、次のとおりとする。

- 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- 傷病者の傷病の程度判定
- 死亡の確認及び検案
- 医療機関への搬送の要否及び順位の決定

※ 災害時の医療救護活動についての協定書・・・・・・・・・・資料〔3・12・3〕

2 松山市歯科医師会

松山市歯科医師会は、本部長の協力要請により医療救護活動を実施する。

(1) 救護班の編成

救護班は、歯科医師、歯科衛生士及び補助者で編成し、災害規模に応じ編成する。

(2) 救護班の派遣

市が設置した救護所に救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

(3) 救護班の業務

救護班の業務は、次のとおりとする。

- 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置
- 遺体の個別判別及び検案
- 医療機関への搬送の要否及び順位の決定

※ 災害時の医療救護活動についての協定書（社団法人 松山市歯科医師会）
・・・・・・・・・・資料〔3・12・6〕

3 松山薬剤師会

松山薬剤師会は、本部長の協力要請により必要な医薬品の確保等、医療救護活動を行う。

(1) 医薬品等の確保及び薬剤師等の派遣

市が設置した救護所に必要な医薬品等を確保するとともに、薬剤師等を派遣し、医療救護活動を実施する。

(2) 救護班の業務

救護班の業務は、次のとおりとする。

- 傷病者に対する調剤業務
- 救護所における医薬品等の管理

※ 災害時の医療救護活動についての協定書（社団法人 愛媛県薬剤師会）
・・・・・・・・・・資料〔3・12・8〕

※ 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人 松山市薬剤師会）
・・・・・・・・・・資料〔3・12・10〕

4 愛媛県医薬品卸業協会

愛媛県医薬品卸業協会及びその協会員は、本部長の要請により医薬品等を供給する。

5 日本赤十字社愛媛県支部

日本赤十字社愛媛県支部の医療救護活動は、救護班による災害現場での応急的災害医療、松山赤十字病院による傷病被災者の受け入れ及び愛媛県赤十字血液センターによる血液製剤の供給を中心に行う。

(1) 救護班

救護班の編成単位は、医師1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名（事務職員、運転手）とする。被災の状況により、必要な救護要員を増員する。

(2) 救護班の派遣

日本赤十字社愛媛県支部は、県等から救護班の派遣要請があった場合又は自ら必要認めるときは、救護班を出動させ、医療救護活動を実施する。

救護班は、医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の処置等の応援を行う。

(3) 広域応援

日本赤十字社愛媛県支部は、災害の状況に応じ、近隣の支部に対し、救護班の派遣を要請するとともに、日本赤十字社に対し、必要に応じ、血液製剤の確保及び緊急輸送について援助を要請する。

日本赤十字社愛媛県支部の救護班及び血液の輸送のため必要があるときは、ヘリポート、輸送車両の確保について県に要請する。

(4) 後方医療機関への傷病者収容

日本赤十字社愛媛県支部は、負傷者を県外の医療機関に収容する必要があるときは、日本赤十字社及び近隣の支部に対し、負傷者の受け入れを要請する。

6 県への救護班の派遣要請

災害の規模及び患者の発生状況によって、市で実施する医療救護活動が困難な場合は、次の事項を示し、災害医療コーディネーターを通じ県に救護班の派遣を要請する。

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び状況
- 救護班の派遣先の場所
- 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）及び班数
- 救護班の派遣期間
- その他必要な事項

※ 災害時の医療救護に関する協定（社団法人 愛媛県医師会）

・・・・・・資料〔3・12・4〕

※ 災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人 愛媛県看護協会）

・・・・・・資料〔3・12・5〕

※ 災害時の医療救護に関する協定（社団法人 愛媛県歯科医師会）

・・・・・・資料〔3・12・7〕

※ 災害時の医療救護に関する協定（社団法人 愛媛県薬剤師会）

・・・・・・資料〔3・12・9〕

※ 災害時の柔道整復師支援活動に関する協定（社団法人 愛媛県接骨師会）

・・・・・・資料〔3・12・11〕

7 県への災害派遣医療チーム(DMAT)の出動要請

次の基準のいずれかを満たす時、災害医療コーディネーターを通じ県にDMATの出動を要請する。

- 震度6弱以上の地震が発生した場合又は、災害等により2人以上50人未満の死者若しくは20人以上の傷病者が発生又は発生すると見込まれる場合
- DMATが出動し対応することが効果的であると認められる場合

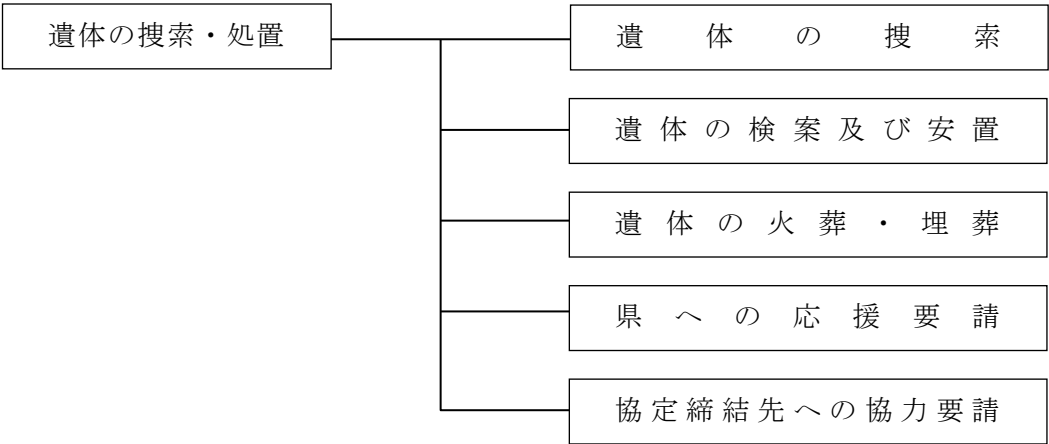
その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、市に対して適宜助言及び支援を行う。

第6 住民及び自主防災組織の活動

軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。また、傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

第13節 遺体の搜索・処置

基本方針	大規模地震災害により、行方不明者又は死者が多数発生した場合には、遅滞なく遺体の搜索・処置・収容、埋火葬等を実施し、人心の安定を図る。
主な担当	本部事務局、福祉推進部、健康医療部



第1 遺体の搜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡されていると推定される者に対して搜索を行う。

1 方法

所轄警察署、松山海上保安部その他関係機関及び住民等との協力の下に行い、搜索において建設重機等が必要となる場合は、関係団体に協力を要請する。
また、住民等に、行方不明者についての情報を市に提供するように広報する。

2 費用及び期間

第3章 第27節「災害救助法の適用」に準ずる。

第2 遺体の検案及び安置

原則として、所轄警察署が検視（見分）した後の遺体は、以下のとおり処置を実施する。

1 方法

検案は、松山市医師会及び日本赤十字社愛媛県支部等の協力を得て、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置や、検案書の作成を行う。
身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて人相、所持品、着衣、その他特徴等を記録し、遺留品を保管する。
被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に遺体安置所を設け、検案を終えた遺体を一時保管する。遺体は、氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。

2 費用及び期間

第3章 第27節「災害救助法の適用」に準ずる。

第3 遺体の火葬・埋葬

引取人がいない遺体又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、以下のとおり、応急措置として火葬・埋葬を行う。

1 方法

- あくまで応急的な仮の葬儀であり、正式な葬儀ではない。
- 棺、骨つぼ等必要な物資の支給及び火葬・埋葬又は納骨等の役務を提供する。
- 相当期間遺体の引取人が判明しないときは、所持品等を保管の上、火葬する。
- 引取人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取人が判明次第、引き継ぐ。
- 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。

2 費用及び期間

第3章 第27節「災害救助法の適用」に準ずる。

※ 火葬場一覧表・・・・・・・・・・・・・資料〔3・13・1〕

※ 葬儀社一覧表・・・・・・・・・・・・・資料〔3・13・2〕

第4 県への応援要請

遺体の捜索、処置、火葬・埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して、県に応援を要請する。

- 捜索、処置、火葬及び埋葬別と、それぞれの対象人員
- 捜索地域
- 埋葬施設の使用可否
- 必要な輸送車両の数
- 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量

第5 協定締結先への協力要請

多数の死者が集中的に発生し、迅速かつ円滑な遺体の搬送及び安置等を行う必要がある場合、あらかじめ協定を締結している団体に対し協力を要請する。

※ 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

・・・・・・・・・・・・・資料〔3・13・3〕

※ 災害時における協力に関する協定書・・・・・・・・・・・・・資料〔3・13・4〕

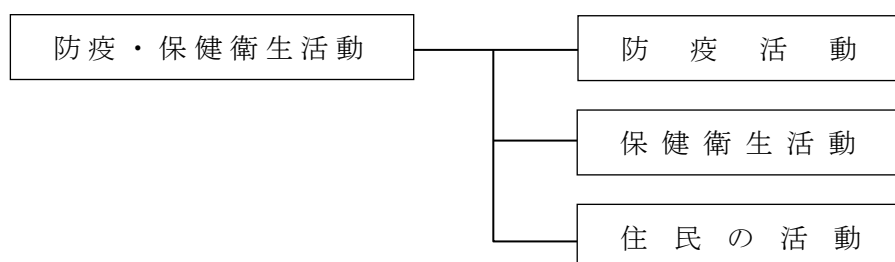
※ 災害時における霊柩自動車等による遺体搬送等の協力に関する協定書

・・・・・・・・・・・・・資料〔3・13・5〕

第14節 防疫・保健衛生活動

基本方針	
大規模地震災害時には、水道の断水、家屋の浸水等の被害による感染症、食中毒等の発生を防止するとともに、生活環境の悪化の防止を図る。 また、災害時の停電、断水、浸水等により、食料品の汚染、腐敗も予想されるため、必要に応じ、食品衛生監視を実施する。	

主な担当	健康医療部



第1 防疫活動

1 実施体制

松山市保健所（以下「保健所」という。）に防疫班を編成し実施する。

また、災害の状況により市だけでは対応できないときは、県及び近隣市町の応援を要請する。

2 防疫活動

防疫活動は次のとおりとする。

（1）感染症の病原体に汚染された場所及び感染症発生のおそれのある場所の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という。）第27条の規定及び災害対策基本法第50条の規定により、消毒を実施する。

（2）ねずみ、昆虫等の駆除

法第28条の規定により区域を指定し、消毒を実施する。

（3）物件及び建物に係る措置

法第29条及び法第32条の規定により感染症の発生を予防し、若しくは、まん延を防止するために必要な措置を講じることができる。

(4) 臨時予防接種

感染症の発生を予防するため必要がある場合は、県と協力して臨時予防接種を実施する。

(5) 感染症対策

被災地及び指定避難所における感染症患者又は病原体保有者の早期発見に努める。

感染症患者が発生したときは、直ちに適切な医療を提供するとともに感染防止対策講じることとし、必要に応じて、次の措置をとる。

- 手指の消毒等必要な指導及び消毒液の配布
- 広報の実施

3 報告

(1) 被害状況の報告

警察、消防等の機関、地区の衛生組織等の協力を得て被害状況を把握し、その概要を保健所へ報告する。

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、その概要を保健所へ報告する。

4 記録

防疫のため消毒等を行ったときのために、あらかじめ次の書類、帳簿等を整備する。

- 被害状況報告書
- 防疫活動状況報告書
- 防疫経費所用見込調及び関係書類
- 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- ねずみ族・昆虫等駆除に関する書類
- 家用水の供給に関する書類
- 感染症患者に関する書類
- 防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

5 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は市が所有するものを使用して行うが、市所有分で不足するときは県及び近隣市町村等関係機関に協力を要請し実施する。

※ 防疫関係資機材の保有状況・・・・・・・・・・・・・資料〔3・14・1〕

第2 保健衛生活動

避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健衛生活動を実施する。

なお、実施に当たっては、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に対応した保健衛生活動を行う。

1 被災者等に対する健康管理等

- 保健所は市医師会、県（保健所）等と連携し、指定避難所等への保健師による巡回健康相談を実施し、被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。特に、高齢者、障がい者等避難行動要支援者の心身双方の健康状況には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- 指定避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。
- 被災者については、様々な心理的な反応が生じることから、心のケア対策チームを編成し、専門的なケアを行う。市での対応が困難な場合は、県に対し心のケアチームの派遣要請を行う。県が必要と判断した場合は、厚生労働省に派遣要請を行う。
- 被災者及び地域の住民に対し、台所、トイレ等の衛生的管理並びに消毒手洗いの励行等を指導する。
- 塵芥、汚泥等を積換所及び分別所を経て埋め立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。
- 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。
- 必要に応じて、災害対策従事者の健康診断を実施する。

2 保健師等の応援・派遣の受入れ

被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認める場合は、県や相互応援協定締結先に対し保健師等の応援・派遣を要請する。

また、必要に応じて、県はその他の都道府県・市町村に対し、保健師等の応援・派遣を、厚生労働省健康局を通じて要請する。

※ 生活衛生関係営業に係る災害時支援協定書及び災害時等の支援に関する協定
・・・・・・資料〔3・14・2〕

3 食中毒の防止等

食中毒や感染症の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や指定避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

被災地、指定避難所等での飲食物による食中毒等を防止するため、必要に応じ、食品衛生監視等を、次のとおり行う。

- 救護食品の監視指導及び試験検査
- 飲料水の指導及び簡易検査
- 冠水した食品関係業者の監視指導
- 臨時給食施設の設置状況等の情報提供
- 消毒薬等必要物資の配布
- その他食料品に起因する危害発生の防止

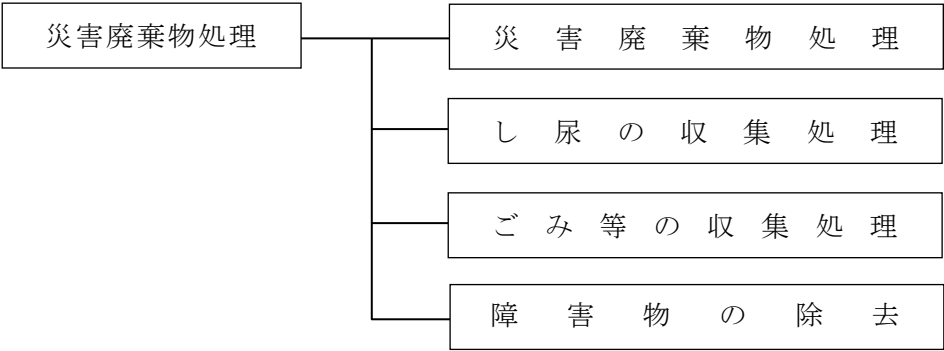
第3 住民の活動

保健所及び市の指導を受けながら、指定避難所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。また、衛生班を設け、手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒を行うなど健康管理の徹底に努める。

第15節 災害廃棄物処理

基本方針	
大規模地震災害時には、災害により排出され、又は処理量の増加した、ごみ、し尿等の収集処理並びに生活に支障をきたす廃棄物又は交通に支障となる障害物の除去を迅速確実にを行い、環境衛生の万全を期する。	

主な担当	本部事務局、健康医療部、環境部、都市整備部、開発建築部、農林水産部



第1 災害廃棄物処理

大規模地震時には、倒壊した家屋や工作物の転倒落下をはじめ、多数の施設等が甚大な被害を受け、大量の災害廃棄物の発生が予想される。

そのため、「市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ迅速に処理を行い、早期の復旧・復興につなげる。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備し実施する。

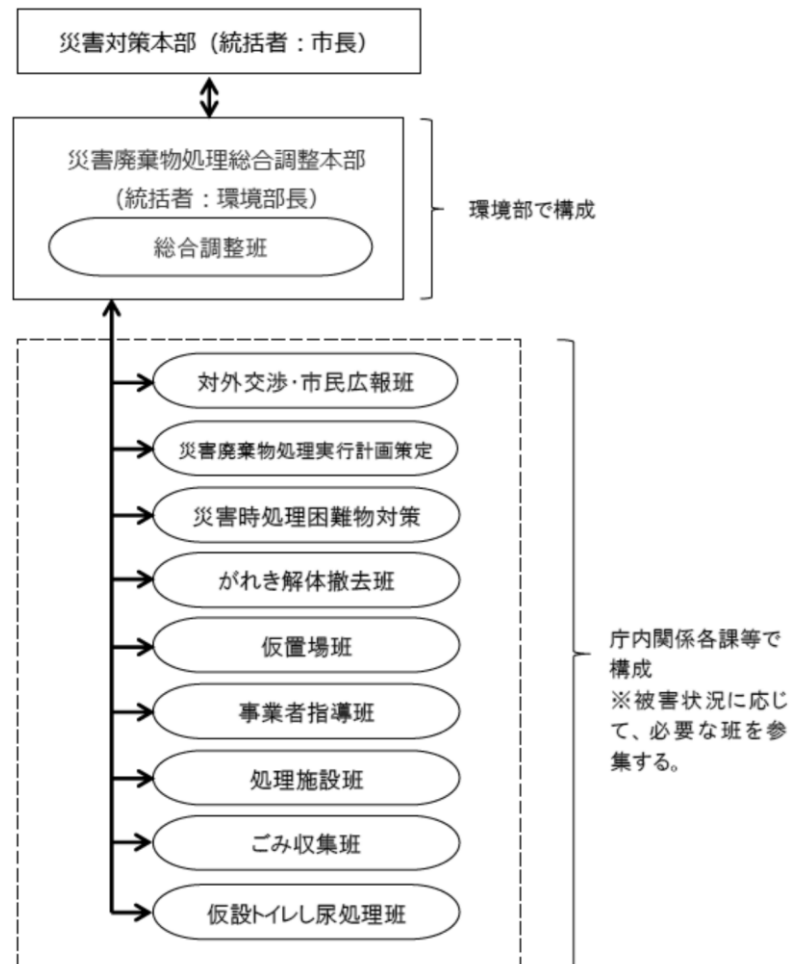
1 災害廃棄物処理の手順

(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置

本部長の下、災害対策本部の下に「災害廃棄物処理総合調整本部」を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

総合調整本部は、環境部長を統括者とし、環境部の5課（環境・ゼロカーボンシティ推進課、環境指導課、廃棄物対策課、清掃課、清掃施設課）の人員を中心として構成する。

災害廃棄物処理対策組織は、次図のとおりである。



（2）情報の収集

総合調整本部は、市内の情報を収集・把握し以下の内容を整理し、県に報告する。

- 家屋の倒壊に伴う解体件数
- 廃棄物処理施設等の被災状況
- 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- 仮置場、仮設処理場の確保状況

（3）発生量の推計

収集した情報を基に災害廃棄物の発生量を推計し、県に報告する。

（4）仮置場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

また、必要に応じて大型車両や重機類を用いた搬入・搬出作業及び分別作業等ができる十分な広さの仮置場を確保するとともに、最終処分までの処理ルート of 確保を図る。

（5）処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

(6) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場及び処理施設の確保状況等を基に、(一社)えひめ産業資源循環協会等へ協力を要請する。

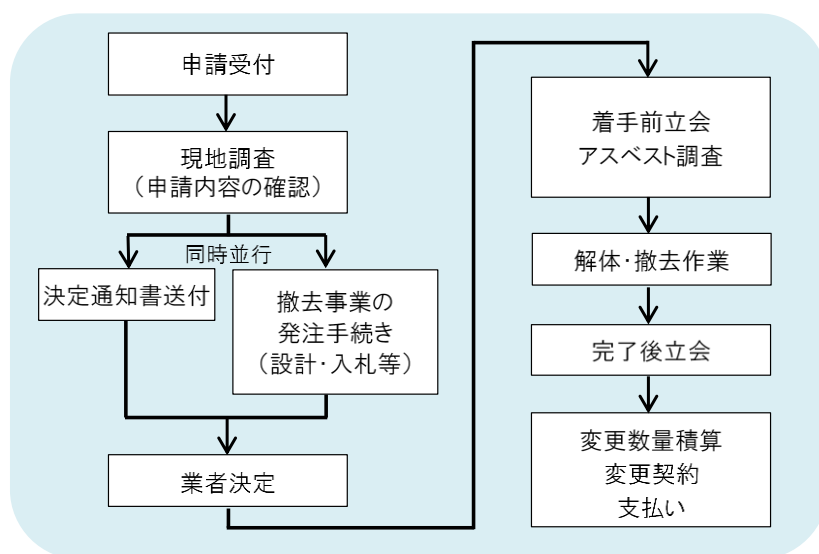
(7) 災害廃棄物の処理の実施

県が示す処理指針に基づき、また、「市災害廃棄物処理計画」に則し、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

(8) 公費解体時の損壊家屋等解体撤去

損壊家屋等の解体については、所有者の責任において実施されるものであるが、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して、自治体が全壊家屋等の解体撤去を実施する場合がある。また、大量の災害廃棄物の発生が見込まれ、当該災害が「特定非常災害」に指定された場合は、半壊家屋の解体を含め補助対象とされることがあるため、環境省の通知等を確認しながら対応に当たる。その場合、解体撤去は、部局間の連絡・連携を図り、業務の分担を調整することが必要となる。また、個人情報・データの適切な管理、環境負荷の低減、品質管理の向上が求められることから、個人情報の保護に努める。

なお、詳細は災害廃棄物処理計画に基づく。



第2 し尿の収集処理

大規模地震時には、指定避難所等における、し尿の処理需要が発生するほか、下水道及びし尿処理施設等の損壊による処理機能の低下が予想される。

し尿は、防疫上の観点からできる限り早急に収集処理する必要があるため、速やかに体制を確立し次のとおり実施する。

1 住民等への広報

下水道施設の普及地域で下水道施設が被災した場合は、住民等に下水道の使用を制限し、携帯トイレやマンホールトイレで処理するよう広報を行う。

2 収集方法

し尿のくみ取りは、災害後直ちに市及び許可業者により、指定避難所及び福祉避難所等の防災拠点施設を優先して実施する。

被害の状況に応じて、応急の措置として、貯留槽、便槽等内の2～3割程度のくみ取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法を採用する。

※ 災害時における仮設トイレの設置及びし尿収集業務等の協力に関する協定書

・・・・・・・・資料〔2・12・14〕

※ 災害時等での仮設トイレの供給等に関する協定書・・・・・・・・資料〔2・12・15〕

3 処理施設

収集したし尿は、次の処理施設で処理する。

施 設 名	所 在 地	電 話
松山衛生e c oセンター	北吉田町 77-31	972-1933

※ し尿処理施設等の現況・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔3・15・2〕

4 処理施設の応急復旧

処理施設が被害を受けた場合、処理能力の回復を図るため、迅速な応急復旧に努め、処理施設の処理体制が整うまでの間、住民に対して携帯トイレや仮設トイレ等を利用するように広報する。

5 県への要請

必要に応じて、県の備蓄するポータブルトイレ等災害時緊急援護物資の供給を要請するとともに、県内市町間のし尿処理についての調整及び県外のし尿業者等のあっせん、浄化槽の緊急点検及び応急復旧等について要請する。

6 住民及び自主防災組織の活動

自主防災組織の清掃班を中心に、あらかじめ、資機材の点検を行い、必要に応じ臨時共同トイレ（マンホールトイレ含む。）の設置を準備する。

水洗トイレは市から連絡があるまで使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、市に連絡する。

この場合、し尿は、住民がそれぞれ携帯トイレや仮設トイレにより処理することを原則とする。自主防災組織を中心に仮設トイレの要請・設置、消毒、管理を行う。

第3 ごみ等の収集処理

大規模地震時には、ごみ処理施設の損壊による処理機能の低下又はごみの大量発生により処理施設への短期間大量投入が困難な場合が予想される。

このため、関係部署においては、災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正な廃棄物処理が円滑に行えるよう努める。

1 住民等への広報

速やかに仮置場及び収集期間を定めて住民等に広報する。

特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、又は処理するように指導・広報する。

2 収集処理方法

- 災害の規模に応じて災害廃棄物の仮置場の配置を検討し、仮置場が設置された場合は、運営計画を定め適正な管理を実施する。
- 生活ごみは、平時の処分体制を基本とするが、道路の不通や渋滞などにより収集効率が低下する地域がある場合には、排出場所や排出日時の変更を検討する。
- 収集する災害廃棄物は、種類等を勘案して発生量を把握し、できるだけリサイクルに努め、最終処分量の低減を図る。
- 躯体など持ち運びの困難な災害廃棄物等は、市等が、直接仮置場又は処理施設に運搬する。
- 特に腐敗しやすい生ごみなどの可燃ごみについては、優先的に処分する。

3 処理施設

収集したごみは、次の処理施設で処理する。

(注：中島リサイクルセンターは運搬中継基地)

施設名	所在地	電話
南クリーンセンター	市坪西町 1000 番地 1	971-8862
西クリーンセンター	大可賀三丁目 525 番地 6	953-1153
横谷埋立センター	食場町乙 6 番地 1	977-5235
大西谷埋立センター	大西谷乙 129 番地	977-0929
中島リサイクルセンター	中島大浦 22 番地	997-5911

上表の処理施設のほか、民間処理業者の活用により迅速な処理が図られる場合などには、民間の廃棄物処理施設で処理を行う。

※ ごみ処理施設等の現況・・・・・・・・・・・・・資料〔3・15・1〕

4 へい死獣(犬・猫等)の処理

市の処理施設で衛生的に焼却処理する。

5 住民及び自主防災組織の活動

- 通常のごみ集積場所が使用できない場合、排出場所や排出日時の変更に協力する。
- 災害廃棄物は、種類に応じて市が定める場所及び日時に搬出する。
- 仮置場の災害廃棄物の整理、飛散流出の防止等の管理協力を行う。

6 県等への要請

災害の状況により、市が生活ごみ及び災害廃棄物の収集処理ができないときは、県又は隣接市町、（一社）えひめ産業資源循環協会等に応援を要請する。

第4 障害物の除去

大規模災害時には、倒壊した家屋や工作物の転倒落下をはじめ、多数の施設等が甚大な被害を受け、大量の障害物の発生が予想される。

そのため、円滑な応急活動を実施するための交通の確保並びに被災者が一日も早く日常生活を営むことができるよう障害物の除去を実施する。

1 道路、河川等の障害物の除去

道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行い、その他の施設の障害物の除去は、その施設の所有者又は管理者が行う。

(1) 道路管理者

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努める。

道路上における著しく大きな障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）については、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等に協力を依頼して所要の措置をとる。

(2) 河川管理者

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて早急に被災状況等の把握に努め、水防のために緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は支障となる工作物その他を処分する措置をとる。

2 海上障害物の除去

海上にある障害物の除去については、状況により松山海上保安部、四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所、県等関係機関と相互に連絡並びに協力を求めて実施する。

港湾（漁港）管理者は、管理する港湾（漁港）区域について、障害物の有無も含めて早急に被災状況等の把握に努め、著しく大きな障害物の除去は、必要に応じ、海上保安庁、警察機関、消防機関、自衛隊と協力して所要の措置をとる。

3 住居関係の障害物の除去

住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木、建築物等の倒壊により発生した障害物等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去は、次のとおりとする。

なお、災害救助法が適用される災害にあつては、県からの通知に基づき実施し、同法の適用を受けない災害にあつては、市の応急対策として実施する。

(1) 除去すべき対象

- 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- 障害物が居室、炊事場、トイレ等に障害物が流入し、生活上支障をきたす状態にあると市長が認めたもの
- 自らの資力では除去することができないもの

- 住居が半壊又は床上浸水したもの
- 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(2) 除去の費用及び期間

資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間（愛媛県保健福祉課）」に準じる。

※ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（愛媛県保健福祉課）

・・・・・・資料〔3・28・2〕

4 除去の方法

- 道路交通を緊急に確保する範囲内において実施
- 住居の障害物の除去については、必要最小限の日常生活を営み得る状態を想定

5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所は、公用地であって、交通並びに市民生活に支障のない場所を原則とする。道路の障害物の適当な集積場がない場合は、主要避難路及び緊急輸送に充てる道路以外の道端等に集積する。

ただし、災害の規模が大きい場合は、民有地についてもその所有者と協議の上、仮置場とする。

また、最終の処理は、用地を確保の上、埋立てするなど実情にあった処置をとる。

6 関係機関への要請

市において障害物の除去が困難なときは、市指定の建設業者に作業を依頼するが、災害の状況により、県及び市災害対策本部や指定地方行政機関等が地域特性等を考慮したうえで、愛媛県建設業協会松山支部、全国クレーン建設業協会愛媛支部、愛媛県クレーン建設業協会、廃棄物の場合は（一社）えひめ産業資源循環協会又は県、隣接市町の応援を要請する。

※ 災害時等における応急対策に関する協定・・・・・・資料〔3・15・3〕

※ 災害時における建設機械の応援出動に関する協定・覚書

・・・・・・資料〔3・15・4〕

7 住民、事業所の活動

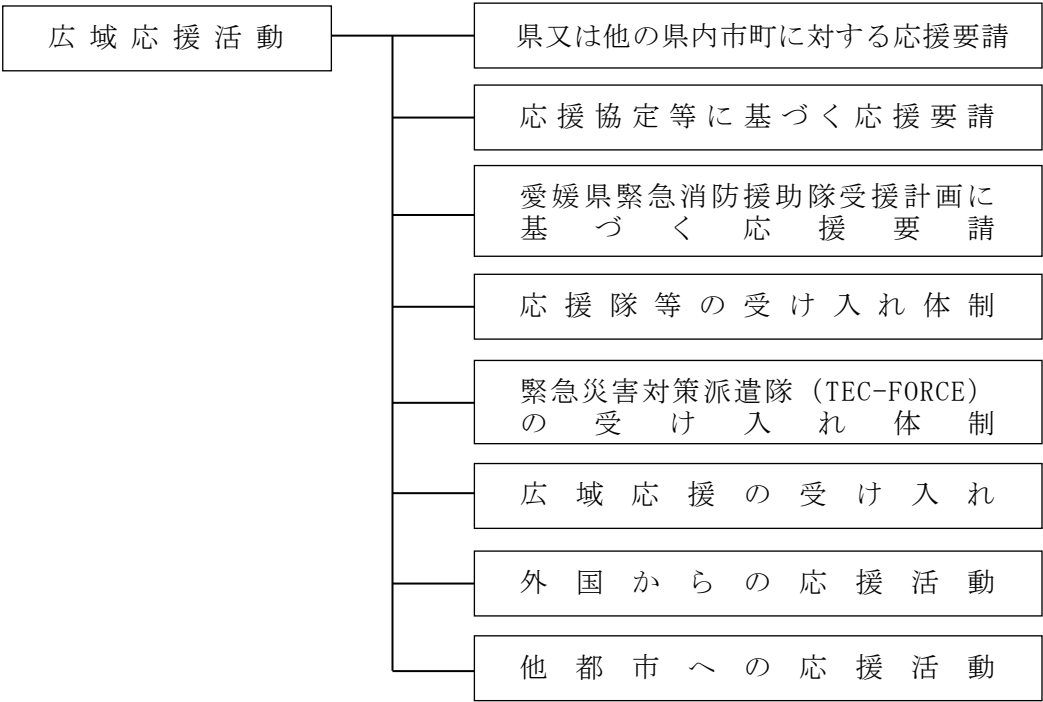
住民は、障害物を撤去して廃棄物として捨てる場合は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指定する方法で搬出等を行う。

また、河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

事業所は、自社の災害廃棄物を自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第 1 6 節 広域応援活動

基本方針	大規模地震による激甚な災害が発生した場合においては、広範囲な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中であって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。 このため、平素から関係機関と十分に協議を行い、災害時にあっては相互に協力して、応急対策活動を円滑に実施する。
主な担当	本部事務局、総務部、福祉推進部、都市整備部、開発建築部、上下水道部、消防局



第1 県又は他の県内市町に対する応援要請

1 県に対する応援要請

災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- 応援を必要とする理由
- 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする期間
- その他応援に関し必要な事項

2 他の県内市町に対する応援要請

災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の県内市町に対し、次の事項を示して応援を求める。

- 応援を必要とする理由
- 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- 応援を必要とする場所及び期間
- その他応援に関し必要な事項

※ 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書・・・資料〔3・16・3〕

3 関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対する応援要請

市長は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するほか、知事に対してこれらの機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

第2 応援協定等に基づく応援要請

市長が必要と認める場合、若しくは各部が所管する協定に基づく各種応援の要請について、必要と認める場合は、あらかじめ調整した連絡先に対し、応援要請を行う。

なお、協定等に定められた方法により要請を行うことを原則とするが、そのいとまが無いなど、やむを得ない場合については、連絡可能な手段により行う。

各部で応援要請を行った場合は、要請を行ったこと及びその後の経過について、災害対策本部事務局に連絡員等を通じ報告する。

※ 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定・・・資料〔3・16・21〕

※ 愛媛県消防防災ヘリコプターの緊急運航応援要請方法・・・資料〔3・16・22〕

※ 各種団体等からの応援内容等・・・・・・・・・・・・・資料〔3・16・24〕

第3 愛媛県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請

大規模災害又は特殊災害が発生し、本市の消防力及び県内の消防応援では十分な対応が困難な場合、緊急消防援助隊の応援を要請する。

市長は、知事への緊急消防援助隊の応援要請について、口頭又は電話等で行う。ただし、電話等の場合は、市災害対策本部（防災危機管理部）が県災害対策本部（防災危機管理課）に要求し、事後速やかに文書を送達する。

なお、緊急消防援助隊の受け入れについては、「松山市緊急消防援助隊等受援計画」に基づき、実施する。

※ 松山市緊急消防援助隊等受援計画・・・・・・・・・・・・・資料〔3・16・25〕

第4 応援隊等の受入れ体制

応援隊の派遣を要請した場合の受入れ体制は、個々の協定、計画等によるが、特別の定めのない場合は、次のとおりとする。

1 応援の受入れ

市は、他の自治体からの応援を要請した場合、その応援隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認し、応援を要する班へ速やかに連絡する。

また、警察・消防・自衛隊に対しては、部隊の展開場所や宿営等のための拠点の確保を図る。

2 宿泊施設の確保

宿泊施設は、学校、公民館等の公共施設及び民間の宿泊施設とする。

第5 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の受入れ体制

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国土交通省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支部部局、気象庁に設置された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が、市の被災状況調査、被害の拡大防止、早期復旧に関して支援を行う。

支援隊の宿泊施設は、民間の宿泊施設とし、確保は原則派遣元（国土交通省等）が行う。

第6 広域応援の受入れ

大規模災害の発生により、市だけでは対応できない事態において、他の自治体や機関など、多方面からの支援を最大限生かすため、人的、物的支援の受入れ手順やその役割など、支援に必要な体制を確立する。

なお、業務の実施に当たっては、「松山市災害時受援計画」に定めるところにより行う。

1 発動要件

市災害対策本部が設置されるとともに、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合に本計画を適用する。

発動要件は、以下の3つの要件をみたす場合とする。

- 本市に震度6弱以上の地震が発生した場合（災害対策本部設置要件）
- 風水害により本市が甚大な被害を受け、災害救助法の適用を受けた場合
- 災害により相当の被害が発生し、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

2 発動期間

発動期間は、発災後1箇月を基本とする。また、必要に応じて、発災後1箇月以降の受け入れも想定する。

3 人的支援の受入れ

(1) 人的支援の受援体制

他都市等からの人的支援を円滑に受け入れるため、災害対策本部事務局に受援班を設置する。受援班は、他の行政機関・自衛隊、民間事業者等への人的応援要請、市全体の受援状況の取りまとめなどを行う。

各政策課に受援担当者を配置し、部局内の応援需要を取りまとめて、受援班に応援を要請し、応援者は各課が受け入れる。

また、ボランティアに関して、受援班は、松山市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携する。

(2) 調整会議

応援者の配属を決定する際には、受援班及び政策課受援担当で調整会議を行い、応援が必要な課と応援者の人数、職歴等を勘案し、会議において配属を決定する。

調整会議での決定後は、受援班人事課員は必要に応じて、各部と連絡・調整を行い、政策課受援担当者は応援を受け入れる課への配属を支援する。

(3) 応援者の受入れ体制

応援者の受け入れは、応援を要する各課が受入れ課として実施する。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等に留意する。さらに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

受入れ課は、応援者に対して、業務に関する指揮命令を行う指揮命令者として課長級職員を配置する。

指揮命令者は、必要に応じて受援対象業務ごとに受援担当者を定める。

各部の受入れ課における業務は、次のとおり。

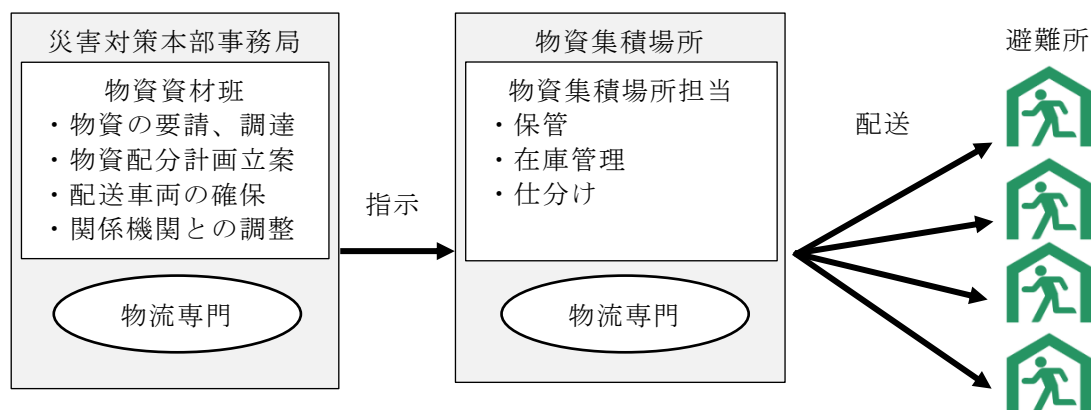
- 応援者への業務指示、連絡調整等
- 業務実施に必要な資源の確保

以下は、各部受援担当者を通じて受援班人事課員へ行う。

- 受援班への応援要請
- 受援班への状況に関する報告
- 受援班への応援者撤廃に関する報告

4 物的支援の受援体制

物的支援の受援体制は、全市の物資ニーズの集約と物資集積場所への配送指示などを行う災害対策本部事務局「物資資材班」と、外部からの物資受け入れと避難所への配送を行う物資集積場所の担当者（物資集積場所担当）で構成する。



第7 外国からの応援活動

外国からの応援活動については、国が受け入れを決定し、作成する受入れ計画に基づいて、県が受け入れする。市は、県の要請により協力する。

第8 他都市への応援活動

県は、被災都道府県から応援の求めを受けた場合、県内市町に対して、被災市町村への応援を求めることができる。

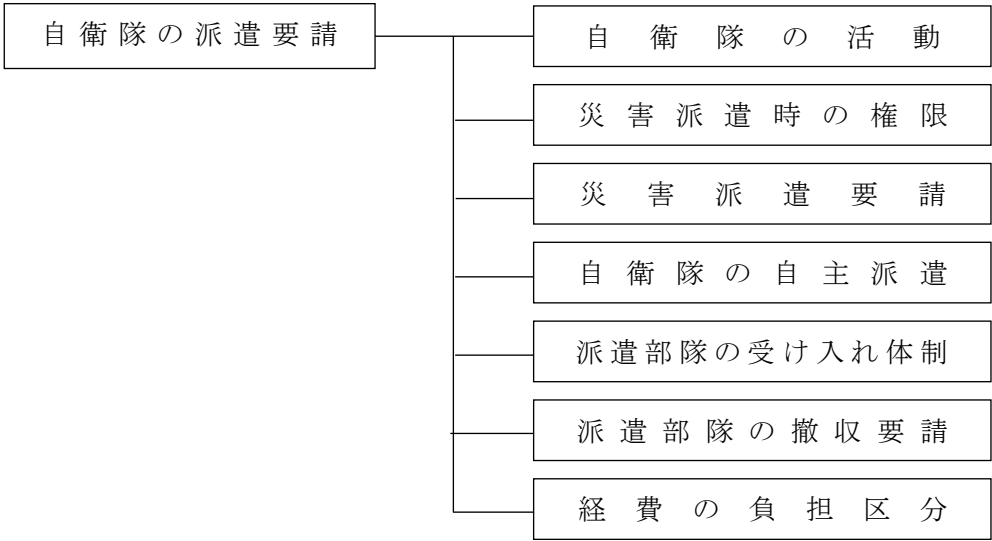
市は、県から職員派遣等の要請を受けた場合には、積極的に支援を行う。

なお、職員を派遣する場合には、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

第17節 自衛隊の派遣要請

基本方針
大規模地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が、関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められる場合、市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求し、効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

主な担当	本部事務局



第1 自衛隊の活動

1 情報収集・伝達活動

気象庁等から県内において震度5弱以上の地震が発生したとの情報を得た場合、陸上自衛隊中部方面特科連隊長は、車両による地上偵察を実施するとともに、上級部隊等の行う航空機等の偵察による当該地震発生地域及びその周辺についての情報を収集する。

また、収集した情報は、直ちに県等防災関係機関に伝達する。

2 救助活動等の内容

自衛隊が災害派遣時に実施しうる人命救助活動、生活救援活動等の一例は以下のとおりである。

実際の災害派遣時における活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、派遣された部隊等の人員、装備等によって異なる。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷病者等の搜索救助

(4) 水防活動

堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬

(5) 消火活動

消防機関に協力して行う消火活動

(6) 道路、水路等交通上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除

(7) 応急医療、救護及び防疫の支援

被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援

(8) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援

(9) 人員、物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

(10) 給食及び給水の支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

(11) 宿泊支援

被災者に対する宿泊支援

(12) 危険物等の保安、除去**(13) 火薬類、爆発物等の保安措置及び除去****(14) 倒壊家屋等の処理****第2 災害派遣時の権限**

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が次に掲げる措置を行う場合は、指揮官の命令による。
ただし、緊急を要し、指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条の規定による「避難等」（自衛隊法第 94 条において準用する。）
- 警察官職務執行法第 6 条第 1 項の規定による「立入り」（自衛隊法第 94 条において準用する。）
- 災害対策基本法第 63 条第 3 項の規定による「警戒区域の設定等」
- 災害対策基本法第 64 条第 8 項の規定による「土地・建物等の一時使用等、工作物等の除去等」
- 災害対策基本法第 65 条第 3 項の規定による「業務従事命令」
- 災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項の規定による「自衛隊の緊急通行車両の円滑な通行の確保のため必要な措置をとること。」

第3 災害派遣要請

自衛隊への派遣要請は、原則として人命及び財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態で、緊急かつ他に実施可能な組織等がない場合に、知事に対して要求する。

1 災害派遣要請の範囲

第12「救助活動等の内容」とする。

2 災害派遣要請の手続

自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、県に対し、次の事項を明らかにした文書をもって派遣要請を要求する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又はファクシミリをもって要求し、事後速やかに文書を送達する。

- 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況その他参考となる事項

※ 自衛隊の災害派遣要請等様式・・・・・・・・・・資料〔3・17・1〕

第4 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

また、市長は、通信等の途絶により、県に対して災害派遣要請の要求ができない場合、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができ、自衛隊は、この通知により直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合は、部隊等を派遣する。

この場合においても、できるかぎり早急に県に連絡し、密接な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救助の措置をとる必要があると認められること
- 災害に際し、自衛隊が実施すべき救助活動が明確な場合に、当該救助活動が人命救助に関するものであると認められること
- 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- その他の災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行うことがある。

第5 派遣部隊の受入れ体制

1 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資機材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、計画を次により立てるとともに、作業実施に必要なとする十分な資機材の準備を整え、かつ、作業に関係ある者の了解を速やかにとりうるよう、事前に配慮する。

- 作業箇所及び作業内容
- 作業箇所別必要人員及び資機材
- 作業箇所別優先順位
- 作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所
- 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対して、次の施設等を準備する。

- 市対策本部内に自衛隊連絡員等の位置する場所
- 本部事務室
- 宿舎
- 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- 駐車場（車1台の基準は3 m×8 m）
- ヘリコプター離着陸場

※ ヘリコプター緊急時離着陸場一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・7・3〕

第6 派遣部隊の撤収要請

災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに県に対し、その旨を報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で要求し、その後文書を送達する。

※ 自衛隊の災害派遣要請等様式・・・・・・・・・・資料〔3・17・1〕

第7 経費の負担区分

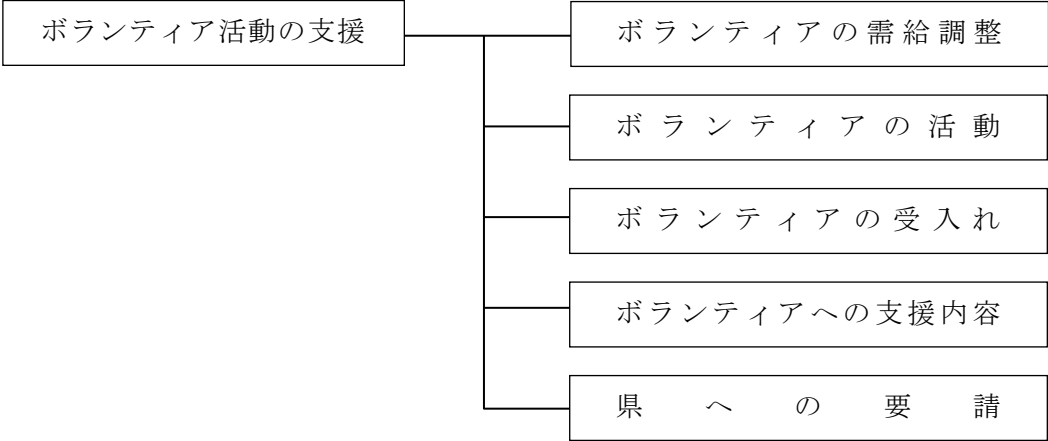
自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として、派遣を受けた市が負担し、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

- 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費、水道料、電話料等
- 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議する。

第18節 ボランティア活動の支援

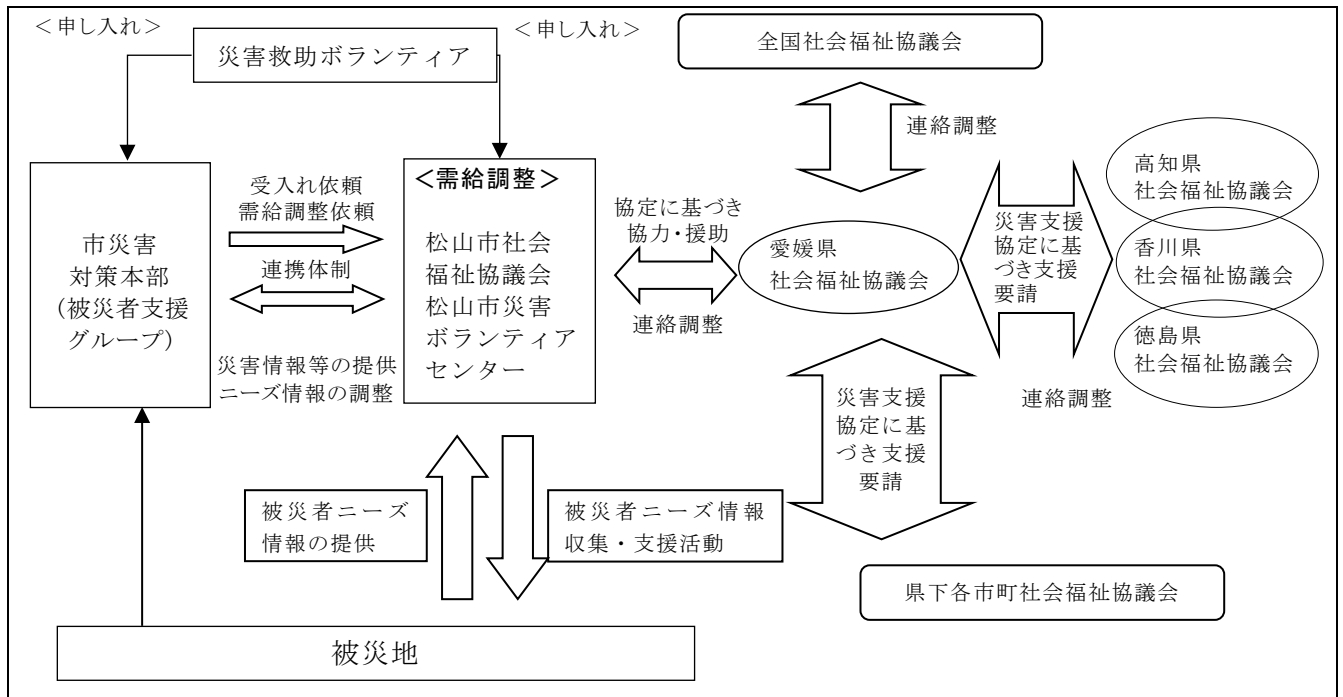
基本方針
大規模地震災害時には、行政機関の活動と併せて、被災者や行政機関を支援するボランティアの活動が不可欠となる。 このため、松山市社会福祉協議会と連携の下に、ボランティア活動に必要な支援等を行い、機動的、かつ、きめ細かな災害救援活動を支援する。 さらに、愛媛県社会福祉協議会、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県共同募金会、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、自治会、町内会、ボランティア団体、NPO、企業等関係機関・団体との連携及び協働体制をいち早く築き、市域における被災者ニーズの把握や、NPO等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整等を行う。

主な担当	福祉推進部



第1 ボランティアの需給調整

ボランティアの需給調整は、概ね次のとおりとする。



市及び関係団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けやごみの収集運搬等に取り組むなど、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第2 ボランティアの活動

災害時のボランティアの主な活動は、次のとおりである。

- 被害、安否、生活情報の収集・伝達
- 要配慮者（高齢者、障がい者等）への支援
- 避難所運営の支援
- 救援物資の仕分け・配布
- 炊き出し、清掃、その他災害救援活動
- 応急給水活動の補助
- その他ボランティアの自主的な活動

第3 ボランティアの受入れ

災害の状況により、ボランティアによる活動が必要となり、ボランティア活動の申し出が予想されるときは、直ちに松山市社会福祉協議会内に設置される松山市災害ボランティアセンターと連絡調整を行い、次のとおり受入れ体制を整える。

- ボランティア活動拠点（災害ボランティアセンター）設置の協力に関する事
- ボランティアの募集及び受け入れ、受付・派遣等の需給調整の協力に関する事
- ボランティア活動拠点及びボランティア活動に要する資機材等の調達・提供に関する事
- 災害情報等の収集・提供に関する事
- ボランティア関係機関との連絡調整に関する事
- ボランティア詰所の設置等受け入れに係る体制整備に関する事
- その他ボランティアの支援に関する事

また、受け入れに際して、ボランティアの技能等が効果的にいかされるよう配慮するとともに、必要に応じて活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第4 ボランティアへの支援内容

ボランティアが十分に活動できるよう、次の内容を支援する。

また、職員のボランティア休暇制度を利用した被災者に対するボランティア活動への参加の促進に努める。

- 全体的被災状況、被災者の救援ニーズ等の情報の提供
- 活動拠点等の提供
- パソコン、ファクシミリ、コピー等の設備機器の提供
- 緊急時の公用車、放置自転車等の使用の許可
- ボランティアの健康チェック
- その他ボランティア活動に必要な支援

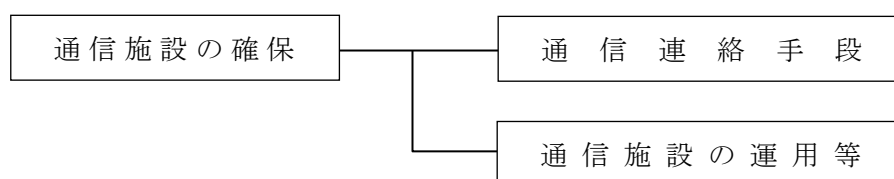
第5 県への要請

災害の程度・規模等により要員の確保ができない場合は、県に対し、ボランティアのあっせん要請を行う。

第19節 通信施設の確保

基本方針
大規模地震災害時には、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による中継所等通信関連施設の破壊が予想されるため、代替施設の確保等効果的な応急対策を実施する。 災害時の無線局運用に当たっては、通信の輻そうにより生じる混信等の対策のため、必要に応じて、通信統制を行うなど通信の運用に支障をきたさぬよう努める。

主な担当	本部事務局、消防局



第1 通信連絡手段

災害時の通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は概ね次の手段により速やかに行う。

また、既存の通信手段が使用できない場合は、愛媛県が協定に基づき確保した衛星携帯電話等の貸与要請を行う。

1 専用通信設備の使用

緊急時には、まず、専用通信設備を使用して通信連絡を行う。

- 消防無線
 - ※ 消防通信施設一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・4・5〕
- 防災行政無線
 - ※ 防災IP無線機一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・4・6〕
 - ※ 同報系防災行政無線設備一覧表・・・・・・・・・・資料〔3・4・9〕
- 県地上系防災通信システム
 - ※ 愛媛県地上系防災通信システム一覧表（関係分）・・・・・・・・資料〔3・4・7〕
- 県衛星系防災行政無線
 - ※ 愛媛県衛星系防災行政無線一覧表（関係分）・・・・・・・・資料〔3・4・8〕

2 災害時優先電話の使用

N T Tに指定申請をしている災害時優先電話を使用する。

3 他の機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第57条、第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定に基づき、使用できる他の機関の通信設備は、次のとおりである。

- 警察通信設備

※ 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

・・・・・・資料〔3・19・1〕

- 愛媛県防災行政無線
- 国土交通省無線設備
- 鉄道通信設備
- 電力通信設備
- 自衛隊通信設備
- アマチュア無線設備

松山市役所アマチュア無線クラブの協力を得て、非常の場合における通信の確保に努める。

4 非常無線の利用

災害対策基本法に基づく各防災機関は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条、第74条の規定により、無線局を開設しているものに対し、非常無線通信を依頼することができる。

5 放送の利用

災害対策基本法第57条の規定に基づき、緊急を要する場合で特に必要があると認めるときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

放送要請の方法等は、第3章 第3節 第1「情報活動の強化」による。

6 孤立地区との通信連絡

災害により通信や交通が途絶し、連絡が困難な孤立地区が発生した場合は、防災行政無線や衛星携帯電話、アマチュア無線、衛星通信を活用したインターネット機器、バイク等を活用した通信の確保に努めるとともに、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

また、状況に応じて自衛隊、県警察本部、第六管区海上保安本部等の航空隊の航空偵察を要請し、孤立地域との連絡を図る。

第2 通信施設の運用等

災害時における通信施設の運用、応急復旧は、次のとおりとする。

1 防災行政無線

(1) 同報系防災行政無線

同報系防災行政無線のコンピュータ連動装置に障害が発生した場合、手動操作で対応するなど、適正な運用の確立を図る。

(2) 防災IP無線

防災IP無線に障害が発生した場合、部品交換による応急復旧が行えるよう、保守部品の確保を含む保守体制の確立を図る。

2 消防無線

消防無線に障害が発生した場合、部品交換等応急復旧が行えるよう保守体制の確立を図るとともに、無線の輻そうによる混乱を防ぐため、状況に応じて、交信チャンネルを変更する等、通信の統制を行う。

また、消防無線装置等の被害により通信が途絶した場合は、可搬式無線機、車載無線機及び携帯無線機を活用し対応する。

3 画像を伝送するシステム

高所監視カメラのコンピュータ連動装置に障害が発生した場合、手動で対応するなど、適正な運用の確立を図る。

第20節 ライフラインの確保

基本方針

大規模地震災害時におけるライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じて広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、人命に関わる医療機関等の重要施設への復旧を優先的に行う。

また、上下水道、電力、通信等の各ライフライン事業者は、道路と生活インフラが連携した復旧が行えるよう、道路管理者との連携体制の整備・強化を図る。

主な担当

環境部、上下水道部

ライフラインの確保

水道施設

下水道施設

電力施設

ガス施設

電信電話施設

廃棄物処理施設

第1 水道施設

1 初動体制

大規模な地震が発生した場合、迅速に以下の手順で応急的な措置を実施するための体制を確立する。

(1) 給水対策本部の設置

あらかじめ指定された場所に応急給水及び応急復旧を目的として給水対策本部を設置する。

(2) 被害情報の収集

給水対策本部は現地調査等により情報を収集し、総合的な水道施設の被害状況の把握を行い、応急給水及び応急復旧計画を作成する。

2 応急復旧の実施

(1) 基本方針

大規模な地震による断水をできる限り短期間かつ狭い範囲にとどめ、市民生活への影響を最小限に抑えるため、まず取水、導水、浄水施設等の機能を確保するとともに、水源地からの導水管、送水管及び配水本管の幹線の復旧を優先して実施し、次いで配水支管と給水装置の順に復旧を進め、早期給水の再開に努める。

(2) 施設の応急復旧順位

取水、導水、浄水施設（水源から浄水場まで）、送水、配水施設（浄水場から配水池まで）の順に行う。

(3) 管路の応急復旧順位

導水管、送水管、配水管の順に行い、配水管の復旧は配水本管、病院等重要な施設への配水支管、その他の配水支管の順に行う。

修理は、管の破裂折損を優先的に復旧し、給水可能区域の拡大を図る。

(4) 給水装置（引込給水管）の応急復旧

宅地内給水装置の復旧は、給水装置の所有者等から修繕申し込みのあったものについて行うが、以下に掲げるような配水に支障を及ぼすものについては申し込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

給水装置の応急復旧

- ア 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの
 - ※ 漏水が多量なもの
 - ※ 被災給水装置
- イ 路上漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの
- ウ 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

3 資機材、車両及び人員の確保

(1) 応急復旧用資機材及び車両

公営企業局備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、車両及び給水装置等は、管工事業協同組合に応援を求め、管路等の資機材については、日本水道協会中国四国地方支部の正会員からの応援、又はメーカーからの直送による。

(2) 動員計画

突発的な地震の発生に対応できるよう、次のとおり対処する。

ア 職員の動員

あらかじめ参集場所を指定し、参集後直ちに施設の被害状況の調査を行うとともに応急復旧作業体制を確立する。

イ 日本水道協会等への応援要請

公営企業局で対応できないときは、日本水道協会を通じて応援要請を行う。

また、管工事業協同組合を通じて、指定給水装置工事事業者へあらかじめ応急復旧対策に応援可能な人員、動員方法等について、調整を行っておくように努める。

- ※ 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
・・・・・・・・資料〔3・16・9〕
- ※ 渇水等緊急時における相互応援協定 ・・・・・・・・資料〔3・16・26〕
- ※ 渇水等の緊急時における相互応援に関する協定・・・・・・・・資料〔3・16・27〕
- ※ 震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定書
・・・・・・・・資料〔3・16・28〕
- ※ 災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定書
・・・・・・・・資料〔3・20・1〕

4 災害時の広報

震災が広域的なときは、災害対策本部事務局を通じ県に要請し、報道機関の協力を得て実施する。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

市域の一部地域を対象とするときは、広報車両による広報等を行うほか、災害対策本部事務局に要請して行う。

第2 下水道施設

下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

1 管渠^{きょ}の応急措置

管渠^{きょ}の被害に対しては、汚水や雨水の流下^{りゅうか}に支障となる土砂等を除去したり、移動式ポンプを配置して下水排水に努めるとともに、迅速に管渠^{きょ}の応急復旧を行う。

特に、広範囲にわたり排水機能の停止をまねく幹線の被害は、早急に応急復旧を行う。

多量の塵芥等により管渠^{きょ}の閉塞又は流下^{りゅうか}が阻害されないよう、現況に適した方法で流入防止等の応急措置を行い、下水排水の円滑化を図る。

工事施工中の箇所においては、工事受注者に対して、被害を最小にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材等の補給を行わせる。

2 下水道処理場等の応急措置

下水道処理場等が停電した場合は、直ちに非常用発電装置に切り替え、下水処理や下水排水に万全を期する。また、非常用自家発電設備から、電力が供給できない場合は、緊急的に発電機を調達する。

下水道処理施設に浸水をきたした場合は、土のう等により浸水を阻止するとともに、破損箇所の応急修理を行い、下水処理や下水排水に万全を期する。

本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として、水路の仮締切りや配管ルートの切り回し、仮設沈澱池の設置等の応急措置を実施する。

3 県への連絡

下水道施設の総点検を実施し、被災状況を速やかに県に連絡する。

下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。

- ※ 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
・・・・・・・・資料〔3・16・9〕
- ※ 松山市・日本下水道事業団災害支援協定・・・・・・・・資料〔3・16・10〕
- ※ 災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定書
・・・・・・・・資料〔3・16・11〕
- ※ 松山市下水道施設における発動発電機の調達に関する協定書
・・・・・・・・資料〔3・16・12〕
- ※ 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定
・・・・・・・・資料〔3・16・14〕
- ※ 中国・四国ブロックの下水道事業災害支援に関するルール
・・・・・・・・資料〔3・16・15〕
- ※ 愛媛県の下水道事業における大規模災害時の対応に関するルール
・・・・・・・・資料〔3・16・16〕

第3 電力施設

災害に対処するため、電気事業者はその定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

2 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況、停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的な被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

停電による社会不安除去のため、電力施設状況や復旧状況、並びに電気事故を防止するために必要な情報について広報活動を行う。

4 対策要員等の確保

防災体制が発令された場合、対策要員は、防災計画の主導體制に基づき速やかに所属する対策組織に出動する。なお、交通途絶等により出動できない者は最寄りの事業所に出勤する。

5 他電力会社間の電力融通

電気事業者は、災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通による需給状況の改善を図る。

6 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として供給を継続するが、送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

7 設備の応急復旧

災害に伴う応急復旧工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速適切に実施する。

ただし、電力供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

また、災害復旧用資機材の確保に当たり、電気事業者は、事業所に所有する応急措置用資機材を優先使用し、不足する場合は四国電力株式会社本店・支店、四国電力送配電株式会社本社・支社及び関係事業者等から緊急転用措置をとる。

(1) 水力・火力・発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(4) 配電設備

発電機車等、応急復旧機材を活用し、応急復旧の標準工法に基づき、迅速確実な復旧を行う。

(5) 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により通信回線を確保する。

8 復旧の順位

設備ごとに、あらかじめ定めてある復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

第4 ガス施設

1 応急措置及び復旧対策

製造所において設備運転に危険な震度の地震発生時には、設備を緊急停止し、設備の緊急点検及び被災設備の応急保安処理を行うとともに、ガス施設、住居、道路等の被害状況及びガス施設の点検結果により、ガス供給を地域的に遮断し、二次災害の防止を図る。

製造所の設備及びガス導管等の災害復旧は、関係機関の応援を得て速やかに復旧し、設備の安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。供給停止地域については、ガス施設の安全を確保した地区より、速やかにガス供給の再開を行う。

また、指定避難所等に臨時に必要な燃料の供給を行う。

2 動員、応援体制

動員計画に基づき動員の確保に努めるとともに、関係機関への応援要請を行う。
災害の規模に応じて、日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

3 資機材の確保

事業所等に保有する応急措置用資機材を優先使用し、不足する場合は、関係機関及びメーカー等から緊急転用措置をとる。

4 広報の実施

報道機関、防災関係機関に対して、被災の状況、復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。
利用者に対しては、広報車等によりガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

第5 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

1 NTT西日本株式会社四国支店

NTT 西日本株式会社四国支店は、災害の発生又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保し、災害を受けた通信設備の応急復旧を速やかに実施する。

(1) 通信の非常疎通措置等

- 応急回線の作成、網措置等、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ、災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話を設置
- 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及び同法施行規則の定めるところによる利用制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤルサービスを提供
- 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先した取り扱い
- 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携確保
- 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携確保
- 携帯電話や他事業者網と固定網の優先接続の引継ぎの実施による重要通信の確保
- 災害救助法が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努めるとともに、停電時には公衆電話の無料化
- 行政やボランティア等から発信される情報や被災者からの情報を円滑に伝達させるため、日常使用しているコンピュータネットワークの復旧

(2) 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該被災地に周知する。

(3) 対策要員の広域応援

大規模地震等により、広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業態勢等について計画に基づき確立し、運用する。

(4) 災害時における災害対策用資機材の確保

- 災害対策用資機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達若しくは資材部門に要求
- 災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により実施
- 災害時において、必要により災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保（なお、確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に要請して迅速に確保）

(5) 設備の応急復旧等

通信が途絶した時の応急措置は、次のものを実施する。

- 衛星通信無線車、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線を復旧
- 電力設備被災局には、移動電源車を使用し復旧
- 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置により復旧
- 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施
- 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に関する要員・資機材及び輸送の手当を実施
- 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と提携した早期復旧

(6) 災害復旧

- 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて、災害復旧工事を計画、設計
- 被災地における地域復興計画の作成・実効に当たっては、これに積極的に協力

2 株式会社NTTドコモ四国支社愛媛支店

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

- 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しを促進
- 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一時利用の制限等の措置を対応

3 NTTドコモビジネス株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

- 電気通信施設の整備及び保全
- 災害時における電気通信の疎通

4 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

- 電気通信施設の整備及び保全
- 災害時における電気通信の疎通
- 災害用伝言板サービスの提供

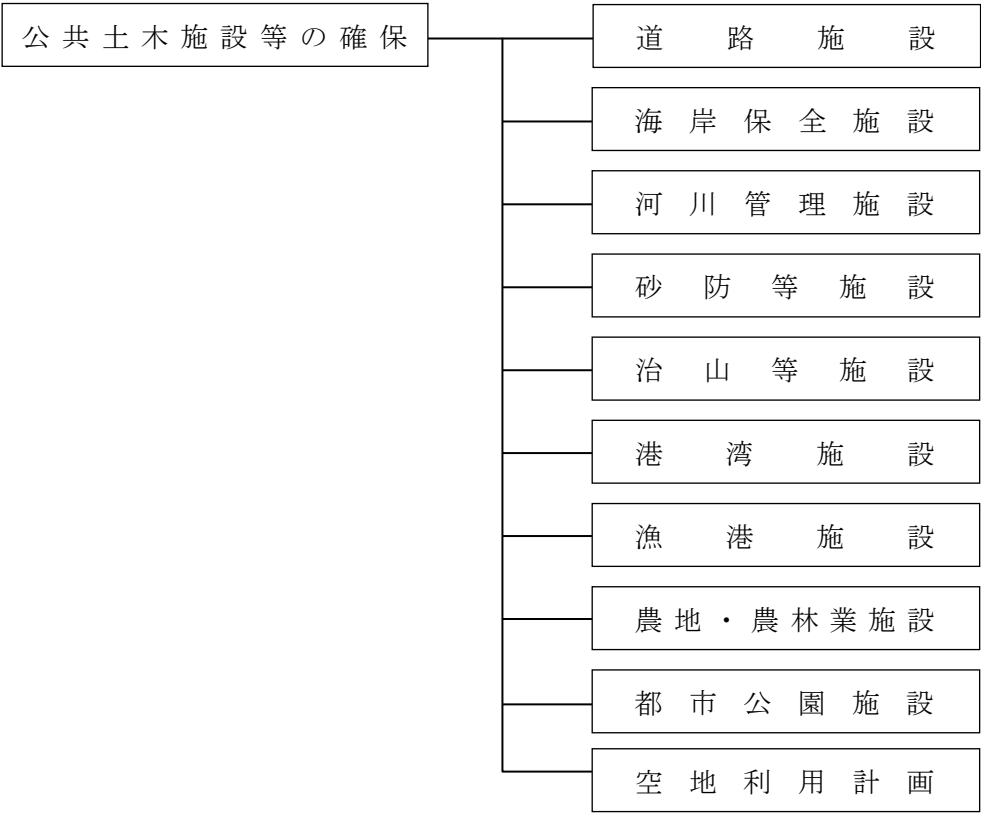
第6 廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、「第3章 第15節 災害廃棄物処理」のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

第21節 公共土木施設等の確保

基本方針
大規模地震災害時には、公共土木施設における復旧対策のため、発災後、直ちに専門技術者により所管する施設・設備の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行う。 また、災害の状況により、関係機関の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行制限等に必要な人員、資機材等について確保に努める。

主な担当	都市整備部、開発建築部、農林水産部



第1 道路施設

発災後、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、道路啓開等を行い緊急車両の通行の確保に努める。

なお、市道については、被災状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止工事、応急工事等所要の応急措置を講じ、迂回路がない場合は、仮設道路の設置等早期に通行の確保が図られるよう必要な措置を講じる。

第2 海岸保全施設

発災後、早急に被害状況を把握し、県等へ報告するほか、被害が確認された場合、堤防や護岸の崩壊等については、浸水被害及び施設の増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、市関係の海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

第3 河川管理施設

発災後、早急に被害状況を把握し、県等へ報告するほか、被害が確認された場合、堤防、護岸の破壊等については、浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講じる。また、水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能となることが予想されるので、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

さらに、市関係の河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

第4 砂防等施設

砂防施設や地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の管理者は、砂防等施設の巡回（パトロール）を行うほか、砂防ボランティアによる現地調査報告や住民からの連絡等により、指定地等の被害情報を収集し、関係機関に連絡するとともに、施設の点検を行う。

また、地震活動等に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生するおそれがある場合は、危険箇所への立入禁止措置や、ビニールシートで覆うなど必要な応急措置に努める。

なお、砂防等施設が損壊したり、二次災害のおそれのある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに施設の機能復旧に努める。

第5 治山等施設

林地荒廃防止施設及び地滑り防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、施設の巡回（パトロール）を行い、施設が設置された森林の所有者の情報連絡等により、施設等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

また、地震活動等で山地災害の二次災害が発生するおそれのある場合には、当該施設内への立入禁止措置等を行い、必要な応急措置に努める。

なお、市関係の治山等施設が損壊し、二次被害のおそれがある場合には、調査点検等を行い、被害の拡大防止及び被災施設の復旧に努める。

第6 港湾施設

発災後、早急に被害状況を把握し、県等へ報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行うほか、関係機関の協力を得て、危険箇所への立入り禁止措置や機能欠損箇所の応急修繕、情報伝達等必要な措置を講じる。

また、市関係の港湾施設は、発災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

第7 漁港施設

発災後、早急に被害状況を把握し、県等へ報告するほか、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関の協力を得て、必要な措置を講じる。

また、漁港区域の航路等については、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等に努める。

なお、発災後の緊急物資輸送拠点として重要な施設を含むことから、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。

第8 農地・農林業施設

発災後、早急に被害状況を把握し、県等へ報告するほか、被害が確認された場合、災害が拡大しないように応急措置を実施する。

また、災害に起因して二次災害を誘発しないように関係機関との連絡を密にし、適切な措置を講じる。

なお、交通、利水等の施設災害を緊急に復旧する必要がある場合は、少なくともその機能を維持する程度まで復旧する。

第9 都市公園施設

発災後、早急に被害状況を把握し、県等へ報告するほか、状況に応じ、使用禁止、立入禁止等の措置を行う。

また、都市公園は、一時避難場所として指定されているため、被害を受けた施設は速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

第10 空地利用計画

災害後多目的に利用される限られた空地について、管財課は多様な需要を調整しながら、時系列的かつ合理的な活用を行う計画について定める。

1 空地の現況把握

あらかじめ整理しておいた市域の空地について、被害状況や利用可能性などの概略状況を各課から情報提供を受けて把握する。

2 空地利用ニーズの申請

各課及び防災関係機関は、必要とする空地について、管財課に望ましい面積、場所、利用目的などを申請する。

なお、管財課は、各機関からの空地利用要望の内容が時間とともに変化することを考慮しておく。

＜空地利用目的＞

- 救援活動拠点
- 輸送基地
- 災害廃棄物仮置場
- 仮設住宅建設用地
- ライフライン復旧用地 等

3 空地利用の調整

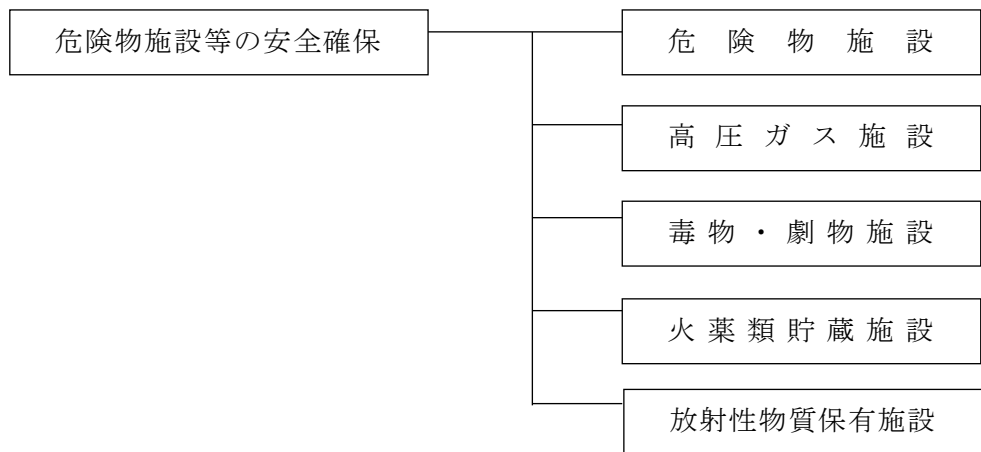
各課の空地利用ニーズを基に、あらかじめ定めていた空地利用の優先順位を考慮しながら、空地の利用を調整し、空地利用申請者にその調整結果を通知する。

空地利用した各課及び防災関係機関は、その利用状況や撤去等の情報を逐次報告する。

第22節 危険物施設等の安全確保

基本方針
大規模地震災害時に、危険物施設等が被害を受け、危険物等の流出その他の事故が発生した場合は、迅速かつ的確な応急対策活動を実施し、災害の拡大を防止するとともに事業所の関係者及び周辺施設等に対する被害の軽減を図る。

主な担当	健康医療部、消防局



第1 危険物施設

1 施設管理者等の活動

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、施設の管理者等は、危険物の取扱い作業を安全に中止し、又は安全な場所へ移動するなど、漏えい及び流出防止等の措置を行うとともに、直ちに警察署、消防機関等に通報する。

また、施設の管理者等は、危険物保安監督者等に命じ、次に掲げる措置を行う。

- 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- 危険物施設の応急点検
- 災害を防止するための消防活動、死傷者等の救出、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策の実施

2 消防機関の活動

保有する消防力を効果的に活用して火災防ぎょを実施し、特に火災の規模や危険物の種類等、状況に応じて他の機関に消火薬剤の提供、化学消防自動車等の派遣要請等を行う。

被害を受けた施設等に対しては、危険性の程度により使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させ、危険物が漏えいした場所等危険な場所については、火災警戒区域を設定し対処する。

第2 高圧ガス施設

1 施設管理者等の活動

災害により、高圧ガス施設が危険な状態となった場合、高圧ガス事業所の所有者又は占有者は直ちに次に掲げる応急措置を行うとともに、事態を発見した者は、速やかに県、警察署、消防機関に通報するとともに、一切の作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、又はガスを放出するなど適切な措置を講じる。

津波等の水害に対しては、高圧ガス容器の流出防止のための措置を講じ、流出した容器がある場合は、流出容器による災害が発生しないよう、関係機関との連絡を密にし、回収に努め、定められた場所に保管する。

2 消防機関の活動

住民等の安全を確保するため、警戒区域を定め、必要に応じて区域内の住民又は従事者に避難するよう警告する。

津波等の水害に対しては、高圧ガス容器の流出防止のための措置を講じ、流出した容器がある場合は、流出容器による災害が発生しないよう、関係機関相互の連絡を密にし回収に努める。

第3 毒物・劇物施設

1 施設管理者等の活動

毒物・劇物の製造（輸入）業者、販売業者、電気メッキ業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物・劇物取扱責任者及び特定毒物研究者は、地震により毒物・劇物が流出、飛散、漏えい等の被害が発生した場合、速やかに保健所、警察署及び消防機関に通報するとともに、毒物・劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

2 消防機関の活動

火災に際しては、施設管理者と連絡を密にし、施設の延焼防止を図る。

関係機関と相互に連絡をとり、住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

飲料水を汚染するおそれがある場合は、河川下流の水道取水地区の地域に通報連絡を行うなど被害の拡大防止措置を講じる。

第4 火薬類貯蔵施設

1 施設管理者等の活動

災害により火薬庫が危険な状態となった場合は、その火薬庫の所有者又は占有者は次に掲げる応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を県、警察官、消防機関等に通報する。

保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止するが、その措置を講じる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講じる。

2 消防機関の活動

火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を防止する。

爆発による被害を受けるおそれがある地域は、立入禁止の措置をとるとともに、警戒区域内の住民を避難させるための措置を講じる。

第5 放射性物質保有施設(医療機関・研究施設等)

1 施設管理者等の活動

災害により、放射性同位元素に係る施設が危険な状態となった場合、施設の管理者等は応急措置を講じるとともに、速やかに県、警察署、消防機関に通報する。

2 消防機関の活動

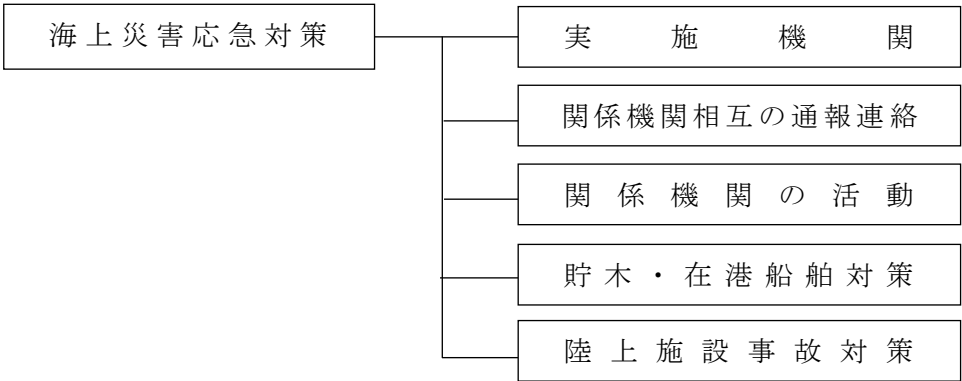
放射性同位元素に係る施設の設置者、輸送事業者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部署等と連携し必要な措置を講じる。

- 関係機関への情報連絡及び広報
- 放射線量の測定
- 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
- 付近の住民等の避難
- 危険区域の設定と立入制限
- その他災害の状況に応じた必要な措置

第23節 海上災害応急対策

基本方針
船舶又は海洋施設その他陸上施設の事故により、遭難、火災又は大量流出油等の海上における災害が発生し、船舶乗組員、沿岸部の住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立して各種応急対策を実施することにより、人命や船舶の救助・消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸部の住民への被害拡大防止に努める。

主な担当	都市整備部、消防局



第1 実施機関

1 大規模海難が発生した場合

松山海上保安部が中心となり、警察機関、市（消防機関を含む。）等のほか、状況に応じて県、隣接市町、漁業協同組合、その他諸団体又は住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

また、必要に応じ災害対策本部を設置し、松山海上保安部を中核とする総合連絡体制を整備し、関係機関が連絡を密にして応急対策にあたる。

2 大量流出油等災害の場合

流出原因機関（者）の責任において処理するが、下記機関が連携のもと応急対策にあたるほか、必要に応じて漁業協同組合、関係企業、住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

なお、流出油等の防除に関する協議会による流出油等防除活動を必要とする場合は、同協議会会長（松山海上保安部長）が総合調整本部を設置し、活動の調整を行う。

※ 松山地区排出油等防除協議会会則・・・・・・・・・・資料〔3・23・1〕

また、流出油等が沿岸に漂着するおそれがあるときは、状況に応じて災害対策本部を設置し、関係機関の連携のもと応急対策にあたる。

- 四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所
- 松山海上保安部
- 県（港湾、漁港管理者を含む。）

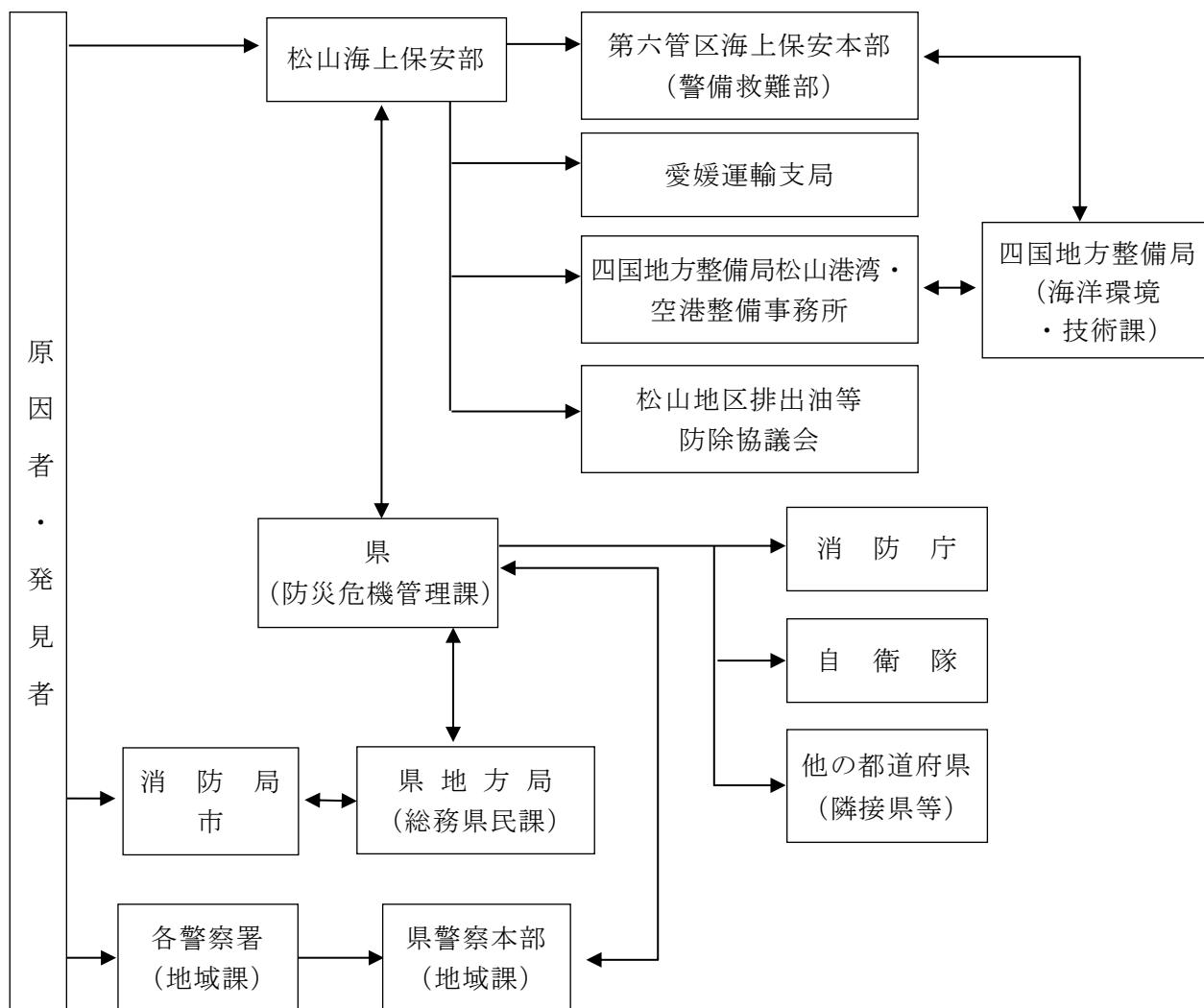
- 警察機関
- 市（消防機関を含む。）
- 流出の原因機関（者）

第2 関係機関相互の通報連絡

松山海上保安部、県及び市等の関係機関は、所定の通報連絡系統・内容に基づき迅速かつ的確な通報連絡を相互に行う。

1 通報連絡系統

事故発生時等の通報連絡系統は、次のとおりである。



2 通報連絡内容

通報連絡内容は、次のとおりである。

- 事故発生の日時及び場所
- 事故の原因と被害の状況
- 応急措置の状況
- 復旧見込み
- その他必要な事項

第3 関係機関の活動

1 四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所の活動

四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所は、昭和50年3月31日付、運輸省港湾局と海上保安庁との確認事項に基づき、次に掲げる応急対策活動を実施する。

- 災害情報の収集及び情報連絡
- 流出油等の防除作業及び協力
- その他必要な措置

また、四国地方整備局は、開発保全航路等については、早急に被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に通報するとともに、障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧等を行う。

2 松山海上保安部の活動

松山海上保安部は、次に掲げる応急対策活動を実施する。

- 情報の収集・伝達
- 海難救助等
- 流出油等の防除
- 緊急輸送
- 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- 海上交通安全の確保
- 治安の維持
- 危険物の保安措置
- 広報

※ 松山海上保安部等船艇・航空機の状況・・・・・・・・・・資料〔3・23・2〕

3 県の活動

県は、次に掲げる応急対策活動を実施する。

- 情報の収集・伝達
- 災害対策本部等の設置
- 流出油等防除資機材の調達
- 関係防災機関の総合調整

4 警察機関の活動

警察機関は、次に掲げる応急対策活動を実施する。

- 災害情報の収集と付近の住民等への広報活動
- 付近の住民等の避難誘導
- 緊急通行車両通行路の確保と交通規制
- 警戒区域の設定と警戒警備
- その他災害現場における必要な措置

5 関係団体・企業等の協力活動

関係団体・企業等は、概ね次に掲げる活動を実施する。

- 松山海上保安部その他関係機関への事故情報の通報、連絡
- 応急対策活動用資機材の備蓄及び調達

- 自力による応急対策活動の実施
- 松山海上保安部の指示に基づく応急措置の実施
- その他必要な措置

第4 貯木・在港船舶対策

災害時における河川の氾濫又は津波、高潮等による貯木の流動等に起因する被害に対し、次のとおり防ぎよ活動を実施する。

なお、流木の被害を防ぎよするための貯木対策指導は、市において行い、在港船舶の対策指導は、松山海上保安部が行う。

1 貯木対策（水面）

（1）災害防止の方法

各貯木場においては貯木の流動を防止するため、ワイヤーロープ、非常用ロープ等の流出防護器具を設置する。

（2）事前措置

- 木材入荷状況の把握
- 貯木状況及び現在量の把握並びに必要時の管制
- 流出防止対策の指導
- 災害時における危険箇所の想定とこれに対する対策の策定
- 災害時における流木回収能力の把握
- 流出防止措置の確認

（3）事後措置（流木対策）

- 流木状況の調査
- 流木状況を船舶及び関係者への周知
- 流木の早期回収の勧告、あるいは除去命令の発動
- 流木回収状況の把握及び関係者への周知
- 流木早期回収の完全実施の推進

2 在港船舶対策

（1）事前措置

- 災害発生に関する情報の収集及び伝達
- 在港船舶及び入港予定船舶の動静把握及び避難指示
- 木材荷役船舶に対する措置
- 危険物荷役船舶に対する措置
- 運転不自由船舶に対する措置
- 在港船舶の整頓

（2）事後措置

- 被害の調査
- 災害復旧応急対策の策定
- 事故船に対する救難措置

- 流出木材に対する措置の指導

第5 陸上施設事故対策

陸上施設からの流出油等の事態が発生し、被害を及ぼすおそれのある災害が発生した場合における応急対策を実施する。

流出油事故に対する措置は、個々の状況（場所、流出量、油の種類、風向、風速、周囲の状況、その他）に応じ、適切な方法を考えるべきであるが、一般的には次により処理する。

1 事故原因者の措置

- 流出量を最小限に止める措置
- 関係機関（特に所管責任機関）への通報
- 引火（着火）防止と延焼防止の警戒措置
- 既に燃焼している場合は延焼防止の措置、人命財産の保護に対する適切な措置を講じなければならない。
- 拡散防止
- 流出油の回収除去
- 近隣施設等への応援要請
- その他必要な措置

2 市の措置

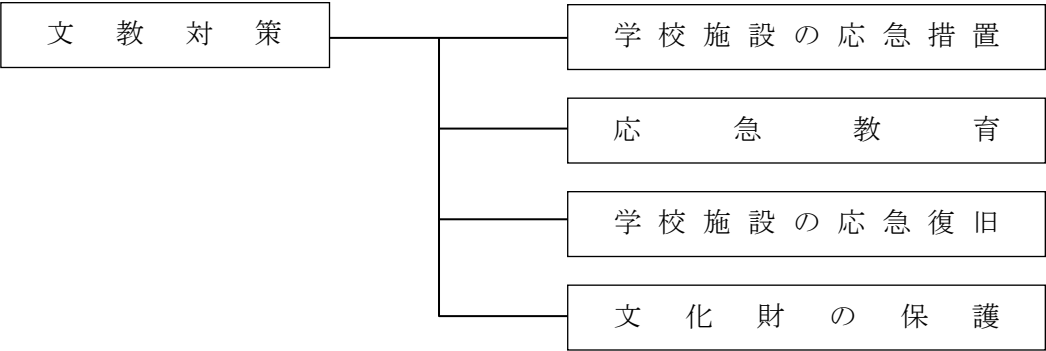
- 事業所、その他関係機関等との連絡調整及び指導
- 災害の拡大防止のための消防活動
- 死傷者等の救出収容
- 警戒区域の設定
- 広報活動及び避難の指示
- 他市町村への応援要請
- その他必要な措置

大量の排出油が海上に達したとき、又は達するおそれがあるときは、風水害等対策編第3章 第23節 第4「大量流出油等対策」に準じて措置する。

第24節 文教対策

基本方針
大規模地震災害時に、教育施設の被災又は児童生徒等の被災により、通常の実育を行ふことができない場合において、教育の早期再開に対応するための計画を次のとおり定める。

主な担当	教育委員会事務局



第1 学校施設の応急措置

学校施設が被災した場合の応急措置として、教育委員会は、施設等の被害状況を速やかに把握し、関係機関と緊密な連携をとり、学校施設の余裕教室及び公共的施設の使用又は応急仮設校舎の建設等、速やかに授業ができるよう措置する。応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により、必要があるときは県又は地域の住民等の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させる。

学校長は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じるとともに、必要に応じて被害状況等を実施責任者へ報告する。

- 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。
- 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休業等適切な措置を講じる。
- 災害の規模に応じて、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と連携し、災害対策について万全の体制を確立する。

第2 応急教育

1 臨時休業措置

(1) 授業開始後の措置

学校長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて臨時休業等の措置をとり、教育委員会に報告する。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、また、低学年児童にあつては、教師が地区別に付き添うなどの措置をとる。

なお、園児にあつては、保護者等との同伴で安全に帰宅できるよう、保護者等への引き渡しまでの間、待機させる措置をとる。

(2) 登校前の措置

自宅待機や臨時休業の措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を確実な方法で各児童生徒等に周知する。

2 応急教育の実施

学校の施設が被災した場合には、学校長は、次の方法により応急教育を実施する。

その場合、教職員の分担を明確にするとともに、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意する。また、必要に応じて、児童生徒等の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行う。

- 被害を受けた学校施設が、応急措置により利用できる程度の被害であれば、教育が行えるよう速やかに措置する。なお、被害の状況により、必要があるときは、住民等の協力を求める。
- 被害の程度によって臨時休業の措置をとり、対応策として長期休業中の振り替え授業等により授業時数を確保する。
- 教育環境の悪化により、教育効果が低下することのないよう補充授業等を適宜実施する。
- 学校が一部使用不能の場合、特別教室、体育館等を利用し、なお不足するときは二部授業や分散授業等の方法をとる。
- 学校が使用不能の場合、その再建又は仮設校舎建設までの間、他の義務教育施設の余裕教室及び公共施設を臨時的に使用する。
- 一斉授業が不可能な場合は、施設・設備の応急復旧状況を把握の上、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法等をあらかじめ児童生徒等、保護者に周知する。

※ 応急教育実施予定場所一覧表・・・・・・・・・・・・・資料〔3・26・1〕

3 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、不足数の状況により、県教育委員会と教職員の確保について連携を図る。

4 学校給食対策

学校給食は、できる限り継続実施するが、次の場合には一時中止する。

- 学校給食施設が災害救助のため使用された場合
- 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となった場合

- 感染症その他の危険の発生が予想される場合
- 給食用物資の入手が困難な場合
- その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

5 被災教職員、児童等の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員、児童生徒等に対しての予防接種や健康診断を関係機関に依頼する。

6 学校が避難場所となった場合の留意事項

学校長は、避難場所に供する施設・設備の安全を確認し、避難場所の管理者に対し、その利用について必要な指示をする。

教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。

避難生活が長期化する場合において、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について関係機関と必要な協議を行う。

7 学用品の給与

災害のために住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を失い、又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により、資力の有無にかかわらずこれらの学用品を直ちに入手することができない状態にある児童生徒等に対して、必要最小限度の学用品を給与し、就学の便を図る。教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童等を調査・把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給与する。

ただし、災害救助法が適用される災害にあつては、県からの通知に基づき実施し、同法の適用を受けない災害にあつては、市の応急対策として実施する。

(1) 対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を失い、又はき損し、就学上支障のある児童等

(2) 調査の方法

ア 教科書

学校別、学年別教科書の種類ごとにその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、指示に基づき、教科書供給書店等に連絡し、供給を受ける。

イ 学用品

県より送付を受けたものを配布するほか、県の指示により調達する。

(3) 給与の方法

ア 教科書

学校別、学年別、教科書別に調査して、給与対象者名簿を作成し、配分する。

イ 学用品

小中学生別に配分計画表を作成し、配分する。

(4) 支給品目

- 教科書（教材を含む。）
- 文房具
- 通学用品（通学用靴、雨傘、カバン、帽子、雨靴等）

(5) 教科書及び文房具等の給与の費用及び期間

第3章 第27節「災害救助法の適用」に準ずる。

災害救助法が適用されない場合の学用品等の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

第3 学校施設の応急復旧

災害の種別、規模等で、それに対応する対策を実施すべきであるが、全般的な措置としては、次の要領により行う。

- 被害の軽微な校舎については、被害の程度を十分調査し、即時補修等の措置を実施
- 被害が甚大で応急修理が不可能な場合は、実情を調査し、校舎再建、仮校舎建設等の計画を立て、その具体化を推進
- 運動場の被害については、使用に危険のない程度に応急修理を行い、校舎の完全復旧を待って整備

第4 文化財の保護

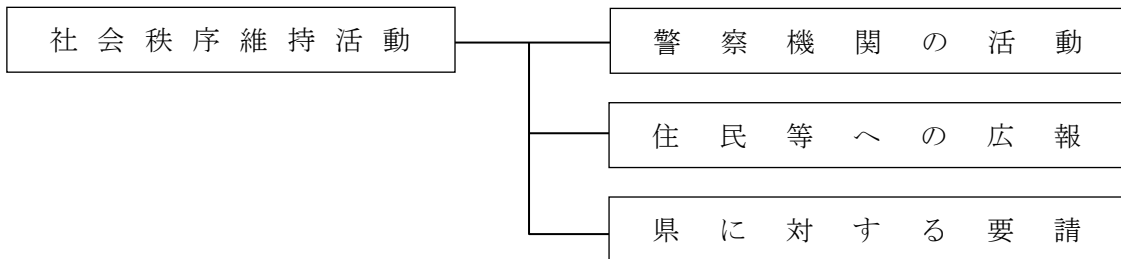
文化財の保護については、次のとおりとする。

- 文化財に関する応急対策等については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が策定する。
- 文化財が被災した場合、所有者、管理責任者又は管理団体は、被害の調査を実施するとともに消防機関に通報する。
- また、速やかに文化庁及び県教育委員会に被災状況を報告・協議し、復旧対策を実施する。

第25節 社会秩序維持活動

基本方針
大規模地震災害時には、多数の市民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、県、警察機関及び関係機関、団体等と協力して、人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

主な担当	本部事務局



第1 警察機関の活動

警察機関は、災害時における市民の生命、身体及び財産を保護し、又は被災地の治安を維持するため、関係機関と協力し、概ね次に掲げる活動を行う。

- 被災情報の収集と伝達
- 被災者の救出救護活動
- 危険区域居住者の避難誘導
- 災害による遺体の検視及び行方不明者の搜索
- 緊急交通路の確保
- 被災地における治安の維持
- 広報活動

※ 緊急事態における消防と警察の相互応援協定書・・・・・・資料〔3・27・1〕

第2 住民等への広報

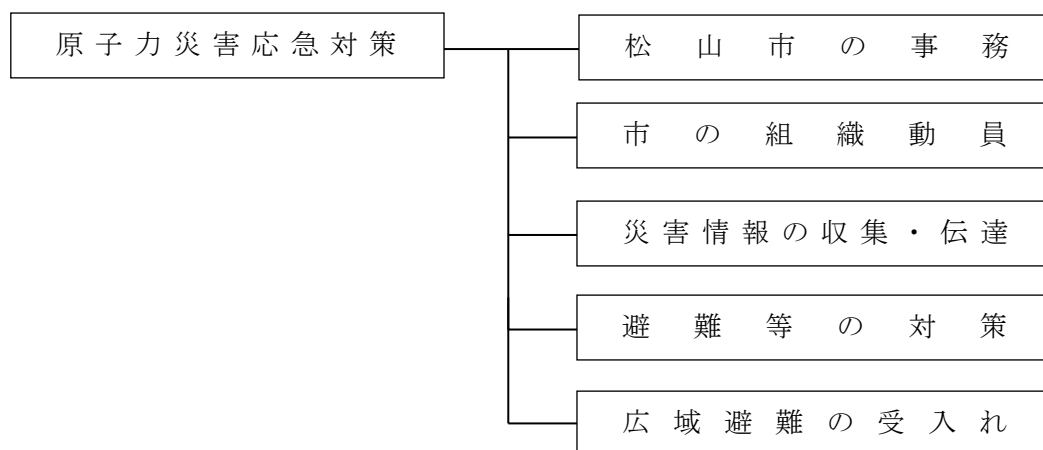
各種情報の不足や誤った情報等のため、市域に流言飛語をはじめ、各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに住民等に対して正確な情報及び住民等のとるべき措置等について呼びかけを実施するよう努める。

第3 県に対する要請

市域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し、応急措置又は広報の実施を要請する。

第26節 原子力災害応急対策

基本方針	
原子力災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に住民等の安全確保対策を講じる。	
主な担当	本部事務局



第1 松山市の事務

原子力防災に関し、松山市が処理すべき事務又は業務の大綱は、「松山市地域防災計画」（風水害等対策編、地震災害対策編）に定める事務又は業務の大綱に基づき、特に主なものは次のとおりとする。

- （１）住民広報の実施
- （２）住民避難等の実施
- （３）救援物資の配布
- （４）その他重点市町における応急対策の応援

第2 市の組織動員

市は、大規模な放射線事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制

市長は、次の設置基準に基づき、県と協議のうえ、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

(1) 災害警戒本部

ア 設置基準

- 県内に施設敷地緊急事態が発生したとき
- 県又は国から災害警戒本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき
- その他市長が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- 予想される原子力災害の発生がないとき
- 緊急事態応急対策措置が完了したとき
- 災害対策本部が設置されたとき

ウ 所掌事務

- 職員の配備に関すること
- 情報の収集・伝達に関すること
- 重点市町への応援に関すること
- 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力

(2) 災害対策本部

ア 設置基準

- 県内に全面緊急事態が発生したとき
- 県又は国から災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき
- その他市長が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- 予想される原子力災害の発生がないとき
- 緊急事態応急対策措置が完了したとき

ウ 所掌事務

- 職員の配備に関すること
- 情報の収集・伝達に関すること
- 避難等に関すること
- 重点市町への応援に関すること
- その他緊急事態応急対策措置に関すること

2 組織及び運営

対策本部の組織及び運営は、「松山市災害対策本部条例」及び「松山市災害対策本部要綱」の定めるところによる。

※ 松山市災害対策本部条例・・・・・・・・・・資料〔2・2・4〕

※ 松山市災害対策本部要綱・・・・・・・・・・資料〔2・2・5〕

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

警戒配備 1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
警戒配備 2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

なお、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、放射線防護に係る基準又は指標をあらかじめ定め、実行するとともに、防災資機材の整備、関係機関との情報交換、必要な研修及び教育訓練を行う。また、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。

(2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 本部設置又は廃止の通知

市長は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、又は廃止したときは速やかに知事、松山市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

第3 災害情報の収集・伝達

1 原子力災害情報等の収集・連絡

市は、必要な措置をとるため、原子力災害の状況、避難情報、安否情報、医療機関などの情報、県及び重点市町等が講じている施策に関する情報、交通規制などの正確かつきめ細やかな情報を迅速に収集・連絡する。

2 災害広報・広聴

市は、日頃から安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ周知徹底に努める。

災害時には、国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者等と連携を密にして、住民等に対して適切かつ迅速な広報を行い、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助ける。また、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達を実施するとともに、必要に応じ、相談窓口を開設し、住民等からの問合せ、要望、意見等に適切に対応する。

【広報すべき主な内容】

- 事故・災害等の概況
- 対策の状況

- 住民等のとるべき措置及び注意事項
- その他必要と認める事項

第4 避難等の対策

1 防護対策

市及び県は、原子力発電所からの事故の情報、国から提供を受けた緊急時モニタリングの結果の分析内容等から、必要があると認められる場合には、国の指導・助言又は指示に基づき、住民等の防護対策を実施する。

(1) 屋内退避

全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うほか、事態の進展等に応じて屋内退避を行う。

(2) 避難及び一時移転

緊急時モニタリングにより、次表O I L 1及びO I L 2を超える地域が特定された場合は、住民等の避難又は一時移転を実施する。なお、避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、甲状腺被ばく線量モニタリングを行う。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2 住民等の被ばく線量の把握体制の整備

市は、被ばく量の評価・推定を適切に行えるよう、国の支援や関係機関からの協力を得て、住民等に対する甲状腺モニタリング等を行うのに必要な資機材の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所での測定場所の選定等、被ばく線量評価体制の整備を行う。

3 避難所の開設

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所、避難所として開設するとともに、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

4 避難所等の運営

市は、国、県及び関係機関と連携し、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

5 交通規制、緊急輸送活動

市、県をはじめ防災関係機関は、救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

また、県警察及び松山海上保安部は、放射線災害が発生した場合において、緊急事態応急対策に必要な交通規制を実施する。

6 社会秩序の維持

市、県をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

第5 広域避難の受入れ

1 県内市町間における広域避難

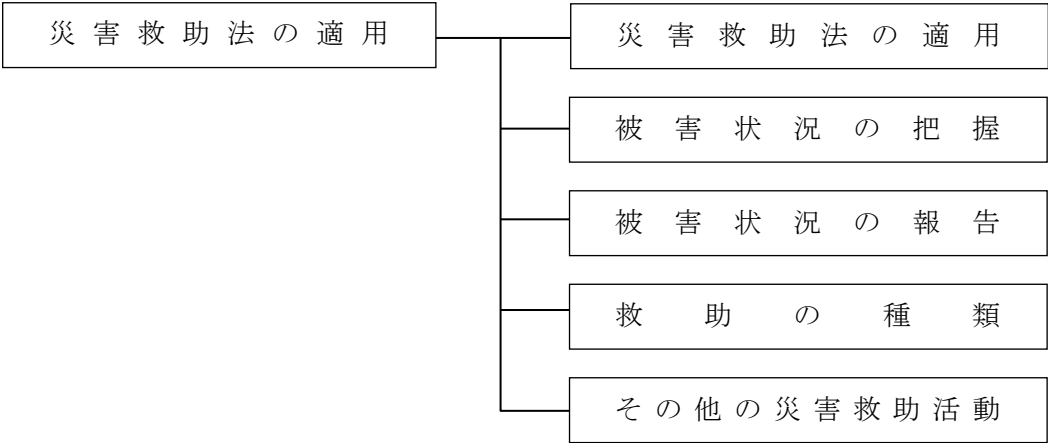
市は、県災害対策本部長から広域避難者の受け入れの要請があった場合は、「愛媛県広域避難計画」及び「原子力災害発生時等の広域避難者受入計画」に基づき、広域避難者を受け入れる。

2 避難者の健康対策

市は、避難所等における避難者の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

第27節 災害救助法の適用

基本方針	
災害救助法の適用により、応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。	
主な担当	本部事務局、総務部、市民部、福祉推進部、健康医療部、こども家庭部、環境部、都市整備部、開発建築部、教育委員会事務局、消防局



第1 災害救助法の適用

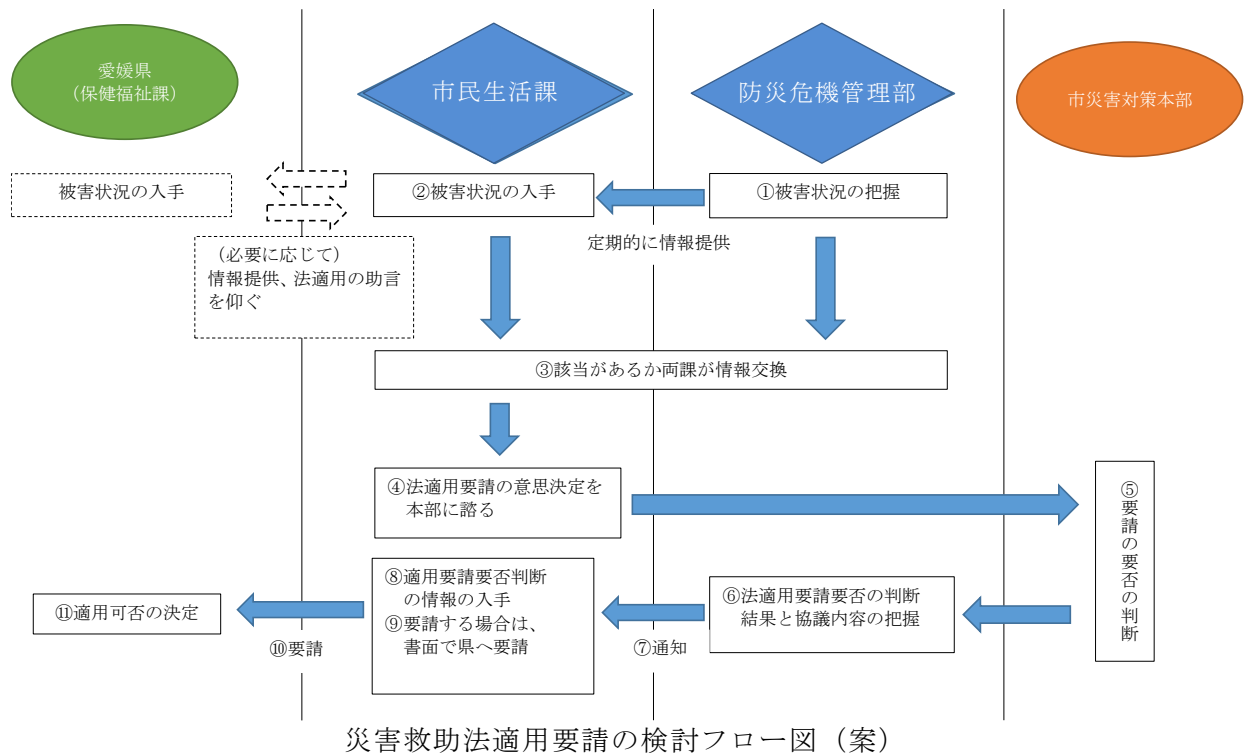
1 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市町の区域を単位に実施する。

2 災害が発生した場合の災害救助法の適用基準（県災害救助法施行細則第1条）

市長は、当該市における災害の程度が適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちに別表様式により、その旨を知事に報告するとともに、同法適用要請を行う。

※ 災害救助法適用報告様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔3・28・1〕



（1）適用基準（災害救助法施行令第1条）

災害救助法による救助は、市町村の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ現に救助を要する状態にあるときに実施される。

ア 住家等への被害が生じた場合

- 住家が滅失した世帯数が、市の区域内で 150 世帯以上であること
- 住家の滅失した世帯数が、県内市町の合計 1,500 世帯以上であって、市の世帯数が 75 世帯以上であること
- 住家の滅失した世帯数が、県内市町の合計 7,000 世帯以上であって、市において多数の住家が滅失した場合であること
- 当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

※内閣府令に定める特別の事情

〔被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること〕

イ 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

※内閣府令で定める基準

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること
- ・ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

滅失世帯数の算定方法

- 住家の全壊、全焼又は流失は、1世帯を滅失1世帯とする
- 住家の半壊、半焼は、2世帯をもって、滅失1世帯と算定する
- 住家の床上浸水は、3世帯をもって、滅失1世帯と算定する

ウ 災害救助法施行令第1条第1項第4号の内閣府令で定める基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には、次に示すとおりである。

- 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

また、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合とは、具体的には、次のような場合であること。

- 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - a 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - b 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
 - c 雪崩発生による人命及び住家被害の発生

3 災害救助法による救助の対象とならない災害の救助

災害救助法による救助の対象とならない災害の場合においても、被災状況により、市の応急対策として、市長が救助を実施する。

4 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことができる。

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

第2 被害状況の把握

被害状況の把握は、災害対策の第一歩であり、災害発生後の応急対策の実施に極めて重要な役割を果たすこととなるため、的確な状況把握に努める。

1 被害状況の調査、把握

被害状況の調査は、災害対策本部に「住家等被害調査班」を編成し、関係機関、住民等の協力を得て実施する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際には、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

※ 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書・・・・・・・・資料〔3・28・5〕

2 被害程度の認定基準

被害程度の認定は、災害救助法適用の判断の基準資料となるだけでなく、救助の実施に当たり、その種類、程度及び機関の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので適正に行う。

※ 住家等被害調査実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔3・4・3〕

第3 被害状況の報告

災害が発生した場合、直ちに正確な被害状況を把握して、速やかに県に報告する。

1 報告を必要とする災害

災害が発生した場合、概ね次に掲げる程度のものについて報告する。

- 災害救助法の適用基準に該当するもの
- 災害による被害が軽微であっても、全体的に大規模な同一災害である場合
- 市の被害が軽微であっても、全体的に大規模な同一災害である場合
- 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められる場合
- その他特に必要と認められる場合

2 報告の要領

被害報告は、災害の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、確定報告の3種類に区別される。これらの報告は、次により実施する。

(1) 発生報告

発生報告は、正確度よりむしろ迅速を主とすることが望ましい。

災害の態様、規模によっては、短時間に正確な被害状況を把握することが困難であるが、全体の被害状況が判明してから報告では、県の対応等に支障をきたすので、把握できた範囲内で、次の事項について報告する。

その際、情報の出所、調査時点、正確度等もあわせて報告する。

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の概況
- 被害の状況

- 既にとった措置及びとろうとする措置
- その他必要な事項

(2) 中間報告(変更の都度報告)

発生報告にかかる災害について、当該災害にかかる災害救助法に適用された市町村は、事務が完了した後、速やかに被害状況を取りまとめて報告し、その内容は、発生報告の内容のほか、次のとおりとする。

- 救助の種類別、実施報告
- 災害救助費概算額調
- 救助費の予算措置の概況

(3) 確定報告

災害救助法による救助が完了したときに行い、その内容は、中間報告と同じものとする。

- ※ 災害発生報告様式1～2の(2) 資料〔3・4・12〕
- ※ 災害の被害認定基準 資料〔3・4・13〕

第4 救助の種類

1 災害救助法による救助の種類(災害救助法第4条)

災害救助法による救助の種類は、概ね次のとおりであり、被害の程度・状況に応じて必要な救助を実施する。

- 指定避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の搜索及び処理
- 住宅又は周辺の障害物の除去
- 輸送費及び賃金職員等雇上費

2 市長が県からの通知により行う救助の種類

災害救助法による救助は、県が実施することとされているが、県から市長に通知があったものについては、その範囲内で救助を実施する。

〔救助の例〕

救助事務	担当部署
避難所の設置	各部
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	教育委員会 事務局 公営企業局
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	総務部 福祉推進部 健康医療部 こども家庭部
医療及び助産（救護所における活動）	福祉推進部 健康医療部 こども家庭部
被災者の救出	消防局 都市整備部 開発建築部
被災した住宅の応急修理	都市整備部 開発建築部
学用品の給与	教育委員会 事務局
埋葬	福祉推進部 健康医療部 こども家庭部
遺体の搜索及び処理	福祉推進部 健康医療部 こども家庭部
障害物の除去	環境部

3 救助の種類別実施要領

内閣総理大臣が定める基準により、県知事が定める。

※ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間・・・・・・・・資料〔3・28・2〕

第5 その他の災害救助活動

自然災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金の支給及び災害により住居、家財に被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けを実施し、被災世帯の生活の立て直しに資する。

※ 災害弔慰金等一覧表・・・・・・・・資料〔3・28・3〕

※ 松山市災害弔慰金の支給等に関する条例・・・・・・・・資料〔3・28・4〕

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しながら県、市が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

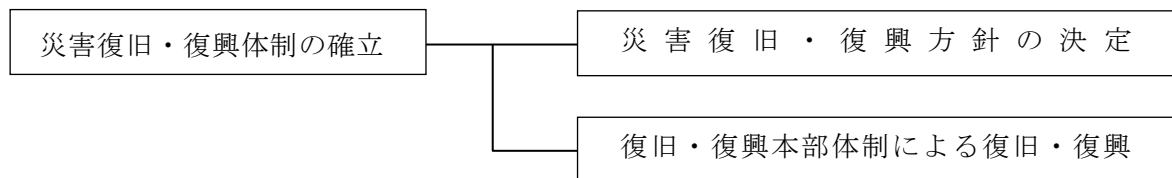
なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者や障がい者など要配慮者の参画を促進する。

節	項 目
1	災害復旧・復興体制の確立
2	災害復旧計画
3	復興計画

第1節 災害復旧・復興体制の確立

基本方針	災害が発生した場合、その状況を踏まえながら応急対策を実施するが、併せて重要となるのが復旧対策であり、被災者の生活再建、都市インフラの再建、産業の再建等に係る復旧対策は、可能な限り早い段階から実施されることが求められる。 また、大規模災害が発生した場合は、市民生活や産業、都市インフラを災害前の状態に復旧するだけでなく、被災を契機としてより良いまち、松山らしいまちに改変することが求められることから、県や関係機関と連携・協力して復興計画を速やかに作成し、復旧・復興に係る事業を推進する体制を確立する。

主な担当	本部事務局、総合政策部



第1 災害復旧・復興方針の決定

応急対策がある程度完了し、災害対応が終息に向かった段階（概ね発災後1週間を目安とする。）において、災害復旧・復興方針及び体制等を決定する。

方針の決定に当たっては、次の点に留意する。

- 発災前の状態に復旧するだけで十分か、被害の原因を究明し抜本的な対策を実施すべきかについての方向性
- 被災地の住民からの復旧・復興に関する意見聴取、方針の住民説明並びに合意形成
- 関係各課の連携・協力による、全庁横断的な対策を実施するための体制の構築
- 「松山市総合計画」等の上位・関連計画に定める重点項目等との整合性

第2 復旧・復興本部体制による復旧・復興

1 復旧・復興対策本部の設置

大規模災害時には、都市構造や産業基盤の改変を伴う高度かつ複雑な復旧・復興事業を速やかに実施する必要があるため、概ね発災後1箇月を目安に、市長を本部長とする「復旧・復興対策本部」を設置し、復興計画の策定、復旧・復興事業実施に関する総合調整等を行う。

なお、復旧・復興本部が設置された場合、災害対策本部は復旧・復興本部と連携し、救援物資の配布、生活安定対策等の応急・復旧対策に継続して取り組む。

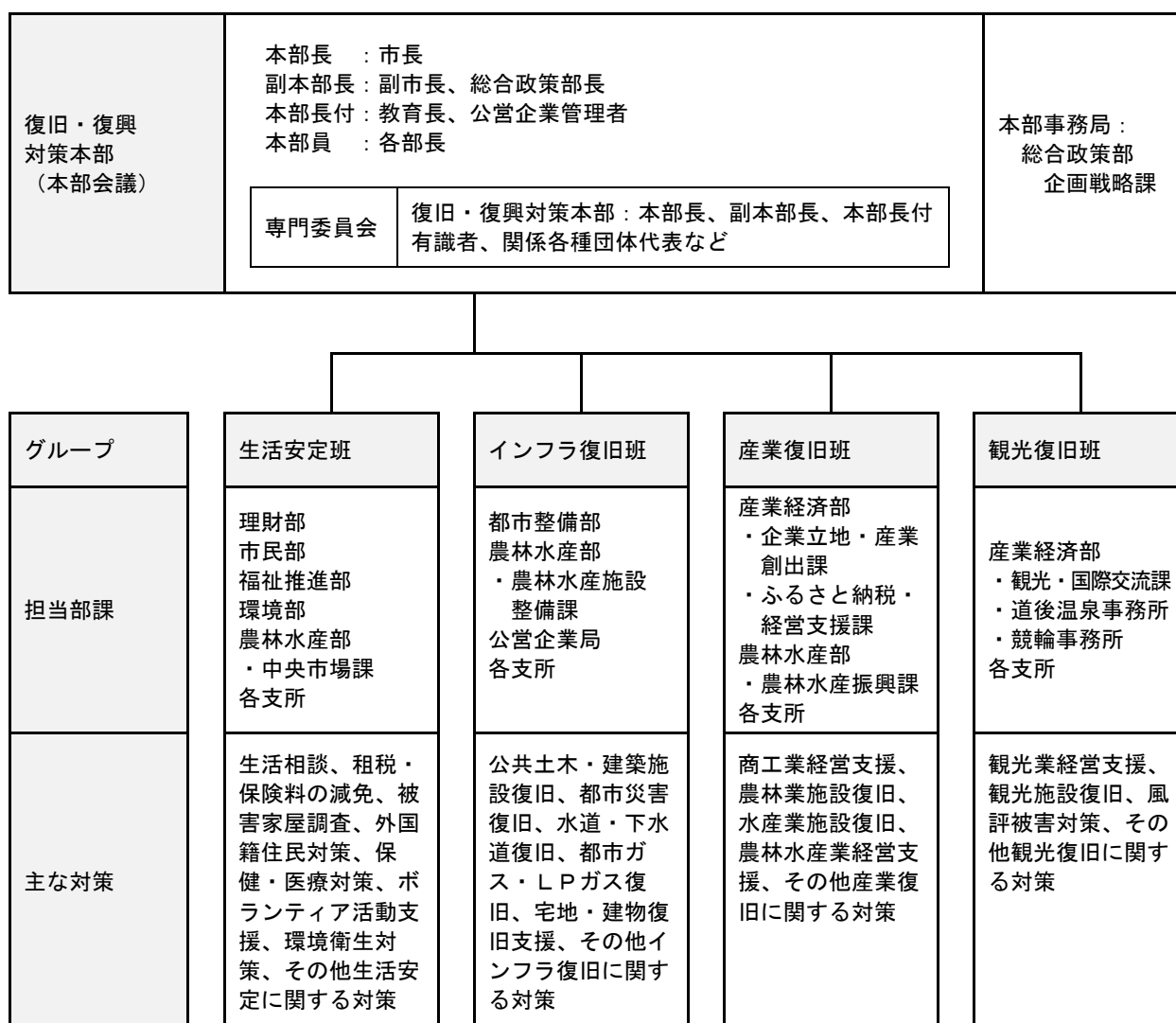
また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 復旧・復興対策本部体制の整備

復興計画の策定を含む復旧・復興対策全般の総合調整を行う担当部署を設置する。

既成市街地が大きな被害を受け、広範囲にわたって面的整備を要する場合は、復旧・復興本部内に有識者や各種団体等からなる専門委員会を設置し、具体的な計画案の検討を行う。

また、国、県等に対し、専門職員の派遣要請等を行い、策定体制の強化を図る。



3 災害復興の推進

概ね次に示す流れに従って、災害復興を推進する。

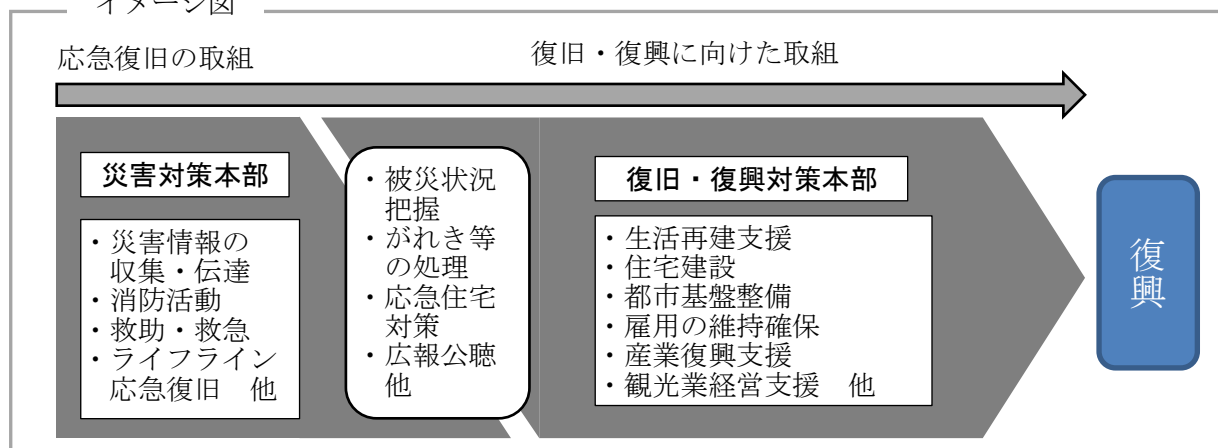
時 期（目安）	業 務	内 容
第1期 （災害発生後 1箇月以内）	災害復興体制 の確立	- 基本方針の策定組織の設置と検討着手 - 基本計画を策定する復興計画審議会の設置準備 - 庁内の復興検討組織の設置と検討開始 - 議会との連携 - 復興推進区域、重点復興地域指定の検討 - 建築基準法に基づく建築制限の検討
第2期 （1箇月～3箇月）	災害復興基本 方針の策定	- 災害復興基本方針の策定、周知及び意見聴取 - 災害復興基本計画の策定着手 - 復興推進区域、重点復興地域指定の都市計画決定の調整 - 建築基準法に基づく建築制限の実施 - 条例制定に関する検討開始
第3期 （3箇月～6箇月）	災害復興基本 計画の策定	- 災害復興基本計画の策定、公表及び周知 - 地区別整備計画の策定、公表及び周知
第4期 （6箇月以降）	災害復興事業 計画等の策定	- 災害復興事業計画の決定（地区別細部計画の策定含む。） - 住民・事業所等の合意形成
第5期	各事業の推進	

4 災害対策本部との関係

復旧・復興対策本部は、大規模災害からの復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業のうち、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

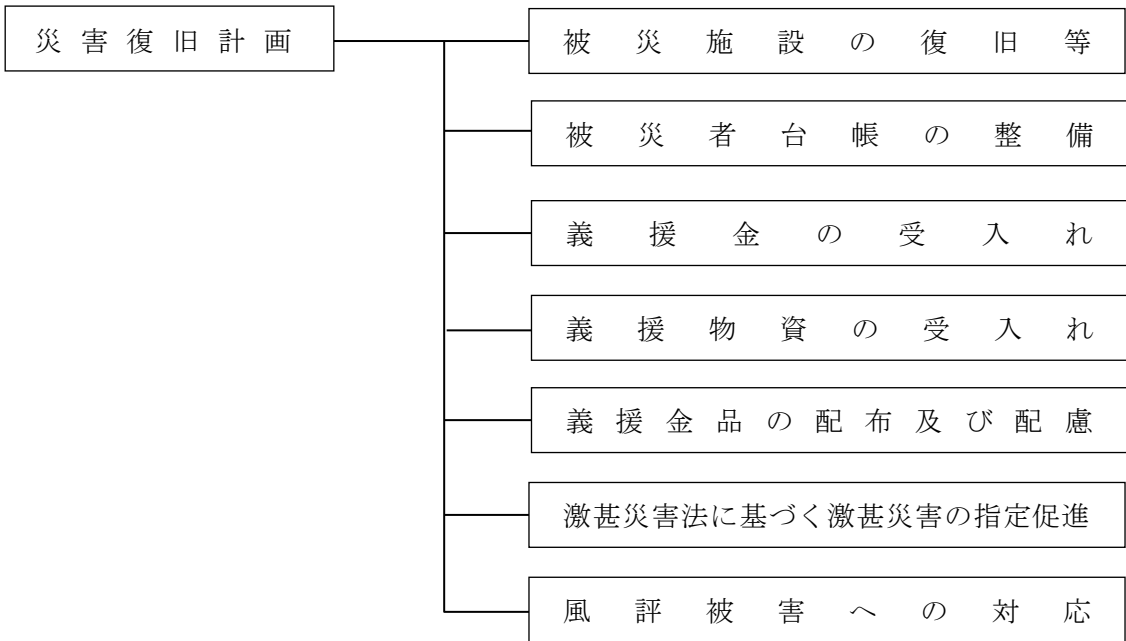
イメージ図



第2節 災害復旧計画

基本方針	
災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の現状復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施する。	

主な担当	本部事務局、会計事務局、市民部、福祉推進部、こども家庭部、都市整備部、開発建築部、農林水産部、上下水道部、教育委員会事務局



第1 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、現状復旧を基本とし、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

特に、災害に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次災害防止の観点から土砂災害防止対策に配慮する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、概ね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行うが、激甚な災害の場合は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき行う。

1 農林水産業等施設

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)
土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）

2 道路、海岸、河川、港湾、漁港、下水道、都市公園施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

3 砂防施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

砂防法（明治30年法律第29号）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

4 街路、都市排水施設等

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

都市災害復旧事業事務取扱い方針

5 公営住宅等

公営住宅法（昭和26年法律第193号）

6 水道施設

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

7 公立学校施設

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

8 特定大規模災害等

特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、県を通じて国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

第2 被災者台帳の整備

市は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第3 義援金の受入れ

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金の受け入れについては、マニュアルに基づき、次のとおり行う。

1 義援金の受入れ

- 義援金は、市民生活課が受付けて、寄託者に受領書を交付する。
- 義援金は、会計事務局において金融機関と調整して義援金受入専用口座を開設する。

2 義援金の募集

災害の状況によっては、県と連携して義援金の募集を行い、企業等からの義援金を受け入れるため問合せ窓口を設置し、マスコミに公表して協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体・関係機関を通じ、広く県内外に協力を呼びかけ義援金の送付を要請する。

第4 義援物資の受入れ

市は、物資拠点に義援物資の受入れ窓口を開設し、次の事項に注意し義援物資を受け入れる。

1 義援物資に関する広報・周知

市は、必要物資の確保及び仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、次のことを広報する。

- 必要としている物資とその数量
- 受付窓口、送付先、送付方法
- 個人からは原則として義援金を受け付けること
- 荷物の中身がわかるように物資名及び数量を明確に表示すること
- 複数の品目をひとつの箱に梱包しないこと
- 小口になることを避けるため、近隣で協力者がある場合は連携すること
- 腐敗するおそれのある食料は送らないこと

また、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

なお、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、県と連携し、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受け入れに努める。

2 義援物資の保管・搬送・仕分け

市は、県及びその他の市町村等からの物資は、支援物資配送拠点に受入れ保管し、仕分けのうえ各指定避難所へ搬送する。

義援物資の仕分けは、市の管理の下、配送業者等専門家の協力を得て実施する。

第5 義援金品の配布及び配慮

1 義援金品の配布

義援金品の配布については、義援金品配布委員会を設置し、次のことについて協議決定し被災者に対し、公平かつ迅速な配布を行う。

- 配布金品の総額・総量
- 配布対象者と配布額・量
- 配布方法
- 配布状況の公表
- その他義援金品の配布に関すること

なお、配布については、被災者支援グループの責任において、適宜実施する。

【義援金品配布委員会】

委員長 副市長

委員 会計管理者、総合政策部長、市民部長、福祉推進部長、義援金募集に功績のあった者等

2 配分に関する配慮

市は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に被災者（自宅避難者を含む。）への配分を実施する。

また、被災者に対して義援物資の配分に関する広報を行う。

第6 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

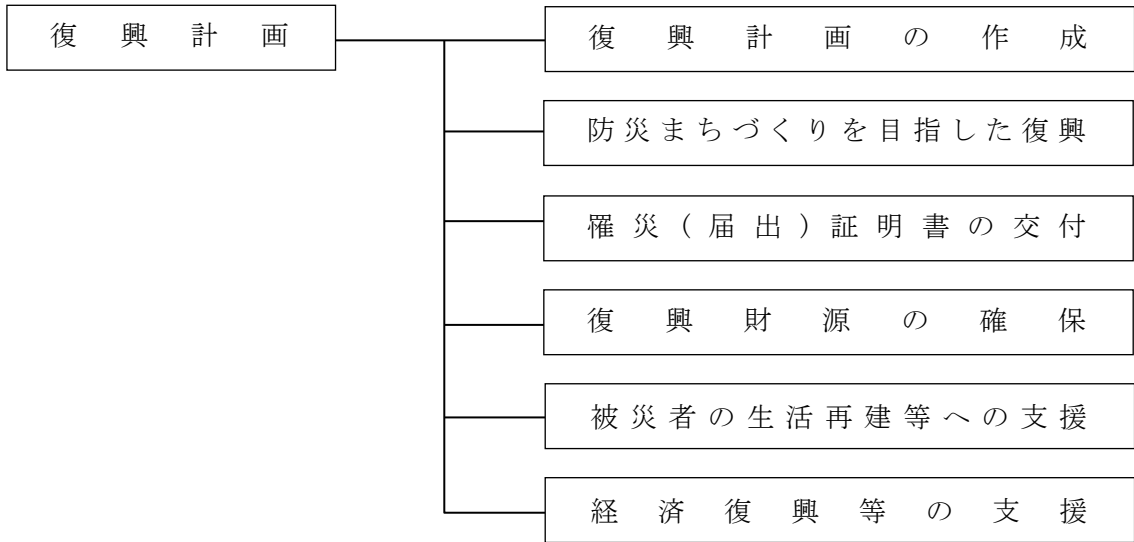
第7 風評被害への対応

市は、県、国及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報するとともに、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執る。

第3節 復興計画

基本方針
災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。 このような社会の混乱を解消し、人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的とし、関係機関の協力のもと、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、総合計画や各種整備計画に基づき必要に応じて復興計画を策定し、関係機関と調整をしながら、計画的に復興を進める。

主な担当	理財部、総合政策部、防災危機管理部、市民部、福祉推進部、都市整備部、開発建築部、産業経済部、農林水産部、上下水道部、教育委員会事務局



第1 復興計画の作成

1 復興計画の作成

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向等を勘案しつつ、総合計画や各種整備計画に基づき必要に応じて被災地の復興計画を策定する。

被災市街地については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等に基づき、次により健全な復興を図る。

- 被災地の復興対策については、災害発生時の経験から、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中するなど問題が明らかになっており、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた体制を確立し、市が主体となって市民の意向を尊重しつつ計画的に行う。

- 大規模な災害により広域的に地域が壊滅し、社会経済活動に障害が生じた場合においては、県及び関係する県内市町等と連携をとり、これら災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るための土地区画整理事業・市街地再開発事業の施行、道路・公園等公共施設の整備及び公営住宅等の供給に関する事業等について、復興計画を策定する。
- 事業を進めるに当たり新たなまちづくりの展望、計画策定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対して行う。

2 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地区画整理事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあつせんを求める。

さらに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2 防災まちづくりを目指した復興

市は、次の事項に留意し、防災まちづくりを目指す。

- 必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念の下に、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資す

るものであり、その点を十分市民に対し説明し理解と協力を得るように努める。
また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

- 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行う。
- 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第3 罹災(届出)証明書の交付

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 第 1 項の規定に基づき、各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、発災早期に罹災（届出）証明書（火災を除く。）の交付体制を確立し、交付事務を行う。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

1 罹災(届出)証明書の交付者

罹災（届出）証明書の交付は、罹災者等から申請があった場合に、市長が交付する。

2 証明書の種類

(1) 罹災証明書

住家及び非住家について、市が現地調査等により罹災の事実を確認することができた場合に、その罹災状況を証明するもの。

(2) 罹災届出証明書

次に掲げる物件等の罹災状況について、市長に届け出ていることを証明するもの。

ア 自動車、家財道具等の動産

イ その他市長が適当と認めたもの

※ 松山市罹災証明書等交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料〔4・3・1〕

第4 復興財源の確保

1 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- ア 復旧・復興事業
- イ その他

2 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

3 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

第5 被災者の生活再建等への支援

市は、総合防災情報システムを活用して、被災状況や避難所情報等を把握し、災害救助法の適用のための適切な判断を行うとともに、県との情報共有に努める。

また、被災者生活再建支援システムの構築により、これを活用し、迅速な被害調査、罹災証明の発行、被災者台帳の整備等を図るよう努める。

なお、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等で、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 被災者の自律的生活再建の支援

(1) 生活保護に関する事項

被災者の恒久的生活確保の一環として、次の措置を講じる。

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低限の生活を保障し、生活の確保を図る。
- 被保護世帯が災害に伴い家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合には、市は、規定額の範囲内で住宅維持費の支給を行う。

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

(3) 資金の貸付等

被災者のうち要件に該当する者に対する災害援護資金、生活福祉資金、その他の融資等について、県、社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通措置を講じる。

- 生活福祉資金
- 母子福祉資金

- 父子福祉資金
- 寡婦福祉資金
- 災害援護資金（災害弔慰金支給等に関する法律）
- 災害特別援護資金

2 被災者生活再建支援金の申請受付、支給

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱いについて必要な事項を定める。

（1）被災者生活再建支援法の概要

ア 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

イ 法の適用

市の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続を実施する。

（ア）法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害

（イ）法の対象となる自然災害の程度

- a 「災害救助法施行令」第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- d a又はbの市区町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- e aからcの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- f a若しくはbの市区町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口2万人未満に限る。）

（2）被災者生活再建支援制度

ア 支援金の支給対象及び支給額

（ア）支援金の支給対象となる被災世帯

前述の2（1）イ（イ）aからfの自然災害により被災した世帯で、次に掲げる被害程度のもの

- a 住宅が全壊した世帯
- b 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

- c 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- d 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(イ) 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は、各欄の当支給額の金額は3/4の額となる。

a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)ア(ア)aに該当	解体 (2)ア(ア)bに該当	長期避難 (2)ア(ア)cに該当	大規模半壊 (2)ア(ア)dに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(3) 支援金の支給申請等

ア 申請期間

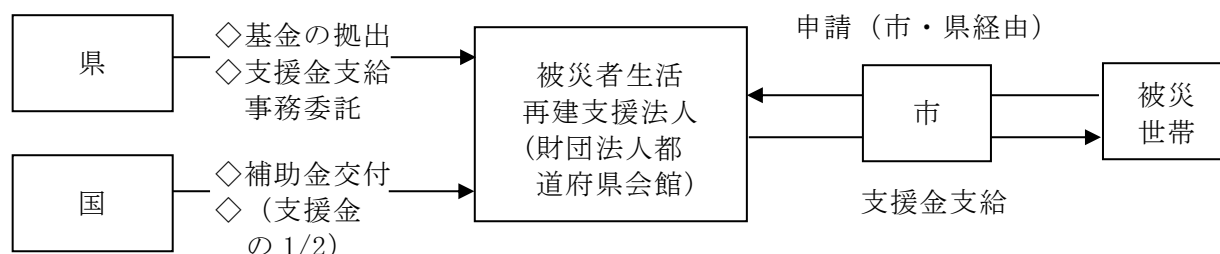
基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月とする。

イ 申請時の添付書類

- 基礎支援金：罹災証明書、住民票等
- 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

ウ 支援金支給に係る手続

被災者からの支援金支給申請に係る市、県、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり



3 被災者の税負担等の軽減

必要に応じ、地方税の納期限の延長、徴収猶予及び減免や、国民健康保険制度における医療負担及び保険料の減免等を行い、被災者の負担の軽減を図る。

4 被災者の住宅確保支援対策

必要に応じ、災害公営住宅の建設及び公営住宅への特定入居等を行う。

復興過程においては、仮設住宅等の提供により、その間生活の維持を支援する。

また、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、県を通じて国に大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成 25 年法律第 61 号）の適用申請を行う。

5 広報連絡体制の整備

被災者の自立に対する援助、助成措置について、広報紙やホームページ等を活用して広報活動を行う。

6 総合相談窓口の設置

被災者からの問合せを一元的に受け付ける窓口を設置する。

外国人に対しては、災害多言語支援センターが設置されている場合は同センター、又は県や国際交流協会等と連携し、外国人に配慮した対応を行う。

第6 経済復興等の支援

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、市、県及び関係機関は緊密な連携を図り、国の支援を得ながら、再度災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

1 中小企業融資制度の確保

市は、県との連携の下、あらかじめ商工会議所・商工会等と連携体制を構築し、中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるとともに、被災した中小企業の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経済の安定が得られるようにするため、必要に応じて次の措置を講じる。

- 中小企業者に対する援助・助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。
- 市内金融機関に対し、中小企業向けの融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による経営安定関連保証の特例の適用を認定するとともに、中小企業向けの融資の円滑化を図るため、信用保証協会等の協力を求める。
- 中小企業者の負担を軽減し、その復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるための必要な措置を講じる。
- 株式会社日本政策金融公庫（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行が、2008 年 10 月 1 日に統合）及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付制度の利用促進を図る。

2 地域経済の復興と発展のための支援

市は地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、必要に応じて県や関係機関等と連携し、独自のイベントや商談会等の開催、誘客対策などの支援策を実施する。

3 職業のあっせん、職業訓練

県は、被災者が災害のため収入の途を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、現地職業相談所を開設し、適職への早期就職のあっせんに努める。

なお、通勤地域への就職あっせんが困難な場合は、広域職業紹介（職業安定法第17条の2）により広く職業の機会を求めるなどの方法により、就職あっせんを行うとともに、高等技術専門学校への入校等により職業訓練を受講させ、生業及び就職に必要な技術を習得させるよう努める。

4 農林漁業金融制度の確保

被災した農林漁業者等の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金の融資が円滑に行われるよう、県は、必要に応じて次の措置を講じる。

- 施設復旧又は災害により必要とする運転資金等を融通するため、農業近代化資金や株式会社日本政策金融公庫資金の災害資金等の貸付財源の確保を関係機関に要請するとともに、その迅速な貸付けに努める。
- 必要に応じ、県単独の災害資金の創設を行うとともに、県内市町、金融機関に対し、被災農林漁業者向けの災害資金の創設及び既存資金の貸付金利の低減等の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 被災農林漁業者等に対し、低利経営資金が融通できるよう、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の地域指定を受けるために必要な措置を講じるとともに、国に対し、融資枠の確保を要請する。
- 被災農林漁業者等に対する既借入金の償還条件の緩和等の特別措置を講じる。
- 農林漁業者等に対する援助・助成措置について広報するとともに、必要に応じ、融資相談室等を設置する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

節	項 目
1	総 則
2	災害対策本部等の設置
3	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
4	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
5	関係者との連携協力の確保に関する事項
6	時間差発生等における円滑な避難の確保等
7	防災訓練に関する事項
8	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1節 総 則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第 1 章 第 2 節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第2節 災害対策本部等の設置

第1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに「松山市災害対策本部」（以下「本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

また、災害の規模・状況等により、災害時にあって災害対策本部の事務の一部を行う組織として「現地災害対策本部」を設置することができる。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、松山市災害対策本部条例及び松山市災害対策本部要綱に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の活動体制

災害応急対策要員の活動再生は、第3章 第2節 第1「活動体制の区分」に準ずる。

第4 地震発生時の応急対策

1 情報活動の強化

第3章 第3節 第1「情報活動の強化」に準ずる。

2 情報の収集・伝達

第3章 第3節 第2「情報の収集・伝達」に準ずる。

3 気象庁の地震・津波関連の情報

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び地震・津波に関する情報の伝達系統は、第3章 第3節 第3「気象庁の地震・津波関連の情報」の図-15のとおり。

4 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

5 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

6 災害拡大防止活動

第3章 第9節「災害拡大防止活動」に準ずる。

7 医療救護活動

第3章 第12節「医療救護活動」に準ずる。

8 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

9 緊急輸送活動

第3章 第7節「緊急輸送活動」に準ずる。

10 交通確保対策

第3章 第8節「交通確保対策」に準ずる。

11 防疫・保健衛生活動

第3章 第14節「防疫・保健衛生活動」に準ずる。

12 文化財の保護

第3章 第24節 第4「文化財の保護」に準ずる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

施設等の整備は概ね五箇年を目途として行い、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

なお、具体的な施設等の整備計画は、第1章 第7節 第1に定める「地震防災緊急五箇年計画」によるものとする。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定める。

- 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平時の管理方法
- 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
- 防災行政無線の整備等の方針及び計画

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第3章 第3節 第2から第3のとおりとするほか、市は、次の事項にも配慮する。

(役割分担や連絡体制等の検討に当たって配慮すべき事項)

- 1 津波に関する情報の防災関係機関、住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- 5 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

第3 避難指示等の発令基準

沿岸域の住民に対する避難指示の発令基準及び対応は、原則として次のとおり

1 避難指示

(1) 大津波警報・津波警報が発表された場合

直ちに防災行政無線及び広報車等により、沿岸域の住民、漁協、港湾関係者及び海浜の遊客等に対して、あらゆる手段をもって、早急に避難指示を伝達するなど、必要な措置をとる。

(2) 津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがある場合

沿岸域の住民、漁協、港湾関係者及び海浜の遊客等に対して津波注意報を適切な手段により伝達し、テレビ・ラジオ・市等の情報に注意するよう呼び掛ける。

また、海面の監視及び情報の聴取を行った結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、速やかに避難指示を発令する。

(3) 震度4以上程度の地震を感じたが、情報伝達等の異常等により「津波注意報」、「津波警報」が伝達されない場合

市長は、沿岸域の住民、漁協、港湾関係者及び海浜の遊客等に対して、避難指示の発令等、必要な措置をとる。

避難後は、少なくとも1時間はテレビ・ラジオ等の報道を聴取し、「津波注意報」、「津波警報」、「大津波警報」等の情報の入手に努める。

避難後は、高台等の安全な場所から海面の状態を監視する。

第4 避難対策等

市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、屋内避難に使用する建物を明示するとともに、避難の際には高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の保護についても十分考慮するなど、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

地震発生時において、津波による避難指示等の対象となる地域は、別表1のとおりである。

なお、津波による避難指示等の発令対象地区については、町丁目単位で判断する。

別表1 避難指示等の発令対象地区

※ 愛媛県地震被害想定調査の南海トラフを震源とする地震による津波浸水想定区域が含まれる町丁目

地区名	区 域
浅 海	浅海本谷、浅海原
難 波	下難波、大浦
北 条	北条、北条辻、安居島、土手内
河 野	府中、柳原、片山、河野中須賀
栗 井	小川、磯河内、和田、久保、栗井河原、苞木、鹿峰
堀 江	堀江町
和 気	馬木町、太山寺町、和気町1丁目、和気町2丁目、勝岡町
久 枝	安城寺町
高 浜	新浜町、石風呂町、梅津寺町、港山町、松ノ木1丁目、松ノ木2丁目、高浜町1丁目、高浜町2丁目、高浜町3丁目、高浜町4丁目、高浜町5丁目、高浜町6丁目
由 良	門田町、由良町
泊	泊町
三津浜	神田町、梅田町、元町、須賀町、若葉町、三津1丁目、三津2丁目、三津3丁目、住吉1丁目、住吉2丁目、三津ふ頭
宮 前	三杉町、会津町、内浜町、古三津1丁目、古三津2丁目、古三津3丁目、古三津5丁目、古三津6丁目、ひばりヶ丘、桜ヶ丘、東山町、高山町、祓川1丁目、祓川2丁目、辰巳町、春美町、中須賀1丁目、中須賀2丁目、中須賀3丁目
味 生	山西町、清住1丁目、清住2丁目、別府町、大可賀3丁目、海岸通
生 石	北吉田町、南吉田町
垣 生	西垣生町
西中島	宇和間、熊田、吉木、饒、畑里、中島栗井
東中島	中島大浦、小浜、長師、宮野、神浦
睦 野	睦月、野忽那
神 和	上怒和、元怒和、津和地、二神

市は、別表1に掲げる地区ごとに、津波避難計画の作成に努めるとともに、次の事項について、関係する地区の住民等にあらかじめ十分周知を図る。

- 地域の範囲
- 想定される危険の範囲
- 避難場所（屋内、屋外の種別）
- 避難場所に至る経路
- 避難の指示の伝達方法
- 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

1 避難指示等の伝達

地震災害対策編 第3章 第5節 第1「避難指示等の発令・伝達」に準ずる。

ただし、津波警報等の津波予報が発表されたときは、第3章 第5節 第2「避難誘導等」及び第6節「津波災害時の避難活動」のとおり必要な措置を講じる。

2 避難の方法及び避難誘導

第3章 第5節 第2「避難誘導等」及び第6節「津波災害時の避難活動」に準ずる。

3 避難所の設置

第3章 第5節 第3「指定避難所の設置」及び第6節「津波災害時の避難活動」に準ずる。

4 避難所の運営管理

第3章 第5節 第4「指定避難所の運営管理」に準ずる。

5 避難状況の報告

第3章 第5節 第5「避難状況の報告」に準ずる。

6 津波からの避難に関する意識の普及啓発

市は、居住者及び観光客等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように防災マップの作成及び周知に努める。

7 避難行動要支援者等の避難誘導等

第3章 第11節 第1「災害時の対策」に準ずる。

8 避難場所及び避難所の運営・安全確保

第3章 第5節 第4「指定避難所の運営管理」に準ずる。

9 劇場・百貨店等の特定事業者における南海トラフ地震防災対策計画の策定

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」により定めた別表2（南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域）に掲げる区域の劇場・百貨店等の特定事業者においては、津波からの円滑な避難を内容とする南海トラフ地震防災対策計画を策定する。

別表2 南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

別府町、山西町、清住1丁目、清住2丁目、大可賀3丁目、海岸通、北吉田町、南吉田町、西垣生町、東山町、会津町、高山町、辰巳町、中須賀1丁目、中須賀2丁目、中須賀3丁目、春美町、祓川1丁目、祓川2丁目、ひばりヶ丘、三杉町、内浜町、古三津1丁目、古三津2丁目、古三津3丁目、古三津5丁目、古三津6丁目、桜ヶ丘、梅田町、神田町、住吉1丁目、住吉2丁目、三津1丁目、三津2丁目、三津3丁目、元町、須賀町、若葉町、三津ふ頭、石風呂町、新浜町、高浜町1丁目、高浜町2丁目、高浜町3丁目、高浜町4丁目、高浜町5丁目、高浜町6丁目、梅津寺町、松ノ木1丁目、松ノ木2丁目、港山町、安城寺町、馬木町、勝岡町、太山寺町、和気町1丁目、和気町2丁目、堀江町、由良町、門田町、泊町、浅海本谷、浅海原、下難波、大浦、北条、北条辻、安居島、土手内、府中、柳原、片山、河野中須賀、小川、磯河内、和田、久保、栗井河原、苞木、鹿峰、睦月、野忽那、中島大浦、小浜、長師、宮野、神浦、宇和間、熊田、吉木、饒、畑里、中島栗井、上怒和、元怒和、津和地、二神

第5 消防機関等の活動

消防局及び消防団（水防団）は、津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

- 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- 津波からの避難誘導
- 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 津波到達予測時間等を考慮した退避ルールの確立
- 土のう等による応急浸水対策
- 救助・救急等

上に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。

また、地震が発生した場合は、次の措置を行う。

- 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- 水防資機材の点検、整備、配備

第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。

2 電気

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

4 通信

通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保する。

また、地震発生後、電波が輻輳した場合の対策等の措置を講じる。

5 放送

放送事業者は、次の措置を講じる。

- 津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

- 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波から円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的内容を定める。

第7 交通対策

1 道路

市、県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、主要避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

2 海上及び航空

松山海上保安部及び港湾（漁港）管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させるなどの措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

港湾（漁港）管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾（漁港）利用者を避難させるなど、速やかに津波襲来のおそれがある旨を周知する。

空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波襲来のおそれがある旨を周知する。

また、乗客及び空港内に滞在する者等の避難誘導計画等を定める。

3 鉄道

鉄道管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を講じる。

また、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

（1）各施設に共通する事項

- 津波警報等の入場者等への伝達
- 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 出火防止措置
- 水、食料等の備蓄
- 消防用設備の点検、整備
- 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

- 速やかな耐震診断の実施及び必要に応じた耐震改修の実施（昭和56年6月以前に建設された施設に限る。）

(2) 個別事項

- 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置
 - 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部事務局等がおかれる庁舎等が被災した場合、代替施設として、①市役所本庁舎本館庁舎内、②市役所本庁舎別館庁舎内に設置する。

災害対策本部事務局等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- 無線通信機等通信手段の確保
- 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急通行車両等の確保

この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第9 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

3 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 消防団の充実

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

第5節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の調達手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保ができるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達等について計画を作成しておく。
- (2) 市は、県に対して、住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を都府県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、「松山市地域防災計画」に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

1 応援協定に基づく応援要請

第3章 第16節 第2「応援協定等に基づく応援要請」に準ずる。

2 愛媛県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請

第3章 第16節 第3「愛媛県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請」に準ずる。

3 自衛隊の派遣要請

第3章 第17節「自衛隊の派遣要請」に準ずる。

第3 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

市中心部などにおいて帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるなどのほか、「市地域防災計画」地震災害対策編 第3章 第5節 第8「旅行者等帰宅困難者の避難対策」に準ずる。

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の災害応急対策

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合、防災危機管理部長は、速やかに災害対策(警戒)本部体制に移行できるよう、全部局に対する連絡等、所要の準備を始める。

なお、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、第3章 第1節「応急措置の概要」、第3章 第3節 第2「情報の収集・伝達」に準ずる。

※ 南海トラフ地震に関連する情報・・・・・・・・・・資料〔5・5・1〕

第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の災害応急対策

市は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合は、災害対策本部を設置し、市民に対し事前避難や住宅の倒壊、地震火災に対する備えを求めるほか、情報収集・連絡体制の確立、市民への広報、大規模地震発生後の災害応急対応の確認や防災上重要な施設等の点検など、地震への備えを徹底する。

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等

市長は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたときは、災害対策基本法に基づき、直ちに「松山市災害対策本部」を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

本部設置後、必要に応じて災害対策本部会議を開催し、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけ[※]を行う。

関係部局においては、災害対策本部会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には、必要に応じて、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

※市民に呼び掛ける今後の備えの例

- ・家具の固定
- ・避難場所及び避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の取決め
- ・家庭における備蓄の確認 等

なお、地震発生から1週間(地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)は、災害対策本部体制で厳重な警戒を行う。

1週間経過の後、さらに1週間(地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間。)は、原則として災害警戒本部体制による対応とするが、被害状況等を踏まえ、必要に応じて災害対策本部体制を継続する。

当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。

(1) 災害対策本部体制

第3章 第2節 第3「非常体制」に準ずる。

(2) 情報の収集・伝達

第3章 第3節 第2「情報の収集・伝達」に準ずる。

(3) 関係機関の役割

第3章 第1節「応急措置の概要」に準ずる。

2 周知・広報活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知する。

なお、市民等への周知については、第3章 第4節「広報活動」に準ずる。

3 津波からの事前避難のための高齢者等避難の発令

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、あらかじめ定める地域に「避難情報」を発令し、対象地域の市民に避難を求める。

4 指定避難所の開設

第3章 第5節 第3「指定避難所の設置」に準ずる。

なお、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に伴う指定避難所の開設は、災害救助法の適用をうける。

5 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の避難状況等について、具体的に把握するための末端からの各種情報の収集体制を整備する。

なお、情報の収集・伝達体制については、第3章 第3節 第2「情報の収集・伝達」に準ずる。

6 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

7 避難対策等

(1) 市民等の避難行動等

ア 国からの指示が発せられた場合において、沿岸域の住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域及び地盤沈下や堤防の破壊等による海水流入等により浸水するおそれがある地域として、市はあらかじめ事前避難対象地域を定める。また、市は事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として高齢者等事前避難対象地域を定める。

高齢者等事前避難対象地域

西垣生町の一部、辰巳町の一部、中須賀3丁目の一部、祓川1丁目の一部、祓川2丁目の一部、三杉町の一部、神田町の一部、住吉1丁目の一部、元町の一部、港山町の一部、和気町2丁目、太山寺町の一部、堀江町の一部、由良町の一部、中島大浦の一部

- イ 後発地震に備えて、一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等の具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について策定する。
- ウ 市は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。
- エ 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報に従い、指定された指定避難所へ避難する。
- オ 高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。
- カ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の市民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼び掛ける。

（2）避難所の運営

避難後の救護の内容については、「松山市避難所運営管理マニュアル」、「福祉避難所運営管理マニュアル」による。

8 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防局及び消防団（水防団）が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 事前避難対象地域における市民等の避難誘導、避難路の確保

9 ライフライン、放送、銀行等

水道、電気、ガス、通信、放送、銀行等の事業者は、必要な体制及び安全を確保し、後発地震の発生に備えて必要な措置を講じるものとし、その実施体制を定めておく。

なお、ライフライン関係事業者のとの応急対策については、本編 第3章 第20節「ライフラインの確保」による。

10 交通

（1）道路

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するための体制を定めておく。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにする。

（2）海上及び航空

松山海上保安部、港湾（漁港）管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意する。

港湾（漁港）管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾・漁港の対策について、津波に対する安全性に留意する。

空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意するとともに、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行う。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。

さらに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

11 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理等を行う施設の、管理上の措置及び体制は、次のとおりとする。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、施設入場者等への伝達
- 施設入場者等の安全確保のための退避等の措置
- 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 出火防止措置
- 飲料水、食料等の備蓄
- 消防用設備の点検、整備
- 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- 各施設における緊急点検、巡視

（留意事項）

- 1 施設入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう、適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況、その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 個別事項

- 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- 河川、海岸、港湾施設、漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- 病院は、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- 幼稚園、小・中学校等は、次に掲げる事項

- ・児童生徒等に対する保護の方法
- ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- 社会福祉施設は、次に掲げる事項
- ・入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- 無線通信機等通信手段の確保
- 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急通行車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、速やかに工事を中断し、労働者等の安全を確保する。

12 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行う。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の災害応急対策

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合には、これを踏まえ、必要に応じて災害警戒本部会議を開催し、一部割れのケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、災害警戒本部体制で対応を行う。

さらに、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけ※を行う。

※市民に呼び掛ける今後の備えの例

- ・家具の固定
- ・避難場所及び避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の取決め
- ・家庭における備蓄の確認 等

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は、災害警戒本部会議の開催に代えて災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間は、災害対策本部体制で対応を行う。

なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。

(1) 災害警戒本部体制

第3章 第2節 第2「警戒体制」に準ずる。

(2) 情報の収集・伝達

第3章 第3節 第2「情報の収集・伝達」に準ずる。

(3) 関係機関の役割

第3章 第1節「応急措置の概要」に準ずる。

2 周知・広報活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知する。

なお、市民等への周知については、第3章 第4節「広報活動」に準ずる。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、沿岸地域の市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼び掛ける。

また、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認する。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の対応

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合、防災危機管理部長は、所要の準備を終了し、全部局にその旨を連絡する。

第7節 防災訓練に関する事項

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、防災週間等を通じて積極的に、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努め、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような、より具体的かつ実践的な訓練を行う。

- 要員参集訓練及び本部運営訓練
- 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

また、市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し必要に応じて助言と指導を求める。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、部、課及び機関ごとに行い、その内容は次の事項を含む。

- 地震・津波に関する一般的な知識や家庭内での地震防災対策
- 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策と今後取り組むべき課題
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動と職員等が果たすべき役割

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、津波による浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水範囲、避難場所、主要避難路等を示す防災マップを作成して周知を図るとともに、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとし、その内容は、次の事項を含む。

- 地震・津波に関する一般的な知識（津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合いなど）
- 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- 正確な情報入手の方法
- 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 各地域における避難地及び避難経路に関する知識
- 避難生活に関する知識
- 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
- 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

3 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

松山市地域防災計画

地震災害対策編

(令和〇年〇月修正)

発 行 松山市防災会議

事務局 松山市 防災危機管理部 危機管理課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目 7-2

電 話 089-948-6794

F A X 089-934-1813

E-mail kikikanri@city.matsuyama.ehime.jp